

藤江布議文史

記述編

藤沢市議会史

記述編





江の島



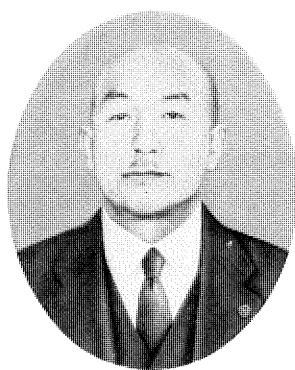
## 歷代議長



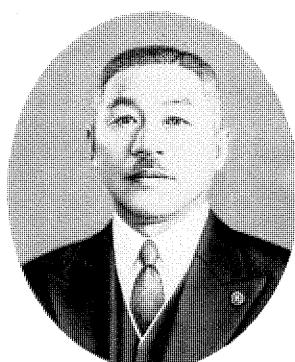
第2・4代  
葉山繁蔵



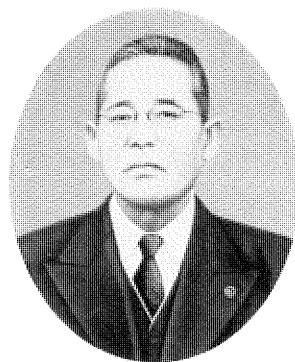
初代  
鈴木 勇



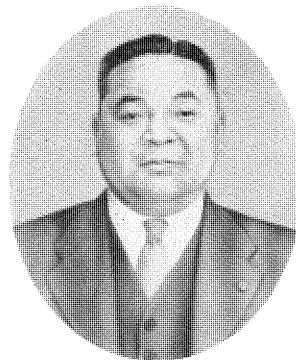
第5・8代  
豊島豊次郎



第3代  
杉山清茂



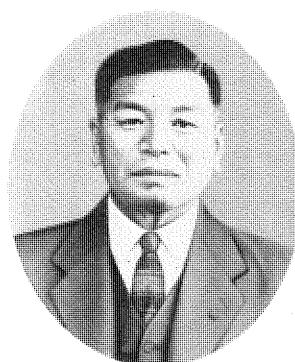
第7代  
二見林太郎



第6代  
青木保二郎



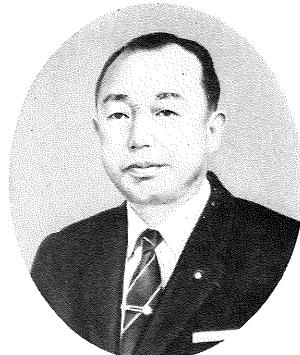
第10・11・12代  
山口倉吉



第9代  
秋本信善



第14代  
仲戸川桃人



第13代  
平綿宗司

## 発刊の辞

藤沢市議会議長



竹原 桂人

藤沢市議会史は、市制町村制施行以後の藤沢町会・市会・市議会と時代の変遷にしたがつて展開された行政を背景として、議会活動・住民運動等を客観的に記述し後世に遺すべく、昭和四十二年より準備計画をたてました。

資料の収集から出発して昭和四十五年度には資料編を刊行し、今回記述編の刊行まで五年有余の歳月を経ましたが、その間関係各位のみなみならぬ労苦が結実し、ここに藤沢市議会史がめでたく発刊され、各位のご高覧に供することを得ましたことは、喜びにたえないところであります。

市制施行三十周年記念事業の一環として発足したこの編さん業務の執行にあたり、資料の欠如・散逸がはなはだしく、とくに、鵠沼村に関する資料等については入手不可能であったことはかえすがえすも残念であり、その他の資料収集についても事務局担当者や編集委員の各先生方の努

力は容易なものではなかつたし、先輩各位のご協力もいただいたのであります。

これらの道程を顧みて、いかに資料の保存が貴重なことであるかを痛感いたしたわけであります  
が、その意味からもこの議会史が誕生したことは大きな意義があるものと考えます。  
町会のはじめから先輩諸公が活躍された状況の一つ一つが時代の流れを背景として走馬灯のよ  
うに脳裡をかけめぐり、まことに興味尽きないものがあり、地方自治の発展史として貴重なもの  
であると思います。

発刊にあたり、全国市議会議長会会长である横浜市議会会长の町田善太郎殿、前市長の金子小一  
郎殿、市長葉山峻殿のご祝辞を、また、初代市議会議長の鈴木勇殿から題字のきじょうをいただき  
ましたことに対しまして厚くお礼を申しあげます。

また、議会史編さん委員・編集委員・編集助手・事務局各位と、貴重な資料を提供、ご協力を  
いただきました各位に感謝申し上げ、ごあいさつといたします。

昭和四十七年十月一日

## 発刊のことば

藤沢市議会史編さん委員長



## 平 布 宗 司

藤沢市議会史の発行は、市制三十周年を記念する事業の一環として、市議会が自主的に企てたものであります。昭和四十三年に編さん規程を制定し、基本方針を決定しましたが、その方向づけとしては、「市議会等の活動状況を中心に時代的背景も可能なかぎり広くとらえ、行政と議会・住民と議会との関係を公正・的確に描写する」というもので、同時にこの方針に沿って編さん体制も確立されたのであります。

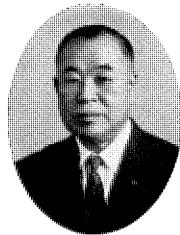
執筆は地方都市行政研究会の五人の先生方で、それぞれこの道の権威であり、本事業の主旨を深く認識され、資料の調査・収集・研究等に献身的努力を重ねられました。

さらに、終始あたたかい目で経過を見守り、適切な助言をもいただいた議会全員の方々や、資料提供、思い出話等を通じご協力くださった先輩諸氏と、過去八十余年にさかのぼっての資料集め、執筆者との連絡・原稿の整理・校正等に多くの困難を克服して真剣に取り組まれた議会事務

局のスタッフの労苦と情熱に対しましても、ここに深い感謝をささげたいと思ひます。  
本書が、藤沢市将来の一層の発展のため、指針の一端となることを念願して発刊のことばとい  
たします。

昭和四十七年十月一日

## 刊行の祝辞



全国市議会議長会会長

横浜市会議長

町田喜右郎

藤沢市が、このたび市制施行三十周年記念事業の一環として、議会史を編さん、刊行されたことは、まことに意義深く、心からお祝い申しあげます。

賛辞を呈するとともに、この事業の完成のために専心努力された関係各位のご労苦に対しても敬意を表するものであります。

いわゆる“温故知新”——古きをたずねて新しきを知ることの重要性は、一般社会においてもさることながら、議会においてはとくに強く要求されるところであります。

遠く先人の足跡をさぐり、その歴史を記録にとどめて後の世の発展に資することは、きわめて意義深く、高く評価されるべきものと信じます。

貴市は現在、神奈川県下の雄都として、めざましい発展を続けておられます、都市整備や公害などをめぐる都市問題が全国的に台頭しつつあり、前途なお多難なるものが少なくないと考え

られます。

このようなどきにこそ、過去の歴史の集大成がむしろ新鮮な感覚をもつ指針として輝きを増すであろうことを期待するとともに、貴市がますます大きく飛躍されることを祈念して、議会史刊行の祝辞といたします。

昭和四十七年十月一日

## 刊行の祝辞

藤沢市長



藤沢市  
議会史

懸案でありました藤沢市議会史が、ここ数年にわたる関係者のご労苦によつて、このたび完成しましたことは、まことに喜ばしいかぎりであります。

ここに、執筆を担当された諸先生がた、ならびに、企画編集に協力されました関係各位のご労苦に対し深く感謝の意を表します。

顧みますと、市制が施行されてから早や三十余年を過ぎ、当時三万七千人弱であったわが郷土藤沢も、二十四万を数える湘南の雄都として発展したのであります。

この長い歴史を経て今日の成長を見る藤沢を築きあげたなかで、大きな役割りを果たした議会を知ることのできるものとして、ここに「藤沢市議会史」が完成したことは、まことに意義深いものがあると考えます。

「温故知新」のことばのとおり、私どもは常に過去をふりかえり、先人の足跡を知ることによ

つて、今日の実情を正しく認識し、そして、明日への藤沢の発展を期さなければならぬと思ひます。

今後において、多くの市民と議会・市が一体となり、『太陽と緑と潮風につつまれた、人間都市藤沢』の実現のために、この議会史が大きく寄与されるであろうことを確信いたしまして、議会史発刊の祝辞といたします。

昭和四十七年十月一日

祝　　辞

前藤沢市長



玉子小一郎

藤沢市議会史編纂に当たり、私の関係した年数は昭和四年以来今日まで四十二年間にわたつて  
いる。既往を回顧して転た感慨に堪えぬものがある。

時世の変遷は刻々進んでいる。古代ギリシャの哲学者ターレスの言を引用するまでもない。  
「万物は流転」しつつある。

自治体体质の改変（戦前は府県制・市制・町村制の三部制）、行政方針、政策、実施の変わり  
方には多くの要素が関与している。先ず中央政治、政界の分野、国策の支配力。これに加え、府  
県よりのそれなど。これと併行して経済界の盛衰、生産手段の変化、流通運輸機構の変容、消費  
生活の変移など。更にこれら基盤から必然的に発生した政治経済思想。次いで、生じた労働問題  
を基盤とする政党の発生と活動。

遠く遡れば明治二十年頃の国情、欽定憲法の制定、帝国議会の成立、藩閥政府打倒への集結、

同時に発生した自由・改進二大政党の勃興と闘争は地方自治体に至大なる影響を与えた。即ち市町村長、同議会に波及したのである。

その後、その変形たる政友会、民政党（始めは憲政会）も、府県知事、県部長、警察主腦部の任免、市町村長、同議員選挙にも至大な干渉が加わったのである。また普選の実施せらるるやそれまで細々たる存在であつた革新政党が労働組合をバックに抬頭し、今や大きく普通市民層に手を延ばすに至つた。

これら一連の諸団体の主義主張の相違と活動は民衆の叡智から生まれたものであり、一国、一県、一市町村が一政党の支配下に在る場合の弊害は、住民の不幸、奪自由に繋がることを自ら知つてゐるからである。

以上の如き歴史的沿革的年輪を記録しつつ藤沢市議会史は記述されるに至つたのである。冒頭に述べた「時世の変遷は刻々に進んでいる」は我一人の感懷ではない。

黄鶴一去不復返

白雲千載空悠々

（唐詩選、黄鶴樓の一節）

昭和四十七年十月一日



例　言

- 1 『藤沢市議会史』は、記述編と資料編とに分けて編さんした。記述編には、明治初期から昭和四三年度にいたるまでの藤沢町—藤沢市の町・市政の変遷を、町会—市会—市議会の活動を中心に記述し、巻末に参考として簡単な年表を付した。資料編には、藤沢市の誕生（昭和一五年一〇月一日）以降における議会関係資料を整理して収めた。
- 2 本書編さんにあたっては、藤沢市役所所蔵の会議録・議決書等の記録、議会報・市報・広報その他の刊行物、各種新聞の関係記事などを調査検討するとともに、多数の関係者を対象に聴取調査を行なった。
- 3 記述は、原則として当用漢字・現代かなづかいによつたが、引用文・人名・慣用語についてはこれに従わなかつた場合もある。
- 4 人名の敬称はすべて省略した。
- 5 分担執筆にともなう文体のある程度の不統一は避けえなかつた。

## 目 次

### 第一部 戰前の藤沢町会・市会

第一章 明治地方制度の形成と藤沢地区の動き	九
第一節 明治維新と初期の町村行財政	一一
一 神奈川県の成立と行政区画の変遷	一一
二 初期町村行財政機構の整備	一八
三 新法の制定と町村会	三五
第二節 日清・日露戦争前後の町村行財政	四五
一 町村制の施行と藤沢大坂町・明治村・鶴沼村の誕生	四五
二 町村委会の動き	五五
三 町村財政とその矛盾	六七
四 東海道線・江の電開通と町村の変化	八〇
第二章 藤沢町の成立と大正デモクラシー	九一
第一節 藤沢町の成立と高松町政時代	九三

一 町村合併計画と藤沢地区の統合.....	九三
二 藤沢町会の政争と渋谷村委会.....	一〇三
三 藤沢町の財政.....	一一七
四 藤沢地区における蚕糸業の発展.....	一二四
<b>第二節 金子町政の発足と第一次世界大戦期の各町村.....</b>	<b>一三五</b>
一 大正デモクラシーと米騒動.....	一三五
二 金子町政と町村委会.....	一四四
三 大正前期における各町村の財政.....	一五六
四 辻堂駅の開設と海軍演習地問題.....	一六三
<b>第三節 関東大震災前後の町村行財政.....</b>	<b>一七三</b>
一 普選運動の展開と地方制度の改革.....	一七三
二 関東大震災と藤沢町の復旧作業.....	一七八
三 大正後期における金子町政と各村委会.....	一八七
四 町村財政の危機と両税委譲問題.....	一九七
<b>第三章 昭和初期の藤沢町政 .....</b>	<b>一〇七</b>
<b>第一節 政争の激化 .....</b>	<b>一〇九</b>
一 普選の実施と藤沢の政情.....	一〇九
二 湯原町政と町民運動.....	一一五

三	普選法による町議選挙と隈川町政の発足	一一一
四	町営火葬場移転問題と隈川町政	一一一
五	一木町政と高等小学校特設問題	一四三
第二節	政争の緩和・都市化の進行	一六四
一	第一次大野町政	一六四
二	第二次大野町政——市制実現運動の展開	一九四
第四章	藤沢市の誕生と戦時下の市政	三一七
第一節	市制の実現と市域拡充	三一九
一	市制施行と市会の発足	三一九
二	町村合併の動向	三三一
第二節	戦時下の藤沢市政	三四八
一	大野市政のあゆみ	三四八
二	金子市政	三五九
第二部	戦後の藤沢市議会	
第一章	藤沢市議会の新発足と片瀬町の合併	三八九
第一節	敗戦直後の藤沢市と飛嶋市長の就任	三九一
一	敗戦と藤沢市	三九一

二 飛嶋市長の就任と最初の総選挙.....	四〇〇
第二節 新憲法制定と地方自治制度の改革.....	
一 日本国憲法と地方制度の第一次改革.....	四〇六
二 地方自治法制定前後.....	四一〇
第三節 片瀬町の合併.....	
一 片瀬合併問題と大藤沢市構想.....	四一七
二 片瀬合併の実現.....	四二三
第四節 第一回地方選挙と藤沢市議会の新発足 .....	
一 第一回統一地方選挙.....	四一九
二 藤沢市議会の新発足.....	四三五
第五節 インフレ下の市政 .....	
一 市警察・消防の発足とインフレ対策.....	四四八
二 昭和二三年度予算と校舎建設問題.....	四五四
第六節 飛嶋市長の辞職.....	
一 片瀬木材問題.....	四六〇
二 飛嶋市長の辞職と伊沢市長の就任.....	四六八
第七節 議長、常任委員の改選と片瀬問題.....	
一 地方自治法の改正と議長改選.....	四七三

二 片瀬をめぐる諸問題 ..... 四七八

第八節 ドッジ・ライン下の市議会 ..... 四八六

一 第二次吉田内閣とドッジ・ライン ..... 四八六

二 昭和二四年度予算審議と時局対策委員会 ..... 四九〇

三 市議会内の諸問題 ..... 五〇〇

第二章 地方自治の動搖と藤沢市議会 ..... 五〇九

第一節 朝鮮戦争、サンフランシスコ講和と地方自治の再編成 ..... 五一一

一 朝鮮戦争からサンフランシスコ講和へ ..... 五一一

二 地方自治制度の再編成 ..... 五一七

第二節 地方税制の改革と中央劇場問題 ..... 五二九

一 昭和二五年度予算審議と市税条例の改正 ..... 五二九

二 藤沢市中央劇場問題 ..... 五三〇

第三節 都市施設の整備 ..... 五三七

一 市制二〇周年と市庁舎の新築 ..... 五三七

二 江の島観光施設の整備と事業誘致 ..... 五四四

第四節 昭和二六年の第二回地方選挙 ..... 五六四

一 昭和二六年度予算審議と市税条例の改正 ..... 五六四

二 第二回統一地方選挙 ..... 五六一

## 第五節 市民税問題と財政難対策

五七一

- 一 市民税引き上げ問題 ..... 五七一
- 二 財政難打開対策 ..... 五八〇

## 第六節 伊沢市政から金子市政へ

五八九

- 一 昭和二七年の市長選挙 ..... 五八九
- 二 金子市政の発足 ..... 五九五
- 三 青木議長の就任と会派の動向 ..... 六〇一
- 四 昭和二七、二八年の総選挙 ..... 六〇六

## 第七節 市民運動の発展と財政難打開の努力

六一五

- 一 社堂演習地返還運動と高压線問題 ..... 六一五
- 二 既施設改善問題と四電話局合併問題 ..... 六二三
- 三 財政難対策と昭和二八年度予算 ..... 六二七
- 四 東洋航空誘致等の諸問題 ..... 六三八

## 第三章 地方制度の改革と財政再建

六四七

### 第一節 増大する行政需要と赤字財政

六四九

- 一 市財政の赤字への転落と再建努力 ..... 六五〇
- 二 ポミ焼却場設置問題 ..... 六六五
- 三 国民健康保険の発足 ..... 六七〇

四	国保課・市民課の登場	六八二
五	大下水道事業に着手	六八四
第二節 警察制度・教育制度・地方財政制度の改革		六八七
一	警察制度の改正 市警廃止	六八八
二	地方自治法改正（自治権縮小）反対の運動	六九五
三	教育二法と新教委法	七〇一
第三節 住民運動と藤沢市議会		七〇九
一	高庄線撤去問題のその後	七〇九
二	辻堂演習場解放運動	七一七
三	東京螺子の火薬庫設置反対運動	七三五
四	元使記念会館譲渡問題のその後	七四九
五	秩父宮記念体育館建設問題	七五二
六	東急弾丸道路に反対する運動	七六三
第四節 議長改選をめぐる紛糾		七六六
一	一九九一二月の議長改選	七六八
二	三〇年五月の議長改選	七七四
第四章 町村合併と藤沢市議会		七七九
第一節 国策としての町村合併		七八一

一 町村合併促進法の制定	七八一
二 合併促進運動の本格化	七八四
三 神奈川県における町村合併計画の推進	七八七
<b>第二節 藤沢市における町村合併</b>	<b>七九一</b>
一 合併の準備段階	七九一
二 渋谷町との合併の経緯	七九五
三 小出村（遠藤）との合併の経緯	八一一
四 御所見村との合併の経緯	八一五
五 藤沢市における合併関係議決の完了	八一六
六 遠藤地区分村後の紛争	八二七
<b>第五章 新しい都市づくりの基礎固め</b>	<b>八二九</b>
<b>第一節 三〇年の総選挙、県議選および市議選</b>	<b>八三一</b>
一 三〇年二月の総選挙	八三一
二 県議選・市議選	八三三
<b>第二節 都市計画の基本構想と広域行政</b>	<b>八三六</b>
一 都市計画の基本構想	八三六
二 藤沢駅南部の都市改造	八三七
三 「湘南市」構想のてん末	八四一

四 江の島湘南港の建設	八四九
第三節 都市づくりの進展に伴う諸問題	八六〇
一 し尿処理施設貯溜槽方式から加温処理へ	八六〇
二 鎌倉市のし尿処理場問題	八六四
三 市立伝染病舎建設問題	八六七
四 湘南有料道路の通行料撤廃問題	八七一
五 国鉄根岸線延長問題	八七四
六 マイアミビーチ市との都市提携	八七七
七 議員報酬値上げをめぐる論議	八八一
第四節 保守・革新の戦線整理と三四年市議改選	八八六
一 吉田内閣の終焉——鳩山内閣の成立——保守合同	八八六
二 社会党統一	八八九
三 三一年市長改選	八九〇
四 三四年の県議選・市議選	八九三
第五節 安保体制と藤沢市議会	八九七
一 原水爆禁止運動と市議会	八九七
二 オネスト・ジョン演習場反対運動	九〇四
三 沖繩米軍基地使用に関する要望決議	九〇六

四 占領軍の不法行為等による被害救済の要望決議	九〇九
五 安保改定と藤沢市議会	九一〇
六 黒いジェット機追放決議	九一五
<b>第六章 高度成長下の地域開発と市議会</b>	
<b>第一節 工業化と藤沢市の変貌</b>	
一 東京湾開発と神奈川県の変化	九二二
二 神奈川県第二次総合開発計画と藤沢市の変貌	九三一
三 第一次北部工業開発と建設公社	九三七
四 企業誘致と減税問題	九四五
五 農業の変動と農協合併	九五六
<b>第二節 市を取りまく諸問題</b>	
一 湘南港建設問題	九六五
二 辻堂演習地跡払下問題	九七〇
三 米軍ジェット機墜落事件	九七六
<b>第三節 自治体組織の再編成</b>	
一 湘南広域行政の構想	九八六
二 行政組織の再編	九九九
三 議会運営機構の拡大	一〇〇六

四 三八年四月市議会議員選挙..... 一〇一二

第七章 首都圏下の都市開発と市議会 .....

第一節 首都圏の形成と地域開発政策の転換 .....

一 県第三次総合開発計画と市の膨張..... 一〇一五

二 北部第二工業団地造成..... 一〇三三

三 新市建設計画の策定..... 一〇四三

四 西部開発計画の策定..... 一〇五〇

第二節 行政組織の合理化 .....

一 電子計算組織の導入..... 一〇五九

二 昭和四二年四月市議会議員選挙..... 一〇六九

第三節 都市開発と住民運動 .....

一 サイエンスランド反対運動..... 一〇七五

二 辻堂南部区画整理反対運動..... 一〇八五

表..... 一〇九九

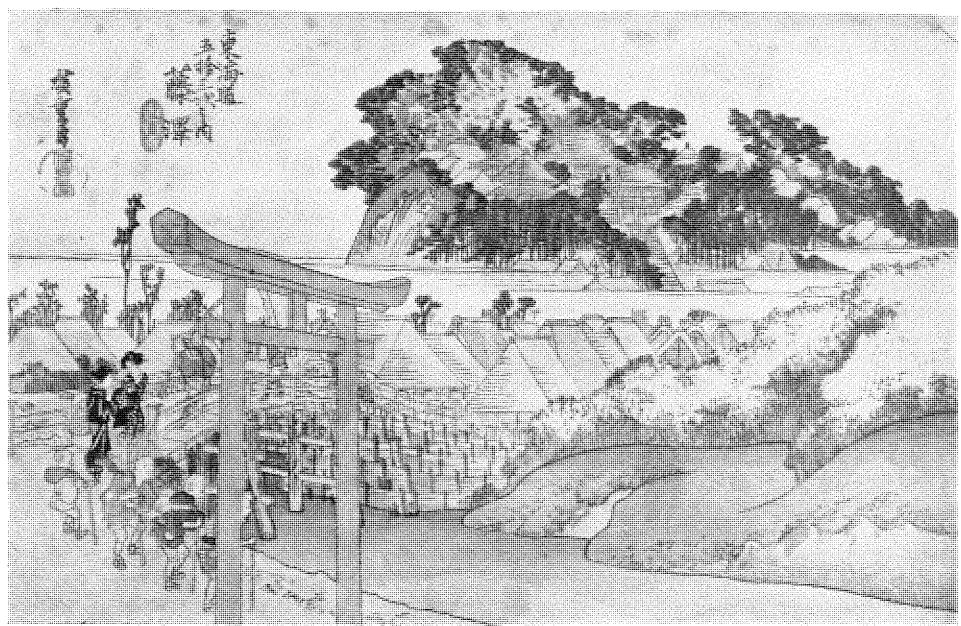
年

題字 初代市議會議長 鈴木 勇

# 第一部

## 戦前の藤沢町会・市会

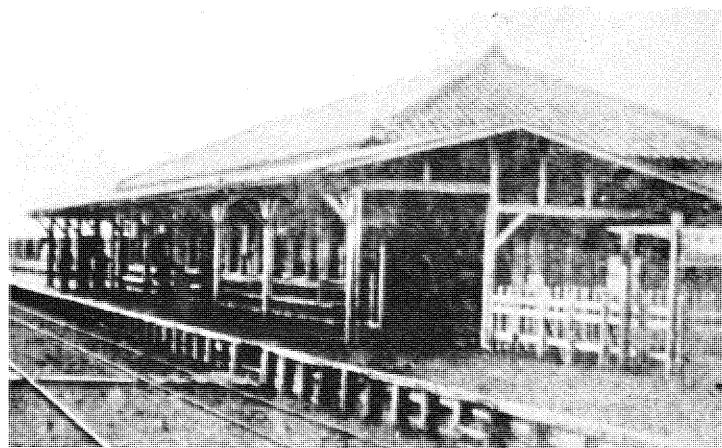




旧東海道風景（錦絵）（伊井弥五郎氏所有）

明治末期の江の島風景（「神奈川の写真誌」明治後期から）

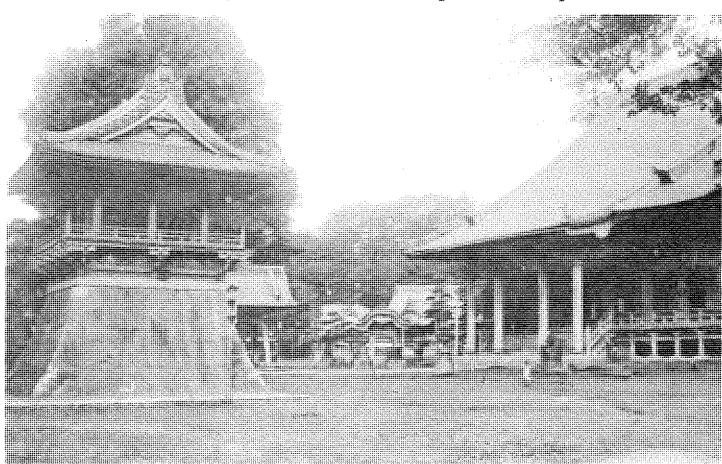




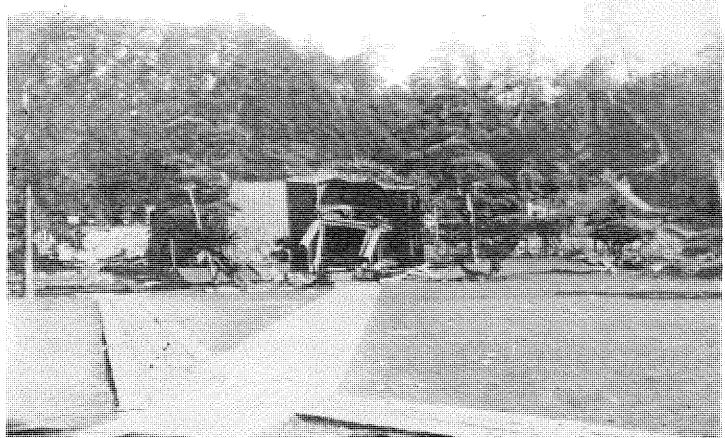
明治時代の国鉄藤沢駅  
(藤沢駅長所有)



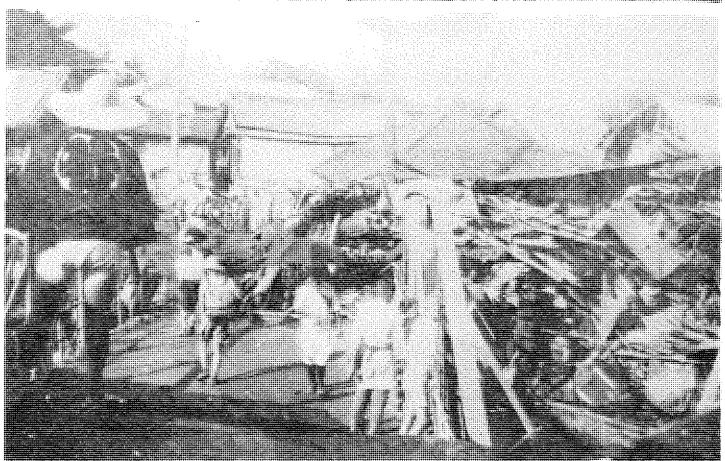
開通当時の江の電  
(「神奈川の写真誌」  
明治後期から)



震災前の遊行寺 (藤沢  
町大震災写真帖から)



遊行寺中雀門の倒漬  
(藤沢町大震災写真帖  
から)



大鋸橋付近の惨状 (藤  
沢町大震災写真帖から)



震災後1か年にして  
復興新装なった藤沢駅  
(藤沢町大震災写真帖  
から)



高松良夫 町長



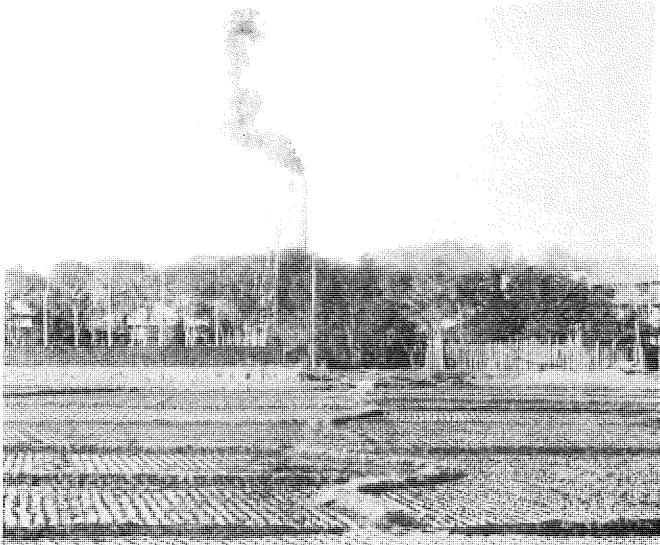
金子角之助 町長

創立時の辻堂駅（国鉄辻堂駅長所有）



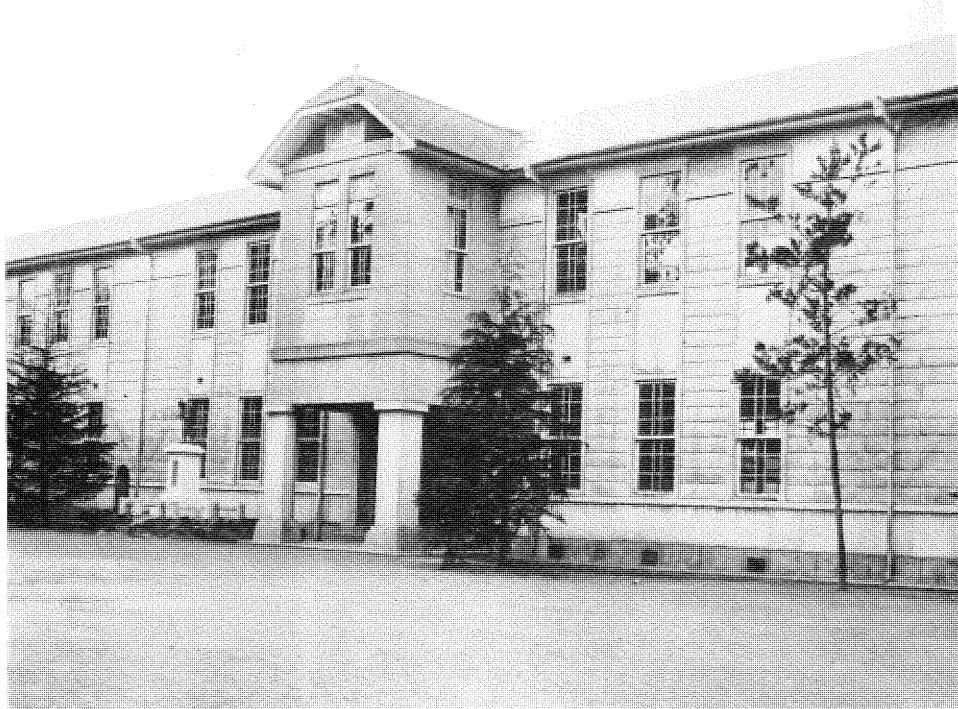


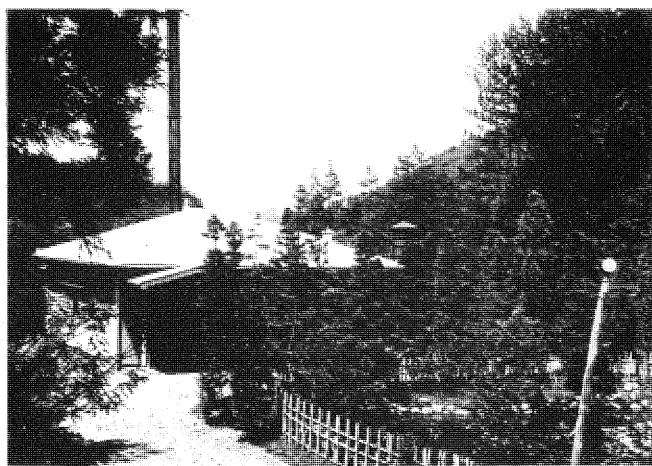
大野守衛 町長  
(鈴木一郎氏所有)



持田製糸工場(持田初五郎君頌徳碑建設賛成者芳名録)

藤沢第一尋常小学校

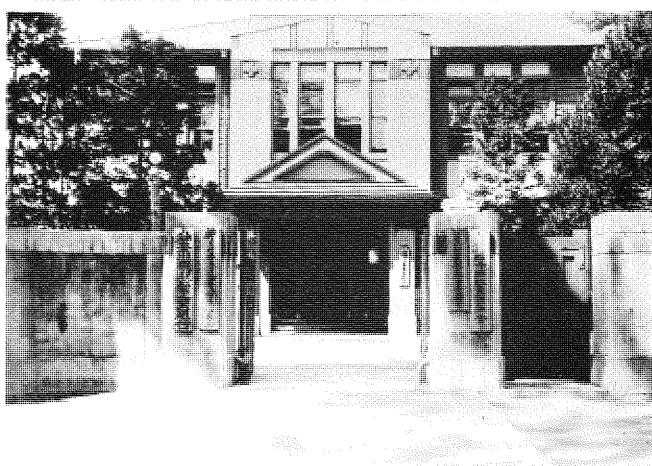




藤沢町當火葬場



藤沢町役場



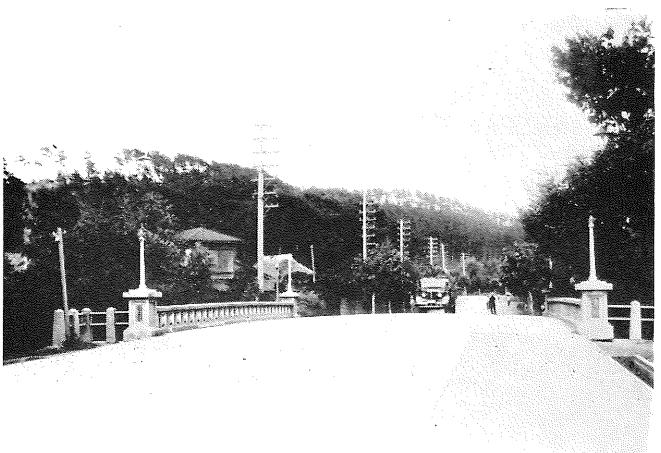
高座郡役所



市制式典（鈴木一郎氏所有）



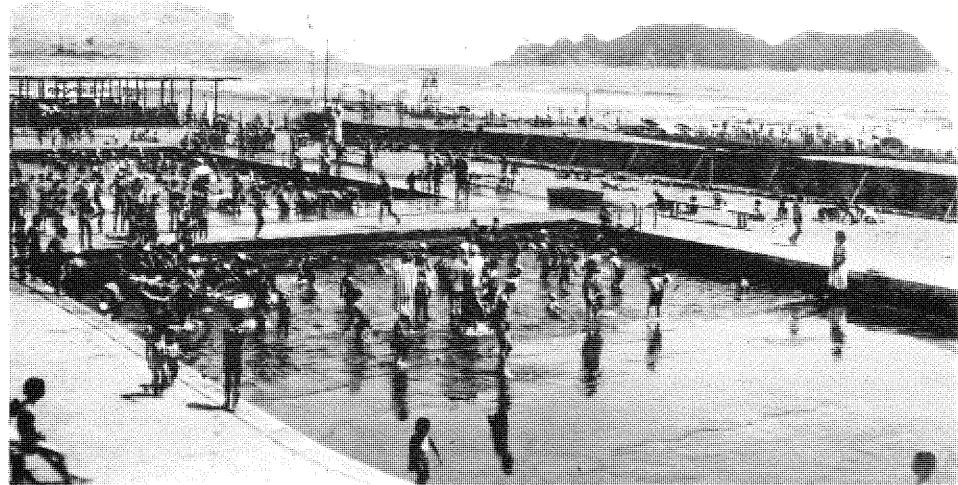
藤沢劇場



藤沢町時代の国道引地橋付近



別荘地帯（辻堂）  
藤沢町営海水プール



# 第一章 明治地方制度の形成と藤沢地区の動き



## 第一節 明治維新と初期の町村行財政

### 一 神奈川県の成立と行政区画の変遷

明治維新と神奈川県 江戸幕藩体制から明治国家への移行の画期となつた明治維新は、一九世紀後半における歐米列強の圧力のもとで、対外的には、一応、国家の独立を実現するとともに、国内的には、統一的支配を達成した政治変革であった。

そうした意味での政治変革は、天保改革から始まり、王政復古・廢藩置県をへて、自由民権運動の展開により帝国憲法の成立までの諸変革としてとらえられ、その過程で、統一国家の形成に対応する明治地方制度をうみ出した。

しかし、明治維新は、単に政治変革にとどまらず、明治国家が欧米列強に対抗して、先進諸国から、近代的な生産技術や制度をとりいれ、手厚い保護を加えながら、急速に資本主義を育てていかなければならなかつたという意味で、日本資本主義の出発点ともなつた。その歴史過程は、安政開港を一契機に、村落内部から発展する農村工業と、幕府・諸藩經營の洋式機械制工業とのふたつの系譜として発足し、新政府の「富国強兵」「殖産興業」の合言葉のもとで、國家権力により、上から育成されていったという性格をつよくそなえていた。

明治期の地方制度に、その基礎をおく日本の「近代的」地方行財政と地方自治のしくみは、そのような資本主義の成立・発展に対応しつつ、その基本的骨格を築きあげていったのである。

こうした角度から、神奈川県の成立とその行政区画の変遷をあとづけるとき、明治初期に一元的支配のかたちをとった神奈川県は、幕末—明治初年には、幕府直轄の神奈川奉行所支配地と譜代諸藩の所領から構成されていたが、それはなによりも、安政期以来の開港場横浜を軸として、組み立てられていったといつてよい。当時、第一の貿易品であった生糸の生産地を後背地として県の内外にひかえ、輸出商品としての生糸を、組織的かつ多量に、そこから流通機構を通じて國際港横浜へ供給し、またそれを保証するしくみとして、新政府が、後に地方有力商人—横浜壳込商の流通路を設定したことを考慮すれば、このことは当然である。

國際港横浜を県政のかなめとして成立した神奈川県は、また、その横浜を通じて、より直接には、明治三年（一八七〇）四月に起工された「開港場路線」としての横浜—新橋間の鉄道建設を通じて、首都東京に結びつくことになった。海外に開かれた主要開港場横浜が、敷設された鉄道により、東京の築地居留地をふくむ新橋・銀座・築地一帯の市街地—そこには外国人技師の指導のもとに洋式煉瓦街が建設されつつあつた—と結合したことの意義は見のがすことができない。こうして、横浜は、首都東京の外港としての地位を約束されることになつた。

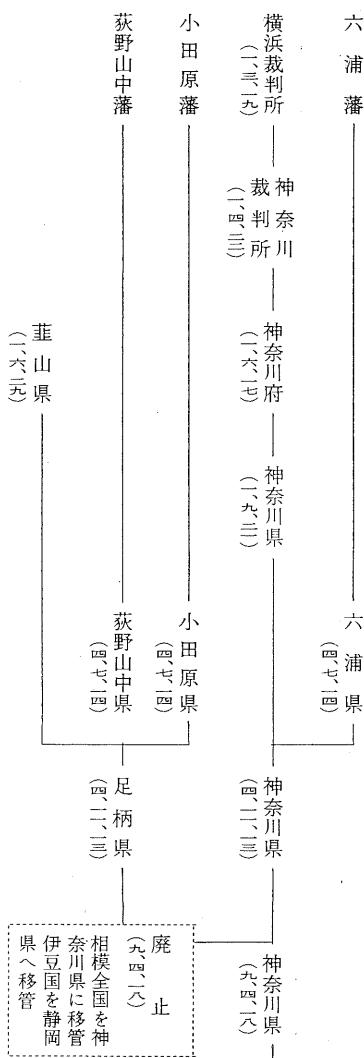
明治初期から、最大の政治都市として形成された東京と、その外港としての役割を負わされた貿易都市横浜との結びつき、そして、それら京浜両都市の歴史的発展とその過程こそが、神奈川県、とくにここで対象

にとりあげられる藤沢地区の地方制度の形成や経済発展の動きに、直接・間接にふかいかかわりをもつていたといわなければならない。

県の行政区画と機構の成立過程が整備されていく過程は、徳川慶喜追討の政府軍（官軍）が江戸をめざして進撃を開始し、その先鋒によって慶応四年（一八六八）三月十九日、横浜裁判所が設置され、総督に兵庫裁判所総督東久世通禧、副総督に外国事務局権輔鍋島直大が任命されたことから始まる（第1図参照）。

ついで、四月二日、東征政府軍の先鋒総督によつて、横浜十里四方の外国人遊歩区域が同裁判所の管轄について、四月二日、東征政府軍の先鋒総督によつて、横浜十里四方の外国人遊歩区域が同裁判所の管轄に

第1図 神奈川県の成立過程（数字は明治年月日を示す、明治五年以前は旧暦）



第一節 明治維新と初期の町村行政

第1表 神奈川県行政区画変遷年表（明治元年～同11年）

年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	行 政 制 度		政 治 過 程
							県	郡	
(一八七二) 九 七	(一八七二) 十一八	(一八七二) 七	(一八七〇) 小田原県・荏原山中県がおか れ、神奈川県、六浦県とあわ せて4県となる	(一八七〇)	4	9 6 4 (月)	旧神奈川奉行所を神奈川裁判 所と改称	東	王政復古 五ヶ条誓文
府へ移す 多摩郡のうち、 31カ村を東京	足柄県おかれる 陸奥宗光知事に任せられる				井関盛良、知事に任せられる	9 6 4 (月)	久世通禧、知事に任せられる 寺島宗則、知事に任せられる	東	江戸を東京と改称
(一八七二) 六 五		5	戸籍法により区をおく。本県、 戸籍吏として、戸長・副戸長 をおくことに決定		2	12	藤沢宿、神奈川県に移管と もに、高座郡・鎌倉郡にわか れる		
政府、大小区制を制定 本県で、名主、庄屋などの村 役人の称号をすべて廃止 戸長・副戸長の名称に統一					10 4	9 6 4 1	新橋―横浜間の鉄道建設開始 藩政改革を布告		
12 9 徵兵令布告		11 8 5	戸籍法公布 廢藩置県 岩倉遣外使節団出發		7 6		版籍奉還、職員令公布		

(一八七三)	2	神奈川県で、人力車・カゴ・乗馬・遊船などに課税	地租改正条例布告
(一八七四)	1	地租改正条例により、本県は、地租を地価の百分の一と定める。中島信行、県令に任せられる。	内は20区195番組にわかれ。神奈川県で「区長戸長事務取扱心得書」を制定
(一八七五)	2	本県、地租改正事業着手。	本県で区一一番組制を廃止、大区は第16・18・19大区に分所
(一八七六)	4	本県で、区長会を県会と改称 三に改訂 「府県職制並事務章程」公布 「民費予算収入規則」を制定	本県で区一一番組制を廃止、大区は第16・18・19大区に分所
(一八七七)	5	足柄県を廃止、相模全国を神奈川県へ移管したため、23大区28小区に増加	本県で区一一番組制を廃止、大区は第16・18・19大区に分所
(一八七八)	6	本県で「区長会事規則」制定 「府県会規則」制定 「府県官職制」を公布、野村靖、県令に任せられる 高座郡役所開庁、初代郡長に稲垣道生就任	本県で区一一番組制を廃止、大区は第16・18・19大区に分所
(一八七八)	7	本県で「県会議事規則」制定 「府県会規則」制定 「府県官職制」を公布、野村靖、県令に任せられる 高座郡役所開庁、初代郡長に稲垣道生就任	本県で区一一番組制を廃止、大区は第16・18・19大区に分所
(一八七八)	8	本県で「大区会議事規則」制定 「郡区町村編制法」、「地方税規則」公布	本県で区一一番組制を廃止、大区は第16・18・19大区に分所
(一八七八)	9	本県で「大区会議事規則」制定 「郡区町村編制法」、「地方税規則」公布	本県で区一一番組制を廃止、大区は第16・18・19大区に分所
(一八七八)	10	西南戦争おこる	本県で区一一番組制を廃止、大区は第16・18・19大区に分所
(一八七八)	11	第二回地方官会議 元老院に憲法起草を命ずる 神風連・秋月・萩の乱	本県で区一一番組制を廃止、大区は第16・18・19大区に分所
(一八七八)	12	廃刀令 元老院に憲法起草を命ずる 神風連・秋月・萩の乱	本県で区一一番組制を廃止、大区は第16・18・19大区に分所
(一八七八)	13	大久保利通、暗殺される 三新法公布 竹橋騒動 参謀本部設置	本県で区一一番組制を廃止、大区は第16・18・19大区に分所

(『神奈川県会史』第一巻、『横浜市史』第三巻、『藤沢通史』などより作成)

移され、同月二〇日には、旧神奈川奉行所が新政府に引きわたされたうえ、神奈川裁判所と名称を改めるなど、行政機構は、めまぐるしく変化した。

この時期は、政府軍と幕閣の首脳部の間で、江戸城総攻撃をまえに、開城について交渉がすすめられるとともに、新政府の権力の基礎を安定・強化する目的で、新政の基本方針として、五カ条の誓文が発布されるという状況のもとにあった。

しかし、旧神奈川奉行所が神奈川裁判所と名称を改めても、行政官僚の執務状況は、旧幕府直轄の時期のそれと変わらず、もとの横浜役所の所管であった外交事務を横浜裁判所が継承し、もとの戸部役所の管轄であつた地方行政事務を戸部裁判所が引きついで、それぞれが、分掌・担当することになった。そこで地方行財政の実務を扱う行政官僚として、東久世総督と鍋島副総督の指揮のもとで、新たに判事に任せられた寺島宗則・井関盛良が、旧神奈川奉行にかわって登場することになったが、それ以下の大・少属から史生・使部に至る行政官僚群は、組頭格から同心や見習に至るまでの旧神奈川奉行のそれを使うついたものであった。

慶応四年（一八六八）六月一七日に、神奈川裁判所が神奈川府と改称、神奈川府知事に東久世総督が任命され、ついで、それまでの戸部裁判所の所管事務を内政局とし、また横浜裁判所のそれを外政局とした。それから三ヵ月後、明治元年（一八六八）九月二一日に神奈川府は神奈川県と改められたうえ、従来の府判事寺島宗則が知事に任せられた（第1表参照）。

同九月、すでに江戸は東京と改称され、仙台藩を中心とする奥羽越列藩同盟軍の抵抗を排除しつつ進められる東北戦争のさなかで、短期間に全国の行政区画の改廃・統合が行なわれる。そうしたなかで、始めて神

奈川県の名称をもつた行政区画が登場するが、これはいうまでもなく、旧幕府直轄の神奈川奉行支配地の横浜およびその周辺を含むに過ぎない小範囲の区域であった。

この後、版籍奉還により諸藩割拠体制が打破され、諸藩の藩政に新政府の政策指導が浸透する過程で、明治二年（一八六九）七月に府藩県の職員の定員がきまり、神奈川県でも、知事・大小参事以下、使部に至るまでの職制がおかれた。また翌三年（一八七〇）二月、神奈川県裁判所が神奈川県庁と改称されることにより、県の行政機構の原型ができあがった。当時の県知事は井関盛良であった。

版籍奉還の後、財政的危機におちいっていた小藩のなかには、新政府に廢藩を願い出るものがあり、新政府としても、藩体制を全面的に廃止して国家権力を統一しようという動きが出てきた。こうして、政府首脳の一部の主唱によって、明治四年（一八七一）八月、廢藩置県が決行された。全国が、三府七二県に統合され、府に知事、県に県令以下の地方官がおかれ、中央集権化が進められた。

この結果、先の神奈川県の行政区域に、廢藩になつた六浦藩の後身である六浦県が併合された（第1図参照）。六浦藩は、武藏国の中藩で、幕末には、久良岐郡金沢と六浦の六カ村を領して、金沢藩とも称した。米倉氏の所領で、慶応元年（一八六五）の石高は一万二千石であった。

また、この廢藩置県によって、後に神奈川県に合併される小田原県と荻野山中県も誕生した。小田原県の前身であつた小田原藩は、徳川家康関東入部より、代々大久保氏の所領で、東海道の交通の要衝に当たり、譜代大名として重視され、幕末には十一万三千石の石高を給されていた。小藩や旗本領の多い関東では大藩で、海岸防備として洋式砲台三基を築造したこともあり、また戊辰戦争のときに、小数の藩兵が新政府軍と

紛争をおこした結果、七万五千石に減封されたこともあった。荻野山中県の前身である荻野山中藩は、相模國愛甲郡の譜代小藩で、享保期に大久保氏の一族が荻野山中に分封されてきた小田原藩の支藩で幕末期には一万三千石を領していた小藩であった。

これらの小田原県と荻野山中県は成立して四ヶ月の後に、先におかれた韋山県と併合されて足柄県となつた（第1図参照）。韋山県は、伊豆国の一一部で、明治元年（一八六八）六月におかれ、長官に江川英武が任命されてできた県である。こうして成立した足柄県は、明治九年（一八七六）四月に、そのうちの相模国全体を神奈川県へ、また伊豆国を静岡県へ移管して解体される。ここに、もとの神奈川県は、六浦県・小田原県・荻野山中県・韋山県などを統合して、その行政の管轄区域を、いっきょに拡大し、現在の神奈川県の行政区画により近づくことになった。

## 二 初期町村行財政機構の整備

幕末期の藤沢宿　およそ明治九年（一八七六）前後を一画期として、行政区画と統治機構の基礎をかためた神奈川県政のもとで、明治初期以来の藤沢地区の町村行財政機構が、どのように形成され、いかに整備されていったかをつぎにみよう。

本来、藤沢地区は、東西地方交通の要地に発展した宿場町と、古刹遊行寺の門前町とを核にして成立した小集落から出発した。

江戸へ一二里の地理的距離にある藤沢が、いわば宿場町として発展する機会となつたのは、江戸幕藩体制

のもとで整えられた五街道中心の宿駅制度と街道近在の諸村の農民から人馬を徴発する助郷制度の確立であった。

江戸幕府は、諸藩の参勤交代や商品流通などの立場から、五街道のなかでも、とくに東海道を重視し、沿道には多く譜代大名を配置したうえ、道中各宿に伝馬・人足をおき、各宿間を人馬で継ぎ送りする宿駅制度を設けた。しかし交通量の増加にともなって、常備の人馬では不足となつたため、近在の農民に義務として人馬を補給させる助郷制度をも定めた。こうした制度の整備にともなって、東海道五三宿のうちでも第六宿に当たる藤沢が、宿場町として発展する契機が与えられることになった。

宿場町としての藤沢は、また遊行寺の門前町としての機能をも、古来そなえていた。

遊行寺は鎌倉と武藏を結ぶ交通の要衝に位置しているうえ、江戸幕府から寺領の寄付をうけるなど、特別の保護を与えられながら、地方信仰の一中心地として発展した。毎月の一一遍上人の命日の法要には、近村から参詣客が群集し、そのために商人による定期市が開かれた。また地方交通の要地であるところから、諸国より流入してきた商人が移住・定着するようになって、しだいに門前町としての体裁をも整えるようになつた。江戸期における藤沢の中心は遊行寺門前の大鋸橋付近に集まつていた旅宿で、そこには参勤交代の諸大名が宿泊する本陣と脇本陣をかこみ、飯盛旅籠屋が集中し、花街を形成していた。

ここからも明らかのように、幕末期の藤沢は、すでに単純な農村ではなく、宿場町と門前町の機能をかねた一地方小都市としての性格をそなえつあつたといつてよい。

すでにみたように藤沢宿は東海道交通の要地に当たつていたため、幕府の直轄支配のもとにあり、幕末期

には、幕府の重臣で伊豆韭山の代官をつとめていた江川氏の管轄の範囲にあった。当時、江川氏の所領は、相模・伊豆の両国のはかに武藏国三多摩・入間郡にまでおよんでいた。

明治維新と藤沢宿 藤沢宿は、慶応三年（一八六七）一二月における王政復古の大号令によつて明治新政府が成立すると、伊豆韭山代官江川英武の支配のまま、韭山県の所管となつた。

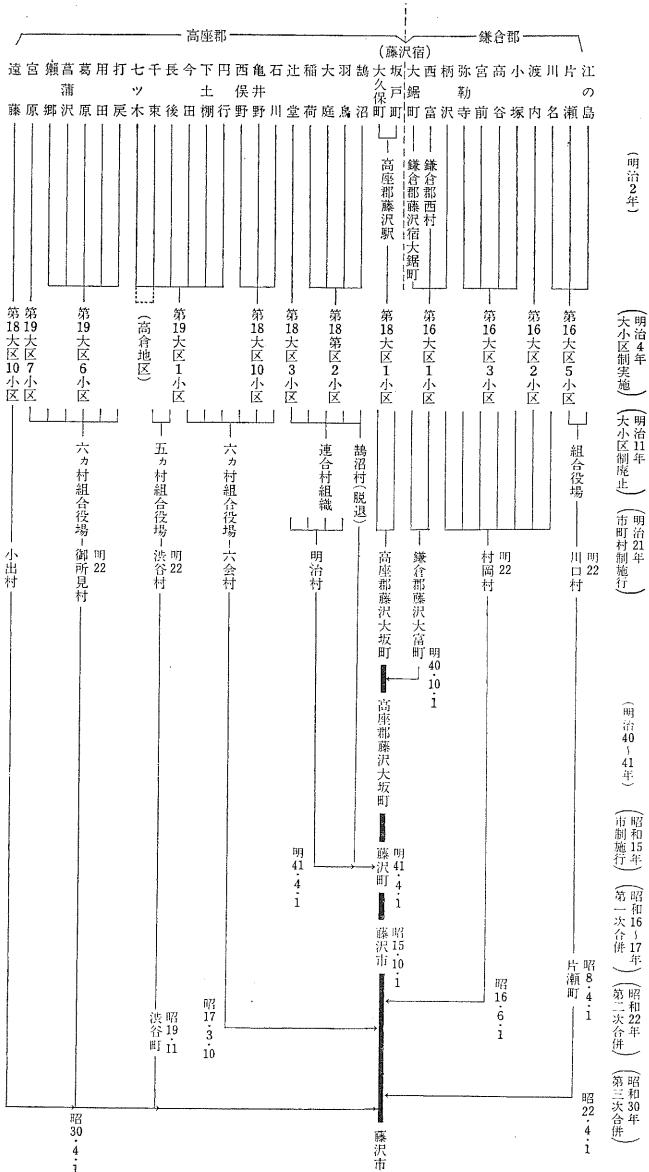
すなわち、武力討幕派によりひきおこされた戊辰戦争で、「朝敵」とされた徳川慶喜追討のために薩長土諸藩を中心とした東征軍が結成され、それが東海道を通つて江戸へ進発を開始すると、韭山代官江川氏は、大総督の参謀を通じて、新政府軍に恭順の態度を表明した。その結果、江川氏の旧領支配は保証され、藤沢宿も、そのままで、その支配下におかれだ。

その後、明治二年（一八六九）二月、藤沢宿は、すでに成立していた神奈川県へ移管されると同時に、境川をもつて、高座郡と鎌倉郡に分割されることになった。江戸期から続いてきた藤沢宿の坂戸町と大久保町は高座郡、また、同じく藤沢宿の大鋸町は鎌倉郡の所属となり、西富は鎌倉郡西村となつた（第2図参照）。

しかし、このような藤沢宿を中心とする諸町村の組織は、たとえ若干の行政区画の変更をみたとしても、明治四年（一八七一）七月の廢藩置県のころまでは、府藩県三治の体制のもとに、ほとんど手を加えられなかつたとみてよい。以前に行なわれた大政奉還や版籍奉還は国家権力の上層部分の支配機構を変革したにすぎず、藩体制さえも旧来のまま維持されていた状態であつた。

ところで、そうした町村の行政機構が、新政府によつて採用された治安確保の一つの方法である戸籍政策によりくずされるきっかけが開かれた。

第2図 藤沢地区の町村合併過程



**戸籍法の施行** 新政府は、治安対策をすすめる観点から、脱籍浮浪者を取締まる目的で、明治四年（一八七一）五月に戸籍法を布告し、翌年に壬申戸籍を作成した。廢藩置県前後のことである。新政府による戸籍作成のねらいは、人口調査によつて、支配の対象である全国民をとらえることになつた。

戸籍法の規定によつて、戸籍の編成および住民の移動などを明確にするため、従来の町村の行政区画とは別に、四、五町ないし七、八カ村を組みあわせて一行政単位としたうえ、それに戸籍吏としての戸長・副戸長がおかれた。新任された戸長・副戸長は、本来「戸籍掛ノ官吏」にすぎない性格の職務であったが、實際には、それとどまらず、土地人民一般の事務をも担当するようになつた。そのため、旧來の町村役人（この段階では、まだ名主・庄屋・年寄などの役職もそのまま残されていた）との間に対立を生ずるに至つた。

しかし戸籍法は、その規定のなかで、戸長・副戸長の事務を、従来の村政担当者である町村役人が受けもつてもさしつかえないと定めてあり、旧來の町村役人の役割を無視しえなかつたため、ここから事務系統の混亂が発生することになつた。

新政府は、このように二系列の事務系統が重複・併置されている状況を整理・統一する当面の必要性に迫られ、また同時に、旧來の幕藩体制下の行政組織を廃止し、中央集権化の方向を地方制度の末端（町・村）まで貫徹させたうえ、国家から国民個人に至るまでの一貫的支配を浸透させようとする画期的改革を行なおうとした。

そのような意図をもつて、明治五年（一八七二）五月、大区小区制が成立した。こうして旧町村の組織が否認され、新たな地方行政の単位として大区と小区が設定された。また庄屋・名主・年寄などの役職の名称

が廃止され、戸長と副戸長に統一された。旧町村は納税の組織としてのみ利用され、その義務経費負担にたえないものは合併させられた。

しかし、こうした町村の行財政制度の改革は単なる法令の布告だけでは徹底せず、これをもって、事實上、すでに政治的・經濟的単位として相対的に独自な機能をもちつた村落組織を否認することは不可能であり、また旧来の地位と職務をもっていた町村役人の存在をも無視することはできなかつた。要するに、大小区制の成立をもつて、地方行財政制度はかえつて混乱状態におちいったといつてよからう。

実際に各府県では、小区のかわりに「番組」という名称の行政区画が設けられたり、あるいは副区長にかわつて「年番」「伍長総代」などという役職が置かれた例もあり、統一されていなかつた。

**区一番組制の実施** 神奈川県では大小区制の制定を契機に、翌六年（一八七三）五月、県権令大江卓が「管内区画」の改革を布達した。すなわち県内を二〇区に区分し、大村は一、二カ村、小村は数カ村を組みあわせて何番組と称し、合計一八五番組を置いた（第1表参照）。このような区一番組制を施行した例には、本県以外に石川県などが知られている。

藤沢地区についてみれば、鎌倉郡の第一六区一番組に大鋸町その他が所属し、以下、二・三・五番組に藤沢地区内の諸村が分属した。また高座郡の第一八区一番組に藤沢宿が配置され、以下、二番組に稻荷・鶴沼・羽鳥・大庭の諸村、三番組に辻堂村が所属し、一〇番組にも遠藤村その他が編入された。さらに、同郡の第一九区一番組には長後村以下の諸村が、六・七番組にも藤沢地区内の村々が入れられた。

それでは、このような藤沢地区の動きは、横浜や東京などの市街地の状況と比較して、どのような特徴を

もつていたであろうか。

まず、同じ神奈川県のなかでも、横浜では、新政府の成立とともに、旧来の総年寄・名主などが廃止され、あらたにそれらの役職を公選する措置をとり、明治四年（一八七一）八月には、市街地を五区に区分して、名主管区を定めた。その四ヵ月後には、総年寄が市長、名主が副市長と改称されるなど、県内の農村地区とは異なった独自な呼び方をとっている。これらの役職の呼称は翌年には廃止され、戸長・副戸長に統一された。神奈川県で区一番組制が施行された場合にも、横浜は、第一区一番組として最初に重視されたのみならず、のちに大小区制が実施されると、たとえば藤沢地区の区長には在地の有力者が任命されたのに対して、第一大区（横浜）の区長には横浜出身者でない行政官僚が就任した点に、市街地としての特徴があった。

首都東京においては、明治初年に成立した武藏県が、明治二年（一八六九）始めに小菅・大宮・品川の三県に解体されるなかで、旧幕藩体制のもとの名主制度が早くから廃止され、府内が五〇組に区分された。この後、東京府の行政区画は同年一一月には六大区にわかれ、さらに明治四年（一八七一）六月には、町方と村方の範囲も変更されるなど、幕末期から引きつがれた旧幕藩体制的支配秩序に対して、全国にさきがけ、最も早い時期にくさびが打ちこまれた。ついで東京府の行政区画は、全国的な廢置分合のなかでも、きわめてはげしい変遷のあとをたどった。こうして東京の市街地などでは、町村役人を頂点とする旧来の町村の行政組織が急速に崩壊していくことができる。

同じ藤沢地区といつても、そのなかで、町方としての藤沢宿と近郊農村としての村方との間にはかなりの

地域差を含んでいたとみられるが、全体として、横浜・東京などと比較した場合、旧来の町村の行財政機構や村落組織の改革が、より不徹底のままで、新政府によって形成された集権的支配機構の末端機関として再編成されていったと考えなければならない。

**大小区制の制定** 神奈川県で、大小区制が実際に施行されたのは明治七年（一八七四）六月で、この時点に区一番組制は、全面的に廃止された。区一番組制は、その廃止に当たって、番組に所属する村々の編成替えを若干行なったうえで、制度のしくみ 자체を、ほとんどそのまま、大小区制に引きつぎ、二十大区、百八十五小区と改められた。藤沢地区は、そのうちで、旧来のまま第十六・十八・十九大区に分属することになった。大小区制のもとでの藤沢地区各村の所属状況は第2図に示したとおりである。

ところで、神奈川県に含まれる三六カ町、九〇四カ村（明治六年五月当時）を、どのような方針で、大区と小区に区分したか第3図にしたがつてみよう。

まず大区について。最初に、武藏国（久良岐・橘樹・都筑・多摩の四郡）と相模国（三浦・鎌倉・高座の三郡）に大きく二分される。第3図のなかで斜線をもつて示された境界が両国のそれである。

つぎに武藏国（ここでは後に神奈川県内に含まれる地域のみが対象となる）については、県庁所在の横浜の市街地およびその周辺を第一大区に決定し、第二大区以下を、区域内部で、東南から西北の方向へ、順次に第十大区までを区画する。

相模国については、第十四大区を三浦半島の南端から始めて、同様に東南から西北の方向へ、順次に第一十大区までを決定している。

第一節 明治維新と初期の町村行財政

第3図 神奈川県管内之図



明治七年「神奈川県管内之図」より作成  
図中の(1)(2)…(20)の数字は、大小区制の大  
区名を示す。  
図中の斜線より北部は「武藏国」、南部は「相  
模國」を示す。

県内でも、横浜を重視した点を考慮すれば、そこに第一大区を設定した理由は理解されるが、各大区の境界を区分した基準は必ずしも明確でない。ただ多摩川、鶴見川、境川、相模川などの河川に留意している事実が明らかなので、かなり自然地理的条件に配慮したことが推測される。区分の基準については、これ以外にも、たとえば各大区内の人口数などが考えられるが、第一大区の人口数四一、九五二人から第七大区の人口数一五、三八五人まで、相当の不均等な数値が示され、少なくとも、この点については考慮されていなかつたと思われる。

小区について、各大区の内部では、どのような順序で小区が設定されたか。藤沢宿を含む第十八大区を例示しよう。

藤沢地区の中心であつた藤沢宿が、一小区に決定されたのは当然として、二小区は大庭・羽鳥・稻荷・鶴沼の諸村に割当てられた。ついで三小区は辻堂村を含み茅ヶ崎村その他に、四・五小区は三小区の西側に接する諸村に設定され、六・七小区は五小区の北方に位置する村々がそれに相当する。さらに七小区以下十小区まで、第十八大区のなかで、西方から東方の方向へ順次に割りつけられている。要するに、同一の大区のなかで、一小区の藤沢宿を起点に右まわりの順序で設定されたことは明らかで、他の大区も、同様であったと考えられる。ただ小区界の区分設定の基準は明確でない（第3図には、小区の区画が具体的に記入されていないが、これは当時の村境を現在明確にすることが不可能なためで、したがって、大区にならってそれを作成・記入することはできない）。

**区長・戸長の任命** 大小区制の成立とともに、各大区・小区の行政責任者として、大区では区長と副区

第一節 明治維新と初期の町村行財政

第2表 藤沢地区関係の区長・戸長一覧(明治8年)

大区名	区長・副区長名	第十六大区	第十八大区	第十九大区	副区長名の左のカッコは「会所」所在地	
戸長・副戸長名	(西富村) (城回村) (宮前村) (片瀬村)	戸長 稻垣太兵衛郎 戸長 石井清右 戸長 宇田川弘澄 戸長 堀内立雄 戸長 立雄 戸長 砂川清右 戸長 彦坂忠左 戸長 宗七門 戸長 善兵衛郎	戸長 松本順三 戸長 根太郎 戸長 太兵衛郎	副戸長 堀内立雄 副戸長 立雄 副戸長 彦坂忠左 副戸長 宇田川弘澄 副戸長 砂川清右 副戸長 堀内立雄 副戸長 立雄 副戸長 彦坂忠左 副戸長 宇田川弘澄	副区長 伊藤平野愛兵衛之 (小和田村) 副区長 伊藤平野愛兵衛之 (深谷村) 副区長 伊藤平野愛兵衛之 (深谷村) 副区長 伊藤平野愛兵衛之 (打戻村) 副区長 伊藤平野愛兵衛之 (茅ヶ崎村) 副区長 (石川村)	
小区名	戸長・副戸長名	五小区	三小区	二小区	七小区一小区	
戸長・副戸長名	(西富村) (城回村) (宮前村) (片瀬村)	戸長 稻垣太兵衛郎 戸長 石井清右 戸長 宇田川弘澄 戸長 堀内立雄 戸長 立雄 戸長 彦坂忠左 戸長 宗七門 戸長 善兵衛郎	戸長 松本順三 戸長 根太郎 戸長 太兵衛郎	副戸長 堀内立雄 副戸長 立雄 副戸長 彦坂忠左 副戸長 宇田川弘澄 副戸長 砂川清右 副戸長 堀内立雄 副戸長 立雄 副戸長 彦坂忠左 副戸長 宇田川弘澄	副区長 伊藤平野愛兵衛之 (小和田村) 副区長 伊藤平野愛兵衛之 (深谷村) 副区長 伊藤平野愛兵衛之 (深谷村) 副区長 伊藤平野愛兵衛之 (打戻村) 副区長 伊藤平野愛兵衛之 (茅ヶ崎村) 副区長 (石川村)	
「扱所」所在地	(西富村) (城回村) (宮前村) (片瀬村)	戸長 稻垣太兵衛郎 戸長 石井清右 戸長 宇田川弘澄 戸長 堀内立雄 戸長 立雄 戸長 彦坂忠左 戸長 宗七門 戸長 善兵衛郎	戸長 松本順三 戸長 根太郎 戸長 太兵衛郎	副戸長 堀内立雄 副戸長 立雄 副戸長 彦坂忠左 副戸長 宇田川弘澄 副戸長 砂川清右 副戸長 堀内立雄 副戸長 立雄 副戸長 彦坂忠左 副戸長 宇田川弘澄	副区長 伊藤平野愛兵衛之 (小和田村) 副区長 伊藤平野愛兵衛之 (深谷村) 副区長 伊藤平野愛兵衛之 (深谷村) 副区長 伊藤平野愛兵衛之 (打戻村) 副区長 伊藤平野愛兵衛之 (茅ヶ崎村) 副区長 (石川村)	戸長 稻垣太兵衛郎 戸長 石井清右 戸長 宇田川弘澄 戸長 堀内立雄 戸長 立雄 戸長 彦坂忠左 戸長 宗七門 戸長 善兵衛郎

長、小区では戸長と副戸長が任命された。

藤沢地区が分属した第十六大区（合計十一小区）、第十八大区（合計十小区）、第十九大区（合計九小区）の区長以下の行政責任者は第2表に示したとおりである。

このような区長と戸長は、どのような権限と責任の範囲で行政事務を担当したか、明治六年（一八七三）一月に、大江卓県権令が、神奈川県下各町村の正副区長および戸長にあて布達した「区長戸長事務取扱心得書」および「区長副区長事務条例」「戸長副戸長事務取扱大略」などより要約しよう。

区長の職務は、所管区域内部の戸長より届出があった戸籍事務についての処理、訴訟、教育および区内より上納される雑税の収納を担当すると同時に、区内の風俗矯正、勧業殖産、道路補修などに配慮し、県・郡段階よりの布達事項を区内に徹底させ、あわせて戸長・副戸長の執務状況を監査し上申するというのが、その内容で、町村政全般について、強力な権限をもっていた。

区長の職務に比較して、戸長のそれは、直接、民政に密着し、また所管事項もはるかに広範囲であった。すなわち戸籍の編成届出、地籍の証明、収税、社倉積立、営業許可、治安取締、教育、用水・堤防・橋梁管理、祭礼その他、町村民の全生活にかかる諸問題において、実質的に旧来の町村役人の職務を継承したかたちになっている。

戸長は、区長の指揮の下に、区長を補佐して行政事務に参与する点で、地方町村民の代表者と政府の行政官の二面性をもつとはいえ、むしろ後者の機能をより強くもっていたというべきであろう。

区長は、戸長よりも、強力な権限をもつとはいえないながらも、その行政専決処分事項は限定された範囲にお

かれ、すべて上司の地方行政官（県知事・郡長など）の裁可のもとにおかれていた。

すでにふれたように、戸長の職務内容が、旧來の町村役人のそれを受けついでいたことを指摘したが、実際に正副区長および戸長は、幕末期以来の村役人などが就任した事例が、かなり多く見出される。これは藤沢地区についても同様である。たとえば、いざれも村役人であった旧名主の前歴をもち、この時期に地方行政を担当したもののが若干例を示そう。

大鋸町 森 小十郎 第十六大区副区長（後に大富町長）

藤沢駅 堀内立雄 第十八大区一小区戸長（高座郡書記も兼任）

辻堂村 吉田 庄左衛門 第十八大区三小区辻堂村用（後に同村長）

大庭村 金子 小左衛門 第十八大区二小区大庭村用（後に同村長）

羽鳥村 三嘴八郎右衛門 第十八大区二小区戸長（後に同村長）

ここからも明らかなるように、大小区制時代における行政責任者ないし担当者のなかには、幕末段階で町村政をになっていた町村役人が、相当多く就任していたことが推測される。政治的・経済的にも、また社会的にも、一つの単位としてまとまっていた村落内部で、実質的に村政の指導者として地方名望家とみなされ、また豪農・富農とよばれる有産者が、中央集権的統一国家の末端機構を支える明治地方行財政をになつていたことを、先の事例は示している。

このような地方行政官僚の横すべりは、一面では、横浜・東京などの市街地に比較して、伝統的で保守的

な政治的風土をもつともいえる藤沢地区の地方行政の骨組が、この時期に形成されつつあつたことを示すものであろう。

**民費 大小区制時代における藤沢地区の区町村費としては、「民費」が、その財源として明治初期の地方費の重要な部分を構成していた。**

費 目	支出額	比 率
懲役場	16,585 円	1.3 %
道布区	454,650	34.7
路告正村	23,272	1.8
橋井副社	42,705	3.3
獄并典方	254,000	19.4
梁達諸ノ縫免	31,657	2.3
舎修類詔金兵	51,849	4.0
繕入給	2,050	0.2
當諸ノ縫免	5,464	0.4
修理類詔金兵	2,204	0.2
縫入給	69,424	5.3
貢米金銀取集	180,000	13.8
徵字教道用番	4,050	0.3
費料費費費費費	141,960	10.9
費料費費費費費	26,438	2.1
合計	1,306,308	100.0

(長後・井上澄家文書より作成)

民費の性格と内容については、この時期の租税体系が未分化のために、きわめて複雑で、明確な概念規定を与えるのは困難であるが、総じて民費は、区町村の財源で、また区入費ともよばれるものが、それに相当する。民費は旧幕藩体制のもとでの村役を基本的には引きついでいるが、国税的な部分と地方税的な部分とを包含していて、かなりその性格のうえでは明らかでない点がある。

こうした側面に配慮したうえで、この地区の町村財政を分析するが、関係史料はきわめて少なく、高座郡長後村の旧戸長井上澄家の所蔵史料から第十九大区一小区の例をうかがい得るにすぎない。

第3表は、明治八年（一八七五）度の民費を示している。そこで明らかな特徴は、土木・用水関係費

第4表 第19大区1小区の各村々費予算（明治10年7～9月分）

費目	村名	長後村	下土棚村	円行村	高倉村	今田村	5ヶ村合計	比率
村用掛月給并雇小使日当		円 10.000	円 14.000	円 6.250	円 8.750	円 4.500	円 43.500	43.5%
村用掛筆墨料		0.250	0.250	0.300	0.300	0.200	1,300	1.3
村用掛用紙用度品買入費		0.500	0.500	0.550	1.500	0.500	3.550	3.6
道路橋梁修繕費		2.300	6.000	5.625	12.590	3.500	30.015	30.4
県庁修繕并監獄費		—	2.625	0.796	2.210	0.900	6.531	6.6
地租調理ニ係ル入費		—	1.500	1.287	2.500	0.500	5.787	5.8
大祭遙拝式費		—	—	0.588	—	—	0.588	0.6
用悪水路自普請費		—	—	4.350	—	—	4.350	4.4
道路定式掃除費		—	—	3.750	—	—	3.750	3.8
合 計		13.050	24.875	23.496	27.850	10.100	99.371	100.0

同地区的なかで下和田村については史料を欠く（長後、井上澄家文書より作成）

四五・九%（道路橋梁修繕費・道路掃除費・用悪水路水道費の合計）と、行政関係費二四・五%（正副戸長以下の給料・区扱所諸費・布告並布達類入費の合計）の圧倒的比重である。

一般的に幕末期の村入用では、村落全体として、稻作の再生産を維持しつつ、賦課される貢納の負担に全力をあげてこたえる必要から、用水管理は重要な意味をもつ。そこから、土木・用水関係費の割合はきわめて重く、村費総支出の約七割に達することもある。

それに対して、明治初年の村の土木・用水関係費は、相当、減額されていることが明らかで、それにかわって、新たに新政府の村落支配に直接つながる行政関係費や徴兵・教育費が登場してきたことに注目する必要がある。こうした行政関係の経費は、村に対する国政委任事務費としての性質を多分にそなえていた支出で、つぎに分析する各村々費とともに、地方財政への政府財政の肩がわりがいかに大きかったかを示している。

大小区制関係の必要経費とは別に、各小区に分属する諸村では、村政に関する個別の費用を計上、支出していた。第4表に、第

十九大区一小区の例を挙げた。そこでも、村政人件費四三・五%と土木費三八・六%の比率はきわめてたかい。

藤沢地区全体からみると、藤沢宿を中心とした町方と、長後村などを中心とした第十九大区一小区のような村落とでは、その支出額のうえで、ある程度の地域差は予測されるが、他の地区でも、その支出構成は、ほぼこれに近いものとみて差支えない。

区費・村費徴収の賦課方法は、具体的な史料を欠くので明らかでないが、他の町村と同様に、幕末段階での村入用の割りつけと同じで、石高割・反別割・戸別割などの方法、または、それらのうちで、いくつかを併用したやり方が採用されていたと考えられる。すでにふれた戸長・副戸長の職務内容のなかで、最も重要なそれが一つが徵税であったことを、われわれは考慮する必要があろう。

地方民会の開設 しかし、民費の課出が反別割・戸別割などの方法をとったとしても、その場合には、一応、町村民の協議が前提となり、また町村の土木・水利・農耕その他、町村民の利害に関する決定を申しあわせる場合にも、町村民の集会としての町村寄合が重要な役割を果たすことになる。

そうした動きのなかで、官僚化した戸長が町村寄合を無視した場合が生じて紛争がおこり、裁判所でも、戸長の専決処分に関する法律的有効性が争われることがあった。

こうして新政府が、まだ制度として公認する以前に、実際、各地区で町村委会が開設される例が出てくる。明治五年（一八七二）以後、全国各府県で成立した大小区会・町村委会がそれで、現在、これらを「地方民会」と称している。しかしその総数はまだ少なく、民会というに相当しないものが多かった。

地方民会といつても、当初は、区長層の県会、区戸長層の大区会、副戸長・用掛の小区会などが旧来の町村寄合のうえに設けられたが、これらは議会とはいえ、行政事務についての諮問機関的性格をつよくもつていた。神奈川県でも、明治八年（一八七五）五月、それまでの区長会を県会と改称して、議事章程を制定している。

すでに指摘したように、大小区制の施行によって町村の機能は、一応、否定されたが、貢租徵収あるいは民費課出に関して、新政府は旧来の町村の団体性を黙認せざるをえず、また町村民の政治的成长もあって、最初、例外的であった公選議員による民会が、明治八年（一八七五）後半期以降、全国的に普及しはじめる。

神奈川県での公選民会開設の動きも、こうした状況のもとで、「町村議事会心得」「町村委会議事仮規則」（明治八年七月五日神奈川県布達、『神奈川県史料』第一冊所収）となつて具体化するが、政府の方針で時期尚早と否認されてから、「代議人會議」を充実させる方向にかわり、そのうえに、すでに開設されていた区長層の県会が、明治九年（一八七六）六月から公選民会に転化するという動きをたどつてゐる。

先の「町村議事会心得」「町村委会議事仮規則」のうちで、とくに後者は全七章六〇カ条にわたる詳細な内容をそなえ、選挙入札の方法、議員の定数、議題、議決の方法その他を規定していた。従来の町村寄合が、地方制度の改革のなかで、権力機構の一分肢として再編成されながら、急速に、その旧来のあり方から脱皮していく過程をここにみることができよう。

### 三 三新法の制定と町村会

**大小区制の矛盾** 本来、大小区制施行の意図の一つは、旧幕藩体制のもとでの行政区画を継承した町村が、その区域の規模・範囲のせまさから、行財政上、さまざまな点で障害につきあたつていたため、新政府が、そうした零細な小町村を統合・再編成しようとするにあつた。この制度の実施によって、従来、各地区ごとに不統一のまま、おかれてきた町村の行財政制度とその機関が、ある程度まで画一化されたことは事実である。また地方公選民会の開設のかたちで、旧来の町村寄合がその制度と機能を一新し、議会制度として詳細な規定をそなえ、公選制度としても、その内容を拡充させていったことも確かである。

しかしその場合、新政府が、一方的に上から大小区制を設定・施行したことは、従来からの各町村がおかれてきた自然・地理的条件、あるいは町村民の日常生活を規定する社会・経済的条件を、まったく無視することになったことは容易に理解される。

以後三新法の成立期まで大小区制は存続するが、新政府は小区のなかに埋没したはずの旧町村の行政的機能を完全に抹殺することは不可能であった。このことは、すでに民費・町村費の課出に果たす旧町村の役割り、また町村寄合や公選民会の運営に示される旧町村の団体性をみたときに、明らかになつたはずである。

戸籍制度から出発した大小区制が、旧来の伝統的な秩序や旧慣を無視して制定されたことから、その運用のうえで生じた諸矛盾を全面的に手なおしする必要が、当然、次の課題となる。新政府は、おりからおこつた明治九年（一八七六）の地租改正反対の農民一揆、また翌年の士族反乱（西南戦争）などの反政府運動の

たかまりのなかで、動搖する地方行財政機構とその自治組織を、権力の底辺に配置しなおす措置をすすめ、あわせて前述の課題をも解決しようとした。

**三新法の制定** 明治一一年（一八七八）七月、内務卿大久保利通の原案を基礎に審議され、太政官から布告された三新法は、そうした意図をもっていた。これは府県会規則・郡区町村編制法・地方税規則よりも、明治一三年（一八八〇）四月に出された区町村会法とともに、地方制度を変革する画期的な契機となつた。

そしてこれらは、以後の修正を通じて、新政府が、明治十年代に、全国各地でたかまる反体制運動としての自由民権運動を取締るのに重要な役割りを果たすことにもなつた。またそれと同時に「富国強兵」・「殖産興業」の旗印をかけた新政府が、自主的発展をとげつつあった町村組織を公認し、地方民会を許容しながら、開明的諸政策の推進を保証する地方制度の財政的基礎を確立することもその目的のなかに含まれていたといつてよい。

**府県会規則** 総則・選挙・議則・開閉の全四章三五カ条から構成される府県会規則によれば、それは地方行財政に関する権限を政府と地方の町村民とでわかちあうと同時に、政府は、町村民にも地方行財政についての共同責任を負担させようというもので、地方民会の要求を形式的に認め、地方税を審議するために定められたというのが、そのたてまえであつた。しかし府県会開設の本来の意図は、町村民の不満や抵抗を回避しながら、地方税徵収を円滑にすすめるという点にあつたと考えられる。

府県会では、その議員選挙にあたつて被選挙権・選挙権を与えられる有資格者は地租一〇円および五円以上

を納入する高額納税者で、しかも満二十五歳以上の男子に限るという制限選挙方式をとっていた。またその運営のうえで、府県会の議決権は内務卿の指揮のもとに属し、府知事・県令は、いつでも会議の内容に干渉することが可能であった。要するに、一応、民選のかたちをとっていたが、府県会は地方官の行政諮問機関に過ぎなかつたのである。

### 最初の神奈川県会は、明治一二年（一八七九）三月二五日、横浜町会議所で開かれ、主として、同年度

県歳出予算案が審議された（第5表参照）。同予算案

の費目では、土木費・人件費・警察費の総額との割合が大きく、とくに警察費は、地方税支出のみでこれだけの数値を示し、この外に官費七万五千余円の支出を加算すれば、きわめて高額になる。

第5表 明治12年度の神奈川県歳出予算額一覧表

費 目	予算額	比 率
警 察 費	41,446円	12.4%
河 港 道 路 修 築 工 費	104,740	31.3
橋 梁 費	1,593	0.4
會 議 費	1,250	0.3
病 院 費	9,634	2.8
及 育 費	50	0.0
教 育 費	9,166	2.8
浦 諸 勤 救 助 業 費	5,079	1.5
役 場 書 類 費	17,289	5.2
諸 難 船 破 示 業 費	2,250	0.7
区 郡 市 吏 員 給 料 旅 費	46,590	13.8
区 郡 市 吏 員 給 料 旅 費	89,836	26.8
予 備 費	6,578	2.0
合 計	335,501	100.0

色川大吉「明治前期における地方統治と地方自治」  
（『人文自然科学論集』東京経済大学、第5号、1963年刊）  
および『神奈川県会史』第2巻附表による。  
ただし、比率は小数点第2位で四捨五入した。

警察費の支出は、以後、それに監獄費を加えて、毎年、増額され、政府が自由民権運動の展開に備えて、治安・警察力の増強をどれほど重視していたか、ここから明らかである。これに対して、県会は、それらの大幅削減を敢行したが、明治十年代後半の松方財政の段階に入ると、その攻撃的姿勢を後退させ、抵抗権を、しだいに放棄していった。

**郡区町村編制法** 郡区町村編制法について。全六カ条より成る同法の要点は、郡町村の旧慣を再認するためには大行政区制を廃止して経費を節約し、またあわせて郡長の職責を重視するという趣旨から、郡町村制を復活することにあった。政府のめざした目的は、府県郡をもつて行政区画とともに、町村を自治団体として公認し、戸長の民選制度を採用することであった。また郡長の権限を強化し、同時に郡町村費の節減をもねらつたのである。

第6表 「郡区町村編制法」施行による神奈川県管内の区郡一覧表

県令野村靖から管内に布達され、その結果、第6表のとおり一区一五郡が成立した。

これらの中なかで、横浜区の  
みは、「三府五港其他人民輻

いう同法第四条の方針で、明治一三年（一八八〇）五月に久良岐郡より独立した地域である。また南・北・西多摩の

三郡は、本来、武藏国多摩郡に所属していたが、同法の施行

後、同じく明治一三年（一八八〇）五月に、三郡に分割されて神奈川県へ移管されたものである（この三郡は明治二六年四月に東京府へ移管される）。また藤沢地区は、鎌倉郡と高座郡にわかれて所属した。

こうした行政区画の変更とともに、郡区町村編制法は行政責任者のあり方についても手を加えた。

すなわち郡については、郡毎に郡長一名を任命、郡の区域が狹少な場合には、数郡を一括して一名の郡長をおくという規定であった。郡は、三新法の制定以前の段階では行政単位として認められていなかつたが、同法は郡に対し権限を与えたうえ、行政単位として公認し、郡役所を開設して郡長を任命した。この結果、第6表に示されたように、高座郡役所が藤沢駅に置かれ、初代郡長として稻垣道生、第二代郡長として、今福元穎が就任した。また鎌倉郡役所が戸塚駅に開かれ、初代郡長として山本庄太郎が任命された。とくに今福元穎は、県会議員の時代に、元老院にあてた県下人民による国会開設建言書の代表者一四名の一員として参加し、また明治一四年（一八八二）六月から九カ年間にわたって郡長の任にあり、自由民権期に活躍した存在であった。

郡のもとにあって行財政の末端機構を構成している町村は、その行政区画とともに、公法団体的性格も認められ、町村民の日常生活の単位としても、それが公認されることになった。ただし同法によれば町村ごとに一名の戸長が任命され、また数ヶ町村にわたって、戸長一名を置くこともできると規定されているようだに、戸長の名称とその職務は継承された。戸長は、また総代人より選出されるという民選方式をとった。こうした戸長公選制の採用の背後には、おりからたあまりつある全国的な国民運動としての自由民権運動と、そのささえの一つとなつてゐる地方町村民の政治的不満の蓄積を、町村段階で吸收・回避しようとした

意図があつたことをみのがすことができない。

**地方税規則** 最後に地方税規則に関して。全七十九条よりなる同規則は、まず從来、府県税、民費などの名目をもつて徵収されてきた府県費を地方税と改称することから始まる。明治初年以来税制のうえで、地方税に相当する費目として郡町村入費、あるいは、その区内住民の協議費と称する経費を地方税のかたちで徵収してきた。これはそうした混乱している税制を整理し、明治維新後、始めて施行された組織的・体系的な地方財政制度といえよう。

地方税の税源は地租五分の一以内で、營業税・雜種税・戸數割の三種の税目に統制され、同時に、支弁費目は「警察費」から「戸長以下給料及戸長職務取扱諸費」に至るまでの一二費目に規定される。さらに区町村限りの費用を、その区町村住民の協議費と認めるなどが同規則の内容である。

ここには、政府が、地方財政を府県財政と区町村財政とに分離し、前者を法的規制のもとにおくのに対して、後者を協議費財政として放任する方針が貫徹されている。それとともに、政府は、また府県財政の基礎を固めることで、府県から郡段階までの行政体系を政策推進の拠点とし、区町村を、そのための国政委任事務機関とするという意図もそこには含まれていた。

藤沢地区の関係史料は、これらの点について極度に乏しいが、明治一二年（一八七九）一月、高座郡長稻垣道生にて、長後村の戸長代理青木義治が提出した「明治十二年七月ヨリ同十三年六月マデ協議費取調書」が、その一部を示している（長後村・井上澄家文書）。

一、金三拾二円四拾五錢 戸長役場協議費

賦課方法 地価金割 戸數割 九分

一、金四拾円

道路橋梁費

一、金六拾四円五拾錢

用悪水修繕費

同 戶數割 地価金割 三分

一、合金百三拾六円九拾五錢

田地価金割

(以下略)

部分的に挙げた右の史料からも明らかなように、土木・用水費が全体の八割弱を占め、賦課方法にも地租割・戸別割が併用されていることを、われわれは知ることができる。他の諸村でも状況は同様であったと考えられる。

しかし、ここに示した協議費は、地租五分の一に相当する地方税よりはみ出た追加の住民負担部分である。政府は地方税規則の布告に当たって、ねらった主要な目標は、すでに明治一〇年（一八七七）の地租軽減の詔勅——それは地租改正反対の農民一揆に対する政府の譲歩であった——で規定された徵稅額を修正し、増租の主張を貫くことについた。政府は府県会に地方税の審議権を与えたかわりに、その主張を、地方税徵収の次元で実現したことになる。

区町村会法 三新法は先に示した府県会規則・郡区町村編制法・地方税規則より構成されていたが、明治

一三年（一八八〇）四月の区町村会法も、その内容のうえでは府県会規則を補う意味をもち、三新法体制をささえていた法令の一つであった。

三新法制定の前後、すでに地域によつては、町村会の開設がみられたが、その運営は、放任されたままで統一されていなかつた。三新法の公布後、政府は各地での町村会の開設と、その発展が不可避であるとの見通しから、町村会の育成の方針をうち出さざるを得なくなつた。区町村会法の公布は、そうした動きへの対応の結果である。

区町村会法制定の意図には、各地で激発しつつあつた農民一揆や自由民権運動への政府の配慮が、つよくはたらいていたといわれる。すなわち全国的な国会開設請願運動の発展によつて、動搖してきた農村の支配秩序を再建するという役割を、政府は区町村会法に期待していたというのがその真意であろう。

区町村会法は一〇カ条から成つてゐた。区町村会は、その区町村の公共に関する事件、またその費用の支出と徴収方法を審議し、数町村の連合会を開設することも認められている。他方、府知事・県令が、町村会の運営について、つよい監督権をもつてゐたことは注目されなければならない。

しかし神奈川県では、これよりさき、明治一二年（一八七九）六月、県令野村靖から、すでに全四章三八カ条にわたる「町村会規則」が布達されていた。総則・選挙・議則・開閉の各条項で規定されている内容は、施行細則までを含む点で、きわめて詳細なものであるが、その大綱は区町村会法で定められた権限の範囲を越えてはいらない。

藤沢地区的各町村は、同規則の布達により、改めて自ら町村会規則を作成し、また從来、開かれていた町

村会を、それにしたがつて運営することを決定したであろう。さらに町村会が開設されていなかつた町村では、それにもとづいて、新たに町村会を開会したであらうことが予測される。

各町村会については、史料的制約があつて、ほとんど明らかでないが、第十九大区一小区の今田村については、明治九年（一八七六）四月に「議員選挙御届」（長後村・井上澄家文書所収）として、村用掛から村會議員当選者四名を届出している（戸長あてと考えられる）のが最もはやい時期の村会関係史料である。

また地域は異なるが、鎌倉郡西富町の町会に関して、明治一二年（一八七九）七月に「町會議員撰（選）人名簿」「臨時會議決書（西富町）」が、それぞれ作成され、現在、保存されている（西富・青木四郎家所蔵文書）。

これらの史料は、すでに触れた県布達の町村会規則にしたがつて運営されていた西富町会に関するものであるが、とくに後者は当時の戸長加藤清兵衛より届出がなされ、町会の議事細則に関する内容を含んでいた。この後、同町会の運営については、明治一七年（一八八四）二月、当時の戸長青木勝三より、県令沖守固あてに提出された「西富町會議規則」に精細に規定されている。同規則は総則・選挙・議則・開閉の四章二八カ条より成っているが、県より布達された町村会規則の様式を若干変更して踏襲しているに過ぎない。藤沢地区のほかの各町村についても、ここから類似の規則が制定されたであらうことは容易に考えられる。

ところで明治一三年（一八八〇）に成立した区町村会法は、明治十年代後半に激化する自由民権運動の動きに対応するかたちで、しばしば改められ、同一七年（一八八四）には、戸長選挙方式とともに大幅に改革

される。

町村行財政制度の改革 最初、放任主義の立場をとっていた区町村の自治体制に対し、政府は、しだいに、その監視と制約を強化していった。その過程で、明治一七年（一八八四）六月に実現した制度改革の意義は重要である。

それは旧来の町村制を前提として容認しながらも、一町村一戸長役場制を廃止し、数カ町村を単位として一戸長（戸長役場）を設置するという方法で、この結果、第2図に示されたように、藤沢地区の各町村でも組合役場・連合村組織が設けられた。この改革は行政上の便宜措置から実施されたのであるが、より重要な点は、それと同時に戸長役場の所管範囲が拡張され、あわせて戸長選挙方式が民選から官選へ切りかえられたことである。

神奈川県では、明治一七年（一八八四）五月に太政官より布達された「戸長選任方」に準拠して、同年六月、県令沖守固より「戸長薦舉規則」が布告された。ここにおいて、戸長は「薦舉人」が投票して決定した五名の候補者のなかから、県令が選任する方式に改められた。

政府は、こうして戸長の役職を通じて、町村段階までの地方行財政を把握し、それを、完全に国家権力機構にみあうようなかたちに再編成することに成功したのであった。

## 第二節 日清・日露戦争前後の町村行財政

### 一 町村制の施行と藤沢大坂町・明治村・鵠沼村の誕生

明治二十年代の展望 明治地方制度は帝国憲法を支柱とする明治国家と資本主義の発展に対応するかたちで、自由民権運動を抑圧しながら、明治二十年代の始めて町村の法制的機構と財政的基礎を整備しつつ確立した。

藤沢地区についていえば、東海道の宿場町として発足した藤沢駅と半農半漁村としての辻堂・鵠沼村その他の各町村がそれまで分立していた。これらの各町村は廃藩置県→大小区制→三新法体制→町村制施行の過程で、それのみあうような動きを示しながら帝国憲法体制下の地方制度に組みこまる。

そうした過程を区切る一つの画期は、明治二一年四月に公布された市制および町村制であった。この法令は翌年四月に施行され、その結果、藤沢地区の各町村は藤沢大坂町・明治村・鵠沼村の一町二カ村に合併され再編成された。

この町村合併以前の段階では、地方民会に対する大部分の住民のかかわり方もまだ直接的なかたちをとらなかつたが、合併直後、立憲制度の制定とともに、制限選挙制を前提としながらも、住民の参政要求が一応帝国議会の開設と政党の結成となって実現した。しかしまだ、この時期の町村財政についていえば、日清・

日露戦争を契機とする資本主義の発展とそれによつて進行する農村構造の変化によつて、その矛盾が激化していった。

以上の展望をもとに、われわれは、この時期の藤沢地区の動きを具体的にみよう。

憲法体制の成立 藤沢地区の地方制度を、あらたな町村制のもとに再編成したのは、明治二二年に發布された帝国憲法とその翌年に開設された帝国議会であった。政府は、明治十年代の後半期に自由民権運動を抑圧するなかで、立憲制度の制定の準備をすこし進めていた。まず明治一八年一二月、政府は太政官制を廃止して内閣制度に改め、その後、官吏服務規律を定めて官僚制の基礎を確立するとともに華族令を施行した。さらに宮中顧問官や内大臣を置いて、宮中と府中の別を明確化するなどの措置がそれであった。

他方、政府は西欧諸国の憲法調査の目的で、伊藤博文を随員とともに渡欧させ、外国の憲法について学ばせた。こうして政府は憲法草案の作成に着手した。そこでつくられた草案は、伊藤博文が議長となつた枢密院で極秘のうちに審議が重ねられた。以上のような経過で、帝国憲法は明治二二年二月一一日の「紀元節」に発布された。

帝国憲法の発布後ほゞ一ヵ年半余り後に、立憲制の立法府として、明治二三年一月、第一回帝国議会が開かれた。しかし、国民がひとしく願つていた帝国議会は、院制選挙制度によつて衆議院議員を選出する方式であり、そして初期議会は農村の上層農民や地主層を中心として運営される地主議会であった。

第一議会が開会されるに当たつて、政府指導者は政党とかかわりあわないという「超然主義」の態度で議会に臨んだ。第一回の総選挙では、政府に反対する「民主党」が全議席の約六割を占め、立憲自由党が再建さ

れ、それに組織を改めた改進党も協力し、民党的反政府連合戦線が形成された。

第一議会で、政府に対する民党的攻撃は、山県有朋内閣が提出した予算案に集中し、そのために予算額が大幅に削減された。つづいて第二議会でも、民党的松方正義内閣が提出した政府予算の相当額を「民力休養・経費節減」の名目で削り、第三議会では軍艦建造費・鉄道買収法などが否決された。

議会の運営に苦しんだ政府は、議会の解散・停会などの措置で民党的批判攻撃を回避し、また民党的連合勢力の切りくずしを試みた。こうした政府の圧力で民党内部の対立が激化し、日清戦争直前の第五・六議会では、その主流派も与党化の傾向を示し始め、政府の政策に協調するようになつた。このような民党的議会闘争の過程でブルジョアジーの政治的比重もしだいに増し、その結果、明治三一年には、自由・改進両党の合同によって最初の政党内閣として限板内閣が成立した。しかし、それも内部分裂により四ヵ月後に倒れた。

このような状況のもとで、当時、政府の最高指導者であった伊藤博文は、政府としても、政党結成の必要性を認識し、反政府派の中心であったが、党勢が後退しつつあった憲政党（明治三一年、自由・進歩両党の合同で成立し、限板内閣を組織した民党）を吸収して、明治三三年に立憲政友会を結成した。ここに政府と民党的の妥協が、一応成立することになった。

神奈川県会の動き、こうした初期議会における民党的運動の展開のもとで、明治二十年代の神奈川県会はどうのような動きを示したことになつたであろうか。

すでに神奈川県では、明治八年五月に区長会が県会と改称されたうえ、明治一一年二月には「県会議事規

則」を布告、ついで同年七月には「府県会規則」が制定され、県会の運営の細則が整備されていった過程については触れた。

そうした県会について、帝国議会の第一回衆議院議員総選挙が行なわれた明治二三年とほぼ同時点で、県会議員の職業別構成を第7表よりみると、神奈川県会では議員の農業従事者の比率が圧倒的に高く、農商・農工兼職者までを含めると、合計の約六割（全国の比率は約四割強）に達した数値を示し、南関東農村地帯の特徴をよく表わしている。また弁護士（「代言人」）と医者ならびに商業専従者は、その大部分が「横浜区」の市街地よりの選出で、藤沢地区が含まれる鎌倉・高座両郡からの当選はすべて農業従事者に限られていた。

初期の帝国議会の歴史が、政府対民党の対立・抗争とその過程での民党の屈服・妥協のそれであるとすれば、その時期の神奈川県会の動向も、県政の諸問題をめぐっての政争の歴史であったといえよう。

たとえば明治二三年一一月開会の通常県会で、他の諸議案とともに提出された県尋常師範学校（同年一月と一一月の火災により焼失）の敷地選定について県会内部で対立（鎌倉に最終決定）があり、またその年に県キリスト教青年会より提出された横浜遊廓の廃止の建議をめぐって、県会議員が「存娼論者」と「廢娼論者」に分裂した。この問題には、遊廓存

第7表 明治20年代初期での議員の職業別構成

第1回帝国議会（衆議院議員）・明治23年			神奈川県会議員 ・明治22年		
職業	人数	比率	職業	人数	比率
農業士業	129人	43%	農業職業	33人	56%
弁護士	22	7	無商業	9	14
商工業	19	6	商業	6	13
新聞記者	8	3	医業	3	5
会員	7	2	農業者	3	5
銀行員	4	1	農工兼業	2	3
医者	3	1	農工兼業	1	2
鉱業	1	0	合計	58	100
議席数	300				

注 帝国議会については、主要な職業のみを集計したので、人数合計は、議席数に満たない。『神奈川県会史』第2巻、信夫清三郎『明治政治史』より作成

続を主張する貸座敷営業者が組織的に反対し、一大紛争となつた（なお県会は同年一一月二一日に建議を可決した）。

このような初期県会の政争は、明治二十五年二月、衆議院議員総選挙で行使された警察権による選挙干渉の責任を追求する「県会議員の知事更迭運動」にまで発展し、その結果、県知事内海忠勝は、翌年三月、依願免官となつた。

明治二十年代後半期の県会では、南北西多摩三郡の東京府編入問題（明治二六年四月）、また監獄建築費の市部・郡部負担の不平等をめぐる県会議員の対立（明治二七年一月）、横浜電氣鉄道敷設の出願について人力車夫による議員暴行事件（明治二八年八月）など、多くの問題がおこつたが、立憲政友会が成立すると政友会系の議員の政治勢力とその発言が強まる。当時の関東地方は「政友会の王国」とまでいわれたように、こうした県会の傾向は、ほぼ同時期の東京府会のみならず、各地の郡町村会でも事情は同様であったといわれる。

**府県制・郡制と市制・町村制** 明治前期の地方制度は憲法体制の成立に照応するかたちで、明治二一年四月に公布された市制・町村制、ついで同二三年五月に制定された府県制・郡制によって完成される。ここでは、より上位の行政機構である府県制と郡制施行の意義から検討を始め、ついで市制・町村制の問題を通じて藤沢地区の町村合併についてみよう。

すでにみたように、明治二一年公布の府県会規則によつて全国各県府に公選の議会が開設されたが、政府の官治的統制が強く、府県の自治権も制限されていた。そのため、福島県会のように府県会を足がかりとして

た自由民権運動がたかまり、それに対して、政府も彈圧的姿勢をもつて臨み、両者の対立関係は激化した。自由民権運動の後退後、市制・町村制の施行を実現したうえ、政府は府県制・郡制を制定した。ここに府県と郡は、始めて地方自治体としての機能をもつことになった。しかし行政機関としての性格が強く、自治団体の単位としてはきわめて不完全なものであった。府県・郡には官選の知事や郡長が任命された。また郡会には大地主議員の制度がおかれ、郡会議員の三分の一は、地価一万円以上の地主間での互選によつて選出されるしくみになつていった。

この後、明治三二年三月に府県制・郡制とともに改正が行なわれ、複選制度と大地主選挙制度が廃止されて直接選挙制が採用された。しかし概して官治的性格が強く、団体としての自治権は制限されていたといつてよい。

そうした府県制・郡制のもとで、市制・町村制は立憲制制定の前提条件として、はやくから政府指導者の意識するところであつた。

それは町村制（藤沢地区では当面「市制」は関係がないので省略する）を制定して旧来の町村を再編成し、国会開設を直前にひかえて政府の支配体制の最底辺を強化し固定化する必要があつたからである。政府は、まづ町村制を施行して、自由民権運動で主張された国民の権利要求を、その段階で阻止・転換させ、その土台のうえに憲法を構築しようと考えたのであつた。

こうした主張のもとに、政府指導者のなかでも、とくに内務卿山県有朋は、明治一七年から、本格的に内外の諸法制を調査研究させ、また外国人の政府法律顧問の全面的協力を得て原案起草に着手した。この草案

は、その後作成され、元老院に付議されたうえ、明治二一年四月一七日に公布された。全八章一三九条より構成される「町村制」の法令は町村住民の権利義務、町村委会の運営、町村役員の選挙、また町村財産の管理その他にわたる詳細な規定であつたが、実際に、全国一挙に、これを実施するには相当困難な状況にあつたため、各地方の実情を考慮して府県知事の申請をまつたうえ、内務大臣の命令によつて施行していくた。

しかし町村制実施に当たつて、当時の全町村数七一、三一四のうちで、八〇一村が住民不在、六、七六三村が戸数一〇戸以下の小村であり、それらを含めて全町村の約七割弱が戸数一〇〇戸以下という小規模な町村であった。

これらの零細町村の行財政の負担能力は著しく弱少で、とくに役場費と教育費の占める比重は町村財政全体のなかで重く、当時の町村財政はたえず相対的また絶対的な窮乏状況にあつた。当時の町村には、小学校の校舎建築や自然災害などによって、その基本財産、備荒貯蓄をすべて臨時支出したり、あるいは政府に資金援助を要請し、町村住民に寄付金・特別税などを賦課する場合が、しばしばみられた。

このような町村の財政状況のなかで、政府は、資本主義の急速な育成とそれを前提とする官僚制・軍隊の創設に必要な国家財政支出の一部を委任しうる地方財政の基礎を確立することが不可欠であつた。ここで政府は、財政負担能力の貧困な町村を算術的に統合する以外にその方法を見出すことができず、そのなかから立憲制の制定をまえにした全国的な画一的町村合併の必然性が生じてくる。

市制・町村制の公布から約一ヵ月後、明治二一年六月一三日、内相山県有朋により、訓令第三五二号をも

第8表 神奈川県の町村合併（明治22年）

郡名	旧町村数(A)	新町村数(B)	合併率( $\frac{B}{A} \times 100$ )
久良岐郡	44(町村)	7(町村)	15.9
橋樹郡	144	23	16.0
都筑郡	71	11	15.5
西多摩郡	97	22	22.6
南多摩郡	145	20	13.8
北多摩郡	145	21	14.5
三浦郡	110	14	12.7
鎌倉郡	98	20	20.4
高座郡	120	21	17.5
大住郡	120	23	19.2
淘綾郡	21	4	19.0
足柄上郡	64	16	25.0
"下郡	97	22	22.7
愛甲郡	36	9	25.0
津久井郡	22	9	40.9
合計	1,334	242	18.1
(全国)	71,314	15,820	22.2

注 ゴジックは、山間地帯を示す。

（『神奈川県町村合併誌』上巻、その他より作成）

つて「町村制施行ニ関スル内務大臣ノ訓令」（全一一カ条）が発せられた。そこでは「町村ノ区域狭小若クハ戸口僅少ニシテ、独立自治ニ耐エルノ資力ナキモノハ大凡三百戸乃至五百戸ヲ以テ標準ト為シ猶從来ノ習慣ニ隨ヒ情願ヲ酌量シ民情ニ肯カサルヲ要ス：合併ヲ為ストキハ町村ノ区域広潤ニ過キス交通ノ便利ヲ妨ケサルコトニ注意スヘシ」との基準で町村の統合・整理がすすめられた。

町村合併に当たって、問題となつたのは財産処分であった。町村有財産の処分は、原則として各町村の協議により定め、郡長を経由して知事の認可を受けることに定め、協議不成立の場合には知事が協議を成立させるよう努力させた。

神奈川県では、明治二二年三月一日、知事沖守固によつて県令第九号が布告され、「町村分合」が実施された。その施行過程の詳細は史料の欠如のために不明であるが、その結果は第8表のとおりである。ここから明らかなるように、神奈川県では、全体で一、三三四カ町村が、その約一割八分強に相当する二

四二ヵ町村に合併された。そこでは第8表中の「合併率」にみられるように、県東部の平野地帯における零細な小町村の合併の度合いがきわめて激しかったのに對して、西部山間地帯の合併の割合は相対的に低率であつた。その理由は、山間部に孤立している小集落（自然村）をできる限り、一行政単位として尊重せざるを得なかつたためである（とくに津久井郡は合併の度合が最も低い数値を示している）。また第8表によれば、藤沢地区をふくむ高座郡での町村合併も、かなりの高率である。

こうした神奈川県での町村合併の動きのなかで、藤沢地区でも町村の統合がおこなわれた。それでは、どのような方針で町村の「廃置分合」がすすめられたか、具体的なかたちで、それを示す史料は極度に乏しいが、鎌倉郡藤沢駅の大鋸町と西富町が合併され、明治二年一〇月に藤沢大富町が誕生した當時、大鋸町の川村半次郎以下の住民が起草した「町方合併ノ儀ニ付上申出」（西富・青木四郎家文書所収）によつて、それを見ることができる。

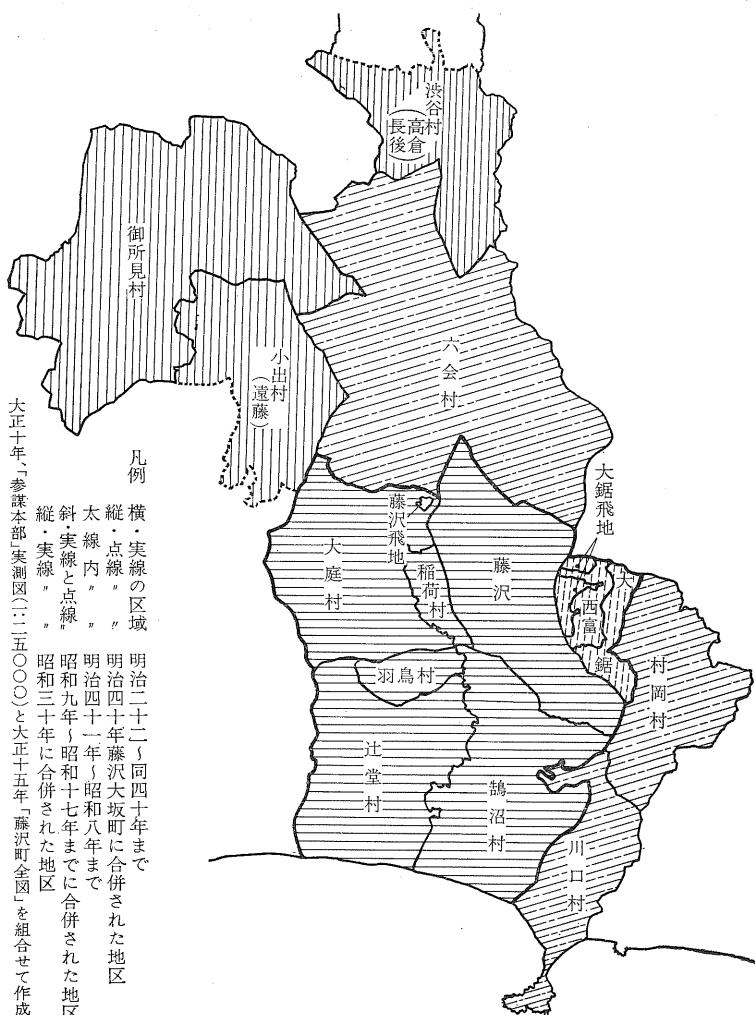
……両町（大鋸町と西富町をさす—筆者注—）ト高座郡大坂町トハ共ニ藤沢駅ノ惣称ヲ冠リ地形モ自ラ一駅ノ区域ヲナシ民情風俗毫モ異ナルナク加ルニ両町ヨリ大坂町ニ達スル里道江架設ノ橋梁及前後道路修繕等ノ費用一切從来ヨリ大坂町ト共通支弁致シ來リ殊ニ西富町地内ニ鎮座ノ諫訪神社ヲ以両町及大坂町大半ノ氏神トシ諸祭典費ノ如キモ又然リ然ルヲ両町人民ハ一駅内ニ居住為スモ両郡ニ跨リ故ニ商工諸営業者ノ組合規約等区々ニテ売買取引上ニ於テモ不都合不尠且學校費町費ノ如キモ賦課法ノ異ナル為メ之レヲ負担為ス人民ハ多少ノ苦情ヲ唱ヘ……往々紛議ヲ來シ実ニ言フベカラザルノ不都合アリ……

ここには、町々の住民間での民情風俗、道路問題、また商業の取引関係、課税などの相違点が理由として

第二節 日清・日露戦争前後の町村行財政

五四

第4図 藤沢地区の町村合併過程（明治二二年より昭和三〇年まで）



凡例

横実線の区域	明治二十二～同四十年まで
縦点線内	明治四十年藤沢大坂町に合併された地区
斜実線と点線	明治四十一～昭和八年までに合併された地区
昭和九年～昭和十七年までに合併された地区	昭和三十年に合併された地区

大正十年「參謀本部実測図(一:二十五〇〇〇)」と大正十五年「藤沢町全図」を組合せて作成

指摘され、合併の根拠としてあげられている。このような事情は、藤沢地区の他の諸町村の合併の場合にも、共通した点であつたと考えられる。

こうして、藤沢地区では、藤沢駅にふくまれていた坂戸町と大久保町が統合されて藤沢大坂町が成立、また、羽鳥・大庭・稻荷・辻堂の諸村が併合されて明治村が誕生することになった（第4図を参照）。すなわち二町五カ村が一町二カ村（藤沢大坂町・明治村・鶴沼村）に整理されたわけである。

なお川口村・村岡村・六会村・渋谷村・御所見村・小出村などでの合併については、第2図に示したのでここでは触れない。

## 二 町村会の動き

**町村制の実施と町村会** 明治二一年四月に公布された町村制によつて、各町村会の組織が改められたうえ、新たな規定にしたがつて、町村会が運営されることになった。

まず町村会議員は、その町村の人口を基準に左の割合で選出されることに定められた。

人口千五百人未満の町村	議員	八人
人口千五百人以上五千人未満の町村	議員	一二人
人口五千人以上一万人未満の町村	議員	一八人
人口一万人以上二万人未満の町村	議員	二四人
人口二万人以上の町村	議員	三〇人

(「町村制」第二章第十二条)

町村委会員の選挙方法については、「選挙人」を納税額に従つて、一級と二級にわけて選挙を行なう等級選挙制度が採用された（等級選挙制度については後述する）。

また議員の任期は六年と規定され、一級・二級ともに三年ごとに半数改選の制度が定められた。

このような町村委会員選挙については、藤沢大富町の実態が当時の史料により明らかになる（「藤沢大富町会議員選挙」西富・青木四郎家文書）。

本町会選挙ニ方リ議員拾式名選挙ノ為本月十九日藤沢大富町大鋸三百三十三番地ニ於テ一級二級ノ選挙会ヲ開キ：

四名選挙掛リニ選任シ戸長森小十郎選挙掛長トナル

同日正午拾式時選挙掛長選挙開会ス午后二時ヲ以テ一級ノ投票ヲ閉鎖ス其投票ヲ開之ヲ検査スルニ投票ヲ受ケタル八名及ヒ投票点数左ノ如シ

福島音次郎七点 久保田八十八六点 雨谷与次右衛門六点 近田惣七六点 松本良太郎六点 有田金治郎四点 安藤林吉四点 森小十郎三点

右選挙ノ顛末ヲ記録シ選挙人ノ面前ニ於テ之ヲ朗読シ別冊選挙人名簿点数其他関係書類一枚ヲ合綴シ其正当ナルヲ記スル為メ爰ニ署名捺印ス

明治廿二年四月十九日

選挙掛長 戸長森小十郎

（以下略）

このような方式で選出された議員によつて、当時の町村委会は運営されたが、それについても詳細な規定が

あつた。その概要に關して摘記すれば、まず議長には町村長がそれに當たり、議決には議員三分の二以上の出席を必要とした。また議事は多数決の原則によつて運営され、会議は公開をたてまえとしたが、議長の判断で傍聴を禁止することもできた。

各町村会とも、この規定によつて開会運営されたであろうが、町村会によつては「会議細則」が別に定められた場合もあつたと考へられる。現在、藤沢大富町について五章一五条の「会議細則」（西富・青木四郎家文書）が残され、「議場整理」「議事」「発言」「決議」「委員」などについて規定されていたことが明らかである。

等級選挙制度　ところでこの時期の町村会の特色の一つは、制限つき等級選挙制度を前提としていたことである。

「町村制」第一章第七条によれば、「帝国臣民」で公民権をもつものは満二五歳以上の男子で一戸をかまえ、その町村で地租を納入するか、または直接国税年額二円以上を納入するものに限定された。この制限のもとでの選挙権有資格者数は全人口の約一割強と推定され、当時の地方自治に参加した階層が、農村では前記の地租を負担できる一部の地主層であつたことが理解されよう。

そのうえ選挙権者は一級と二級に区分されていた。すなわち、町村会議員は町村内の二つの階層から選出された。これは選挙権有資格者は納稅額の多少によつて二分し、各階層から各同数の議員を選出する方法である。階層の区分は、その町村の町村税額の総計を二区分して、その額に達するまでの上位者を一級とし、下位者を二級とする。つまり町村税の半分を納入する少数者が一級選挙人として、議員定数の半分を選出す

ることができるが、他の大多数者は二級選挙人として同数の議員しか選挙できないことになる。

藤沢地区における等級選挙制度の実態は、史料が散逸している現在、明らかにすることができないが、一級選挙人の一票は二級選挙人の数票に相当するといわれ、極端な場合には、わずか二票（本人の一票と他人の一票）で一級議員が当選した場合さえも報告されている（石川県鹿島郡金丸村の例、宮本憲一「明治大正期の町村合併政策」島恭彦篇『町村合併と農村の変貌』所収）。

第9表 藤沢地区における「町村会議事録」「町村会關係書類」の現存状況

町村	年
藤沢大坂町	M 22
藤沢大坂町	23
藤沢大坂町	24
藤沢大坂町	25
藤沢大坂町	26
藤沢大坂町	27
藤沢大坂町	28
藤沢大坂町	29
藤沢大坂町	30
藤沢大坂町	31
藤沢大坂町	32
藤沢大坂町	33
藤沢大坂町	34
藤沢大坂町	35
藤沢大坂町	36
藤沢大坂町	37
藤沢大坂町	38
藤沢大坂町	39
藤沢大坂町	40
藤沢大坂町	41
鶴川村	
小渋谷村	
六会村	
岡村	
沼口村	
沼口村	
沼口村	
沼口村	
御所見村	

以上のような制限つき等級選挙制度は、郡制における大地主特権制度とともに、地主層による地方自治制の支柱となつた。

### 明治二〇年代の村委会

- すでにみた町村委会の組織と運営の方式に従つて、当時の藤沢地区における町村委会の実態をつぎに検討するが、『町村委会議事録』を始めとして、関係史料の保存状況は著しく不備で
- 注  
(1)時期は、町村制が施行された明治22年より、藤沢町が成立した明治41年までとした。(Mは「明治」の略)  
(2)藤沢市役所情報管理課、六会行政センター、御所見行政センター、大和市議会事務局、茅ヶ崎市役所の所蔵史料による。  
(3)鶴沼村・村岡村・御所見村については、史料なし。  
(4)実線は「議事録」の現存期間を示し、点線は「議事録」はないが「関係書類」が保存されていることを示す。

第10表 明治以後における川口村、渋谷村の歴代村長任期一覧表

年／村名	明治 45 44 43 42 41 40 39 38 37 36 35 34 33 32 31 30 29 28 27 26 25 24 23 22
川口村	山本庄太郎 岩田九郎左エ門 吉沢菊二 小池浅五郎 岩田九郎左エ門 山本庄太郎 川口村
渋谷村	井柴山閑 上田下水 山村孝夫 下龜吉 松下村 上田下水 松下村 山村孝夫 下龜吉 井柴山閑 上田下水 山村孝夫 下龜吉 渋谷村

ある（第9表参照）。

そこでわれわれは、当面、明治二〇年代を中心に、明治三〇年代初期までの村会の代表的事例として川口村と渋谷村を対象にとりあげよう。

川口村は、第4図から明らかなように、境川をもって鶴沼村と接した海岸地帯で、明治二二年四月の合併により片瀬・江の島両村を統合して成立した。初代村長には山本庄太郎が就任し、助役・収入役には、それぞれ安岡弥平次・山本百太郎らが選ばれている（第10表参照）。

当時、川口村の村会では、議長の選挙、各年度の歳入出予算案などの定例の審議を除いて、どのような問題が議事としてとりあげられていたか、『村會議事録』を通じてみよう。

この時期の川口村会では、村の歳出予算で第一位を占めた教育費の支出（その詳細については第二節三「町村財政とその矛盾」で分析する）に関する教育問題については、たとえば明治二五年度に川口小学校江之島分教場の新築と校具購入、また同三年度に川口小学校生徒授業料徴収の減額の件（一家二人以上就学

者がある場合、二人目から半額とする）などが審議されていた程度で、明治二〇年代から三〇年代初期にかけて、川口村委会の議事は、主として土木事業に関連する問題に集中していた。

とくに当村内県道に接続する片瀬江の島間に橋梁を架設する一件は、それが時折、激浪によって流失するため、村委会でその補修・新設が提案され、あわせて架設費回収のための使用料（渡橋料）徴収が明治二三年度の村委会で可決され、また明治二九年度には「一円ノ官有砂漠ニシテ從来道路ナルモノ無之」片瀬東浜・西浜に、元村長山本庄太郎の寄付によつて、防砂土手と新道開設をすすめる提案が、村委会で承認された。

しかし架橋問題に関しては、この後にも明治三二年六月、東京市京橋区元数寄屋町の貿易商人松岡健一の負担で、片瀬一江の島間に橋梁が新設され、以後、三〇年間「渡橋料」徴収の権利を譲与する契約（『契約書』——明治二二年～同三四年『町村委会議案及決議書』川口村役場文書——によれば、松岡は多額の契約料と賃借料を川口村に支払う）が、川口村委会と同人との間に成立したことがあった。しかしこれは、その地盤が官有地であったため、その権利を譲渡してはならないという所管監督庁よりの通達によつて、村委会としても撤回をよぎなくされるという結果になつた。

橋梁の架設や道路開通などの公有施設の整備のうえで、川口村委会にこうした配慮を必要とさせた状況の背後には同村財政の歳入額のなかに占める「橋錢」「渡船料」（第12表中の「雜收入」がそれに相当する）収入を確保する必要性もあるが、また他方、明治三、四〇年代における同地区の開発・整備が、軍事的意味もふくめて要請されていたからであつた。当時の事情を以下の請願書が、的確に物語つてゐる。

鎌倉郡川口村片瀬字鯨骨及電車停車場ヨリ字西浜新開地ニ通スル境川筋：山本橋ハ：架橋以來横須賀海兵團若クハ

諸軍艦ヨリ高座郡藤沢町字辻堂炮術演習場へ必要ノ道筋トナリ年々數十回士官以下水兵多人数通行候而ナラズ必ラズ大砲車携帶通行候・尚四拾壹年夏期ヨリハ東京輜重大隊ノ水浴馬百頭死モ・日々海岸へ往復候殊ニ本年ハ朝香宮東久邇宮兩殿下右新開地山本庄太郎別荘ニ三週間御仮泊・其他學習院幕舎數十ヶ所建設等夏期ハ最モ通行頻繁・架橋特設相成度・此段奉摯願候也(明治四二年九月、県知事あて川口村長岩田九郎左衛門提出の『架橋新設請願書』・『町村會議案及決議書』川口村役場文書)。

川口村に対して、渋谷村はその東が境川に接した農村地帯で、明治二二年三月、長後・高倉・上和田・下和田・福田の諸村のほかに、本蓼川の飛地をも合併して成立した村である。第10表に明示されたように、初代村長として閔水隅藏が就任しているが、歴代村長のなかには、旧長後村の出身で明治一〇年代に自由党員であった井上欣平もみえる。明治一七年五月の『自由党員名簿』(明治史料研究会編『明治史料』第一集)によると、当時、高座郡全域で自由党員が合計一七名に過ぎなかつた点を考慮すれば、そのなかでも井上は数少ない党員であり、村政指導者でもあつたといえる(井上は、四代目村長以外にも、同村の初代助役・三代収入役をつとめている)。

この時期における『渋谷村會議事録』の保存状況は、第9表より明らかなるおり、著しく不備であるのみならず、記載内容が議事の要点筆記であるという他村の議事録にも共通した史料の性格から、村委会における議員の発言の細部にわたる内容までは明らかでない点が多いが、大部分の議案がほとんど論議の対立をよび起こすことなく可決されている。

その議題は、第11表によると予算審議、人事の件以外に道路・橋梁の修理・整備とあわせて、村立小学校

の設備拡充、授業料免除の件などの教育関係議案が、その主要な部分を占めていた。

これは当時の渋谷村会に限らず、明治二十一年代から三十一年代における藤沢地区北部の各村、たとえば六会・小出・御所見村などの村会議案に共通する傾向であったと考えられる（第一章第二節三「町村財政とその矛盾」参照）。

明治三十一年代の町会 つぎにわれわれは、明治三十一年代の藤沢地区の町会の動きを藤沢大坂町にその例をとつてみよう。

藤沢大坂町が、明治二三年の町村合併によつて、坂戸町と大久保町の統合の結果、成立したことに関するは前述したが、本来、藤沢駅に所属していた藤沢大坂町は、のちに鎌倉郡の藤沢大富町をも併合して藤沢町第11表

- 〔明治二十五年五月渋谷村臨時村会議案〕
- 一、本村本蓼川小菅清兵衛境橋及用水堰ニ架設ノ板橋ヲ廢シ石橋ニ改築寄附ノ件
  - 一、本年度仮定道路橋梁及ヒ里道藤沢町田間道路修繕ノ件
  - 一、村立小学校設備予算議定ノ件
  - 一、条例第二十四条、第五条ニヨリ就学児童欠席ノ授業料免除ノ件
  - 一、〔明治二十六年三月渋谷村会子報〕
  - 一、明治二十六年度歳入予算議定ノ件
  - 一、書記井上応助辞職ニ付後任書記選定ノ件
  - 一、収入役青木義治辞職ニ付後任取入役選定ノ件
  - 一、小学校設備ニ關スル建議ノ指令ニ付諮問ノ件

（『渋谷村村会議案書』綴）

こうした藤沢大坂町の町会に関する記録も、第9表によれば数カ年に相当する部分を残すに過ぎない。

藤沢大坂町では、成立と同時に初代町長として渋谷英一郎が就任しているが、明治三十年代では藤沢地区でも屈指の大

地主であった広瀬藤右衛門の町長時代（明治三一年六月より同三七年一月まで）が続き、明治三七年五月には、渋谷英一郎が、再度町長に当選している。すなわち渋谷町政と広瀬町政が交替するかたちで、とくに広瀬町政を中心に町の政治が展開されていたといえよう（渋谷英一郎は、なお明治三四年五月から三年三ヵ月間、また明治四〇年に助役に就任している）。

藤沢大坂町会における議案と議事の内容を明らかにする手がかりとして、明治三三年と同三七年の「議事録」（明治三三年～三八年『町会議事録』藤沢大坂町役場文書）より、その案件の表題を次に示そう。

議事録（明治三十三年十一月五日）

- 一 教育費寄附金収納期変更ノ件
- 一 小学校建築資金広瀬藤右衛門外百五拾六名へ無利息ヲ以テ貸付及償還方法議定ノ件
- 一 小学校建築費支弁ノ為メ町公債ヲ起スノ件
- 一 明治三十三年度歳入出追加予算ノ件
- 一 小学校建築費一時借入金ヲ為スヲ得ルノ件
- 一 臨時費中衛生費科目流用ノ事
- 一 教育費中教員給料ト准教員給料ト流用ヲ得ルノ件
- 一 学校建築寄附金建築資金ニ編入ノ件
- 一 学校建築ニ限り随意契約ヲ為スヲ得ルノ件

議事録（明治三十七年三月三十一日）

- 一 町長閔野次右衛門辞職届出ニ付認定ノ件
- 一 町長選挙ノ件
- 一 明治三十六年中歳出科目流用ノ件
- 一 同年度追加戸別割歩率変更ノ件
- 一 同年度歳入出予算ノ件
- 一 特別税宅地反別割当分ノ内徵収免除ノ件
- 一 本町基本財産蓄積条例施行延期ノ件
- 一 町公債償還（延）期ノ件
- 一 明治三十六年度歳入出追加予算ノ件

ここには歳入出予算審議、戸別割税賦課法、本町基本財産の蓄積条例、町債返済などの町財政に関する諸議案、それに町長選挙問題が議題として採択討議されていると同時に、教育費が重要な焦点の一つにとりあげられている。教育費の具体的な内容は、小学校教員の俸給支出と校舎建築費支弁のための借入れ、または起債の件であった。

たとえば、そうした状況を示す史料の一部として、われわれは明治三五年五月二六日に開会された町会における議長広瀬藤右衛門の議案説明（「藤沢小学校教員俸給増加ノ儀知事ノ諮問ニ対シ答申ノ件」）の中に以下の発言を見ることができる。

議長曰ク教員給料ハ近來非常ニ<sup>(アマ)</sup>騰リマシテ到底昔日ノ比ニアリマセン然ルニ生徒ハ年々歳々増加スル教員ハ払底ヲ告

グルト云フ現状デアリマシテ本町ノ如キモ経済ヲ考査シテ出来得ル限り遣リ繰リヲ致シマシタ（以下略）。

また明治三三年六月一六日の町会における同議長の議案説明（「当町平野藤左衛門所有ノ千九百九拾九番地ニ存  
在セル家屋ヲ藤沢小学校仮教場トシテ借入レノ件」）にも、以下の点が指摘される。

議長曰ク藤沢小学校仮教場トシテ当町平野藤左衛門所有ノ家屋ヲ借り入レノ件ヲ議セラレンコトヲ望ミマス之レハ本  
年生徒数ノ増加シタル結果是非増築歟リニ他家屋ヲ借り入ル、歟セザレバ到底教授スルコトガ出来マセン然ルニ  
今ヤ新築ノ時ニ際シ建増ト云フコトハ甚不経済デモアリ幸ヒ隣地ニ該家屋ノ明キアレバ之レヲ借り入ル、方便利ナ  
ラント考ヘマス（以下略）。

すなわち市街地の拡大による児童生徒数の増加、そのための校舎増築と教員給与の増俸など、それらが町  
会の懸案事項の一つになつてゐることを、これらの史料が示している。

なお当時の『町会議事録』の記載内容と審議状況をうかがうために、次にその一部を摘載しよう。

#### 町会議事録（藤沢大坂町）

##### 一 中学校設立ニ関シ意見上申ノ件

右事件ニ付明治三拾弐年拾壹月拾九日町会招集ノ処当日出席議員左ニ  
式 番 関野 次右衛門 三 番 岩 橋 善兵衛  
十 壱 番 平野 藤左衛門 十 番 高橋 治左衛門  
十三 番 小 林 房次郎 十弐 番 和 田 文 七  
十七 番 鹿 山 清兵衛 十四 番 青 木 精 也

九番 鈴木 茂右衛門 合計 九名

欠席議員左ニ

壱番 金井 新藏	四番 中村 徳次郎
六番 白井 常吉	八番 中野 半兵衛
十五番 猪飼 勝次郎	十六番 梶 莊右衛門
十八番 角田 艶三郎	合計 七名

書記鈴ヲ鳴テ開会ヲ報ス

議長曰ク欠席議員ノ報之ヨリ第一号案中学校建設意見上申ノ可否ニ就テ御議決ヲ乞ヒマスノテ之ハ今般第二中学校カ本県内ニ新設セラル、ト云フ事ヲ仄ニ洩レ聞キマシタ然ルニ該校ハ目下新設ノ場所カ未定ナノテ旁以テ此際当部内ニ建設ヲ欲スル次第テ又該校ヲ当町ニ新設セハ第一ニ児童ノ教育上大ナル利益ヲ与フルノミナラス土地ノ繁盛ニモ少ナカラサル関係ヲ生スル事ト存シ只今書記ニ朗読致サセマスカ其意見案ヲ知事ニ上申スル都合ニ致シ度御諸君ノ御賛同ヲ乞ヒマス

書記意見案ヲ朗読ス

意見案左ノ通り

第二中学校新設ニ対シ意見上申

「今般本県内ニ中学校新設相成候趣伝承致候就テハ本郡ハ御管内ノ中央殊ニ当町ハ其南部ニ位シ諸般ノ運輸交通最モ便ナルノミナラス毫里以内ニ海浜ヲ有シ土地高燥ニシテ本校設立ノ規模ニ適応ナル地積ヲ有シ隨テ風土最モ衛生上ニ適シ候儀ト確信仕候条當部内ニ御建設相成候様特ニ御詮議相成度町会ノ決議ヲ經此段意見上申候也

明治三十二年 月 日

神奈川県高座郡藤沢大坂町長

広瀬 藤右衛門

議長曰ク諸君御異議ハアリマセンカ

満場異議ナシ（以下略）

### 三 町村財政とその矛盾

#### 町村財政の変化

町村制の成立によって、地方制度の物質的基礎である地方財政制度に改革が加えられた。すなわち成立当初の地方財政は、部落有林野などからの財産収入を中心とし、それに地価割・戸数割・營業税・雜種税などの附加税を補助財源として成りたっていた。

しかし部落有林野の統一がすさまないところから、各町村は財産からの収入を期待し得ず、附加税も現実に適合しない不合理な内容に変質していった。

それに加えて、従来、府県段階で担当されていた事業で、實際、各町村に委任されていたものは町村へ移管されて、その負担にまかされた。こうして国政委任事務が町村段階へ転稼された結果、町村の予算規模は増大し、ここに明治地方財政の原型は急速に崩壊する。

以上の展望をふまえて、われわれは明治二〇年代のなかばから同四〇年代初期にかけて、藤沢地区における村財政の変化の過程を追跡する。引用する史料は、その保存状況から川口村と渋谷村に限定されるが、両村の各年度歳出入予算額を第12表以下に表示した。

第12表 明治26年度川口村歳入出予算額

(歳 入)			(歳 出)		
費 目	予算額(円)	比率(%)	費 目	予算額(円)	比率(%)
雑 収 入	571.111	40.9	役 場 費	395.820	28.4
国 庫 下 渡 金	11.853	0.8	会 議 費	13.500	1.0
地 方 税 下 渡 金	18.200	1.3	土 教 育 費	442.734	31.7
地 方 補 助 金	49.640	3.6	衛 生 費	494.084	35.4
村 税	745.393	53.4	警 勧 備 費	10.500	0.8
			業 備 費	18.000	1.3
			予 備 費	1.549	0.1
				20.000	1.4
合 計	1,396.187	100.0	合 計	1,396.187	100.0

(『町村会議事録』川口村)

第13表 明治29年度川口村歳入出予算額

(歳 入)			(歳 出)		
費 目	予算額(円)	比率(%)	費 目	予算額(円)	比率(%)
雑 収 入	692.140	40.1	役 場 費	562.330	32.6
地 方 税 補 助 金	92.434	5.4	会 議 費	13.500	0.8
寄 付 金	61.624	3.6	土 教 育 費	358.058	20.7
国 庫 交 付 金	13.898	0.8	衛 生 費	704.895	40.8
地 方 税 交 付 金	22.178	1.3	警 勧 備 費	20.500	1.2
村 税	843.962	48.9	業 備 費	35.040	2.0
			雑 支 費	5.185	0.3
			出 費	10.000	0.6
			備 費	16.728	1.0
合 計	1,726.236	100.0	合 計	1,726.236	100.0

(『町村会議事録』川口村)

第14表 明治36年度川口村歳入出予算額

(歳 入)			(歳 出)		
費 目	予算額(円)	比率(%)	費 目	予算額(円)	比率(%)
財産より生ずる収入	157,249	4.4	役 場 費	860,550	23.9
使用料及び手数料	25,000	0.7	会 議 費	25,500	0.7
雑 収 入	1,352,005	37.5	土 木 費	510,000	14.1
前 年 度 繰 越 金	250,000	6.9	教 育 費	1,820,220	50.4
寄 付 金	50,000	1.4	衛 生 費	25,600	0.7
県 補 助 金	1,000	0.0	警 備 費	45,040	1.2
国 庫 交 付 金	31,502	0.9	勸 業 費	35,000	1.0
県 交 付 金	28,733	0.8	諸 税 及 び 負 担	57,353	1.6
村 税	1,712,161	47.5	財 産 及 び 管 理 費	157,249	4.4
			雑 支 出	10,000	0.3
			予 備 費	61,628	1.7
合 計	3,608,140	100.0	合 計	3,608,140	100.0

(『町村会議案及決議書』川口村)

第15表 明治41年度川口村歳入出予算額

(歳 入)			(歳 出)		
費 目	予算額(円)	比率(%)	費 目	予算額(円)	比率(%)
財産より生ずる収入	315,295	4.2	役 場 費	1,128,550	15.1
使用料及手数料	20,000	0.3	会 議 費	25,500	0.3
雑 収 入	2,799,360	37.4	土 木 費	1,100,000	14.7
前 年 度 繰 越 金	1,644,708	22.0	教 育 費	2,114,700	28.3
寄 付 金	688,000	9.2	衛 生 費	25,600	0.3
下 賜 金	200,000	2.7	警 備 費	45,040	0.6
県 補 助 金	5,120	0.1	諸 税 及 び 負 担	137,995	1.8
国 庫 交 付 金	119,318	1.6	財 産 及 び 管 理 費	1,874,070	25.1
県 交 付 金	53,542	0.7	神 社 費	5,000	0.1
村 税	1,631,814	21.8	雑 支 出	10,000	0.1
			予 備 費	49,634	0.7
			合 計	6,516,089	87.1
			(臨時費)		
			補 助 費	20,000	0.3
			財 産 及 び 管 理 費	150,000	2.0
			土 木 費	791,068	10.6
			合 計	961,068	12.9
合 計	7,477,157	100.0	歳 出 総 計	7,477,157	100.0

(『町村会議案及決議書』川口村)

第16表 明治29年度渋谷村歳入出予算額

(歳 入)			(歳 出)		
費 目	予算額(円)	比率(%)	費 目	予算額(円)	比率(%)
雑 収 入	469.144	15.2	役 場 費	561.125	18.2
前 年 度 繰 越 金	207.189	6.7	会 議 費	37.000	1.3
地 方 税 補 助	202.303	6.6	土 教 費	337.173	10.9
寄 付 金	144.870	4.7	木 育 費	1,290.940	41.9
国 庫 交 付 金	9.580	0.3	衛 生 費	22.240	0.7
地 方 税 交 付 金	19.920	0.6	勤 業 費	5.000	0.2
村 公 債	351.125	11.4	備 費	15.000	0.5
村 税	1,680.411	54.5	合 計	2,272.478	73.7
(臨時費)					
役 場 費					
教 育 費					
公 債 費					
合 計					
合 計	3,084.542	100.0	総 計	3,084.542	100.0

(『村会書類』渋谷村)

第17表 明治31年度渋谷村歳入出予算額

(歳 入)			(歳 出)					
費 目	予算額(円)	比率(%)	費 目	予算額(円)	比率(%)			
雑 収 入	942.460	12.5	役 場 費	664.825	8.8			
前 年 度 繰 越 金	129.137	1.7	会 議 費	22.000	0.3			
地 方 税 補 助 費	508.782	6.8	土 教 費	1,852.278	24.6			
寄 付 金	45.776	0.6	木 育 費	31.440	0.4			
国 庫 交 付 金	6.999	0.1	衛 生 費	5.000	0.1			
地 方 税 交 付 金	36.719	0.5	勤 業 費	20.000	0.3			
村 公 債	2,043.212	27.2	備 費	2,595.543	34.5			
村 税	3,463.696	46.0	合 計					
夫 役	346.370	4.6	(臨時費)					
役 場 費								
教 育 費								
公 債 費								
合 計								
合 計	7,522.669	100.0	総 計	7,522.669	100.0			

(『村会書類』渋谷村)

第18表 明治36年度渋谷村歳入出予算額

(歳 入)			(歳 出)		
費 　目	予算額(円)	比率(%)	費 　目	予算額(円)	比率(%)
財産より生ずる収入	48.100	1.2	役 場 費	810.962	20.9
使用料及び手数料	18.500	0.5	会 議 費	27.000	0.7
雑 収 入	412.000	10.6	教 育 費	2,305.104	59.5
前 年 度 繰 越 金	250.000	6.5	衛 生 費	213.000	5.5
県 補 助 金	35.500	0.9	勧 業 費	55.000	1.4
寄 付 金	12.000	0.3	諸 税 及び 負 担	214.551	5.5
国 庫 交 付 金	12.000	0.3	村 公 債 費	105.333	2.7
県 交 付 金	50.400	1.3	財 産 管 理 費	134.650	3.5
村 税	3,034.000	78.4	予 備 費	10.000	0.3
合 計	3,872.500	100.0	合 計	3,875.600	100.0

(『村会議案綴込』渋谷村)

第19表 明治44年度渋谷村歳入出予算額

(歳 入)			(歳 出)		
費 　目	予算額(円)	比率(%)	費 　目	予算額(円)	比率(%)
財産より生ずる収入	177.400	2.6	役 場 費	1,171.000	17.4
使用料及手数料	24.500	0.4	会 議 費	30.000	0.4
雑 収 入	184.500	2.7	教 育 費	4,306.967	64.0
前 年 度 繰 越 金	170.000	2.5	衛 生 費	70.000	1.0
県 補 助 金	9.400	0.1	恤 救 費	10.000	0.1
寄 付 金	25.200	0.4	諸 税 及び 負 担	349.733	5.2
国 庫 交 付 金	90.000	1.3	財 産 及 管 理 費	375.000	5.6
県 交 付 金	88.000	1.3	合 計	6,312.700	93.9
村 税	5,956.700	88.6	(臨時費)		
			村 公 債 費	313.000	4.7
			補 助 費	100.000	1.5
			合 計	413.000	6.1
合 計	6,725.700	100.0	歳 出 総 計	6,725.700	100.0

(『村会議案及決議書』渋谷村)

これら二村における村財政の共通点は、明治二〇年代から三〇年代になると、歳出額の規模が急激に拡大膨張する傾向が顕著なことである。とくに川口村の各年度歳出額は、明治二六年度の一、三九六円から、同二九年度の一、七二六円、同三六年度の三、六〇八円、ついで同四一年度には七、四七七円に達している。すなわち各年度の増加率は、明治二六年度の約一・二倍、約二・六倍、約五・四倍の数値を示すことになる。渋谷村でも増加と減少の繰り返しを示してはいるが、経費膨脹の方向をその動きから見出すことは困難ではない。こうした財政支出の傾向は藤沢地区の他の諸村にもほぼ同様であったと推測される。

ところで歳出激増の契機となった直接の要因を、どこに求めることができるであろうか。すでに表示した川口・渋谷二村の歳出費目によれば、高率の比重を占めるのは教育費・役場費・土木費であったことが明らかになる。とくに教育費は全歳出額の四一六割の高率を占めるのみならず、それに役場費の二一三割の支出を合算した場合、この二つの費目で歳出合計の七一八割に達する。すなわち村財政膨脹の最大要因は、明治二十五年の小学校令実施後、義務教育費が累積的に増加していくこと、また行政機構の整備拡充によって役場費が増大していくことから財政規模が拡大化したためであった。土木費については、幕末期から受けついだ用排水管理、道路橋梁修繕費などが、その主要内容を構成していると考えられるが、それについては、すでにみたように、明治一〇年代から継承された性格が強かつた。

ところで、激増しつつあった教育費の内訳は第20・21表によると、明治三六年度の渋谷村では、校長以下一五名の小学校教員の年俸が教育費予算の合計の八三・五%を占め、明治三八年度の藤沢大富町では、生徒の教育委託費の約三割弱を除けば、同様に人件費が五二・三%計上されている。これは、零細な小町村にと

第20表 明治36年度渋谷村教育費予算の内訳

	予算額(円)	比率(%)	備考
教育費合計	2,305.104	100.0	
第1項 尋常高木渋谷小学校費	2,302.104	99.9	
第1目 給料	1,924.000	83.5	
1. 教員給料	1,596.000	69.2	校長以下、10名教員の年俸
2. 準教員給料	276.000	12.0	3名の年俸
3. 使丁給料	52.000	2.3	2名の年俸
第2目 雜給料	62.374	2.7	校長会その他出張
1. 旅手當	7.000	0.3	職員慰労手当
2. 諸生徒賞	21.000	0.9	優秀生徒120名分の賞品
3. 教員恩給基金費	18.000	0.8	
4. 通信運搬費	16.374	0.7	
第3目 需用費	290.730	12.6	図書、器具の購入
1. 備品費	82.770	3.6	暖房、文房具代
2. 消耗品費	118.180	5.1	郵便料金
3. 通信運搬費	1.800	0.1	卒業式、学事会などの費用
第4目 修繕費	25.000	1.1	
1. 校舎修繕費	25.000	1.1	
第2項 高座郡教育会補助費	3.000	0.1	

(『村会書類』渋谷村)

つて、小学校の設立と維持がいかに重い負担であつたかを示し、またそれが限界に達していることを意味する。

県—郡—町村の財政構造 すでにわれわれは、町村制施行以後における藤沢地区の町村財政（史料的制約から実質的には村財政）について検討をすすめてきたが、そうした町村段階の地方財政が、県—郡段階の地方財政といかなる関連をもつていたか、また藤沢地区の各町村を対象に検討を加える以上、そこに、どのような地域性を指摘し得るかという問題に関して次にみよう。

まず、県—郡の財政構造を、明治二十年代から三十年代（郡財政については史料の関係で同四十年代まで含む）の神奈川県歳出決算額と高座郡歳出予算額、およびその費目を通じて分析しよう（第22・23表参照）。

第21表 明治38年度藤沢大坂町教育費予算の内訳

	予算額(円)	比率(%)	備考
教育費合計	528.170	100.0	
第1項 龍驤小学校費	372.170	70.5	
第1目 納料	276.000	52.3	
1. 教員給料	192.000	36.4	教員1名の年俸
2. 深教員給料	84.000	15.9	1名の年俸
第2目 雜給	40.270	7.6	
1. 旅費	2.850	0.5	他校へ授業視察として出張
2. 諸手当	4.000	0.8	年末勉励手当
3. 生徒賞与	5.500	1.0	生徒へ支給する賞品代金
4. 教員恩給基金	1.920	0.4	
5. 雇人料	18.000	3.4	宿直及び掃除人夫雇傭
6. 学務委員報酬	6.000	1.1	1名の年俸
7. 全実費弁償額	2.000	0.4	委員の出張旅費
第3目 需用費	30.400	5.8	
1. 備品費	9.800	1.9	図書・器具の購入
2. 消耗品費	14.850	2.8	暖房・文房具代
3. 雜費	5.750	1.1	学校敷地借用料
第4目 修繕費	25.500	4.8	
1. 校舎修繕費	25.500	4.8	
第2項 委託教育費	156.000	29.5	
1. 教育委託報酬金	156.000	29.5	藤沢大坂町へ生徒の教育委託補助

(『議会に関する書類綴』藤沢大坂町)

第22表から指摘できる特徴は、この時期の県歳出決算額において、異常な割合を占めるのが、警察費・監獄費・土木費の支出であることである。

県土木費の支出は町村段階での土木費予算を補完する性格をもっていたと考えられるが、警察費・監獄費の合計が兩年度とも約五割計上されている意味はきわめて重要で、自由民権運動が後退した明治二十年代においても、民衆（住民）の政治活動取締りを含めて、県当局が治安対策をいかに重視したか、ここから理解されよう。

第23表の高座郡歳出予算額にみられる問題点は、勧業費の比率が高い事実である。

郡制が農村の地主制にその基礎をおき、それを支柱として成立していた限り、そのような地主制のもとでの農政を通じて、農業

生産力の発展に直結する勧業・勧農政策に関心が払われていたのは当然であった。

以上、県、郡財政の歳出額に示された基本的特徴とともに、前述した町村財政における教育費支出を考慮した場合、そこに次のしくみを指摘することができる。

すなわち県—郡—町村と三重の構造をもつ町村の地方財政制度において、各歳出額は、警察・監獄費（民衆の取締り）—勧業費（地方制度の基礎安定化）—教育費（民衆の教化）というように、相互補完性の役割を果たしていた。それのみならず明治政府は、町村住民の義務教育という重要な国民教化の職務を国政委任のかたちで、財政的補償も与えないままに全国各町村におしつけ、他方で治安対策を強化するという政策をすすめていたことがここから明らかである。

次に明治三十年代の藤沢地区における各町村の歳出予算額について、その地域性に配慮しながら検討しよう（ただし、六会村と御所見村に関しては、史料欠如のため明治四十年代に限られる）。

この場合にも、教育費と役場費が考察の中心となる。第24表から第28表までに示された五町村のなかで、小出村・六会村・御所見村の各村では教育費が約五割前後、藤沢大富町では役場費が五割弱の数値を示している事実が注目される。

藤沢大富町における役場費の多額な支出は、行政事務の膨張とそのための入件費の増加による結果と推定される。藤沢大富町が旧東海道の宿場町を核に発展してきた集落であったのに対し、当時の小出村・六会村・御所見村は純粹な農村地帯であったと考へてよい。それらの各村では、役場費の支出は相対的に低率で、先にみた川口村と同じく、教育費の支出が村の歳出額の他の費目を圧迫している。

第22表 明治24・31年度神奈川県歳出決算額

費目	明治24年度		明治31年度	
	決算額(円)	比率(%)	決算額(円)	比率(%)
警察費	105,737	29.5	127,264	15.6
監獄費	92,587	25.6	253,677	31.2
土木費	60,616	17.0	268,015	32.9
行政費	14,138	3.9	21,689	2.7
吏員俸給その他	28,608	8.0	26,283	3.2
衛生費	20,455	5.7	55,344	6.8
教育費	30,443	8.5	46,885	5.8
勧業費	100	0.0	8,620	1.1
庁舎建築修繕費	5,095	1.5	338	0.0
借入金償還費	—	—	5,618	0.7
雑支出	703	0.3	308	0.0
合計	358,482	100.0	814,041	100.0

(『神奈川県会史』第2巻)

第23表 明治37・45年度高座郡歳出予算額

(明治37年度歳出経常部)			(明治45年度歳出経常部)		
費目	予算額(円)	比率(%)	費目	予算額(円)	比率(%)
会議費	959,640	23.6	会議費	886,780	7.8
郡会議員選挙費	13,820	0.3	郡会議員選挙費	19,250	0.2
一	—	—	郡吏員費	470,000	4.1
郡費取扱費	29,000	0.7	郡費取扱費	32,000	0.3
一	—	—	教育費	195,100	1.7
勧業費	2,497,430	61.4	勧業費	3,461,400	30.4
財産費	318,270	7.8	財産費	470,960	4.1
一	—	—	徴発物件輸送費	10,000	0.1
一	—	—	神社費	200,000	1.8
一	—	—	地方事業奨励費	967,000	8.5
予備費	29,453	0.7	予備費	59,027	0.5
雜支出	221,850	5.5	合計	6,771,517	59.5
			(臨時部)		
			教育補助費	2,000,000	17.6
			神職会補助費	200,000	1.8
			勧業補助費	2,353,700	20.7
			慈恵救済補助費	50,000	0.4
			合計	4,603,700	40.5
合計	4,069,463	100.0	歳出総計	11,375,217	100.0

第24表 明治38年度藤沢大富町歳入出予算額

歳 入			歳 出		
費 目	予算額(円)	比率(%)	費 目	予算額(円)	比率(%)
財産より生ずる収入	2,679	0.2	役 場 費	708.500	48.2
使 用 料 及 手 数 料	10,000	0.7	会 議 費	16,350	1.1
雜 収 入	132,660	9.0	土 木 費	5,000	0.3
縁 越 金	1,500	0.1	教 育 費	528,170	36.0
寄 付 金	20,000	1.4	衛 生 費	19,050	1.3
国 庫 交 付 金	22,988	1.6	諸 税 及 負 担	46,500	3.2
県 税 交 付 金	16,528	1.1	財 產 及 管 理 費	50,000	3.4
町 税	1,262,324	85.9	雜 支 出	3,000	0.2
			予 備 費	77,997	5.3
			合 計	1,454,567	99.0
合 計	1,468,679	100.0	(臨 時 費)		
			補 助 費	14,112	1.0
			歳 出 総 計	1,468,679	100.0

(『議会に関する書類綴』藤沢大坂町)

第25表 明治37年度明治村歳入出予算額

(歳 入)			(歳 出)		
費 目	予算額(円)	比率(%)	費 目	予算額(円)	比率(%)
財産より生ずる収入	7,533	0.1	役 場 費	1,072,000	20.9
使 用 料 及 手 数 料	31,000	0.6	会 議 費	26,440	0.5
雜 収 入	378,229	7.4	土 木 費	48,750	0.9
前 年 度 縁 越 金	1,000	0.0	教 育 費	1,977,176	38.5
県 補 助 金	7,080	0.1	衛 生 費	35,400	0.7
国 庫 交 付 金	8,500	0.2	勸 業 費	42,000	0.8
県 交 付 金	45,219	0.9	諸 税 及び 負 担	91,967	1.8
村 税	4,654,245	90.7	雜 支 出	10,000	0.2
			予 備 費	26,073	0.5
			合 計	3,329,806	64.9
			(臨 時 費)		
			村 公 債 費	1,803,000	35.1
合 計	5,132,806	100.0	合 計	1,803,000	35.1

(『町会議事録及議案綴』明治村)

第26表 明治36年度小出村歳入出予算額

(歳 入)			(歳 出)		
費 目	予算額(円)	比率(%)	費 目	予算額(円)	比率(%)
使用料及手数料	15,000	0.3	役 場 費	787,900	15.5
雑 収 入	207,000	3.8	会 議 費	38,000	0.7
前 年 度 繰 越 金	21,141	0.4	土 木 費	82,340	1.6
県 稅 補 助 金	1,000	0.0	教 育 費	1,799,492	35.4
寄 付 金	2,000	0.0	衛 生 費	59,900	1.2
国 庫 交 付 金	6,000	0.1	勸 業 費	50,000	1.0
県 稅 交 付 金	35,000	0.6	諸 税 及 負 担	184,932	3.6
村 公 債	1,000,000	18.6	雜 支 費	3,000	0.1
村 稅	4,099,196	76.1	予 合 (臨 役 時 場 教 村 合) 費	19,717 3,025,281	0.4 59.5
合 計	5,386.337	100.0	歳 出 総 計	5,086.337	100.0

(『村会議案及決議書』小出村)

第27表 明治44年度六会村歳入出予算額

(歳 入)			(歳 出)		
費 目	予算額(円)	比率(%)	費 目	予算額(円)	比率(%)
財産より生ずる収入	62,380	1.1	役 場 費	1,247,508	22.1
使用料及手数料	30,000	0.5	会 議 費	50,000	0.9
雑 収 入	270,500	4.8	土 木 費	100,400	1.8
前 年 度 繰 越 金	50,000	0.9	教 育 費	3,096,013	54.8
県 補 助 金	65,501	1.2	衛 生 費	327,508	5.8
寄 付 金	21,100	0.4	勸 業 費	4,250	0.1
国 庫 交 付 金	50,000	0.9	諸 税 及 負 担	335,816	5.9
県 交 付 金	86,920	1.5	財 産 及 管 理 費	315,400	5.6
村 稅	5,014,780	88.7	表 彰 其 他 獎 勵 費	30,000	0.5
			雜 支 費	3,000	0.1
			予 備 費	56,286	1.0
			合 (臨 時 部) 費	5,566,181	98.5
合 計	5,651.181	100.0	歳 出 総 計	5,651.181	100.0

(『村会議案及決議書』六会村)

第28表 明治44年度御所見村歳入出予算額

(歳 入)			(歳 出)		
費 目	予算額(円)	比率(%)	費 目	予算額(円)	比率(%)
財産より生ずる収入	119,760	1.7	役場費	1,453,080	21.1
使用料及び手数料	31,500	0.5	議費	24,120	0.4
雜 収 入	152,400	2.2	木 費	117,280	1.7
前 年 度 繰 越 金	638,949	9.3	教 育 費	3,427,266	49.7
県 總 補 助 金	74,500	1.1	衛 生 費	29,140	0.4
寄 付	241,456	3.5	勸 税 及 び 諸 財 產	1,000	0.0
国 庫 交 付	35,000	0.5	及 び 管 理 費	414,199	6.0
県 交 付	66,000	1.0	支 備 費	257,200	3.7
村 稅	5,531,720	80.3	雜 予 合 (臨 役 補 合)	5,000	0.1
				100,000	1.5
				5,828,285	84.6
合 計	6,891,285	100.0	時 場 助 費	1,003,000	14.6
			計	60,000	0.9
				1,063,000	15.4
			歳 出 総 計	6,891,285	100.0

(『横浜貿易新聞』明治44年3月21日号)

明治三七年度における明治村の歳出予算額は、教育費では藤沢大富町の比率に近接し、役場費では小出・六会・御所見三村の数値に類似の構成をとっている。すなわち、いずれも相対的に高率を示していないのが特徴であるが、明治村では、村財政の窮迫化を開拓する目的をもつ村公債費（村債）が、教育費とならんで予算に組み込まれていたことは無視できない。

歳入の構造と財政の矛盾 これまで検討を重ねてきたのは、各町村の歳出予算（決算）額の内容であったが、ここで歳入額の構造に転じて、それについてみよう。

すでに表示した各町村の歳入額において、その内容を構成している主要な費目は町村税であつた。とくに明治三八年度の藤沢大富町では、町税の収入が全歳入額の八割を超えていた。また、各村落の場合でも五割前後の比率に及んでいる。

以上のように、拡大する町村の必要経費を支弁する基本収入は町村税であつて、しかも、その規模は毎年、増加の方向をたどつた。それについて、雑収入が各町村とも比較的に多額であったが、財産収入はきわめて少なく、それに期待し得なかつたことは先に指摘したとおりである。

基本収入としての町村税のうちで、地価割の賦課はその増徴がおさえられていたから、町村は主として戸別割に依存した。こうして歳出規模の膨張に照應する各町村の歳入は戸別割によることになったが、その賦課率にも一定の限界があるのは必然であつた。

このような明治後半期における町村財政の矛盾の深化とその危機克服の方法の一つは、起債による借入金の導入で、それを打開することであった。明治三七年度の明治村の歳入出予算額に村公債費が登場するのは、すでに見たとおりである。村債による収入は、このほかにも、たとえば明治二十年代から三十年代にかけての渋谷村また小出村（第16・17・26表参照）の歳入額でも明らかで、この時期の各町村財政に共通する一般的傾向であつたとみてよい。

また財政危機を克服する他の方法は、再度、町村合併によって町村の財政規模を拡大充実させることであった。ここに町村の合併計画が、また具体化する必然性があつたとみなければならない。

#### 四 東海道線・江の電開通と町村の変化

東海道線の開通 幕末期以降の宿場町と半農半漁村としての性格を、まだ基本的には失っていないなかつた藤沢地区に、大きな変化をもたらす直接の契機となつたのは、明治二十年代始めの東海道線開通による藤沢駅

の開設と、日露戦争直後に計画され、やがて建設されていった江の電（私鉄）であった。これらの鉄道の開通の結果、一部の海岸地帯が、別荘地・海水浴場化への動きを示し始めた事実に、われわれは注意をむける必要がある。

明治五年九月、新橋—横浜間に建設された鉄道は、開港場の横浜を通じて、首都東京を海外市場に結合する日本最初の官営鉄道であったのみならず、神奈川県にとっても、ただちにそれが商品の流通過程を変化させるほどの機能を果たさなかつたとはいえ、やがて多量・迅速・安価な旅客貨物輸送を可能とし、旧来の原始的交通事情を一転させ、将来の輸送手段近代化の基礎を築いたことで、画期的な意味をもつていた。

新政府による最初の鉄道建設は高度な技術と多額な資金と資材を前提としたため、必然的に先進資本主義国の援助とその協力に依存せざるを得なかつた。新政府は、イギリス公使や英國東洋銀行を通じて外債を募集することによって資金を調達し、多くの英國人技師を招いて測量を開始した後、建設を進めた。しかし沿道の住民の反対や馬子・車ひきの妨害、あるいは軍用地を使用する関係で軍部から干渉されるなど、かなりの障害を乗りこえなければならなかつた。そうした状況のなかで建設工事が進行した結果、品川—横浜間が最初に完成し、ついで新橋—品川間の工事も竣工して全線が開通した。

新橋—横浜間の鉄道創設後、官営鉄道の建設は資金難のなかで推進され、東京—京都—兵庫を連絡する中央幹線の構想が実現したのは、明治二十年代初期であった。この間に起業公債一千万円が募集され、そのなかから二百万円の交付を受けて東京—神戸間六百杆の中央幹線が完成した。

中央幹線の建設計画は、最初英國人技師の調査をもとに、軍部官僚が軍事的立場から、海岸線に近接して

いる東海道を避けて中仙道経由に決定し、工事に着手した。しかし、中部山岳地帯の建設工事が技術的に困難なこと、および多額の費用を必要とすることなどから、鉄道官僚の進言により政府は明治一九年に至って急に東海道の経由に計画路線を変更せざるを得なかつた。

東海道線の建設工事で、全線を通じての難工事は箱根山越えの区間であり、急傾斜の渓谷・原野を迂回して隧道を開鑿した。また中部地方では大河川が多く多数の橋梁の架設を必要とした。

政府は技術的困難と資金の調達に苦慮しながらも、明治二二年七月、東海道線を開通させた。その翌年、東海道線は帝国議会の開会に当たつて多数の議員の送迎に利用されたうえ、またその年三月から四月にかけて、濃尾地方でおこなわれた陸海軍連合大演習でも軍事輸送に利用されたように、産業発展に果たした役割とともにその政治的・軍事的意義はきわめて重要であった。

また当時、東海道線の敷設が計画されていた明治一九年六月、「国防上」の観点から横須賀線の開設が閣議で決定された。こうして大船に設置されていた信号所が明治二一年一一月に駅に昇格し、突貫工事で、翌年六月、横須賀線が完成した。これは横須賀軍港への兵員・武器輸送を直接の目的とする軍用鉄道として発足したのであつた。

藤沢駅の開設 横浜から国府津までの東海道線の建設の過程で藤沢駅も開設され、明治二〇年七月一日、営業を開始した。

当初、政府は官営鉄道の停車場の位置を街道にそつた各宿場単位に開設する方針であつたようで、藤沢駅の位置も、現在の戸塚駅より最短距離で線路を直進、隧道を掘鑿して遊行寺下を通過させ、宿場に近い白幡

神社付近まで延長して、そこに設置する予定であった。

しかし、前述したように、当時の藤沢地区は、江戸期以来、東海道の宿場町として発展を続けてきたのみならず、旅宿・花街が集中、近郊住民の遊樂の中心地であった。そのため、そうした市街地に近接して停車場が開設されるという計画が発表されると、その問題をめぐって賛否両論が沸とう・対立した。それらの意見のなかでは反対派の勢力が強く、鉄道の利点を認識しつつも、鉄道開通による宿場町としての機能の衰退をおそれて、機関車の煤煙による火災の危険を理由に、かれらは反対の陳情を行なった。

その結果、藤沢駅は若尾山と正月山（現在の藤沢銀座通り一帯にあった丘陵）に隔離され、江の島街道に沿つて旧宿場町より東南方約一杆、人家から離れた桃畠と松林のなかに開設されることになった。

なお先に述べた横須賀線の建設工事も、本来、藤沢駅から分岐する計画であったが、地元住民の反対により、大船信号所を駅に昇格させて東海道線に接続したといわれる。

東海道線の開通は客員輸送のうえで重要な役割を果たしたのみならず、貨物輸送を通じて、各地域の商品流通にも無視できない変化をもたらした。藤沢駅の開業当時、数名の運送業者が貨物の輸送業務を扱っていた。それらの貨物は藤沢地区の各農村で生産された米麦などの主穀類と甘藷また旧川口・鶴沼・辻堂村の海岸地帯や江の島で漁獲された鮮魚などであり、それに対して、木材・肥料・石炭などがこの運送経路を通じて流入した。

藤沢駅は、これらの運送業者の業務保護の目的で、明治二二年から運賃割戻制度を実施した。その結果、業者は競合して貨物の収集・搬入につとめたため、従来、海運に依存していた藤沢地区の貨物輸送が鉄道利

用に切り換えられていった（この制度は明治四一年に廃止された）。

藤沢駅は、当初、東海道線の程ヶ谷（現在の「保土ヶ谷」）・戸塚・平塚・大磯の四駅とともに開設され、

その後、明治三一年六月に茅ヶ崎駅も設置された。またその月に東海道線の単線運転が複線化され路線の整備も進んだ。

**江の電開通** 東海道線の開通後、明治二十年代の後半になると、官私鉄併存のかたちで、政府官僚も産業資本家も中央幹線を中心とする鉄道網の拡大と輸送力の増強につよい関心を示すようになる。そして日清戦争後、戦略的観点から軍部により鉄道国有論が主張され、それが明治三九年の鉄道国有化として実現すると、以後、私有鉄道は国有鉄道の足りない部分を補完する代替的機能を果たしつつ発展していった。

日清戦争後から日露戦争の前にかけて、神奈川県に敷設された小田原電気鉄道、また京浜電車（第29表参照）とともに、明治二八年に敷設申請された鎌倉電車鉄道と鎌倉鉄道、江の島電気鉄道も、すべてそなめた役割と性格をもって登場してきた地方鉄道であったといえよう。

いわゆる「江の電」は、第29表のとおり、日露戦争直後、明治二八年の八月と一〇月に、それぞれ異なつた発起人によって、鎌倉電車鉄道株式会社あるいは鎌倉鉄道株式会社の名義で、競願のかたちをとつて敷設免許の申請が行なわれたのが、その端緒である。

前者は若尾逸平・根津嘉一郎ら一五名の発起人で、藤沢—江の島—七里ヶ浜—鎌倉—横浜黄金町の軌道計画に従つて電車を運転する構想であつたのに対し、後者は安場保安・杉本直己・石河幹明ら一一名の発起人により、藤沢—鶴沼—片瀬—鎌倉—金沢—富岡—杉田—横浜まで「軽便汽缶車」を通ずるという内容であ

第29表 全線開通までの「江の電」略年表

明治 20年 7月 11日	東海道線（横浜——国府津間）開通、藤沢駅営業開始
22年 6月 16日	横須賀線（大船——横須賀間）開通
28年 8月 3日	鎌倉電車鉄道敷設免許申請
28年 10月 3日	鎌倉鉄道敷設免許申請
30年 9月 3日	鎌倉鉄道修正免許申請
30年 12月 7日	鎌倉鉄道（鎌倉——藤沢間）敷設認可
31年 12月 20日	江之島電気鉄道敷設免許申請
33年 3月※日	「私設鉄道法」公布（10月施行）
33年 3月※日	小田原電気鉄道開通
33年 11月 25日	江之島電気鉄道株式会社 創立総会（片瀬・万安樓）
33年 12月 4日	会社設立登記（本店、藤沢大坂町、資本金20万円）
34年 2月※日	土地買収、線路敷設工事開始
35年 8月2日	藤沢——片瀬間、工事完成
35年 9月1日	藤沢大坂町——川口村片瀬間開通、営業開始
36年 6月 20日	川口村片瀬——行合間、営業開始
36年 7月 17日	行合——極楽寺追揚間、営業開始
37年 4月 1日	資本金50万円に増資
37年 12月 24日	京浜電車（品川——神奈川間）開通
江之島電鉄全線開通（総延長10.4km）	極楽寺迎山——鎌倉大町間開通
横浜電氣株式会社に合併（同社、江之島電気鉄道部と改称）	鎌倉鉄道株式会社創立請願
本社所在地を横浜市裏高島町に変更	今般神奈川県下相模國鎌倉ノ中心
電氣鉄道敷設免許申請	点トシテ一方ハ同處ヨリ同郡片瀬鵠沼ヲ経テ藤沢駅ニ至リ一方ハ同シク
江ノ島電氣鉄道株式会社創立總会	武藏國久良岐郡金沢富岡杉田ヲ経テ
設立登記、資本金100万円	横浜ニ達スル輕便汽缶鉄道ヲ敷設シ

（『江ノ電六十年記』により作成）

つた。

運転する車両が電車と汽車との相違はあっても、ともに藤沢を起点として横浜まで、その一部は現在の「江の電」の軌道にそつて計画がたてられていたことになる。

以上の二つの計画のうちで、現在、鎌倉鉄道株式会社について、その請願内容が明らかになる史料が保存されているので、それを次に引用しよう。

鎌倉鉄道株式会社創立請願  
今般神奈川県下相模國鎌倉ノ中心  
点トシテ一方ハ同處ヨリ同郡片瀬鵠沼ヲ経テ藤沢駅ニ至リ一方ハ同シク  
武藏國久良岐郡金沢富岡杉田ヲ経テ  
横浜ニ達スル輕便汽缶鉄道ヲ敷設シ  
横浜電氣株式会社に合併（同社、江之島電気鉄道部と改称）  
本社所在地を横浜市裏高島町に変更  
電氣鉄道敷設免許申請  
江ノ島電氣鉄道株式会社創立總会  
設立登記、資本金100万円

交通運営ノ業ヲ相當ミ度左ニ其理由ヲ具申仕候

抑モ鎌倉ハ歴史上著名ノ地ニシテ神社仏閣名所旧蹟ノ多キハ申ス迄モナク本線路ノ経過スル沿道一帯ノ地方ハ片瀬ト云ヒ江ノ島ト云ヒ鵠沼ト云ヒ又金沢ト云ヒ富岡ト云ヒ杉田ト云ヒ何レモ名勝風景ノ土地ニシテ内外旅客ノ巡遊スルモノ甚タ多クシテ年々其数ヲ増シ單ニ勝地ヲ訪フモノノミナラス病弱ヲ養フモノ寒暑ヲ避クルモノ海水ニ浴スルモノ美術ヲ探クルモノ四時跡ヲ絶タサレドモ從来交通ノ機関具ハラサルカ為メニ旅客ノ不便少シトセス本鐵道ノ目的ハ是等巡遊者ノ便ヲ謀ルト同時ニ沿道所在ノ乗客貨物ヲ輕易ニ便乘搭載セシムルノ道ヲ開キ官設鐵道ノ東海道線及ヒ横須賀線ト相待テ交通ノ実ヲ全フセントスルニ在リ又本鐵道ノ金沢停車場ハ横須賀軍港ヲ隔ツル僅カニ一葦帶水ナルニ由リ若シ一朝事アルノ日、拳テ以テ軍旅ノ用ニ供セハ聊カ軍團ノ事ニ裨補スルニ足ル可シ依テ發起人等ハ此目的ヲ以テ地方ノ情態ヲ察査シテ收支予算ヲ立て明治二十年勅令第十二号私設鐵道条例第二条ニ基キ別紙書類相添ヘ具状仕候間至急御認可被下度此段奉請願候也

明治二十八年十月三日

鎌倉鐵道株式会社創立發起人

東京市麹町区中六番町四番地

松 本 直 己

外十名

遞信大臣子爵渡辺国武殿

(江の島鎌倉觀光株式会社所蔵、傍点筆者)

この請願書では、避暑・避寒・觀光・海水浴など、遊樂目的の乗客輸送と併せて、緊急時の横須賀軍港へ

の軍事輸送が、その申請理由に主張されているのが注目される。同様の史料を欠くので明らかでないが、鎌倉電車鉄道株式会社についても、そうした点に配慮されていたことは予測されるところである。

この二社の申請のなかで、鎌倉鉄道が、予定線のうち鎌倉—横浜間を削除したうえで、藤沢—鎌倉間についてのみ認可の指示を得ている。そこで同社は明治三〇年九月、軌道敷設の修正免許を申請して正式に認可された（他方、鎌倉電車鉄道については鎌倉—横浜間の敷設認可を得たようであるが、史料欠如で明らかでない）。

しかし鎌倉鉄道は敷設を認可されたが、結局、建設に着工せず、明治三一年八月に敷設免許状を返納している。

これよりさき、県内陸運の近代化と電力供給の目的をもって、福井直吉以下一二名の有志により、県知事を通じて「電気鉄道敷設」の請願が提出され、明治三一年一二月に「江之島電気鉄道」の敷設が免許された。

当時の記録を『江ノ電六十年記』より引用しよう。

神奈川県高座郡藤沢町字大坂町・官設鉄道停車場附近ヨリ鎌倉郡川口村ヲ経テ同郡鎌倉町ニ至ル電気鉄道ヲ敷設シ一般運輸ノ業ヲ営ミ神奈川県鎌倉郡高座郡一円及ビ三浦郡中郡ノ一部ノ電灯及ビ電力供給等ヲ営ムヲ以ツテ目的トシ、本社ヲ川口村大字片瀬二八五五ニ設置シテ営業ヲ開始ス

この認可によつて「江之島電気鉄道株式会社」が明治三三年一月に創立された（第29表参照）。社長に青木正太郎が就任し、福井直吉、山本庄太郎らが取締役、金子角之助（後の藤沢町長）以下三名が監査役に当たり、翌年二月に着工、かつて鎌倉鉄道が計画した軌道予定線にそつて藤沢一片瀬間の工事が完成した。明

治三五年八月のことである。

当時の江ノ電試乗記が『鉄道時報』に記録されているので、それを転載しよう。

「開業当時の添乗記の一節」

先づ藤沢なる東海道官設鉄道の停車場に下車して、ホームを出て、チケットを渡し構内を離れ出れば、右折する踏切あり、其の踏切を横断して十数歩を運べば、即ち江の島電鉄の停車場なり……乗車すれば、直ちに発車電車は進行する。その進行するや、速くして、動搖せず、その乗心地の快は、三伏の炎熱の汗を拭ふべく、東京の馬車鉄道の紅塵万丈の真只中に鞭撻して馳驅する如く、醜状を目撃することなく、或は馬糞の嗅をかがさることなく、編笠や塵に扮装したる馬匹の行列を見せられることなくして、電車は青田若しくは山林等の緑陰滴る所を駛走して、早、鵠沼停車場に著す。間もなく、電車は停留場を去って少し進行すると、左方の河流に方りて先づ煙筒より黒煙を吐きつつ機械を運転なし居る音響が手に取る如く聞ゆ。之れ即ち、江の島電氣鉄道の尤も主要なる発電所なり（明治三五年九月、『江ノ電六十年記』所収）。

以後、軌道建設工事も進行し、その過程で、海水浴客の輸送により期待以上の営業成績を収めたのみならず、日露戦争時には軍人家族の江ノ島神社戰勝祈願が増加するなど、相当の增收をあげながら、明治四三年一〇月に全線が開通した。敷設免許から一二年後のことであつた。

海水浴場・別荘地帯の形成 東海道線開通による藤沢駅の開設、さらに、藤沢駅から鎌倉駅までの「江の電」全通により、藤沢地区各町村の商品・貨物の流通過程が変化し、また鉄道沿線の地域開発が促進されたことは容易に考えられるところである。

しかし、鉄道網の発展・拡大によって最も顕著なかたちで変化が現われた地域は、相模湾沿岸の鵠沼・辻

堂両村（明治四一年以後は藤沢町に合併される）であり、そこでの海水浴場・別荘地帯の形成であろう。

海水浴場は、江の電全通直後、當時、學習院々長であった乃木希典が学生を引率して来町したのがその始めであつたといわれるが、学生相手の小料理屋などが開業したため、風紀問題から一、二年で沼津方面へその場所を移転した。

自然の地形の点で、海水浴場としては有利な条件を備えていたにもかかわらず、この海岸一帯が本格的に海水浴場化するには、なお、かなりの期間を経過する必要があつたが、それに対して別荘地帯としての性格が固まるのは比較的に早い時期であったといつてよい。

藤沢地区における別荘地帯は、旧鵠沼・辻堂村を中心発展してきた。その概要を加藤徳右衛門『現在の藤沢』から要約しよう。

広大な砂原と乱松の林野から成っていた鵠沼海岸地帯開拓の一契機となつたのは、明治三〇年に明治村羽鳥の「素封家」三觜家の一族であつた三觜小三郎が、海浜の林間に鵠沼館を建築したことである。これは旅館兼料亭の役割を果たした施設であつたと思われる。その後、加藤徳右衛門が海岸官有地一万五千坪の払い下げを受けて、それを分譲し、また伊東将行により東家旅館が建築されるなど、開発が進むにつれて地価の低廉な砂地に別荘地が増加していった。

辻堂海岸地帯については、交通上、市街地から隔離していた辻堂東部一帯を、明治二七年、藤沢銀行を背景に、藤沢の商人川上九兵衛が買収を進め開拓に着手している。その後、明治三一年には、これも旅館兼料亭として、明治館が建築されるなど、開発は進行していたが、本格的な別荘地帯としての発展は大正初期の

辻堂駅開設を待たなければならなかつたようである。

第二章 藤沢町の成立と大正デモクラシー



## 第一節 藤沢町の成立と高松町政時代

### 一 町村合併計画と藤沢地区の統合

**町村合併の必然性**　日清・日露戦争を契機に日本資本主義は飛躍的に発展し、それに応じて、国家財政の規模も帝国主義国にふさわしいかたちに膨張した。

日露戦争の後、いわゆる「戦後財政」は、戦争中の一時的膨張から若干収縮したが、歳出入とも、戦前に比較して倍額近い状況であった。それは陸海軍合計二億七千万円余（参考までに明治四一年度の政府歳出額五億三千万円余と比較せよ）に及ぶ軍備拡張費を始めとして、鉄道国有、電信電話の増設、朝鮮・南満洲などの植民地経営に必要な財政支出を組んだ結果であった。そのうえ多額な戦費調達の目的で、国民に課された特別非常税などの増税とともに募集された内外債の利子負担も軽視できないものがあった。政府は、従来どおり増税を継続しなければならなかつたのみならず、なお新規増税をも必要とする状態であった。

それに応じて地方財政も、国家財政から委任された産業奨励改良費、教育費、それに耕地整理・用水管理などの土木費また衛生費などの増額によって激増した。戦時中の明治三七年度の町村財政の総額五五〇〇万円が、明治四〇年度には八三〇〇万円になり、その翌年度には約一億円を超過した。

限定された歳入額と膨張しつつあった歳出額との不均衡が町村財政の矛盾とその危機を加速度的に深化さ

第一節 藤沢町の成立と高松町政時代

九四

第30表 神奈川県各郡の町村合併（明治四一年まで）

年	月	日	郡	合 併 記 事
明治 24年	9月	25日	高 橋 樹 郡	鶴見村を大和村と改称した。
25年	2月	5日	南北西多摩郡	小机村を城郷村と改称した。
26年	4月	1日	三 郡	三郡（八町・七十五ヶ村）を東京府へ移管。
27年	7月	※	西 鎌 倉 郡	西鎌倉村、東鎌倉村を合併して、鎌倉町となる。
29年	4月	※	同郡	同郡、淘綾郡を合併して中郡と改称した。
30年	5月	※	大 住 郡	同郡鎌倉町大字峠を久良岐郡六浦庄村に編入した。
34年	4月	1日	久 良 岐 郡	久良岐郡戸太町、本牧村、中村、根岸村および橋樹郡神奈川町、保土ヶ谷町宇岡野新田の全部と同町字岩間の一部を横浜市に編入した。
36年	10月	1日	三 浦 郡	同郡豊島村を豊島町と改称した。
39年	12月	15日	鎌 倉 郡	同郡横須賀町及び豊島町を廃止し、その区域をもって、新たに横須賀町をおいた。
40年	2月	15日	横 須 賀 市	横須賀町に市制を施行し、横須賀市とした。
40年	10月	1日	高 座 郡	同郡藤沢大富町を高座郡藤沢大坂町に合併した。
41年	4月	1日	足 柄 上 郡	同郡藤沢大坂町、鵠沼村、明治村を廃止し、その区域に藤沢町をおいた。
41年	4月	1日	同郡井の口村、中村を廃止し、新たに中井村をおいた。	
41年	4月	1日	同郡芦子村、二川村、久野村、富水村を廃し、その区域に足柄村をおいた。	
41年	7月	1日	同郡茅ヶ崎村、鶴嶺村、松林村を廃し、その区域に茅ヶ崎町をおいた。	

〔神奈川県町村合併誌〕上巻、※印は日不明)

せていった点については、すでに第一章第二節三「町村財政とその矛盾」で触れた。そうした危機克服の方法の一つに、町村合併の計画が各町村で構想されるようになつたこともさきに指摘したとおりである。

そこでは明治二年の市制・町村制公布当時、「町村制施行ニ関スル内務大臣ノ訓令」（第一章第二節一「町村制の施行と藤沢大坂町・明治・鵠沼村の誕生」を参照）により、町村合併の基準として、約三百戸から五百

戸を標準としたうえ、地域の旧慣と民意に配慮する必要が主張されていたが、それは、すでに進行していた現実の事態に背反する不合理な尺度として空文化されつつあったのである。

こうして明治三十年代後半期、愛知・長崎・石川・福岡・岡山・静岡の諸県で町村の合併が計画されるようになつた。

もともと神奈川県では、第30表から、明治二六年四月、南北西多摩三郡の八町七五ヶ村が東京府へ移管されるという大規模な区画変更があつた以外にも、明治二十年代なかばから各郡で、たえず小規模で個別的に町村の名称の変更なしし合併が進行していくことが明らかである。

明治四〇年から四一年にかけて進行した神奈川県での町村合併は、以上のような動きの帰結として実現された。

合併の指示と合併案 明治四〇年五月、神奈川県知事は、県内各郡長にあて「町村合併要領」（四ヶ条）を訓令した。その内容を次に列挙する。

#### 「町村合併要領」

一、新町村は凡そ戸、数千戸、地価二十万円以上を以て標準とす。但し地勢人情の異同より標準以下となすも妨げなし。

一、町村を合併するには町村を分割せずして其の全部に付廃置の処分を行ふは其財産事業等の承継上より見て、各般の便宜を得べきは勿論なれども、地理交通其他の関係上、實際不得已場合に於ては一部の分割をなすも妨なし。  
一、現時町村の事業は、其の廃合と同時に、無条件にて新町村に之を承継せしむる事、但し其事業の性質、緩急等を精査し、

て、其必要渺なきものは此際を機とし、断然廃止する事。地上権を設定し部分植樹をなすが如き契約に依るものも新町村に其権義を承継せしめ、若し新町村の一部なる甲旧村が既に巨多の費用を投じたるが為め其儘之を新町村に承継せしむるときは甚だしき権衡を失する等、特別の事情あるものは從来其事業に關係なき部分より相当の出費をなさしむる等可成権衡を得せしむるの方法を講じ事業は必ず新町村に移さしむるものとす。

一、現在町村の財産は其廃合と同時に無条件にて新町村に移さしむる事、但旧町村甲乙間の所有高に大差ありて甚だしく権衡を得ざるものに対して、適當の方法を講じ可成財産は新町村に移さしむるものとす（宮本憲一「明治大正期の町村合併政策」島恭彦編『町村合併と農村の変貌』所収、傍点筆者）。

すなわちおよそ戸数一千戸を標準に、旧町村の事業継続の適否また町村有財産の処分などについて、かつての合併で配慮された町村の旧慣や住民の意志はあまり尊重されず、きわめて徹底した合併基準であつたといつてよい。

この指令に基づいて、同月、高座郡長（宗真彦）は管内町村長にあて「町村分合ニ関スル件」を通達した。

町村ハ自治ノ要枢国家機体ノ基礎ニシテ其治務ノ興廃ハ実ニ百政ノ弛張ニ関ス、之ヲ以テ其区域狭小資力微弱ナルニ於テハ独立シテ自営ノ目的ヲ達スルコト能ハザルニモ不拘、旧来ノ区域ヲ固守スルハ町村自己ノ不利ナルノミナラス、又國家ノ公益ニ非ス、故ニ如斯ハ自ラ進テ相合併シ、基礎ノ鞏固ヲ計ルハ國運ノ拡張ニ伴フ自然ノ理勢ニアラザルナキヲ得ン乎、既ニ現時ニ於ケル各町村ノ負担ハ実ニ輕カラズ、今茲ニ町村制実施ノ頃ト日清戦役及日露戦役後トニ於ケル町村税ノ賦課額ヲ対比スルニ、日露戦役後ノ明治三十九年度ハ町村制施行ノ砌ト三倍七分、日清戦役後ノ二倍八分ヲ増加セリ、今後教育ニ、土木ニ、衛生ニ、勧業ニ、時勢ハ發展ト、戰後ノ經營トニ伴ヒテ、町村費ハ今日ニ倍加スル

ノ、ハ、アルハ、蓋シ遠キニ非ラサルベシ、故ニ現時ノ町村ノ資力ヲ以テ限リナキ今後ノ施設ニ応シ、団体ノ独立ヲ保チ自治ノ本分ヲ完ウスルノ至難ナルハ、火ヲ見ルヨリ明カナリトス、乃チ其独立ヲ鞏固ニシ、民力ノ増進ト自治ノ発達ヲ計ルノ上ニ於テ、此際町村ノ合併ヲ断行スルハ最緊切且ツ急要ナル時務ナリト信ス

本来合併ノ目的ハ自治体ノ基礎ヲ鞏固ニシ、以テ健全ナル發達ヲ遂ケシムルニアルカ故ニ、各位宜シク懇切ニ誘導シテ関係団体ノ協議ヲ可成円熟セシムルニ努メラレ、速カニ結果ヲ復合セラレン事ヲ望ム、或ハ又関係者中徒ラニ謂レナキ不服ヲ唱導シ、党派若クハ一二個人私利ノ関係上、團体永遠ノ利益ヲ無視シ、町村併合ノ断行ニ支障ヲ与ヘ、其百年ハ大計ヲ誤ラントスルモノナキヲ保セザルモ、銳意心力ヲ尽クシ、必ズヤ効果ヲ收ムルコトヲ期セラルベシ（『相模原市史』第三卷所収、なお、同時に「町村合併要領」も、指示されたが、前掲とほぼ同内容なので、省略する。傍点筆者）。

すなわちここには町村財政の膨張に由来する合併の必然性が指摘され、また個人的あるいは党派的立場から町村合併に反対する動きがあるが、全力をかけて合併を推進するように説いている。当時の地方官が、容易でない決意をもって合併をすすめようとしたことがここに見られる。

当時、高座郡長は藤沢地区を含めて高座郡の全二三ヵ町村の合併について二つの「廃置分合案」を提出した（第31表参照）。

第一案によれば高座郡の全町村を一二ヵ町村（旧町村数の五二・二%に減少させる）とし、第二案によれば八ヵ町村（同三四・八%に減少させる）とするという内容であった。

藤沢地区についてみれば、藤沢大坂町の戸数がすでに合併基準の千戸を超過していたが、それに鶴沼村を統合して、千三百戸余りの新町村に改めようというのが第一案であった。この案では、明治村が茅ヶ崎地区

の松林村に併合される構想で合併後の新町村の戸数は、いずれも千戸を越える程度で、適正規模であつたといえよう。

第一案が、藤沢地区の関係各町村を各二ヵ町村まとめて、合計四ヵ町村に合併する計画であつたのに対し

て、第二案は各四ヵ町村ほどを一括したうえで、合計三ヵ町村に統合する考え方であった。

案(第2案)

旧町村名	人口	戸数
藤沢大坂町	6,632	(人) 9,327 戸 1,001 戸 1,356
鶴沼村	2,695	355
明治村	4,464	595
松林村	4,366	581 1,176
小出村	3,896	535
御所見村	3,684	548 1,083
渋谷村	4,466	590
六会村	4,435	560 1,150

旧町村名	人口	戸数
藤沢大坂町	6,632	1,001
鶴沼村	2,695	355
明治村	4,464	595 2,423
六会村の一部 〔円行、今田、石川、 亀井野、西侯野〕	3,757	472
寒川村	5,675	760
小出村	3,896	535
御所見村	3,684	548 2,460
有馬村	4,134	617
渋谷村	4,466	590
綾瀬村	5,574	880 1,558
六会村一部〔下土棚〕	678	88

(『相模原市史』第3巻より作成)

したがって第二案では、成立する新町村の戸数が最低千五百戸程度から二千四百戸余までとなり、第一案より、はるかに規模の大きい新町村が出現する結果になる。この構想は知事より指示された「町村合併要領」の基準であつた「戸数千戸、地価二〇万円」を超

過する内容を示すもので、それにもかかわらず、この時点に高座郡長によつて、第二案が、なぜ提示されたかその理由は明らかでない。

第一・二案ともに、それらが実施された場合には、現在とかなり異なつた町村の行政区画が定められたであろうが、これら諸案は、ともに実現されることなく終わった。

藤沢地区の統合と藤沢町の成立 藤沢地区における関係町村の合併について、明治四〇年五月二九日、藤沢大坂町の町政関係者および町内有力者が協議の結果、以下の決定を行なつた。

「町村分合に関する協議決定事項」

- 一、鶴沼村と本町との合併の件—無条件にて合併することに決定
- 一、明治村の希望を容るるや否や—希望に応ずるも、進んで勧奨するの限りにあらず
- 一、六会村の希望を容るるや否や—謝絶することに決定
- 一、新町村役場の位置—中央に設置すること
- 一、新町村の名称—単に藤沢町と称し、従来の大坂町をけずること
- 一、以上の協定事項は、きたる三十日、代表者をして郡長に答申せしめる
- 一、町村分合問題に関する、きたる三十日、郡役所へ出席するは各自の随意に任すこと（『藤沢通史』）

この協議によると、藤沢大坂町と藤沢大富町の合併が検討されていないが、その理由は前者が高座郡、後者が鎌倉郡の所管であったためである。

しかしこれについて、すでに第一章第二節一「町村制の施行と藤沢大坂町・明治村・鶴沼村の誕生」のところで見たように、藤沢大坂町と藤沢大富町（大鋸町と西富町の合併により成立）の両地区は、自然・地理的

第32表 合併当時の藤沢大坂町・大富町の戸数・人口

旧町村名	戸 数	人 口	議員数
藤沢大坂町	1,001戸	6,632人	10人
藤沢大富町	275	1,815	3
鶴沼村	355	2,695	4
明治村	595	4,466	7
合 計	2,226	15,608	24

(明治40年8月15日、『藤沢通史』による)

条件のうえで境川をもって区切られているとはいへ、本来、单一の集落であり、また民情風俗あるいは神社の祭礼から町費・学校費の賦課に至るまで共通点が多かった。

こうした住民生活の共通の利益を確保する目的で、両町の合併について調査を行なった結果、その問題に關しては境界変更が可能であると判明した。そこで藤沢大坂町では藤沢大富町との合併を優先させることに決定し、郡役所に次の点について質問を提起した。

一、鎌倉郡藤沢大富町を高座郡藤沢大坂町に合併に付いては、施行期日、即ち十月一日より鎌倉郡名は自然消滅し、以後、高座郡藤沢大坂町字西富・大鋸と致して可然哉。

一、元藤沢大富町に於て未整理の事務は、十月一日を以て藤沢大坂町役場に移さしめ、而して後処理せしめ差支へなきや（『藤沢通史』）

これに対する郡役所は右の点に関して、差支えない旨を回答したうえ、藤沢大富町で取扱中の事件で報告を必要とするものがあれば、九月三〇日の日付で元大富町助役の責任で報告してよいと付け加えた。

こうして明治四〇年一〇月一日、両町の合併が実現した。当時の戸数・人口は第32表のとおりで、町長には広瀬藤右衛門、助役には渋谷英一郎が就任した。

ただ、この合併で注目すべき点があるとすれば、藤沢地区の町村合併の大部分が、発展しつつあった市街地の一部に、農村（または半農半漁村）が吸收されるというかたち、換言すれば都市の外延的拡大によって農村が併合されるという形態

を示したのに対して、両町の合併には自主的に、一応相互対等の立場が貫徹されていたことであろう。

こうして藤沢大富町との合併が達成された後、ついで鶴沼・明治村との統合が、次に実現することになった。この時には、各関係町村から合併委員が選出されて協議が進められ、翌四一年四月一日に藤沢地区の統合が実現し、かつての藤沢大坂町と鶴沼村・明治村の区域が、そのまま藤沢町と改称された（第4図および第30表参照）。

なお、この当時の合併委員の構成と氏名を『藤沢通史』から転載しよう。

藤沢大坂町——山本松五郎 三觜昇 鈴木茂右衛門 兼子茂貴

鶴沼村  
——高松良夫 加藤徳右衛門 斎藤正五郎 山口房治郎

明治村  
——金子小左衛門 三觜八郎右衛門 秋元銀藏 吉田八左衛門

藤沢町の成立と同時に、鶴沼村出身の高松良夫が町長事務取扱者に就任し、同年六月、そのまま初代町長の職についた。ここに以後、明治末期まで四カ年間の高松町政時代が開幕する（第33表参照）。

なお、初代町長事務取扱に任命された高松良夫が町役場の職員に対しても「演説」は当時の村政責任者の考え方を理解するうえで重要なため、以下転載しよう。

#### 〔高松藤沢町長事務取扱演説之要領〕

拙者本日就職ノ初メニ當リ就職ノ披露ヲ為ト同時ニ拙者ノ希望ヲ諸氏ニ演へ置カントス抑モ町村自治制度ヲ布カレテヨリ茲ニ二十年此間ニ於ケル自治ノ發達幼稚ニシテ完全ニ發達ヲ表シタル町村ハ僅少ナリト聞ク豈寒心セサルヲ得ンヤ此原因ニ就テハ持論アリト雖トモ事政談ニ涉ルノ嫌アルヲ以テ言ハサルヘシ堵テ我郡町村廢合ニ關シ客年六月以降ノ勧誘ニ基キ廢合ヲ決行セルハ高座郡中我カ藤沢町ヲ以テ嘴矢トス而シテ藤沢町ハ高座郡ノ首府ナリ即チ当役場ハ

第一節 藤沢町の成立と高松町政時代

一〇一

第33表 藤沢町の歴代役職一覧表（昭和初期まで）

		大正 明治										年/役職												
昭和		3	2	1	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	44	43	42	41		
湯原	(四)	(三)	(再)	金子	高松	年	町長																	
直平	(選)	(選)	(選)	角之助	良夫	役	助役																	
(三)	(再)	関村	金井	森	渋谷	年	役員																	
(選)	(選)	根主	幸万	小慎	英十	助役	助役																	
		根藏	萬太	一	十郎	役員	役員																	
		小堀	角田	(再)	秋山	年	収入役																	
		小泉	内良	(再)	愛太郎	助役	助役																	
		作蔵	良太	(選)	保多	役員	役員																	

ノ未定ニアルモノ多々アル現況ナリ若シ我町ニシテ諸般ノ整理ヲ欠キ町ノ幸福ヲ増進スルノ運ビニ至ラサル如キ不結果ヲ來サンカ延ヒテ郡内各村ノ廃合ヲ遲延セシムル導火トナルノミナラズ或ハ藤沢町ニ鑑ミ廃合ヲ見合ス事ニ立至ルモ計リ難シ今ヤ我町ノ責任ハ又大ナリト云ハザルヘカラズ異々モ諸氏ハ其心シテ始終注意ヲ怠ラス各自自重セラレタシ拙者ハ今日ヨリ自町ノ権利ヲ保護シ義務ヲ全フシ幸福ヲ増進センガ為又自治体ノ模範ヲ示スノ決心ヲ以テ誠意誠心職務ニ尽瘁スペシ然リト雖諸氏ガ職務忠実ニ待タザレバ何ゾ能ク為シ遂グヘケンヤ諸氏ハ拙者ノ股肱トナリ尽力成効セシメラレン事ヲ重テ希フ次第ナリ、  
拙者ノ執務上ニ於ケル方針ニ就テハ処務規程、同細則、吏員服務心得、注意事項ヲ以テ発表セリ

此規程以下ノ条項ヲ励行センガ為ニハ一步モ仮借セザル筈ニ付是又予メ諒セラレントヲ乞

明治四十一年四月一日

藤沢町長事務取扱 高松良夫

(山本悦三氏所蔵文書)

藤沢町の成立は旧来の行政区画であつた一町二村を統合するかたちで実現したが、これは、現在の藤沢市の母体である藤沢町が、いわゆる本庄地区として、この時に单一の行政区域として始めて登場したこと意味する。

第34表 藤沢町議員当選者  
(明治四一年六月)

一級議員	二級議員
端山正作	吉田八左衛門
山口房次郎	廣瀬藤右衛門
田村安兵衛	金子小左衛門
久保田鉄五郎	加藤徳右衛門
森川和田倉吉	三橋善吉
森上元司	斎藤正五郎
谷本宗太郎	山本茂実
吉五郎銀蔵	松五郎
角田	相沢繁右衛門
田島利右衛門	雨谷与左衛門
甚三郎	利右衛門

なお注目すべきことは、第30表からも明らかなように、神奈川県全体からみても、明治三四年四月には横浜市の市域が拡張され、明治四〇年二月には横須賀市が誕生し、明治四一年七月には茅ヶ崎町が成立するなど、後に都市として本格的に発展する地域が、単一の自治体として、このころに統合されつつあったことである。

藤沢町の成立は、いわば、そのような動きのなかでの必然的方向であつたといえよう。

## 二 藤沢町会の政争と渋谷村会

町会議員選挙と藤沢町会 明治四一年六月、当時「本県の町村廃合

(議会に関する諸雑書)藤沢町役場文書

は、目下当局において調査中なるが、藤沢町の廃合は、最も早く進捗

(『横浜貿易新報』明41・7・13)と報道されたように、藤沢町は、早期にしかも順調なかたちで、一町二村を合併して成立したことは先に触れたおりである。

ついで同月八日と九日にわたって、町会の一級および二級議員選挙が実施され、第34表のように各一二名の新議員が選出された。こうした等級選挙制度の意義については、第一章第二節二「町村委会の動き」で、すでに述べたところである。

これら的新議員のなかには、明治八年当時に第一六大区の副区長をつとめた森小十郎、また藤沢大坂町の町長の職務にあって、実質的に明治三〇年代の同町政の中心指導者であった広瀬藤右衛門、あるいは明治一〇年代に大庭ほか四カ村連合(稲荷・鶴沼・辻堂・羽鳥)村長で、しかも有力な地主であった金子小左衛門らが含まれていた。また旧鶴沼村の旧家で酒・醤油醸造業者として声望あり藤沢地区の政界で活躍した加藤徳右衛門、あるいは藤沢町の米穀肥料商として町政にも関与した山本松五郎らが当選した。これらの出身階層をみると、当選議員には旧村政指導者、有力な地主、商人らが多く含まれ、当時の藤沢町会は、そうした町内名望家によつて運営されていたことを理解することができよう。

その後、同年六月一四日に町会が招集・開会され、「本町会々議細則」が可決されたうえ、町長に高松良夫、助役に渋谷英一郎(旧藤沢大坂町長)が選出された。また収入役には秋山愛太郎が選任され、先の助役が町政のうちで衛生・土木・勧業関係の事務を分掌することに確定した。

このとき可決された「会議細則」は、以後、藤沢町会の運用の基礎になるので、長文ではあるが、次にそれを紹介しよう。

## 高座郡藤沢町会々議細則

### 第一章 通 則

第一条 議事ハ午前九時ニ始メ午後四時ニ終ル但シ時宜ニヨリ議長之ヲ伸縮スル事ヲ得  
第二条 議員ハ會議開始ノ時刻前ニ議場ニ參集シ出席簿ニ捺印スベシ

第三条 議事ノ終始ハ号鈴ヲ以テ之ヲ報ス

第四条 議員ノ席次番号ハ改選毎ニ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

第五条 疾病其他ノ事故ニ依リ出席ヲ得ザル議員ハ開会時刻前其由ヲ議長ニ届出ツベシ

第六条 開会時刻中事故アリテ退席セントスル議員ハ其由ヲ告ゲ議長ノ承認ヲ受クベシ

第七条 遅参シタル議員ハ其由ヲ告ゲ議長ノ承認ヲ得テ着席スヘシ

第八条 議事中私語喫煙其他總テ議事ノ妨害トナルベキ行為ヲ禁ス

第九条 議事中ハ凡テ姓名ヲ称ヘス議長ト称呼シ議員ハ其自席ノ番号ヲ称呼スベシ

第十条 議題ノ外議事中ニ起リタル總テノ事件ハ議長之ヲ決シ又ハ會議ニ諮フテ之ヲ決スヘシ

### 第二章 議 事

第十二条 議事ヲ始ムル時ハ議長ハ書記ヲシテ議案及報告書ヲ朗読セシムヘシ

但シ第二次会三次会ニ於テハ議長ノ意見又ハ議員二名以上ノ請求アルトキハ會議ニ諮ヒ朗讀ヲ省略スル事ヲ

得

第十三条 議事ハ一次会二次会三次会ヲ経テ確定トス

但議長ノ意見又ハ議員二名以上ノ請求アルトキハ會議ニ諮ヒ朗讀ヲ省略スル事ヲ

一次会ハ議案配布後少クモ二十分時間ヲ経テ之ヲ開クヘシ

### 第二章 藤沢町の成立と大正デモクラシー

但シ緊急事件ハ此限リニアラズ

第十四条 一次会ニ於テハ議案ヲ就キ質問ヲナシ及大体ヲ審議シ可決スルトキハ第二次会ヲ開キ否決スルトキハ其議

案ヲ廃棄シタルモノトス

第十五条 二次会ニ於テハ議案ヲ逐条若シクハ毎節ニ審議シ可決スルトキハ第三次会ヲ開キ否決スルトキハ其議題ハ

廃棄スルモノトス若シ議決セル条節ノ整理ヲ要スルトキハ之ヲ委員ニ附シ其報告ヲ待ツテ第三次会ヲ開ク

ヘシ

第十六条 議長ハ逐条審議ハ順序ヲ変更シ又ハ數条ノ數節ヲ連ネ若シクハ一条一節ヲ分割シテ審議セシムル事ヲ得

但議員ニ於テ二名以上ノ異議アル時ハ會議ニ詰フテ之ヲ決スヘシ

第十七条 三次会ハ二次会経過後少クトモ十五分時間ヲ経テ之ヲ開クヘシ

但緊急事件ハ此限リニアラズ

第十八条 三次会ニ於テハ二次会ノ議決ヲ以テ議案全体ノ可否ヲ議決スベシ

### 第三章 発 言

第十九条 発言セントスルモノハ起立シテ議長ト呼ヒ自己ノ番号ヲ唱ヘ議長ノ承認ヲ得テ発言スヘシ若シ二人以上同

時ニ起立スルトキハ議長ハ其一人ヲシテ発言セシム

議長ニ於テ議員ノ番号ヲ呼ヒタルトキハ発言ノ承認ヲ与ヘタルモノトス

第二十条 発言ハ建議ノ外議題外ニ涉ル事ヲ得ス

第二十一条 討論及問答ハ凡テ議長ニ向ケ之ヲ為シ相互ニ応答スル事ヲ得ス

第二十二条 第三次会ニ於テハ一議題ニ付發言二回ヲ超ユルヲ得ス

但動議ヲ提出スル場合ハ本条ノ限リニアラズ

#### 第四章 建議及修正

第二十三条 建議及修正ノ動議ハ予メ其文案ヲ草シ議長ニ提出スヘシ

但簡単ナルモノハ議席ニ於テ口頭ヲ以テ陳述スルコトヲ得

第二十四条 建議及修正ノ動議ハ二名以上ノ賛成者アルニ非ラザレハ議題ト為ス事ヲ得ズ

修正説ノ否決セルモノハ其同次会中ニ建議ノ否決セルモノハ其開期中ニ於テ再び提出スル事ヲ得ズ

但同一ノ議題ニ付數説ニ分ル過半数ヲ得スシテ消滅セルモノハ此限リニ非ス

第二十五条 修正ノ動議ハ一次会ニ於テ提出スル事ヲ得ス

#### 第五章 採決

第二十六条 可否ヲ決スル方法ハ起立記名投票匿名投票ノ三種トシ議長ニ於テ便宜其一ヲ用ユヘシ但シ議員ニ於テ二

名以上ノ異議アルトキハ會議ニ諮フテ之ヲ決スベシ

第二十七条 可否ノ結果ハ書記ヲシテ之ヲ數ヘシム議長之ヲ宣告ス

第二十八条 討論審議中ト雖モ議長ニ於テ論旨既ニ尽キタリト認ムルトキハ採決スル事ヲ得

第二十九条 修正ノ動議ハ原案ニ先チ採決スヘシ其採決ノ順序ハ原案ニ最モ異ナルモノヲ先ニス若シ其前後ニ闘シ争

議アルトキハ會議ニ諮テ之ヲ決スヘシ

第三十条 議題ヲ分合シ又ハ条項ノ順序ニ拘ラス採決セントスルトキハ議長ニ於テ之ヲ決シ又ハ會議ニ諮フテ之ヲ

決スヘシ

第三十一条 採決ノ際着席ノ議員ハ可否ノ數ニ入ラザル事ヲ得ス

#### 第六章 委員

第三十二条 臨時委員ハ議員中ヨリ互選シ又ハ議長ニ於テ之ヲ指名ス其人員ハ奇数トス

第二章 藤沢町の成立と大正デモクラシー

## 第一節 藤沢町の成立と高松町政時代

一〇八

第三十三条 臨時委員ハ議案修正案等審査ノ為メ議長ノ意見又ハ會議ノ議決ニ依リ之ヲ設クルモノトス

第三十四条 臨時委員ハ附托セラレタル事件ノ外ニ渉ル事ヲ得ズ

第三十五条 修正案ヲ臨時委員ニ附托シタルトキハ其提出者委員会ニ列シ其趣旨ヲ説明スル事ヲ得

第三十六条 臨時委員会ノ決議ハ委員長又ハ委員ヨリ會議ニ報告スベシ

第三十七条 委員会ハ半数以上出席スルニ非ラザレバ開会スルコトヲ得ス

第三十八条 委員会ノ議事ハ過半数ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ委員長ノ決スル所ニヨル

第三十九条 委員会ハ傍聴ヲ禁ズ（『議案役場其他書類綱』明治四年六月～同四年三月、山本松五郎。山本悦三氏所蔵文書所収）

最初の町会に、審議のため提出された案件は以下のとおりである。

- 一、町長選挙ノ件
- 一、助役選挙ノ件
- 一、学務委員定数ヲ定ムルノ件
- 一、学務委員選挙ノ件
- 一、土木衛生勧業常設委員ヲ置クノ件
- 一、常設委員選挙ノ件
- 一、収入役選任ノ件
- 一、書記選任ノ件
- 一、助役町行政事務分掌ノ件
- 一、藤沢小学校分教場ヲ廃シ並ニ校舎移転ノ件

- 一、他町村ヨリ高等科児童教育委託ニ応スルノ件
- 一、本町内元鵠沼村ノ区域ヲ以テ大字ヲ置クノ件
- 一、元藤沢大坂町会ノ決議ニ係ル里道ヲ廃スルノ決議ヲ承認スルノ件
- 一、元藤沢大富町会ノ決議ニ係ル里道ヲ廃スルノ決議ヲ承認スルノ件
- 一、元藤沢大坂町会決議ニ係ル里道ヲ廃シ新ニ里道ヲ開設スルノ決議ヲ承認スルノ件
- 一、元鵠沼村会ノ決議ニ係ル里道ヲ廃スルノ決議ヲ承認スルノ件
- 一、鵠沼部落有土地及現金費消スルノ件
- 一、元鵠沼村ヨリ土木費指定寄附金ヲ受領スルノ件
- 一、藤沢、明治、鵠沼、各学校尋常科五、六年級児童ノ授業料ヲ徵収スルノ件
- 一、藤沢、明治、鵠沼、各小学校高等科児童及実業補習学校生徒ヨリ授業料ヲ徵収スルノ件
- 一、藤沢町戦役紀念小学校基本財産蓄積及管理規程ヲ定ムルノ件
- 一、明治四十一年度歳入出予算ノ件
- 一、四十一年度歳出予算各款内ノ流用ヲ理事者ニ委任スルノ件
- 一、本町公文公告式及施行期限ニ関スル条例ノ件
- 一、本町証明閲覧手数料条例ノ件
- 一、本町税其他諸收入金督促手数料条例ノ件
- 一、本町掲示場ノ位置ヲ定ムルノ件
- 一、本町税諸收入金賦課方法及徵收期限規程ノ件

ここにも明瞭なように、第一回藤沢町会に提出された議案は合計二八件の多数で、開会当初に三役選挙

と各委員選出および書記の選任がおこなわれ、ついで議案の審議に移った。そこでは歳入出予算、租税賦課の方法、教育問題、廃道に関する件などがとりあげられているが、明治四一年『町会々議録』にみる限り、多少の質疑応答と若干の部分的修正で、次のように諸案が可決された。

一、今回当選シタル助役ニ町行政ノ内衛生、土木、勧業ノ事務ヲ分掌セシムルコトニ可決確定セリ

一、藤沢小学校分教場ヲ廃シ建物ヲ本校内へ移転スルコトニ可決ス

一、他町村ヨリ高等科児童ノ教育委託ヲ受クルトキハ教育料トシテ一ヶ月一人ニ付金老円ヲ徵シ入校セシムルコトニ可決

一、本町内元鵠沼村ノ区域ヲ以テ大字ヲ置キ鵠沼ト称スルコトニ決定ス

一、元藤沢大坂町外二ヶ町村会ノ決議ニ関スル里道廃止ノ件ハ四件共承認

一、鵠沼部落有土地及現金費消ノ件ハ元鵠沼村会決議ヲ承認

一、元鵠沼村ヨリ土木費ヘ指定寄附金百拾八円八拾參錢參厘ヲ受領スル事ニ可決

一、藤沢、明治、鵠沼、各学校尋常科五、六年級児童ノ授業料ヲ一人一ヶ月参拾錢宛明治四十一年度ヨリ来ル明治四十三年度迄徵收スルコトニ可決確定

一、藤沢、明治、鵠沼、各小学校高等科児童及実業補習学校生徒ヨリ一人一ヶ月参拾錢宛ノ授業料ヲ本年度ヨリ徵收スルコトニ可決

この後、明治四二、三年の藤沢町会で審議された議案は、『町会會議録』（藤沢町役場文書）にみる限り、各年度の予算審議以外でも、明治二〇年代の状況と同様に、教育・土木関係の議題に重点がおかれていた。それは町財政の歳出構造からも裏づけられるところである（第二章第一節三「藤沢町の財政」参照）。

なお、この時期の藤沢町会の動きのなかで注目すべき問題は、明治四一年九月四日の開会に当たって、議員端山正作が「当選拒辞ノ申立」により辞任した後、欠員選挙で山崎元之助が当選したために政争が激化したことである。

山崎元之助は藤沢町大庭で数十町歩の耕地をもつていた有力地主で、明治村々長、高座郡会議員などを歴任した後、藤沢町会議員に当選した村政指導者の一人であった。

加藤徳右衛門『現在の藤沢』によれば、本来、藤沢町会では米穀肥料販売商で町会議員に当選した山本松五郎が高松町政に反対し、それに大庭出身の森谷吉五郎と山崎元之助、また鵠沼出身の地主斎藤正五郎と加藤徳右衛門らも参加して、それに対抗したと指摘されている。

とくに山崎議員は藤沢町会議員に当選後、およそ半年間にわたり町会に提案される多くの議案に對して反論を展開、高松町長のみならず他の議員との間にも対立感をふかめた（ただ同議員は、明治四三年以後、議員として町会に登場しなくなるが、その理由は明らかでない）。

政党の形成と政争 ところで、この時期の藤沢町の政争を、ただ『町会会議録』からのみならず、当時の政界の状況との関連でさらによみよう。

明治三三年九月、憲政党を合併して結成された立憲政友会の誕生は、それまでの政府対民主党の「妥協」の最後の結末であると同時に、反政府系民主党運動がもちこたえてきた「自由」の完全な消失でもあった。政友会は、その後、衆議院で絶対多数を占め、同院を完全にその支配下においた。そして政友会の結成を契機に神奈川県の政界地図も一変する。

とくに東京は静岡、岡山、広島県などとならんで政友会の会員が多数で、それを含めて関東地方は政友会の一地方拠点ともいってよかつた。そのなかで神奈川県は群馬県（明治三四年当時の入党者三九八名）について三八五名の党員を数え、県下の地方議会も、その指導のもとにおかれることとなり至った。

この時期の藤沢地区における政党の結成と党派の対立について、具体的にその様相を示す史料は残されていない。

しかし、前掲の加藤徳右衛門『現在の藤沢』には、日清戦争前後からの政党の動きとその勢力配置の状況が、概略的なかたちで要約されているので、地域別に、それをもとに簡単な政治的鳥瞰図をつくってみよう。

まず藤沢大坂町・大富町を中心とした明治二〇年代末期の藤沢地区では、西富が改進党の青木勝三（青木覚太郎がその後継者）の政治的地盤であったのに對して、藤沢の町政は鈴木茂右衛門・三觜昇らが指導する自由党と丸屋勉・丸屋寛兄弟・青木精也らがひきいる改進党の対立のなかで、前者の主導権のもとに運営されていた。

明治村の旧大庭地区では、県下自由党の「巨頭」として声名をはせていた金子小左衛門のもとに自由党の地盤は強固で、その後継者の養嗣子金子角之助（旧姓武藤、後に藤沢町長に當選）もすでに注目を集めていた。これに対抗して改進党では町議森谷吉五郎が活躍した。

旧羽鳥・辻堂地区における自由党の中心的指導者は三觜八郎右衛門（旧羽鳥村出身）で、その政治勢力は圧倒的に強く、また、吉田八左衛門（旧辻堂村出身）も自由党員として見おとすことはできない存在であつ

た。改進党では秋元銀蔵と相沢繁右衛門が中心となつて自由党と対立・抗争し、その政治的力関係はほぼ互角といわれた。

旧鶴沼地区では選挙をめぐって党派の政治的対立が激しく、自由党の関根善次郎一派に斎藤弥五右衛門・関根庄左衛門・加藤徳右衛門らが改進党系の政治家として対抗した。

以上、藤沢地区の党派の勢力関係をみると、自由党系の政治勢力がより強固で、それが明治四十年代における政友会系の政治勢力とその基盤に引きつがれていったであろうことを推測させる。

藤沢町会における政争　さきに藤沢町会で、明治四一年九月の欠員選挙に山崎元之助が当選したことで政争が一段と激化した点について触れたが、その対立の争点と直接の契機は、史料の制約から必ずしも明らかでない。

ただ当時の事件に関する『横浜貿易新報』の報道記事は、おそらく町政に関連した難問題から感情的対立を招き、町会議員選挙をめぐって山崎元之助一派（辻堂出身の落合栄助と「石井某」その他の少数派）が、町政指導者を相手にきわめて攻撃的姿勢をとっていたことを示している。

当時の記事が、その事情を具体的に伝えてるので、次にそれを引用しよう。

藤沢町が、一町二村より成立当時は、種々難問題ありて、自然、感情の衝突となり、第一期町会議員選挙において、ある一派が不服を唱えし結果、議員の辞職となり、補欠選挙となりしも、未だ融解せず、ついに、山崎元之助氏等より、選挙取消訴願となりしも棄却：一層激昂：現町長、旧町長、町会議員の一部を相手取り：検事局へ告訴せしめたりしが、是また不検挙：再び控訴院へ不服を申立てしも却下：一時は乱麻の如き町政：（『横浜貿易新報』明42・

6・6)

これが記事の要点であるが、山崎派の告訴は郡会議員選挙と町税賦課法をめぐるもので、初代藤沢町長の高松良夫と、それを支持していた有力町會議員の金子角之助との結びつきにむけられていたといつてよい。しかし、それは二派の政策上の対立を示すのではなく、町長当選を望む山崎議員の政治的野心に由来しているといわれている。

この後藤沢町会は、「兎角の評」がある山崎派に対し、かれらが町会に定刻に出席する以前に報告を承認して散会するなどの措置をとったため、「同氏も最早堪忍出来難く、更に町会に向って打撃を与へんと計画中の由」（『横浜貿易新報』明42・9・18）と、さらに態度を硬化させるに至った。

しかし、この後、事態を收拾する目的で町政指導者が発起人となり、多数の関係者の出席のもとに懇親会が遊行寺で開催された。

当時の新聞記事は、その盛会の状況を以下のように伝えている。

藤沢町が：成立せし以来、すでに三ヶ年、其間に、町政の紛擾等もありしが、右は既に解決して平和の新年を迎えたを以て、全町民一堂に会し、懇親を謀らんとし、金子角之助、三鷹舜太郎、吉田八左衛門、平野友輔、山崎仙太郎、加藤徳右衛門、その他、発起人となり、（明治四三年一月：筆者注）二十九日遊行寺で開会、高松町長の開会の辭、郡長代理、税務署長、郵便局長、駅長、新聞記者他、三百名余出席、近ごろ、珍しき宴会なりといふ（『横浜貿易新報』明43・2・1）

こうした関係者の努力にもかかわらず、山崎派が、この懇親会に出席したという確証はなかったうえ、こ

の後も、明治四五年六月の町長選挙に当たり、候補者金子角之助に対して町長の座をめぐって争うなど、その対立関係は決して解消されたわけではなかった。

それだけでなく、山崎元之助は町長金子角之助の三選をめぐって、大正九年六月にも反金子派の斎藤兵府と提携し「町政刷新」を掲げて選挙戦を開くなど、以後も藤沢町政に波乱をよびおこす存在であった。

明治三、四〇年代の渋谷村会 以上、われわれは高松町政時代における藤沢町会の動向を展望してきたので、次に、ほぼ同時期における藤沢地区の北部農村地帯の村会の事例として、渋谷村会をとりあげ考察をすすめよう。

ただその場合まだ触れていない明治三〇年代末期にまでさかのぼって検討を加えたいと考える。

先に第一章第二節二「町村会の動き」の項で、明治二〇年代から同三〇年代初期の渋谷村会で討議された案件のなかで、教育関係の問題がその主要な部分を占めていた点については指摘したはずである。

その後、渋谷村会の動きは、ほぼ、こうした方向にそって運営されていたようであるが、明治三〇年代の渋谷村の行財政に、直接、間接に影響を与えることになったのが日露戦争であったことはいうまでもない。

日露戦争における巨額な戦費の国庫負担が、地方行財政の矛盾を激化させた点については、具体的に藤沢町の財政構造を対象として、次項の三「藤沢町の財政」で触れるが、渋谷村の行財政にも日露戦争の影響が指摘される。

たとえば明治三八年一月六日、渋谷村会に議長山下亀吉が提出した「渋谷村役場書記定員増加ノ件」と

その提案理由に含まれる以下の表現がそれを物語つてゐる。

#### 一、渋谷村役場書記定員ヲ三名トス

理由 従来二名ノ定員ナリシモ：明治三十七年二月以来国家未曾有ノ一大戦局ニ遭遇シ出征軍人七十九名ノ多キニ達シ尚統々応召ノ舉アルベク斯ノ如キ召集事務ニ付テモ殆ント平時ノ数倍ニ及ヒ加フルニ徵稅事務ニ至リテハ：数年来土地ノ異動所有者ノ変転地価ノ修正等ノ為メ稅務署公簿ト附合セサル点アリ且非常特別稅法中改正ニ伴ヒ種々ナル繁雜ヲ來シ今後益々役場事務ニ繁雜ヲ加ヘ所證從来ノ定員ヲ以テ処理スルニ堪ヘサルモノト認メ茲ニ定員增加ヲ要スル所以ナリ（明治三四年～同四〇年『村會議事録』渋谷村役場文書——同日可決）。

ここには、出征軍人の応召事務の激増と日露戦争による非常特別稅法改正などによる徵稅事務の負担が、村吏の定員増加（すなわち役場費の歳出増加）を必然的に要請するその事情が示されている。

この後、明治三八年七月一八日開会の村委会で、「渋谷村戰役記念小学校基本財産蓄積及管理規程」が提案された。これは県知事の指示のもとに、卒業生から「報恩金」の名目で寄付を徴収し、小学校の財政的基礎を確立する趣旨のもので同時に議決された。

直接、日露戦争に関連したかたちで村委会に提出された議案は以上の程度で、次にみると、戦時色が、むしろ直接には現われていなかつたといえよう。

#### 議案（明治三七年四月一日議決）

##### 一、渋谷小学校体操場拡張用地購入の件

##### 一、渋谷村基本財産（現金）藤沢銀行預金の件

（明治三四年～同四〇年『村會議事録』渋谷村役場文書）。

当時の渋谷村会では、藤沢町会にみられたような政治的紛争はまったく起こらず、提案された諸案件はほとんど「満場一致」で可決された。

参考までに、明治末期における渋谷村会で可決された議決事項を次に列挙する。

議案（明治四四年八月九日議決）

一、本村助役左記ノ事項ヲ分掌スルコトニ同意ス

一 勸業ニ関スル事項

二 村税徵収ニ関スル事項

一、神奈川県庁ヨリ災害救済基金トシテ金四十八円五十銭寄与ニ付之ヲ受領シ特別会計トシテ整理スルコト

一、本村明治四十四年度追加村税ハ通常費ニ充ツル村税ト第三期併テ賦課徵収ス

一、隔離病舎建築工事ハ随意ニ請負者ト契約スルコトヲ得

一、本村隔離病舎ノ中倒潰シタル事務室患者室ノ戸障子及右ヲ除キタル古材ハ随意契約ニヨリ価格十円以上ニテ売却

スルコト

### 三 藤沢町の財政

日露戦後経営と地方財政　日露戦争は、当時、世界最大の陸軍国であった帝政ロシアを相手に、およそ一年半にわたって交戦した戦争であつたために、政府は日清戦争の七倍に達する約十七億円の戦費を調達しなければならなかつた。その戦費は八割を越える部分が公債（とくに外債）と借入金であり、それに特別税も徵収され国民に過重な負担が課された。それと同時に政府は、地方団体に、それまでの事業を延期または

中止させるかたちで、地方財政を緊縮させる措置をとった。

こうした戦時財政は日本資本主義の矛盾を激化させ、かくて戦後、はやくも経済界は恐慌におそれれ、明治四〇年以後、深刻な不況におちいった。しかし政府は、その不況のもとで、対外的には貿易の振興、軍備の拡張、満鮮の經營などを進め、国内では農工業の奨励、教育の普及発展、治水・土木事業と警察力の強化および保健衛生諸施設の整備などの諸事業を推進する必要にせまられた。

以上の諸事業を実現するには、当然、巨額の国費支出を前提とするが、政府歳入は、それに対応することができなかつたため、政府は、必然的にそれらの諸事業の一部を府県ないし市町村に委任事務としておしつけることになった。

日露戦争後から明治末期まで、政府が地方団体に委任事務を負わせる契機となつた主要な特別立法を挙げれば以下になる。

屠場法（明治三九年四月公布）：市町村に屠場の設置を命令する

巡査給与令（同年九月公布）：巡査の待遇改善のための支出を府県に命ずる

癪予防法（明治四〇年三月公布）：療養所の設置を府県に命じ患者の救護を市町村に命令する

小学校令改正（同年三月）：修業年限を四カ年から六カ年に延長する

市町村立小学校教員加俸令改正（明治四二年二月）：教員の待遇改善費を市町村に負担させる

種痘法（同年四月公布）：市町村費でその施行を義務づける

蚕糸業法（明治四四年三月公布）：蚕糸業育成費の一部を府県が負担する

他方、地方団体としても、戦時に延期または中止をよぎなくされていた諸事業の復活・推進をはかる必要があった。

たとえば東京などの市街地では、この戦後経営の時期に、それまで抑圧されていた各種の事業計画が再発足している。その計画の中には道路・河川改良を中心とした市区改正事業また東京湾築港・電車市営・下水道施設などの諸事業が含まれていた。

その他の府県でも、学校教育の拡張、各種産業の奨励、耕地整理や河川改修などの土木・治水事業、あるいは伝染病予防の保健事業など、広範囲にわたり地方経営の拡充につとめなければならなかつた。

しかし、すでに産業資本の確立期から独占段階へと移行しつつあった資本主義のもとで、かつて制定された市制・町村制は、その運用の点で多くの欠陥と矛盾を露呈してきた。動搖してきた明治地方制度を再編成し、その末端の行政機構として、町村民と密接に関係する市町村制を改正することが政府にとつて緊急の課題となつた。

こうして明治四四年四月、新たな市制町村制が施行された。その前提には、旧法令の規定の不備、法文の不明確から円滑な行政機能を欠き、また各行政機関の不統一が指摘されていたのみならず、市町村の執行・議決機関にも改正を要する点のあることが主張されていたが、制度の全面的改正についてみれば、市町村は、その固有事務の充実よりも政府・府県段階から強制される委任事務の実行に奉仕させられる結果になつたことは否定できないであろう。

#### 県財政と藤沢町の財政構造　日露戦後經營とそれに規定された地方財政の一般的特徴について、われわれ

第35表 神奈川県歳出入決算額における主要費目別百分比

	明治34年度	" 37年度	" 41年度	" 43年度	" 45年度
歳出総額	1,018,386円	1,049,003円	1,942,352円	2,484,188円	2,796,030円
増加指數	100.0%	103.0%	190.8%	244.0%	274.2%
土木費	40.0%	23.0%	44.0%	47.5%	36.4%
警察費	27.0	29.0	22.0	16.7	17.7
教育費	13.5	10.0	15.0	10.7	14.6
衛生費	7.0	19.0	4.0	2.7	2.5
県吏員・郡役所費	4.1	4.0	3.0	2.8	2.9
県債費	4.0	7.0	7.0	8.5	5.9
勧業費	2.0	3.0	3.0	3.2	5.1
会議・選挙費	0.8	0.4	0.6	0.7	0.5
財産費	0.1	0.3	0.4	5.3	1.1
その他の	1.5	4.3	1.0	1.9	2.0
県庁舎建築費	—	—	—	—	11.3
歳入総額	1,063,477円	1,049,152円	2,121,311円	2,866,142円	3,143,237円
増加指數	100.0%	98.5%	200.0%	271.0%	296.0%
県税	51.0%	44.8%	31.4%	33.3%	34.8
繰越金	15.2	0.9	31.3	2.8	13.4
雑収入	11.8	11.2	11.0	7.8	8.4
市予算編入額	11.5	23.6	13.6	13.9	16.5
国庫補助金	10.0	12.8	6.5	11.3	11.6
翌年度より繰入金	—	6.0	—	—	—
県債	—	—	4.1	27.9	4.7
財産収入	—	—	1.1	0.1	1.6
寄付金	—	—	1.0	0.8	0.7
積立金繰入	—	—	—	2.1	8.3
その他の	0.5	0.7	—	—	—

(『神奈川県会史』第3巻より作成、「増加指數」とは、明治34年度を100.0とした場合の各年度の増加の割合を示す)。

は、簡単な素描を試みたが、そうした展望をふまえて、神奈川県の財政と郡町村財政の構造について、とくに明治四一年に成立した藤沢町の財政構造を高松町政時代に焦点をあてて分析する。

さきに、第一章第二節三「町村財政とその矛盾」の項で、明治二〇年代から三十年代初期における県一郡一町村の財政体系で、県歳出額が民衆の治安対策としての警察・監獄費にその重きをおいていた事実をわれわれは指摘したが、そうし

第36表 明治41年度藤沢町歳入出予算額

(歳 入)			(歳 出)		
費 用 目	予算額(円)	比率(%)	費 用 目	予算額(円)	比率(%)
財産より生ずる収入	12,866	0.1	役 会 費	4,554,250	22.2
使用料及び手数料	160,000	0.8	場 議 費	132,000	0.6
雑 収 入	5,459,640	26.7	木 育 費	18,892	0.1
県 補 助 金	38,640	0.2	教 術 費	9,815,352	47.9
寄 付 金	191,833	0.9	衛 生 費	193,200	0.9
国 庫 交 付 金	720,000	3.5	警 備 費	868,500	4.2
県 交 付 金	227,000	1.1	勧 稅 費	12,200	0.1
町 税	13,665,991	66.7	及 び 財 産 費	746,239	3.6
			及 び 管 理 費	283,806	1.4
			神 雑 費	15,000	0.1
			雜 予 費	80,000	0.4
			合 (臨 時) 費	200,247	1.0
			土 木 費	16,919,686	82.6
			助 け 費	118,833	0.6
			町 公 債 費	45,000	0.2
			雜 合 費	100,51	0.5
合 計	20,475,970	100.0	計	3,291,900	16.1
				3,556,284	17.4

(『議案及決議書綴』藤沢町)

た割合は、明治四〇年代になると急速に減少の方向をたどり、かわって土木費の支出率が増加する(第35表参照)。

これは日露戦後における県財政の規模が増大したこともあるが、風水害による災害復旧費を含め、多摩・相模・酒匂の県内三大河川の治水・架橋工事について県歳出の負担割合が増加した結果であった。それのみならず、県会で治水・土木工事についての醜聞が明治三〇年代末期にとりあげられたことがあり、県政の刷新が要求されたことさえあつた。

それに対して、郡段階での歳出額については第23表の高座郡の例でみたように、明治末期で勧業費の比重が圧倒的に高かつたことはすでに指摘したとこ

第37表 明治44年藤沢町歳入出予算額

(歳 入 )			(歳 出 )		
費 目	予算額(円)	比率(%)	費 目	予算額(円)	比率(%)
財産より生ずる収入	49,998	0.2	役 場 費	5,140.480	23.1
使用料 及び 手数料	196,500	0.9	会 議 費	19.700	0.1
雑 収 入	778,500	3.5	教 育 費	13,050.221	58.6
前 年 度 繰 越 金	1,132,964	5.1	衛 生 費	760.810	3.4
県 補 助 金	151,862	0.7	救 助 費	30.000	0.1
寄 付 金	81,700	0.4	警 備 費	879.500	4.0
国 庫 交 付 金	580,000	2.6	税 業 費	12.750	0.1
県 交 付 金	340,000	1.5	及 び 費	1,185.552	5.3
町 税	18,946.000	85.1	負 慣 費	255.198	1.1
			及 び 管理費	15.500	0.1
			社 支 費	60.000	0.3
			出 費	209.063	0.9
			計	21,618.774	98.7
			(臨 時 費)		
			土 本 費	130.000	0.6
			補 助 費	100.000	0.4
			町 公 費	60.000	0.3
			合 働 費	290.000	1.3
合 計	22,257.524	100.0	総 計	22,257.524	100.0

(『議会に関する書類』藤沢町)

それでは町村合併による藤沢町の成立以後の財政は、どのような内容であったかを第36・37表から検討しよう。

第36表は、藤沢町の成立直後、高松町が発足した時点での財政收支、第37表は同じく高松町政末期の時点でのそれを示す史料である。

この二表の比較を通じて、歳出額では明治三〇年代より引き続いて、教育費ついで役場関係の行政費がその圧倒的割合を占めていたのみならず、明治四一年度から四年度にかけて、その比重が歳出総額の七〇・一%(教育費と役場費の合計)から八一・七%へと、さらに増加していく事実は注目を要する。

これは藤沢・明治・鶴沼各小学校運営

第38表 明治末期における各町村の歳出入決算額と税負担額

	年 度	歳 出 額	歳 入 額	人 口	1人当り税負担額
藤沢大坂町	明治37年度	12,748円	12,748円	6,632人	1.9 円
” 大富町	” 38年度	1,469	1,469	1,815	0.8
明 治 村	” 37年度	5,133	5,133	4,466	1.1
鶴 沼 村	——	(3,100)*	(3,100)	2,695	(1.2)
以 上 合 計	——	22,450	22,450	15,608	1.4
藤 沢 町	明治41年度	20,476	20,476	15,608	—

注. (1) 各年度『議会に関する書類綴』より作成、ただし、人口は『藤沢通史』による。

(2) 鶴沼村については、史料欠如のため、明治村の歳出入額と人口数から、比例配分により推定。

(3) 「1人当り税負担額」は、各町村の歳入額を人口で除した数値をもって、かりにそれとみなし。

の 人件費あるいは分教場の移転、教員住宅の増築費から運動場の拡張にともなう用地買収費までを含む内容から成っていた。

明治四一年における藤沢地区各町村の統合が、教育費の負担激増による財政危機の打開に、その一つの根拠を求めていたことについては前述したが、町村合併後も、その矛盾は決して解消されなかつたことを先の数値は示している。

歳入の構造についてみれば、町税がその大部分を占めていたことは共通であるが、それも明治末期に近づくに従つて増加している。

藤沢町の成立によつて、旧町村の立場からみれば、その財政規模は膨張したことは確かである。その点で旧藤沢大富町や鶴沼村のような弱小町村は、かつての教育費負担の重圧を個別に負う必要はなくなつたともいえよう。

しかしその反面、藤沢町の成立によつて、その一部に合併された旧藤沢大富町を始め、明治村・鶴沼村の人口一人当たりの租税負担は、かなり増額されたことが第35表から推測されよう。

要するに、この時期の町村合併は住民に租税負担の増加をもたらしたものであつても、町村の財政危機を必ずしも解決したとはいえない

であろう。

#### 四 藤沢地区における蚕糸業の発展

蚕糸業分析の意義 すでに、われわれは藤沢地区の各町村行財政と町村委会の動きをみてきたが、ここでは、そうした町村委会のあり方を規定する社会経済的条件について簡単な考察を試みよう。

その場合、藤沢地区各町村の社会経済構造は、その自然・地理的諸条件から、資本制生産の展開についても、地域ごとの複雑多様な不均等発展と地域的差異のうえに成立したであろうことは、一応予測されるところである。

明治初年から第一次世界大戦期までの資本主義の成立・発展の過程を展望したうえで、それとの関連において地方制度と町村委会の動向を解明する作業は、たとえば農民的商品生産の発展と農民層分解の具体的な様相、工業における資本制生産の展開と寄生地主制の形成、商品流通機構と市場構造の変化、社会諸階級の構成と町村委会との関連など、多くの角度からの分析を必要とするが、市議会史の課題からいえば、それらのすべてにわたって考察をする必要はない。

ここでは幕末開港以降、資本主義世界市場に直結するなかで、明治新政府による資本主義育成策によって、伝統的な土産的在来産業から、綿紡績業とともに、日本資本主義の基幹的衣料品原料生産部門の一つにまで発展する製糸業（ここでは養蚕業もふくむ）をとりあげ、いわゆる「下から」の資本主義の発展を、そうした蚕糸業の動きに代表させるかたちで問題点をまとめよう。

加工する史料は、主として『帝国統計年鑑』『神奈川県統計書』（明治二六年度より大正五年度まで）とそれらの内容を補足する若干の材料であり、地域の旧家に關する養蚕・製糸業關係の個別經營史料の整理分析はその範囲から除かれる。

**座縫製糸と器械製糸** 明治初年以来、新政府の殖産興業政策によつて導入された洋式技術を基礎に創出された官営模範製糸大工場（たとえば群馬県富岡製糸所など）の対極に、在来産業としての系譜をもつ群小無数の民間製糸場が、地方によつて、それぞれ異なつたかたちをとりながら發展を続け、明治一〇年代には、それらが原料まゆからの製糸技術工程からみると、座縫製糸地帯と器械製糸地帯という二つの地域的類型を生み出していたことは、すでに従来の研究が明らかにしてきたところである。

すなわち旧來の農家内工業のかたちで、家族労働ないし年期奉公人を雇用し、座縫器の改良と共同揚返し（再縫り）による包装の統一そして品質検査という方式で、市場の要求に応じていた座縫製糸地帯があり、こうした、より伝統的な製糸技術が、主流であつた地方には福島・群馬県などがあつた。これに対しても水車を主要な動力として使用し、煮まゆに蒸気を利用した小規模な器械製糸工場が、各地の農村に誕生、そこでは製糸が行なわれる期間だけ通勤して日給の賃金を受け取る製糸労働者が登場してくるなど、より新しいかたちでの製糸業が發展しつつあつた。こうした地域は器械製糸地帯とよばれ、長野・山梨県などにそうした動きが典型的に現われてきた。

しかも、このような製糸加工技術の二形態は、県単位で個別的に類型化されるのではなく、県郡村段階でそれぞれ交錯していたのがその実情であるが、輸出の激増とそれによる品質の均一化の要請によつて、明治

明治44年			大正5年		
養蚕家戸数	製糸家戸数	製糸工場数	養蚕家戸数	製糸家戸数	製糸工場数
0	0	0	0	0	—
97( 25)	0	0	63( 16)	0	—
1,807( 97)	143 〔器械製糸 1〕 〔座縄製糸 101〕	1	2,217( 119)	130 〔器械製糸 1〕 〔座縄製糸 88〕	—
3,218( 284)	657 〔器械製糸 2〕 〔座縄製糸 634〕	1	5,489( 484)	492 〔器械製糸 2〕 〔座縄製糸 459〕	—
161( 21)	0	0	107( 14)	0	—
2,607( 301)	17 〔器械製糸 13〕 〔座縄製糸 4〕	12	5,053( 584)	21 〔器械製糸 9〕 〔座縄製糸 12〕	—
10,179( 510)	3,299 〔器械製糸 14〕 〔座縄製糸 2,563〕	17	20,516(1,028)	3,668 〔器械製糸 15〕 〔座縄製糸 3,095〕	—
5,810( 374)	235 〔器械製糸 7〕 〔座縄製糸 150〕	3	8,122( 523)	98 〔器械製糸 2〕 〔座縄製糸 95〕	—
2,998( 105)	9 〔器械製糸 8〕 〔座縄製糸 1〕	9	5,732( 202)	18 〔器械製糸 5〕 〔座縄製糸 13〕	—
1,353( 92)	2 〔器械製糸 2〕 〔座縄製糸 0〕	2	2,641( 180)	0	—
4,264( 340)	2,754 〔器械製糸 1〕 〔座縄製糸 2,592〕	1	8,861( 707)	2,451 〔器械製糸 0〕 〔座縄製糸 2,095〕	—
3,952( 295)	3,658 〔器械製糸 0〕 〔座縄製糸 3,658〕	0	7,829( 585)	3,741 〔器械製糸 0〕 〔座縄製糸 3,687〕	—
36,446	10,774 〔器械製糸 48〕 〔座縄製糸 9,703〕	46	33,855	10,619 〔器械製糸 34〕 〔座縄製糸 9,544〕	—

(5)「製糸工場数」欄内の人力・水力は、その「製糸工場数」の中に含まれている人力・水力工場の数を示す。したがって、残りの数が、蒸氣力の工場数を示すことになる

(6)「製糸家戸数」(明治44・大正5年)欄内の器械、座縄製糸数は、「製糸家戸数」の中に含まれているそれぞれの数を示す

第39表 明治後期～大正初期の神奈川県各郡における蚕糸業の発展

	明 治 26 年			明 治 35 年		
	養蚕家戸数	製糸家戸数	製糸工場数	養蚕家戸数	製糸家戸数	製糸工場数
横浜市	0	—	0	11 ( 7 )	0	0
久良岐郡	70 ( 18 )	—	0	143 ( 37 )	0	0
橘樹郡	798 ( 43 )	—	0	2,015 ( 108 )	94	2
都筑郡	3,318 ( 293 )	—	0	3,728 ( 329 )	563	6
三浦郡	23 ( 3 )	—	0	98 ( 13 )	0	0
鎌倉郡	2,932 ( 339 )	—	2	2,620 ( 303 )	52	15
高座郡	8,465 ( 424 )	—	7 〔人力 2〕 〔水力 1〕	14,217 ( 712 )	3,457	14 〔水力 1〕
中郡 〔大住郡〕 〔淘綾郡〕	3,086 ( 199 )	—	2 〔水力 1〕	5,733 ( 369 )	94	4
足柄上郡	2,114 ( 74 )	—	2 〔人力 1〕	3,159 ( 111 )	8	6 〔水力 4〕
足柄下郡	369 ( 25 )	—	0	1,430 ( 97 )	5	4
愛甲郡	4,211 ( 336 )	—	1	4,550 ( 363 )	2,267	2 〔水力 2〕
津久井郡	4,118 ( 308 )	—	1	3,727 ( 279 )	2,839	0
合 計	29,504	—	15 〔人力 3〕 〔水力 2〕	41,431	9,379	53 〔水力 7〕

注 (1)『神奈川県統計書』各年度より作成

(2)大住・淘綾郡は、明治29年以後、中郡と改称

(3)「養蚕家戸数」欄内のカッコは、1平方里当りの養蚕家数の割合

(4)一印は、原史料に、該当の数字が欠如していることを示す

二〇年代から三〇年代になると、大規模な器械製糸業の存立条件とその一層の発展が促されつつあった。

『帝国統計年鑑』各年度の集計によれば、明治三〇年代始めまで、ほぼ競合してきた器械・座縫製糸の全国生産額は、同時期以後、器械製糸業の発展によってその差を開き始め、明治三〇年代末期以後の器械製糸生産額の急増によって、その落差は決定的となつた。神奈川県でも、明治三四四年度以後の器械製糸業の発展はきわめて顕著である。

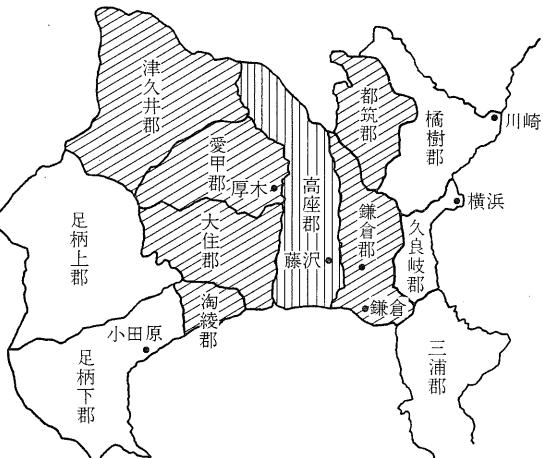
他方、品質の劣る座縫糸生産は器械化から取り残されることになつたが、そうした座縫製糸業は一釜ないし二釜という零細な経営形態のままで、主として国内市場を目あて（海外市場にもある程度向けられていた）に、大正期になつても農家副業として広範囲に停滞しつつ残存した。

明治期における神奈川県での座縫製糸業は、県全体からみれば遞減傾向を示さず、むしろ漸増の方向にあり、明治四二年度の時点では器械糸生産額二三、一〇〇貫に対して、座縫糸二四、六〇〇貫と、後者が前者を越えていた。

そして養蚕と製糸の結びつきの強かつた神奈川県の座縫製糸地帯で、座縫糸生産が放棄されて養蚕専業化の動きが示され、それによって器械製糸業の原料まゆ供給地帯となる傾向が現われてきた。このような地域には、神奈川県のみならず埼玉・千葉などの諸県がある。

これは当時、最大の生糸輸出貿易港であった横浜と結びつくことによつて、その流通機構を整備しつつ発展してきた東山養蚕地帯（福島・群馬・埼玉・山梨・長野・岐阜の諸県を含む旧東山道に相当する山間部地域で日本的主要養蚕業地帯）に対して、地理的距離のうえで、より横浜に近接した前記諸県の蚕糸業地帯の個有の動き

第5図 明治後期～大正初期の神奈川県蚕糸業地帯



注

(1)境界は、明治二七年「神奈川県管内全図」による。  
(2)大正五年の時点で、各郡単位に、「一平方里当たりの養蚕家戸数の多い割合」によって、左記のように、標識をとった。

養蚕家戸数一〇〇〇戸以上  
 同四〇〇戸以上七〇〇戸前後まで  
なお、標識のない各郡は、二〇〇戸以下。

として理解することができよう。

神奈川県各郡での蚕糸業発展 以上、神奈川県での蚕糸業発展の特徴を前提にしたうえで、つぎに明治期後半から第一次世界大戦期に至る各郡の蚕糸業の動向を第39表により検討しよう。

この表は、日清・日露戦争をそれぞれ考慮にいれて、明治二十年代から大正初期までにおける神奈川県各郡での養蚕・製糸業発展の地域性とその特徴を考察する目的から、養蚕家・製糸家の戸数と製糸工場数を、各年度の『神奈川県統計書』から抽出・集計したうえで、単位面積（一平方里）当たりの養蚕家戸数の密度をあわせて算出したものである。

ここで、まず明確に指摘できる傾向は、日清戦争ののち明治三十年代に発展した神奈川県の蚕糸業は、日露戦争を契機として、明治四十年代末期になると停滞の動きを示していく。その後、第一次世界大戦期には橘樹・久良岐郡などの若干の郡を除いて全般的に激増の方向を示している点

である。

そうした県全体の養蚕・製糸業の動向について、われわれは県内部の各郡単位にまでたち入った場合、養蚕・製糸家の各戸数また製糸工場数などのうえで、かなりの地域差を見出すであろう。

(『藤沢志稿』)

第40表 藤沢地方の農業状況（明治39年）（高座郡役所調）

事項別	藤沢大坂町	鵠沼村	明治村	六会村
春蚕（石）	133	1,460	630	335
夏蚕（”）	33	20	17	15
秋蚕（”）	72	48	270	99
計	238	1,528	917	449
生糸（貫）	878	4,800	395	420
生糸（”）	259	150	33	56
計	1,137	4,950	428	476
真綿（”）	—	—	—	12
牛頭	6	12	25	36
馬（”）	11	20	50	36
豚（”）	60	52	107	87
牛乳（石）	120	200	144	—
家禽（羽）	612	2,400	2,325	188
卵（個）	7,900	250	131,200	1,400

すなわち明治後期の各郡における養蚕家の戸数は、高座・津久井・愛甲・中郡などのように、県央農村地帯から県西部山間地帯の一部にかけて集中していたのみならず、「製糸家」（『神奈川県統計書』では、これを器械製糸と座縫製糸に区分しているところから、その内容は、むしろ人力・水力を利用する個人經營を主体とした零細な製糸場と考えた方が適当である）についても、高座郡を筆頭に、ほぼ、こうした地域に対応したかたちで分布していたといつてよい。

ただ津久井・愛甲二郡の山間地帯では、座縫製糸の圧倒的比重に對して、器械製糸がほとんど見出せないことが第39表から明らかで、これに対しても器械製糸家は高座・鎌倉二郡に、より集中していた（もつとも両郡とも器械製糸家は一三戸ないし一五戸程度で、座縫製糸家に比較すれば、きわめて少ない）。

これは、先の津久井・愛甲郡などの山間座縫製糸地帯が高

座・鎌倉郡などの器械製糸家に対し、原料の生まゆを供給する取引圈内にあったと理解して差支えないであります。

ところで、われわれは養蚕農家の集中している地域性を郡単位で検出する目的から、一平方里当たりの「養蚕家戸数」の密度を『神奈川県統計書』から算出し、それを基礎に、明治後期から大正初期の神奈川県蚕糸業地帯を図示したのが第5図である。ここからも明確なように、県蚕糸業の発展のなかに占める高座郡養蚕農家の集中の密度は著しく高率で、同郡に隣接した諸郡がそれにつき、川崎・横浜などの都市を含む県東部の海岸地帯ならびに足柄上・下両郡などの県西部山間地帯では最低の割合を示している。以上、神奈川県での蚕糸業の発展のなかにおける高座郡の位置が、ほぼ明確になったと思われるが、そうした高座郡内部の各町村段階での地域的様相は、具体的な統計史料を欠くところから必ずしも明らかでない。

**藤沢地区の蚕糸業発展**　ただ第40表は、明治三〇年代末期における藤沢地区の農業構造を示した郡役所の調査史料であるが、そこから藤沢地区では、鵠沼村における養蚕・製糸業の展開が他町村に比較して顕著で、また『長後誌史』『御所見小史』などによれば、長後・六会・御所見の諸村においても、明治中期以後、養蚕業が発展してきたことが記述されている。とくに藤沢地区の北部農村地帯のなかでも大山街道の宿場町であつた長後とその周辺一帯は、養蚕農家が、もつとも集中していた地方の一つであつたとみてよい。

第41表によれば、明治二〇年代後半期に成立する製糸「工場」は、いずれもそうした原料まゆ購入に有利な養蚕地帯を背景にしていたが、製糸労働者を五〇名ないし七〇名程度雇用し、多額の収入をおさめていたことがうかがわれる。

これらの製糸工場は、日清戦争を契機に、明治三〇年代の産業資本の確立期になると、藤沢大坂町のみならず、鵠沼・明治村また六会・御所見村などのように、藤沢地区の全域にわたる諸村で、その数を増加させていった。そして、そのなかから鵠沼村に設立された若尾製糸場の例のごとく、相当規模の大きな器械製糸場を生み出してくることは注目に値する。

本来、明治後期における製糸業の発展は地方から登場してきたそのにない手たちによって支えられていたのであり、われわれは、その代表として原・茂木商店とともに若尾商店を指摘することができよう。

山梨・埼玉・神奈川三県にわたる若尾の製糸場経営の一環として、明治二五年、神奈川県高座郡の器械製糸家であった持田角左衛門とともに、盛進社が設立された。明治三三年度の『神奈川県統計書』で、商

1日平均工員数	生産額	収入金
76名	—	6,869円
54	—	3,268
—	394貫	16,400
—	252 "	620
—	1,503 "	82,665
—	188 "	9,000
—	53 "	4,702
—	48 "	2,000
—	180 "	9,000
—	190 "	7,000
—	180 "	6,600
41	11,520円	—
29	14,400 "	—
38	183,337 "	※—
26	10,320 "	—
41	20,844 "	—
49	31,500 "	—
166	78,457 "	—
77	59,000 "	—
47	6,200 "	—
32	20,100 "	—

業諸会社』（種類は製糸）の一つに「直輸  
製糸盛進合資会社」（渋谷村長後）と挙げられ

ているのが、それであろうと考えられる。

その翌年に、若尾商店は横浜若尾銀行藤沢支店を開き、まゆの担保金融を開始したうえ、明治二八年、若尾製糸場を鵠沼村に開設するに至った。こうして若尾系の製糸場は、埼玉・山梨県でも同様に発展していくのみならず、第42表のように横浜に入荷

第41表 藤沢地区における「工場」

	名 称	業 別	所 在 地	開 業 年	資 本 金
明治 26 年 〃	金井製糸場 横田	製 糸	藤 沢 大坂町 〃	明治 26 年 〃	5,000円 2,000
明治 30 年 〃	宮 台 金 井 若 尾 三 郡 内 野 中 野 佐 久 間 中 田	〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	鶴 沼 村 明 治 村 羽 鳥 御 所 見 村 宮 原 御 所 見 村 獺 郷 六 会 村 亀 井 野 六 会 村 石 川	— — — — — — — —	3,000 2,000 35,250 1,000 1,000 600 1,500 3,000 3,000
大正 元年 〃	徳 増 三 齧 平 本 井 上 関 鈴 持 大 梶 庄 近 田	〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	藤 沢 町 〃 出 谷 村 小 渋 村 〃 〃 〃 〃 六 藤 會 沢 町 〃	明治 43 年 〃 44 年 〃 32 年 〃 33 年 〃 37 年 〃 26 年 〃 35 年 〃 36 年 〃 39 年 〃 42 年	— — — — — — — — — —
大正 第 2 工 場 成 社	第 2 工 場 社	漁網用麻糸 織 物			

(『神奈川県統計書』各年度より作成、※印は誤植と推定)

する生糸の全国主要荷主のなかでも、かなり上位にあり、神奈川県内でも屈指の生糸生産者であった（第42表には相州で「漸進社」が、ともに表示されているが、その分析は今後にまちたい）。

これらの器械製糸家は若尾商店の例にもみられるように、一方で横浜の売込問屋と地方銀行に結合しながら、他方で製糸労働者と養蚕農家にその基盤を置いて発展してきたのであった。

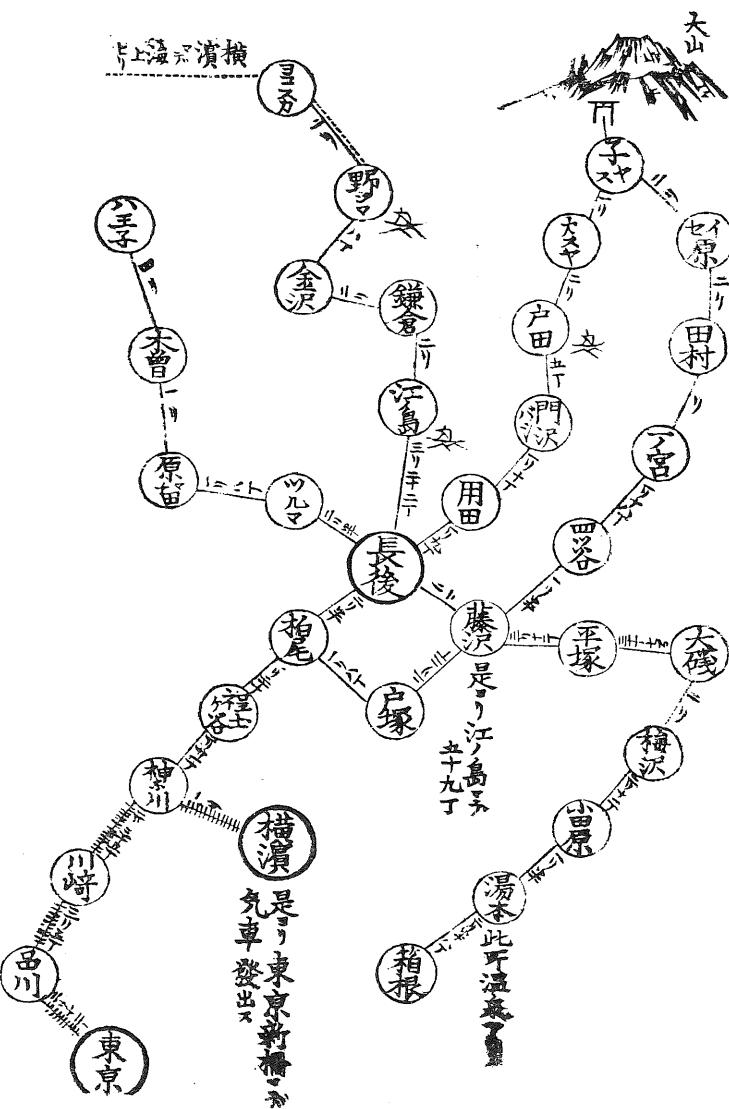
こうした県内における蚕糸業の発展は農村の経済構造をもえていったのみならず、町村の政治の動きにもいろいろなたたきで影響を与えた。

たとえば渋谷村の長後が大山街道にそつた一宿場町であった点については、すでに触れたが、そうした長後一帯には養蚕農家

第一節 藤沢町の成立と高松町政時代

一三四

第6図 長後周辺の里程図（木版、長後井上澄家所蔵）



が集中していたのみならず、県内でも製糸場が最も多く設立された地方（第41表中の大正元年の欄参照）で、

第42表 横浜入荷生糸主要荷主（明治34年頃）

產地	種類	荷主	個數
岩上	折座	共同荷造所 確水樂	9,000 6,000
代州	返綠	社社社	5,000
"	折座	協立仁水明	4,000
岩上	返綠	荷田水進島	2,500
"	折座	交竜谷伸羅	"
信武	器	俊上盛矢岡	2,400
相甲	械	改革御漸	2,000
甲信	械	國進山全祐	"
武甲	械	製倉沢明	1,800
信相	械	社社社	"
岩信	座器	社社社	"
"	座器	社社社	1,500
上信	座器	社社社	"
"	器	社社社	1,400
代州	器	社社社	1,200
州	器	尾開	1,000
"	"	"	"
"	"	"	"

(『横浜市史』第4卷上)

生産された生糸は馬車で横浜へ輸送された。こうして長後地方は、厚木とともに県内まゆ取引の一中心地として位置づけられ、商店街が発展するに至った。また料亭・飲食店・花街も出来たため、御所見や綾瀬の地域までも含めて、藤沢地区北部における政争の中心地になっていたといわれる。

こうした意味で、われわれは藤沢地区における蚕糸業の発展が、町村会とそこにおける政治の動きに及ぼした影響に関して配慮しておかなければならないであろう。

## 第二節 金子町政の発足と第一次世界大戦期の各町村

# 大正デモクラシーと米騒動

都市民衆運動と大正デモクラシー  
日露戦争の直後、講和条約によせた民衆の過大な期待が裏切られたこと

き、その不満は講和反対運動のかたちをとつて、いつきよに爆発した。いわゆる東京の日比谷焼打ち事件がそれであつたが、そうした動きは都市の中間層を主体とする都市民衆運動となつて全国に波及していった。日比谷焼打ち事件は東京の日比谷公園での講和反対国民大会が開かれたことを契機に、大会を終わった民衆が暴動化し、翌日にかけて市内の首相官邸、交番、教会、御用新聞社などを焼打ちした。この結果、戒厳令が施され、事件は死者、負傷者多数を出して終わった。

この事件は東京から始まって全国に拡大し、講和反対・戦争継続・内閣の責任追求の決議が各府県の国民大会で採択された。参加者には車夫・馬丁・職人または小商人など、都市小市民層が多かった。

神奈川県下の都市に対するこの事件の影響は、東京の日比谷で民衆の蜂起が起つた一週間後の九月一二日夜、横浜市内の羽衣座での演説会から市民による激化事件として表面化した。

すなわち『横浜市史』第四巻下によれば、一二日、平沼停車場前で市民大会が開かれ五千人の群衆が参加し、平穏のうちに散会したが、その夜、羽衣座演説会では、弁士の欠席問題から聴衆のなかに不満が爆発して警官との衝突がおこつた。その後、続いて派出所の焼打ちと破壊がおこなわれ、一ヵ所が攻撃の対象となつた。この結果、警官の負傷二〇名余、拘引者九〇名余を出したが、関係した市民は、いずれも都市の小市民層ともいべき階層であった。

全国的にみても、東京での日比谷焼打ち事件は、その後、明治三九年、同四二年の電車賃値上げ反対運動、同四五年一月の市電争議のように雑多な職業の労働者を中心とした市民の各層をまきこむかたちの民衆運動の出発点となつた。

明治国家の形成過程で、最初にブルジョア民主主義運動として歴史的役割を果たした自由民権運動について、いわば第二の民主主義運動として位置づけられる大正デモクラシーの運動の開幕は、こうした都市民衆の登場によって始めて可能であったといわなければならない。

日露戦争後の社会変化 ほぼ二〇世紀始めに、その基礎を確立した日本資本主義は、ついで日露戦争と植民地経営を梃子として急速に独占段階に突入していくが、こうした動きに対応して、都市では注目すべき変化が現われてきた。

それは、戦争の負担が農村での小作人・下層農民に転嫁されることによってかれらの農業再生産の条件を悪化させ、それが農民層分解と都市での労働市場の拡大化と結びつことで、農民の離村と都市への流入の傾向を促進した点である。しかも、こうした都市への流入人口の相当部分は、直接・間接的にスラム街に流れこんで滞留することになった結果、都市では細民層・貧民層がしだいに増加していった。こうしたかたちで形成されつつあつた「貧民街」は、すでに明治一九年三月、『朝野新聞』で「東京府下貧民の真況」として報道されて以来、「最暗黒の東京」（明治二六年、『国民新聞』連載）、あるいは『日本の下層社会』（横山源之助、明治三一年）などとして喧伝され、都市問題、社会問題化するにいたつた。

さらにいま一つの重要な変化は、都市で新たな中間層が増加してきたことである。その原因は義務教育の普及と中・高等教育の拡充と発展で、それによって会社・銀行員や教員の増加、また医師・弁護士などの公務自由業者が増大したためである。これらの諸階層は新しい知識人としての役割を果たすと同時に、大正デモクラシーの思想が新聞・雑誌などの報道機関を媒介に、こうした諸階層を通じて民衆のなかへ浸透していく

たことも見のがせない。

いずれにしても、こうした都市における社会変化と新たな階層の登場が、日露戦争後から大正期にかけての民衆運動の基盤をつくり出していったことは否定できない。

大正デモクラシーとは何か このような社会状況の変化を背景に、都市の知識人・小市民層・中小新興資本家あるいは労働者・農民などの広範な民衆を主力として、政治的自由を要求する運動が日本の政治・社会・文化などの各方面に、民主主義的な動きを示す一潮流として現われてきた。それは大正五年一月、東大教授吉野作造により「デモクラシー」の訳語として「民本主義」に独自の解釈が与えられてから、帝国憲法のもとで言論・集会・結社の自由の実現また普通選挙法の獲得をめざす運動として発展した。こうした民衆運動の目標には、やがて明治国家の機構改革によって、民衆を主体にした議会主義国家の実現にまでゆきつく可能性がそこに含まれていたといつてよい。

実際こうした社会の動向は、大正二年二月「閥族打破」「憲政擁護」を旗印に第二次桂内閣を倒した護憲運動（いわゆる「大正政変」）に始まり、第一次世界大戦への日本の参戦（政府は、参戦の名目をドイツ軍国主義に對して民主主義をまもるために宣伝していたので民本主義運動の發展にも好都合であった）をへて、やがて労働運動や社会主義運動それに農民運動まで加え、より大規模な民衆運動にまでたかまつていった。

われわれが、こうした民衆運動のうねりのなかの一つの頂点を、大正七年八月に発生した全国的な米騒動におくことは過りではないであろう。

大正デモクラシーと農村の動き 以上、見たように都市における新たな民衆運動に対し、この時期の農

村の状況には、どのような動きが現われつつあつたかを地方制度との関連でみよう。

本来、明治国家のもとでの地方制度のしくみは、要約すれば村の有力者（地方名望家層）である豪農・地主（そのなかには高率な小作料収入に寄生する不在大地主も含む）を中心として形成され、また運用されてきた「地方自治」制で、豪農・地主のなかでも、とくに大地主・寄生地主に、複選制や等級選挙制を通じて特権を与え、政府の地方官僚が、そうした地主層を支配・統制するというかたちをとつていた。このような明治地方制度は、その出発点から豪農・地主層の形成に対応しつつ「富国強兵」「殖産興業」の合言葉のもとに、権力による資本主義育成の過程で産み出された機構であった。それゆえ、日本資本主義が成立・発展することによつて地主制にも変化が現わると、地方制度自体も、必然的に、その影響をうけることになった。

こうした動向は、府県—郡—町村という支配系列を軸にくみたてられた明治地方制度のなかでも、大地主特権制度・複選制・郡長の官選制度に支えられていた郡制にまず批判のほこ先が向けられ、明治三〇年代初期には帝国議会でそれをめぐる政治的対立がおこり、その改正が実現している。

しかし、その後、明治地方制度は、大正デモクラシーの潮流のなかで、その基底から動搖を開始する。とくに明治期の後半に始まる小作料減免運動をきっかけとして、大正期になると、各地の農村で地主層と自小作人層との間に対立関係が激化、それが町村政の段階から県政にまで影響を及ぼすという状況が生まれた。

こうした農村における地主支配の秩序の動搖は、農村への商品経済の広範な浸透と農民層分解および農民の賃労働者化と都市の労働市場への人口流出と集中によつて促進されたものであった。政府は、こうした事

態をまえに、官僚制を軸に地主支配の強化・再編成にのりだす姿勢を示すようになる。

だが労働者や小作人層の地方自治参加要求はめざましく、大正一〇年の選挙法改正によって、その代表は全國の町村会に多数進出するに至り、例えば大正一四年二月、日本農民組合がその全国大会で「農民組合による町村会の占領」を提案したように、革命的な要求内容を掲げるような事態を生み出した（島恭彦・宮本憲一編『日本の地方自治と地方財政』参照）。

このような農村構造の変化は、大正政変をへて、全国各地に発展する民本主義の思想と運動また社会主義運動・労働運動の進展という大正期に個有な社会状況の変化に照應する動きでもあった。

米騒動と県下の状況 大正デモクラシーを貫流する民衆運動のたまりは、民衆反乱ともいうべき米騒動に至って一つの極点に到達するといつてよい。

大正七年八月三日以後、約三週間にわたって、東京・大阪・京都・横浜その他の大都市を始め、三府三〇県余り、一八〇市町村に波及した米騒動は米穀の廉売要請運動から出発し、米穀獲得運動ついで米穀の投機商・資産家・米穀問屋などへの焼打ち、家屋打ちこわしなつなって拡大、大規模な民衆デモとなつてひろがつた。それは、結局、警察・軍隊の出動により鎮圧されたが、当時の政府に深刻な脅威を与えた一大事件であつた。

その原因は第一次世界大戦への日本参戦を一契機に、米穀の供給不足が一部の米穀商人などによる投機的買占めを招き、それに加えて物価上昇が一般民衆の生活を破綻に追いこんだことにあつた。それにロシア革命や日本政府のシベリア出兵などの諸要因がからみ、米価は異常な高値にまで暴騰した。

こうして八月三日、富山県西水橋の漁民の主婦約三百余名が町の米穀商・資産家に、米の移出禁止と廉売要請運動を起こした。これはただちに警察により解散させられたが、その影響はまもなく全富山県下にひろがり、急速に他府県に拡大し、大規模な民衆の大示威運動となつた。多数の死傷者・検挙者を出したうえ、警察・軍隊まで出動し、政府に与えた衝撃は大きかつた。

東京でも、同月一二日、日比谷公園音楽堂前に多数の群衆が集結したのをきっかけに、その翌日には、神田青年会館の演説会に参集した群衆が加速度的に膨張し、銀座・京橋方面に示威運動を起こし、それが暴動化した。その後も不穏な状況が続いたため、一五日には東京に近衛師団が出動した。東京での米騒動は、それから一両日続き、一応終息した。

神奈川県での米騒動は横浜市が最も激化の形態をとつたようで、市内に集結した群衆は各方面にわかれ、派出所・商店・電車などを襲撃、約三百名に及ぶ被検挙者を出した。

次にその関係史料を掲げよう。

午後九時半ニ及ビ公園及遊廓内南太田町ヲ中心トシテ群衆約一万二千人ニ達シ、其一集団約二千名ハ公園ヨリ山手方面ニ向イ、花園橋巡査派出所ヲ襲イ、瓦礫ヲ投ジテ窓硝子ヲ破壊シ、更ニ松影町通リニ出テ同町相模屋呉服店及び石川町鶴屋呉服店ノ陳列窓硝子ヲ破壊シ、午前三時頃退散セリ、又第二集団約四千名ハ遊廓内ニ入り込ミタルモ、警戒厳ナリシ為何等不穏ノ舉ニ出ズルコトナク、午前二時三〇分警察官ニ退散ヲ命ゼラレタリ、第三集団約六千名ハ長者町ニ於テ午後九時頃電車ニ礫ヲ投ジ、約一五台ノ窓硝子ヲ破壊シ、更ニ真金町遊廓内ニ押入ラントセシニ、各門ヲ閉鎖シ警戒厳ナリシ為メ引返シ、更ニ伊勢佐木町ニ向イシガ、群衆増加シ約七千名ニ達シ、警察官ハ之レヲ松枝町

## 第二節 金子町政の発足と第一次世界大戦期の各町村

一四二

ニ於テ阻止シタルニ、茲ニ警察官ト衝突シ、松枝町巡查派出所ノ窓硝子ヲ投石破壊シ、同所ニ検束シアリタル違犯者十数名ヲ奪取セシモ、民衆ニ対シテハ何等暴行ヲ為サズ、午前三時頃全部退散セり、而シテ警察官ニシテ投石サレ打撲傷ヲ負ウ者一八名アリ、又群衆中一巡査ト口論シ巡査ニ抜剣切り付ケラレ上膊ニ切創ヲ負イタルモノ一名アリ、此総被害見積約一円ニシテ、検挙總人員二九一名アリ（田崎治久『統日本之憲兵』による。井上清・渡辺徹編『米騒動の研究』第三卷所収）

政府は、新聞記事の差し止め、集団外出禁止、軍隊の出動、その他暴動鎮圧の対策をすすめ、また米穀の廉売、救済資金募集などの対策をとった。

神奈川県下では、前記の横浜市の場合以外に、横須賀市や保土ヶ谷町で若干の不穏な状況があつたが、藤沢地区では概して静穏であった。そうした背後には、県当局による米穀廉売政策の推進と、その巡回販売が効果をあげたといつてよい。

次に、その状況を前掲の井上清・渡辺徹編『米騒動の研究』第三卷所収の『横浜貿易新報』の記事の要約からみよう。

橋樹郡川崎町・田島村・町田村

八月一五・一六日内外米廉売、第一日の売れ高内地米二一石六斗三升、外米三五石一斗四升合計人員九七三人、一、一〇八円四五錢、田島村には土木請負業豊島組豊島敏雄ら四名の寄付金四〇〇円によつて外米三〇袋を分配し、内地米一五〇袋は川崎同様同町米商組合が引受け、町田村にも外米四五袋分配（『横浜貿易新報』大7・8・17）

鎌倉郡戸塚町

外米一升一二、三錢で八月一六日より売出し、資金は町会議員・有志の醵金により、販売に際して手数料をとら

ず（『横浜貿易新報』大7・8・16）

### 三浦郡三崎町

一七日より役場において外米一〇〇余袋売出し開始、同日米商木村勘三の内地米廉売（一人二升、一升三〇錢）を開始（『横浜貿易新報』大7・8・18）

### 高座郡藤沢町

外米一升一五錢で一八日より町内福島商店内にて、毎日午後三時より廉売開始、素封家梶莊右衛門（明治三九年に「梶莊麻糸工場」を設立、後に県下貴族院多額納税議員となる一筆者注）五〇〇円寄付（『横浜貿易新報』大7・8・17）。六日の臨時総会で報徳社員各自応分の寄付金を醸出することはもちろん、有志に対しても同意を求めることに決議（同『新報』大7・8・17）

### 中郡大磯町

分配された外米五〇袋を町内三カ所で一升一五錢、三升ないし五升ずつ一六日午後より一七日午前に分配、第二回分配一八日、一五袋（『横浜貿易新報』大7・8・18）

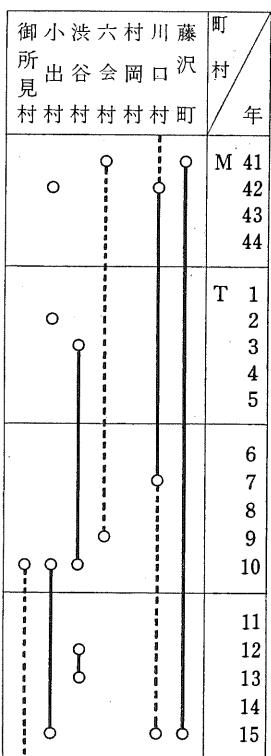
ここからも明らかのように、藤沢町でも米穀廉売がおこなわれ、工場経営者であった梶莊右衛門が多額の寄付金を寄せ、暴動を未発の段階で阻止するのに一役買った。

米騒動は自然発生的な暴動で、指導部を欠き、組織ももたなかつたが、その後の労働運動や農民運動の發展にふかい影響を与えた。

## 一 金子町政と町村会

**大正デモクラシーと地方行財政** 明治前期に、その基礎を確立した地方制度は、大正デモクラシーの展開による住民の自治・参政権の拡大、議決機関の権限の拡張などの動きのなかで、基底から、ゆきぶられることになった。その前提になつたのは第一次世界大戦を契機とする資本主義の独占段階への移行と市民・労働者・農漁民層の政治的成长であり、かれらによる地方自治運動の推進であった。ブルジョア民主主義の要求をかかげた普通選挙の実現、都市化の進行によりもたらされた町村財政の危機と、両税（地租と営業税）の地方自治体への移譲要求、郡制と郡

第43表 藤沢地区における「町村會議事録」・「町村会關係書類」の現存状況（第9表の続き）



役所の廃止問題その他が大正デモクラシー期の町村会をめぐる課題となる。

以上の展望を前提に、大正デモクラシーの時期を、一応、日露戦

争後から大正一三年六月の護憲三派内閣の成立期までと規定したう

えで、すでに触れた米騒動を画期として、それまでの大正デモクラ

注

(1) 時期は、藤沢町が成立した明治41年より、大正末期までとした。なお、明治41年以前の分については、第9表参照。（Mは明治、Tは大正の略）

(2) 史料の保存機関は、第9表と同じ。

(3) 実線は「議事録」の現存期間を示し、点線は「議事録」はないが、「關係書類」が保存されていることを示す。

(4) 村岡村については、史料なし。

シ一の生成期と考え、その段階における藤沢地区の町村会の動向を史料によってみよう。

ただし第43表から明らかにように、大正期の「町村會議事録」その他関係史料の保存状況は良好でなく、藤沢町会の「議事録」が完備しているのに対しして、他の各村会の動きを一貫して追求することは不可能である。

従つてここでは、大正七年の米騒動前までの藤沢町会を中心にして、川口村会を、この時期の藤沢地区の村会の代表としてとりあげるにとどめざるをえない。

#### 金子町政の発足

明治四一年六月に発足した高松町政は、町長高松良夫の任期が明治四五年六月一七年

をもつて満了することにより閉幕した

年	月	略歴
慶應二年	十二月	高座郡綾瀬村蓼川の武藤家に出生
明治二七年		大庭村の金子小左衛門の養嗣子となる。
四二年	三月	藤沢町会議員に当選
四五年	六月	藤沢町長に当選
大正三年	五月	小学校改築の功により、銀盃一組を贈与される。
五年	六月	町長に再選
六年	四月	郡農会副会長に就任、県農会議員に当選
九年	六月	町長に三選
九年	九月	県町村会長に就任
十年	二月	全国町村長会副会長に就任
十一年	一月	同会長に就任
十三年	六月	町長に四選
昭和三年	五月	町長を辞任

(加藤徳右衛門「現在の藤沢」その他による)

いると推測される。なお高松良夫は町長

辞任後も、大正三年、一一年、一五年と町会議員に当選また常務委員なども兼職した。

高松町長が出馬固辞のため、適任の候補者を挙げるのに困難をきたしたようであるが、六月一一日に開かれた臨時町会での選挙で、町会議員金子角之助が最高点で町長に当選し、同一八日に就任した。

第二章第一節二「藤沢町会の政争と渋谷村会」の項で、高松町長とそれを支持した有力町会議員の金子角之助に対して、当時、町会議員であった山崎元之助とその一派が政争を展開した点に関しては触れたが、この町長選挙でも山崎派の反金子運動は激烈で、田中亀七がかれらに加担していた（田中亀七は、当時、町會議第45表 藤沢町会議員名簿（大正末期まで）

第一期 (M 41・6月)		半数改選 (M 43・6月)		第二期 (T 3・6月)	
一級	二級	一級	二級	一級	二級
山口房次郎 山村安兵衛郎 小山鉄五郎(退) 久保田倉吉 森小十郎(退) 上井司	吉田八左エ門 広瀬藤右エ門 金子小左エ門(死) 加藤徳右エ門 橋善吉 斎藤正五郎	近杉永白 橋田登三 舞惣治 (合計)	白瀬田井 永瀬田井 登三郎 武	平金斎 藤井正五郎 新蔵郎	平金斎 藤井正五郎 新蔵郎
角田甚三郎 田島利兵衛(辞) 相沢繁右エ門(死) 雨谷与左エ門(死) 山本松五郎	斎藤定吉(退) 金子正五郎 田島喜一郎 和兵吉 和兵吉	三橋舞太郎 (合計)	白瀬田井 永瀬田井 登三郎 武	白瀬田井 永瀬田井 登三郎 武	白瀬田井 永瀬田井 登三郎 武
小落白久 林合井 和栄弥 吉助市吉	桜安寺尾 本藤田島 喜保一和 兵衛造郎 吉郎	近野滋 浜五郎 和吉郎	平井正五郎 新蔵郎	金斎藤正五郎 新蔵郎	斎藤正五郎 新蔵郎
浅高吉 場金 良兵	高岡外岡 松田橋村 良正春政 衛夫吾吉	岡初定 吉郎	手塚三郎 登三郎 吉郎	森谷吉五郎 吉五郎	森谷吉五郎 吉五郎

中里 弥兵衛(補)		(合計二十九名)		(合計二十四名)	
第 三 期		(T 7・6月)		(T 11・6月)	
第一級		第二級		第三級	
金 井 新 (合計二十四名)	徳 石 藤 和 山 井 新 正 新 藏 郎	堀 田 内 良 井 亦 文 吉 七	福 田 良 平 井 勝 太 郎	鈴 森 谷 吉 五 郎	寺 田 一 郎
坂 本 (合計二十四名)	坂 井 元 武 八	兼 吉 間 由 井 葉 亀 浅 市	株 井 守 五 郎	高 橋 仲 伸 吉	田 中 菊 次 郎
久 保 (合計二十四名)	久 保 田 喜 助	高 梨 吉 次 和 田 繁 蔵 門	端 山 藤 次 郎	福 田 良 平 井 勝 太 郎	高 松 良 夫
根 村 (合計二十四名)	根 高 松 村 良	高 野 谷 喜 助	長 谷 川 孫 七	植 木 慎 一 郎	齋 藤 吉 五 郎
					根 谷 吉 五 郎

注

(1)『町会議員名簿』(藤沢市役所)、加藤徳右エ門『現在の藤沢』より作成。

- (2)退(退職)、辞(辞職)、補(補欠)、死(死亡)、またM(明治)、T(大正)の略。
- (3)傍線の人名は、前回選挙以前の当選者を示す。
- (4)等級選挙制度は、大正10年4月に廃止された。
- (5)第一期の分は、第34表と重複するが、以後との関連に必要なため、掲載した。

員ではなかつたが、大正一五年に議員に当選している)。

こうした一部の反金子派を除けば、町民は金子新町長の登場を歓迎していたようで、以下の史料がそれを物語つている。

氏（金子角之助—筆者注）は、多年町會議員の職にあり、且つ県下刷新派（政友会—筆者注）の為めには創立當時より尽す所あり、町民は藤沢町の為め適任者を得たるに満足し居れり（『横浜貿易新報』明45・6・13）

新町長に選出された金子角之助は、その「略歴」（第44表参照）からも明らかなように、慶応二年一二月、高座郡綾瀬村の武藤家の三男として出生、長じてその性格と才能を望まれ、大庭村の旧家で、地主の金子小左衛門の養嗣子となつた。小左衛門は、明治初年以来、大庭村用掛・同村長・明治村々長などをつとめ、また第一期藤沢町會議員（二級）に当選した有力者の一人であつた。

金子角之助は少年時代、羽鳥村の小笠原東陽の耕余塾に塾生として学び、その後、自由民権運動に加わり、明治一八年一一月、大阪事件のときに連座して入獄、帝国憲法発布のときに大赦で出獄という略歴をもつてゐる。明治四二年三月、町會議員補欠選挙に立候補して、二級議員に当選した。これは養父の小左衛門が議員任期中に死亡したためである（第45表参照）。

こうして、一町會議員から新町長に推された金子角之助は、以後同町長に四選され、昭和三年五月、満期に先だって辞職、町長湯原直平と交替するまで、一六年間町長を勤続した（第33表参照）。この期間に先の「略歴」が示す通り、郡農会の幹部もつとめたうえ、全国町村長会の会長にまで推せんされている。

ここから明らかなように、金子町政時代は大正デモクラシー期にほぼ相当する地方行財政の段階であり、

いろいろな意味で、その影響のもとにあつた時期であるといってよい。

**大正前期の藤沢町会** 先に、われわれは、第二章第一節二「藤沢町会の政争と渋谷村会」の項で指摘したように、明治四〇年代の高松町政段階での藤沢町会では、行政・土木関係の議案となるんで、教育問題についての論議の焦点がおかれていた。それは教育費・行政費の歳出総額に占める割合からも明らかであり、その点に関しても、第二章第一節三「藤沢町の財政」の項すでに検討を加えた通りである。

そのような町会の動向は大正期の金子町政時代になつても変わらず、やはり小学校の運営をめぐる問題の解決は町政の一つの課題であった。

ほぼ米騒動前後までの藤沢町会を対象に提出された諸議案と議事内容をみると、前記の教育問題に加えて水道・火葬場の新設と道路の開きくなどの公共施設の設置および町役場の新築などが町会での論議の関心を集めていた。

『町会々議録』の裏付けをふまえて、それらの諸問題の問題点を、以下まとめよう。

まず藤沢・明治両小学校の増築と鵠沼小学校の新築について。大正元年八月五日の町会において、その費用支弁のため、起債の件が提案された。同時に小学校建築臨時委員補欠選挙の件、鵠沼小学校敷地寄付変更の件、本町立各小学校の位置変更追加に関する郡長諮詢に対し意見答申の件も提案され、合計八件の案件のなかで四件が教育関係の議案であったほど、当時、その比重は重かった。

このような動きの背後には小学校木造校舎の老朽化もあったが、明治四〇年三月の小学校令改正による義務教育年限の延長と学齢児童の就学率の上昇があり、さらに間接的には市街地人口の自然増という全国共通

の傾向があったとみなければならない（第46表参照）。

教育費が藤沢町の歳出額にいかに重荷であったかという点については次の三「大正前期における各町村の財政」のところで考察するが、『横浜貿易新報』大正元年一月一五日号は、高座郡全体でも各町村経常費のなかに占める教育費の比率が五割三分に達し、しかも藤沢地区の各町村では、一戸当たりの教育費負担が

五円ないし七円余りに及んでいることを訴えている。

先の藤沢町の起債は、町債二万三五〇〇円の募集とその元利償還の目的で、町税制限外の年限付賦課をあわせて議決することで実現した。

初等教育制度の拡充がもたらす地方財政の窮乏化のなかで、各町村が教育施設・設備の充実をはかる必要に迫られたのは藤沢町会に限らず、全国市町村に共通の課題であった。

つぎに公共諸施設の整備について。人口と住宅の増加による町の外延的膨張とともに、町民の生活環境改善の必要が新たな課題となり、そのための公共施設の設置が町会で討議されるようになるのもこの時期の特徴である。それは大都市において、都市改造のために、都市計画関係法規が具体的に立案されるようになるのと同じ状況である。

藤沢地区についてみれば、大正元年九月下旬、横須賀軍港の水道管理設について、藤沢町を始め、六会・御所見村などの沿道の各町村が、そ

第46表 藤沢町の戸数・人口の変化

	人 口	戸 数	人口の増加率
明治4 1 (1908)	15,043人	— 戸	100.0
" 4 4 (1911)	16,030	—	106.6
大正 4 (1915)	16,355	2,255	108.7
" 7 (1918)	17,645	2,827	117.3
" 1 0 (1921)	16,163	2,806	107.4
" 1 2 (1923)	18,876	3,438	125.5
" 1 4 (1925)	20,712	3,932	137.7
昭和 3 (1928)	23,362	4,396	155.3
" 6 (1931)	25,784	5,001	171.4

(加藤徳右衛門『現在の藤沢』その他より作成)

れを承認し、土地買収を関係地主と交渉して、円満解決したという事件があった（『横浜貿易新報』大1・9・22）。

これは軍用水道で、直接、町民の生活には関係なかったが、その前後、同年九月には、町営火葬場の新設が問題となり、また大正五年三月には辻堂駅からの新道開さく、同七年一二月には隔離病舎新築の件などが、町民の生活との関連から町会で検討されている。

辻堂駅が地元町民の設置要求による地域住民運動の結果、開設された過程については、第二章第二節四「辻堂駅の開設と海軍演習地問題」の項で触れるが、それに先だって「公衆ノ利便ヲ計ル」観点から、幅五間、延長九〇間の新道を開さくするため、敷地の買収費・工事費を住民有志から支弁してもらうという計画が、大正五年三月五日の町会に提案、可決された。

また隔離病舎の新築問題は、町民の保健・衛生の立場より、大正七年一二月一九日の町会に、町長から、建築費の追加予算までふくめて提案されたにもかかわらず、財政緊縮の立場から継続審議にもちこまれ保留になった案件で、満場一致の可決が大部分であった藤沢町会では紛糾した異例の議題の一つであった。

大正前期の藤沢町会で討議された公共諸施設の整備についての主要な問題はほぼ以上であるが、最後に町民大会まで開かれ、意見が対立した町役場の新築問題についてみよう。

町役場の新築については、大正四年六月二一日の町会で、天皇即位の大典記念として「狭隘腐朽甚シキ役場庁舎」を改築し「藤沢町ヲ高座郡ノ首府」（『町会議事録』）たらしめるため、前年度の剩余金と本年度予算内の積立金その他で費用を支弁したいと町長より提案されたのが、その端緒である。これは当時、満場一

致で可決され、同時に、藤沢町・明治村・鵠沼村から同じ割合で、新築臨時委員として、三觜舜太郎、加藤徳右衛門、斎藤正五郎ら九名が推せんされた。

ところが、新築町役場の位置選定について異議が出され、七月三日、藤沢館で町民大会が開催されて、論議が紛糾した。当時の状況を『横浜貿易新報』大正四年七月六日号より要約しよう。

「議場に鉄拳の雨、藤沢町民大会の紛擾」とのみだしで、大会席上における町会議員の手塚定吉、寺田一郎、竹中重太郎らの主張と、それをめぐる状況が以下のように報道されている。

手塚定吉、竹中重太郎は（筆者注）、「歐州戦乱は将来如何に転廻するか未だ予測すべからず、頗る戒心すべき際なれば役場新築等は未だ其時機に非ざるも町会にて可決せし上は詮なけれども、其位置に付いては宜しく公平なるべし」と云ひしに対し、町会議員寺田一郎は東坂戸町を代表して演壇に立ち、「町会議員が其権能を以て可決せしを、今更彼是れ言ふは其意を得ず又町民は町会を傍聴せず跡で彼是非難するとは死児の齢を数ふるに等し」と卓を叩いて脱線演説を為すや、多數の人々は「一々傍聴して監督するならば代表者はいらず、又傍聴者が無いとて無謀の決意を為すとは不都合千万なり」と拳を固めて飛び上り、今や同人の頭上へ雨下せんとせしも、仲裁者ありしと手塚議員の調和的演説ありて無事に納まりたり（カッコは筆者）

表現の誇張はさておき、この記事は、町民大会の雰囲気を、一応、伝えているが、その後、一二月二二日の町会では大庭地区出身の町会議員森谷吉五郎が、町債の累積を理由に、一度、決定された町役場の建設位置（藤沢町）について反対し、新築延期を提案した。その結果、これは継続審議にもちこまれたが、論議のうえ、翌年一月九日の町会で、町役場新築が可決、決定となつた。

当時の状況を『横浜貿易新報』大正五年二月一一日号より要約しよう。

昨年來新築位置に就て異論百出し、移転派・据置派・新築派を生じ折衝數次に及び町会を開くこと亦數回、内部種々の事情ありしが、九日午後六時より最後の町会を開き…先づ同町稻元呉服店寺田三郎兵衛氏より役場新築庁舎敷地として寄付せる…宅地…を受領し現在敷地を拡張の上之れに建築するに…可決  
新築の場所決定についてもめた町役場問題も一応、ここに落着した。

### 大正前期の川口村会

第47表 川口村の歴代役職一覧表（第10表の続き）

年/役職	村長	助役	収入役
14 13 12 11 10 9 8 7 6 5 4 3 T M 45	天野政三	宇田川久蔵	岩田長右門
山本益藏	岩田九郎左衛門	安岡金次郎	岩田長右門
山田道太郎	石井健蔵	(四選) 松崎雅人	甘粕光太郎
(不明)	甘粕光太郎	甘粕光太郎	山本益蔵

すでにわれわれは第一章第二節二「町村会の動き」の部分で、明治期の川口村会の動向について展望した。そこでは川口小学校をめぐる教育問題および江の島架橋の問題が村会で検討されていたことが明確になった。

川口村では、第10表と第47表から明らかなるように、明治四五年から一期四年間だけ天野政三が村長に就任したが、それを除けば、明治三〇年代なれば以降、大正末期まで岩田九郎左衛門が通算一三年間にわたりて、村長をつとめた。なお第10表によると、岩田九郎左衛門は、明治二二年からも一期四年間村長に就任していたので、合計すれば、一六年間、藤沢町長を歴任した金子角之助の任期を越え

ることになる。

それでは、この天野・岩田村政のもとにあつた大正前期の川口村委会では、なにが問題になつていてあるか。

次に記載したのは、大正三年六月一三日の川口村委会での議案を『村委会議案・議決・決算認定書』『町村委会議事録』（旧川口村役場所蔵文書）から摘記したものである。

川口村委会第拾弐号議案 物品寄贈ニ関スル件—原案可決

川口村委会第拾参考号議案 建物寄付ニ関スル件—原案可決

川口村委会第拾四号議案 会計年度ヲ超ユル村税未納ニ関スル件—原案可決

川口村委会第拾五号議案 川口小学校修繕費追加予算ノ件—提案撤回

川口村委会第拾六号議案 消防第一分隊器具置場建設費追加予算ノ件—修正可決

以上は川口村委会に提出された議案の一例であるが、われわれは、とくに当時の川口村委会に関連する特徴的な問題を『町村委会議事録』からいくつか取りあげよう。

まず大正三年二月二十五日村委会に提案され、その二日後に全会一致で可決された横浜電氣株式会社の電柱建設の案件である。これは同社（第29表に示されたように、明治四四年一〇月、江之島電鉄がそれに合併吸収される）の社長木村利右衛門から、川口村内の里道に電柱一八本の建設の申入れがあつたのに対して、大正三年三月から五カ年間、一本について年間五〇銭の使用料を徴収することで村委会を通過した。

先に指摘したように、この時期の藤沢町会では、初等教育制度の充実が町政の重要な一課題になつていていた

事実を見たが、川口村会でも同様な傾向が指摘できる。すなわち大正四年五月七日、川口村立小学校江の島分教場の開設が、村会に提起された。村会では、議員山本百太郎の意見により、新築委員五名を一名増員、委員を村民から選出せず、学務委員二名を新築委員に加えるという条件で、一二日、修正可決された。こう

した村営の教育施設の拡充は、それが、ただちに、村財政の歳出増加をもたらすことは当然である。

最後に、大正五年一二月一九日、村会に提出された江の島架橋の件に触れよう。これは片瀬洲鼻から江の島へ通ずる橋梁を県費で架設することを県当局へ出願、同時に渡橋料の徴収を放棄するという内容の案件である。この架橋問題は同村の財政にも関連するので、「建議」に付された「理由書」を次に紹介しよう。

江之島ハ我川口村ノ江之島ニアラズシテ本邦景勝ノ白眉タルト同時ニ世界屈指ノ公園ニシテ内外ノ遊覧者四季踵ヲ  
絶タズ然ルニ其交通ハ僅ニ一条ノ坂橋ニ拵ルノミ若シ夫レ一旦風雨ノ強キニ際シテハ忽チ交通遮断ノ危ニ遭フノミナ  
ラズ遂ニ破壊流失シ幾多ノ人命ヲ損ジ其慘状名状スベカラザルコトハ衆諸<sup>(マ)</sup>ノ周ク見聞スル処ナリ……本員等ノ此道路  
ヲ県道ニ編入セラレンコトヲ冀ヒ渡橋料ノ徵収ヲ撤廃セント欲スルモノ一見村經濟ノ一財源ヲ失フノ觀アルモ一方交  
通ヲシテ至便ナラシメバ其得ル処ハ其失フ處ヲ補フテ余アランコト蓋シ思ヒ半ニ過グルモノアラン以上本村ノ輿論ヲ  
代表シテ茲ニ建議案提出ノ理由陳述候也

大正五年十二月十一日

これは同村会で可決され、県営の桟橋ができたのは大正一〇年七月であった。ここには、激浪で流失した橋にかわり、架橋を進めるに当たって同村の財政負担はそれを許さず、渡橋料收入を放棄しても、架橋を県当局に依存しなければならなかつたことで、零細な小村の財政的限界が示されていた。

以上、大正前期における川口村会の主要な議事について要約したが、川口小学校をめぐる教育問題も、江の島架橋の件も、明治二〇年代から村会で取りあげられていた案件で、かねてから懸案の問題であつたことは確認されなければなるまい。

なお第43表によれば、この時期の六会村会ならびに小出村会などに關しても検討する必要があるが、『村会議事録』が保存されていないのみならず、村会関係書類が著しく不備なため、その作業を進めるのは困難であることを注記する。

### 三 大正前期における各町村の財政

**第一次世界大戦と地方財政** 大正三年七月以来およそ五カ年近くにわたつた第一次世界大戦は主戦場がヨーロッパであったため、交戦諸国に莫大な損害と生産力の破壊をもたらすとともに、世界市場とくに東アジアへのヨーロッパ諸国の輸出を後退させたうえ、日本に多額の軍需品などを発注する結果になつた。

こうして、日本は、日露戦争後からの慢性的不況を急速に回復し、商品は海外市場にそれまで以上に進出した。日本の対外貿易は出超に転じ、日本の造船・海運業が繁栄するとともに製鉄業や機械工業を中心とする重工業が飛躍的に発展した。会社・工場・銀行その他の企業利潤は激増し、物価もまた急上昇して、経済界はこれまでにない活況を呈した。

こうした世界大戦のなかで、政府は積極的に諸政策を推進したため、国家財政の規模は急激に膨張し、またそれにともなつて、地方財政もより以上に拡大された。それは主として、物価騰貴による小学校教員の増

俸、庁舎の建築修繕費、また消耗品その他の物件費の増額などのためであった。こうして地方財政の膨張による窮乏化とその財政的危機の解決が緊急に要請される。

そうした目的をもった立法の一つが義務教育費国庫負担法であり、この制度は、大正期を通じて地方財政のなかでもきわめて重要な意義をもつことになった。

日本資本主義の飛躍的発展を促した世界大戦は、同時に、民衆生活にも直接的な影響を与えた。すなわち都市への人口集中と生活環境の劣悪化、資本の独占・集中と労働者階級の形成、文化の発展と社会・教育・保健衛生思想の普及などの問題が新たに注目されるようになった。ここに都市計画関係法、各種の疾病予防関係法、また道路法などが、前述の教育費関係の特別立法とともに、登場する必然性があった。

**藤沢町の財政** 以上の諸点に配慮しつつ大正二年度と同八年度について、金子町政の前半期における藤沢町の歳出入の内容を検討し、ついでそこから問題を展開しよう（第48表と第49表参照。ただし前者は予算額で、後者は決算額を表出したが、これは史料的制約によるものである）。

第37表との関連で第48表と第49表を分析すると、まず歳入の構成について、国庫下渡金・交付金・県補助金などの比率が大正八年度になると激増することで明らかになるが、これは町村などの地方団体に対しても、国・県からの助成がさらに強化されたことを意味する。歳出のうえでは、明治末期のそれと比較して、教育費（小学校費）の比率が引き続いて約四割強の高率を示しているが、その増減の割合からみれば停滞状態で、とくに変化はない。

すでに第二章第二節二「金子町政と町村会」の項で、明治四〇年代から大正初期にかけての町村教育費増

第48表 大正2年度藤沢町歳入出予算額

(歳 入)			(歳 出)		
費 目	予算額(円)	比率(%)	費 目	予算額(円)	比率(%)
財産ヨリ生ズル収入	24,000	0.1	役 場 費	5,886,000	16.2
使用料及手数料	828,000	2.3	議 費	154,000	0.4
交 付 金	1,129,000	3.1	会 土 費	1,283,000	3.5
県 補 助 金	99,000	0.3	小 学 校 費	16,342,000	44.9
寄 附 金	338,000	0.9	実 業 補 習 学 校 費	386,000	1.1
財 产 売 払 代 金	550,000	1.5	伝 染 病 防 費	174,000	0.5
繰 越 金	2,000,000	5.5	ト ラ ホ ー ム 防 費	130,000	0.4
雜 収 入	553,000	1.5	隔 離 病 舎 費	321,000	0.9
町 稅	30,904,000	84.8	勤 业 諸 費	15,000	0.0
			救 助 費	50,000	0.1
			警 備 費	998,000	2.7
			基 本 財 產 造 成 費	358,000	1.0
			諸 税 及 責 担 費	2,333,000	6.4
			神 祉 支 備 費	141,000	0.4
			雜 予 合 費	95,000	0.3
			(臨 時 場 備 費)	1,630,000	4.5
			部 計	30,296,000	83.2
			役 警 公 補 費	246,000	0.7
			合 計	50,000	0.1
				5,413,000	14.9
				420,000	1.2
				6,129,000	16.8
合 計	36,425,000	100.0	歳 出 総 計	36,425,000	100.0

(『議会に関する書類』藤沢町)

額の必然性については、簡単に解説したが、そうした状況のなかで、全国の市町村立小学校費の総額は、明治四〇年度の四〇九一万円余から、大正六年度には六六七〇万円余(約一・四倍)に激増している。この結果、町村では小学校費が歳出総額の平均四割近くを占めるに至ったのみならず、町村のなかには、小学校費が歳出総額の七割にも達する例さえあつた(藤田武夫『日本地方財政發展史』)。第48表と第49表に示された藤沢町の小学校費は、そうし

第49表 大正8年度藤沢町歳入出決算額

(歳 入)			(歳 出)		
費 项 目	決算額(円)	比率(%)	費 项 目	決算額(円)	比率(%)
財産ヨリ生ズル収入	147,640	0.2	役 場 費	9,040,090	12.0
国 庫 下 渡 金	3,121,590	3.7	会 議 費	422,390	0.6
使 用 料 及 手 数 料	1,521,890	1.8	土 木 費	3,175,430	4.2
交 付 金	2,578,690	3.1	小 学 校 費	29,956,030	39.8
県 補 助 金	253,720	0.3	実 業 補 習 学 校 費	988,760	1.3
寄 附 金	640,050	0.8	伝 染 病 防 予 防 費	145,810	0.2
縁 越 金	13,969,531	16.6	隔 離 病 舎 費	2,370,360	3.1
雜 収 入	1,343,730	1.6	勸 業 諸 費	31,750	0.0
町 稅	60,601,520	72.0	救 助 費	5,600	0.0
			警 備 費	1,582,870	2.1
			基 本 財 產 造 成 費	2,024,520	2.7
			諸 稅 及 負 擔	4,960,940	6.6
			神 社 費	118,900	0.2
			地 方 改 良 費	620,000	0.8
			雜 支 費	1,030	0.0
			合 計	55,444,480	73.6
			(臨 時 部)		
			役 場 費	2,496,900	3.3
			土 木 費	453,000	0.6
			小 学 校 費	6,027,900	8.0
			隔 離 病 舎 営 繕 費	9,062,010	12.0
			勸 業 諸 費	270,210	0.4
			地 方 改 良 費	100,000	0.1
			雜 支 費	543,030	0.7
			公 債 費	9,240	0.0
			補 助 費	931,000	1.2
			合 計	19,894,290	26.4
合 計	84,178,361	100.0	歳 出 総 計	75,338,770	100.0

(『議案及決議書』藤沢町)

第50表 大正元年度川口村歳入出決算額

(歳 入)			(歳 出)		
費 目	決算額(円)	比率(%)	費 目	決算額(円)	比率(%)
財産ヨリ生ズル収入	253,620	3.8	(経 常 部) 費	1,320,536	20.0
使用料及手数料	38,300	0.6	常 場 費	37,500	0.6
雑 収 入	2,326,450	35.3	議 木 費	435,223	6.6
前 年 度 繰 越 金	5,450	0.1	教 育 費	3,204,118	48.6
寄 付	30,000	0.5	衛 生 費	326,980	5.0
県 補 助 費	3,420	0.1	警 備 費	161,890	2.5
国 庫 交 付 金	207,040	3.1	諸 財 稅	247,480	3.8
県 交 付 金	63,460	1.0	及 管 理 費	283,620	4.3
村 税	3,669,670	55.6	雜 支 費	431,250	6.5
合 計	6,597,410	100.0	(臨 時 部) 費	46,310	0.7
			衛 生 費	100,000	1.5
合 計	6,594,907	100.0			

(『村會議案・議決・決算認定書』川口村)

た数値に照合すると、ほぼ全国の平均的割合であつたと考へてよい。いずれにしても、当時小学校費は、明治後期から、一貫して、町村にとつて最も重い委任事務費であり、地方財政の窮乏化を促進させる最も重要な原因となつていた。

こうしたなかで、早くから小学校教育に国庫補助が要請されていたが、大正六年九月、臨時教育会議が設置され、その答申によつて市町村立小学校教員俸給国庫負担法案が議会に提出された。これは修正可決され、翌年三月、公布された。しかし地方財政史のうえで、特筆すべきこの措置も少額の国庫交付金では解決にほど遠かつた。

第48表と第49表を比較して、次に注目を要する点は伝染病・トラホーリム予防費および隔離病舎費などの衛生関係費目の新設と、大正八年度におけるそれらの歳出増加という問題である。

当時、トラホーリム患者は、全国で推定約一千万

第51表 大正6年度川口村歳入出決算額

(歳 入)			(歳 出)		
費 目	決算額(円)	比率(%)	費 目	決算額(円)	比率(%)
財産ヨリ生ズル収入	390,900	2.5	(経 常 部)		
使用料及手数料	130,650	0.8	役 場 費	1,884,215	15.1
交 付 金	375,990	2.4	会 議 費	25,200	0.2
繰 越 金	1,428,452	9.0	土 木 費	4,948,730	39.7
雜 収 入	7,482,640	47.4	小 学 校 費	3,859,130	30.9
村 稅	5,998,430	37.9	実 業 補 習 学 校 費	124,390	1.0
			ト ラ ホ ー ム 予 防 費	50,000	0.4
			伝 染 病 予 防 費	18,660	0.1
			隔 離 病 舎 費	22,660	0.2
			汚 物 掃 除 費	185,780	1.5
			警 備 費	161,020	1.3
			基 本 財 産 造 成 費	388,940	3.1
			諸 税 及 負 担 費	465,590	3.7
			神 雑 支 費	5,000	0.0
			合 計	111,830	0.9
			(臨 時 部)	12,251,145	98.2
			補 助 費	211,920	1.7
			財 産 費	15,500	0.1
			合 計	227,420	1.8
合 計	15,807,062	100.0	歳 出 総 計	12,478,565	100.0

(『村会議案・議決・決算認定書』川口村)

人といわれたうえ、それに加えて、各種の伝染病の流行が喧伝され、その対策と予防が緊急の課題となつて、いた。大正八年三月、ト ラ ホ ー ム 予 防 法 が 公 布 さ れ、ま た そ の 後、同 一 年 四 月 に は 伝 染 病 予 防 法 が 改 正 さ れ、治 療 対 策 と 施 設 が 整 備 さ れるよ う に な っ た。ま た、第 一 次 世 界 大 戰 を 契 機 に 人 口 の 都 市 集 中 に 由 る 生 活 環 境 の 劣 悪 化、独 占 資 本 に 由 る 労 働 者 の 酷 使 な ど で、結 核 搜 病 者 が、急 速 に 增 加 し た が、これ に 対 し て も、政 府 は 大 正 八 年 三 月、結 核 予 防 法 を こ れ ら の 衛 生 関 係 の 諸 法 令 は、市 町 村 な ど の 地 方 団 体 に 対 し て 予 防・治 療 の 目 的 で、医 師 の 増 員、病 院 の 公 布 し た。

第52表 大正元年度小出村歳入出決算額

(歳 入)			(歳 出)		
費 目	決算額(円)	比 率(%)	費 目	決算額(円)	比 率(%)
財産ヨリ生ズル収入	69,310	1.2	(経 常 部) 費	1,016,706	18.1
使用料及手取料	27,050	0.5	役 場 議 費	38,450	0.7
雑 収 入	232,005	4.1	会 木 育 費	110,820	2.0
県 補 助 金	207,810	3.6	教 生 業 費	3,014,229	53.8
寄 付 金	309,200	5.4	衛 衛 生 費	17,100	0.3
国 庫 交 付 金	92,510	1.6	勧 財 產 及 管 理 費	16,050	0.3
県 交 付 金	52,127	0.9	財 產 及 管 理 費	290,197	5.2
財産ヨリ繰入金	20,000	0.4	表 彰 其 他 獎 勵 費	27,100	0.5
村 稅	4,693,485	82.3	合 計	5,059,361	90.3
合 計	5,703,497	100.0	(臨 時 部) 費	184,000	3.3
			土 木 備 費	100,000	1.8
			財 產 及 管 理 費	200,000	3.6
			補 助 費	59,000	1.1
			合 計	543,000	9.7
歳 出 総 計	5,602,361	100.0			

(『村會議案及決議書』小出村)

増設・拡張、治療費の一部負担、検診・消毒の強化などを義務づけた。しかし、これらの必要経費は、国庫の補助と道府県の一部負担を除いて、その主要部分は市町村の負担に転嫁された。従って、このような諸法令の布告が、結局、市町村財政の歳出額を増加させる結果をもたらしたことは、改めて指摘するまでもなかろう。

なお、第48表の歳出「臨時部」に計上されている「公債費」については、第二章第三節三「町村財政の危機と両税委譲要求問題」の項で検討する。

川口村と小出村の財政 第一次世界大戦前後における藤沢町の財政について簡単な考察を試みた後、われわれは、この時期の各村について検討を加えたが、第43表に示された通り、関係史料は著しく散逸の状態にあるた

め、それらの諸史料のなかでも、比較的まとまっている川口村と、断片的に史料の一部を残すに過ぎない小出村を例に挙げるに止めよう。

川口村は境川をもって鶴沼地区と接し、片瀬丘陵以外の全地域が砂質の低地で成っているうえ、江の島もその所管となつていていたところから、村財政の歳入のなかで、渡橋料と渡船料の徴収が、すでに明治二〇年代から、重要な財源になつていていたことはすでに指摘したところである（第12表参照）。歳入の費目のなかで「雑収入」として計上されていたそれらの収入は、明治二〇年代の歳入額のなかで約四割を占めていたのが、大正元年にはやや減少の傾向を示すが、その後は、さらに、五割弱にまで増加している（第50表と第51表参照）。

これは第52表にみられるように、海岸および河川から遠く離れた相模原平野の一部である小出村の歳入構造（歳入の費目のなかでは村税の徴収が大部分を占める）に対して、川口村の頗著な特徴の一つといえよう。

歳出のなかでは、川口村、小出村とともに、教育費（小学校費）の支出が、約五割前後で、その比率は、きわめて過重であった。これは、すでに指摘したように、全国平均の約四割という数値を越えている。

また大正六年度における川口村の歳出額のなかで、土木費の支出が四割に近いが、これは橋梁の修繕費で、前述の渡橋料に関連するものとみてよい。また川口村でも衛生関係費が、新たに計上されてくる状況は、すでに検討した通りである。

#### 四 辻堂駅の開設と海軍演習地問題

辻堂駅開設請願運動 明治二〇年代以後の辻堂海岸地帯の開発とその別荘地化の始まりについては、第一

章第二節四「東海道線・江の電開通と町村の変化」の項でふれたが、辻堂海岸地帯の本格的開発が進められた直接の契機は、大正五年一二月、辻堂駅が開設されたことにある。

すでに明治二〇年七月における東海道線の開通と藤沢駅の営業開始、ついで同三五年八月における藤沢－片瀬間の江の電開通は、鵠沼・辻堂沿岸一帯が京浜「上流名士ノ別荘」地帯となるための不可欠の交通手段であつたが、東海道線の藤沢駅－大船駅間の距離が四・五キロであるのに対して、藤沢駅－茅ヶ崎駅の間隔は七・五キロの遠距離にあり、このことが地域住民の日常生活に多大の不便をもたらしていた。

こうした状況のもとで、大正二年四月、列車運行の必要から、藤沢駅と茅ヶ崎駅の中間である辻堂に信号所が設置された。現在の辻堂駅開設の出発点は、ここから始まつたといつてよい。

その翌年三月、住民代表の相沢繁右衛門（藤沢町会議員）以下、三九名よりなる「辻堂停車場期成同盟会」が結成され、停車場の開設を目的として地域住民の請願運動が開始された。辻堂駅の成立が、こうした地域住民運動の努力の成果として実現したことは注目すべき点である。

次に、その同盟会作成の「決議書」を請願者の一人で、大正期に藤沢町会議員をつとめた故桜井兵四郎氏の関係史料から引用しよう（なお、辻堂駅開設五〇周年記念祝賀実行委員会『伸びゆく辻堂』も参照）。

#### 辻堂停車場期成同盟会決議書

- 第一 辻堂停車場設置期成同盟会ヲ設置スルコト
- 第二 敷地候補地壱丁歩ヲ田、畑、山林等地目ノ如何ニ拘ラズ反金參百五拾円ト定メ所有者ハ異議ナク之レニ応ズル  
コト

但立木伐採料桑及諸作物ノ取除費ハ更ニ申受ケザルコト

第三  
(削除)

第四  
(削除)

第五 期成同盟会規約其他必要書案ノ起草等ハ之ヲ有志ニ委任ス

第六 新設道路敷地ハ第二項ノ敷地候補地同断価格トシ賃貸借ノ場合ハ畠小作料ヲ以テ標準トス  
右ノ通り決議候ニ付異議ナキコトヲ証スル為メ署名捺印候也

大正參年參月廿六日

相沢 繁右衛門

吉田 正吾

桜井 栄太郎

桜井 兵四郎

(以下三五名略、辻堂・桜井定次郎氏所蔵文書)

請願書の提出

ここには駅構内敷地および道路用地の買収に關係者がいかに応ずるかという申し合せがで  
きてゐるが、この期成同盟会は、その後、さらに加盟者を周辺の数部落にまで拡大して、同年一〇月二九  
日、大庭・羽鳥・小和田・菱沼・室田・赤羽根の諸部落総代、合計五一名の連署のうえで、当時の鉄道院總  
裁仙石貢にあて「鉄道停車場設置請願」を提出するに至つた。部落総代のなかには、先の期成同盟会への参  
加者を、大部分含んでいたのみならず、藤沢町長金子角之助を始め、町會議員をふくめて各部落の有力な名  
望家層を加えていた点で、住民運動はさらに強化されたといえよう。

次にその請願書を掲げる。

鉄道停車場設置請願

神奈川県高座郡藤沢町地内

辻堂部落

村落ノ繁榮ヲ策スルハ國家ノ富源ヲ開發スルノ一端ト存候

茲ニ辻堂部落ハ東海道線藤沢茅ヶ崎ノ間殆ンド五哩ニ及ヘル遠距離ノ中央ニ位シ既ニ大正式年四月信号所ノ御設置相成タル土地ニシテ附近ハ何レノ停車場ニモ遠キ小和田菱沼室田高田羽鳥大庭稻荷ノ諸部落ニ接続シ六会小出御所見綾瀬ノ諸村之レニ連リ一方ハ海ニ面シ辻堂小和田ノ海浜ニ上流名士別荘住宅此年新築ヲ見サルハナシ而シテ此ノ諸村落ノ戸数ハ殆ンド壱万ニ近ク人口亦四万ヲ超エ隨テ此地ニ産スル穀類甘藷ノ輸出ハ優ニ五拾万俵ヲ算スヘク輸入ノ諸肥料亦多ク之レニ讓ラズ加フルニ蔬菜魚類ノ移出年ト共ニ増加シ反之其ノ生活ニ要スル諸物資ハ皆他地方ノ供給ニ仰ケリ今其ノ数量ヲ明確ニ計較スルニ由ナシト雖トモ鉄道ノ便ニ俟ツ蓋シ頗ル巨額ニ達スルヲ疑ハズ

猶一事観過スペカラサルハ現信号所ノ周囲ニハ山林原野頗ル多ク而シテ其ノ総テハ概ネ平坦ナル砂質地ニシテ附近ノ耕作地ト毫モ異ナルナク穀物蔬菜果実等皆能ク之レニ適セリ若シ夫レ停車場ノ新設ニヨリテ其產出物ト肥料ノ輸出入ヲ容易ナラシメンカ曩ノ山林原野ハ期年ナラズシテ良好ナル耕地ト一変セントス之レ最近數年間ニ於ケル附近部落ノ林野ヲ開墾シタルモノ数百町歩ニ上リタル事實ニ徵シテ之レヲ明証スルニ躊躇セサルナリ且ツ地勢広闊ニシテ高燥ニ而モ水質極メテ清涼其ノ量亦甚ダ豊富ナル必ズ工業家ノ注目ヲ逸スル能ハザルヘク海岸ノ眺望ハ絶佳ニシテ大磯鎌倉ニ侵リテ地価ハ十分ノ一二過キザルニ必ズ都人士ノ龐集ニ值スベシ

加之ナラズ当部落ニハ明治参拾九年横須賀鎮守府ニ於テ海浜ノ土地四拾余町歩ヲ買上げ永久的ノ試驗場ヲ設置セラレ爾來軍艦海兵团砲術学校等ノ諸團隊少キハ數百人多キトキハ千数百人四時交代シテ或ハ練習ニ或ハ試驗ニ御来場相成

其都度兵器彈薬其他附屬ノ諸器械等數多ノ幅湊一々藤沢停車場ヨリ運搬セラレ其不便ト多額ノ失費トハ實ニ容易ナラサルモノ可有之当局御官署ニ於テモ速ニ交通機関ノ具備セシコトヲ御切望セラルゝ由ハ夙ニ仄間スル處ニ有之候要之当部落ハ新橋國府津間ニ於テ最モ遠距離ノ駅ニ位シ土地広瀬ニシテ人口稠密物資亦甚ダ饒多ニ逐年發展ノ要素頗ル多ク一朝停車場設置ノ幸ヲ得バ其繁盛ハ期シテ俟ツヘクト存候

今ヤ時局多端ノ際ヲ顧ミズ敢テ請願仕候ハ甚ダ恐懼ニ堪ヘズ候得共村落ノ繁榮ヲ策スル必シモ國家ニ益ナシト做サズト存候何卒微意御洞察ノ上特別ノ御詮議ヲ以テ実況御視察被成下度即チ停車場敷地トシテ御指定ノ場所千武百坪献納仕度候間右御採納ヲ仰キ度關係町村人民總代連署ヲ以テ此段奉請願候也

神奈川県高座郡藤沢町辻堂

辻堂部落總代

吉田 八左衛門 印

桜 井 栄太郎 印

桜 井 兵四郎 印

(中略)

大庭部落總代

角 田 保 多 印

山 崎 仙太郎 印

金 子 角之助 印

臼 井 弥 市 印

羽鳥部落總代

三 銀 舜太郎 印  
三 銀 八郎 印

(中略)

鉄道院總裁 仙石貢殿

(桜井定次郎氏所蔵文書)

ここに長文の請願書の内容をあえて引用したのは、そこに新駅開設についての住民の要求の根拠が的確に指摘されているからである。

すなわち、まず辻堂海岸地帯における別荘の新築にともなつて戸数・人口が増加し、また商品・物資の搬出輸送からも新駅設置が必要であるのみならず、農村・林野の開発にとっても、それが要請されていることが、前掲の「請願書」で主張されている。なおそれに加えて見のがすことができないのは、軍港横須賀をひかえて、辻堂演習地への海兵団諸隊の往復がはげしく、その立場からも交通機関の整備が要望されている点である。

以上の理由をあげて、辻堂部落の住民は、新駅の開設が軍事的要請からも国家的利益にそういうことを強調し、停車場用地二千坪の「献納」を前提に請願した。

**新駅の開設決定** この結果、大正四年五月三日、藤沢町長の金子角之助を通じて、町會議員吉田八左衛門その他五〇名の住民にあて辻堂駅の設置承認の内示が通達された。それには鉄道院の指定地として、二千五百坪程度の土地を住民に無償譲与させ、また建物その他、地上物件の移転補償を地域住民が負担するという

条件が付されていた。

その通達を次に挙げよう。

藤第四一九号

移牒

大正四年五月三日

吉田 八左衛門

外五拾名殿

左記写之通り其筋ヨリ通牒越候条御了知相成度候也

左 記

写 シ

鉄道停車場設置ノ件

其町辻堂吉田八左衛門外五十名ヨリ東海道線藤沢茅ヶ崎停車場設置方請願有之候処予算ノ都合ニ依リ相当時期ニ於テ現在ノ辻堂信号所附近ニ簡易ナル停車場設置方可然取計候条所要敷地鉄道院指定ノ箇所約弐千五百坪ヲ無償譲渡セシメ且ツ地上物件ノ移転補償ヲモ負担セシムル様鉄道院總裁ヨリ通牒有之候条請願者ニ示達方取計ハレ度候追テ道水路ノ付換ハ鉄道院ノ設計ニ依リ用地内ニ属スルモノヲ除ク外請願者ヲシテ負担施行セシムルコト承知可有之候

藤沢町長 金子 角之助 印

有之候

(桜井定次郎氏所蔵文書)

第二章 藤沢町の成立と大正デモクラシー

一六九

これに対し、吉田八左衛門以下七名の代表は、当時の県知事石原健三に受諾の旨を回答し、翌年二月、停車場敷地として、二四九八坪寄付の所有権移転登記が完了した。

さらに地元の住民総代は、同年三月、中部鉄道管理局長の長谷川謹介にあて、至急、停車場建設を開始するよう請願書を提出している。

こうした広範な住民運動の展開によって、大正五年一二月一日に辻堂の新駅が開設されることになったのである。

**辻堂の海軍演習地** 東海道線と江の電開通は辻堂海岸地帯の別荘地・海水浴場化を促進することになったが、そのような動きは、旧来、軍部の演習地であった辻堂海岸と、基本的にはあいいれず、以後、別荘地あるいは観光地としての辻堂海岸と軍用地としての辻堂海岸とのあり方をいかに調整するかが、藤沢町（後には藤沢市）の課題となってくる。

相模湾を背景に広大な砂浜である辻堂海岸地帯は、すでに江戸時代、砲術練習場として使用されていたようであるが、明治初年以後、横須賀が軍港化するにともなって、しだいに軍部の注視するところとなつた。

明治新政府は、明治五年二月に海軍省、翌六年一月に海軍提督府を創設するとともに、横須賀大津村を官庁用地に決定した。もともと横須賀には、旧幕府が建設し、新政府が官収した大規模な造船所があった。これは後に横須賀海軍工廠に発展するが、横須賀に軍港が建設されたのも、こうした条件が考慮されていたことは否定できない。

その後、明治九年八月、横浜に東海鎮守府が仮設された直後、横須賀には水兵屯集所が新設された。さら

に明治一七年一二月には、東海鎮守府を横須賀へ移転して横須賀鎮守府と改称するなど、日本海軍の軍制整備の過程で、横須賀は、しだいにその比重を増していった。

それに応じて、横須賀を基地とした日本海軍が、近接の地域に、その演習地を求めたことは当然であった。すでに第一章第二節「町村委会の動き」の項で、明治三十年代末期から四十年代始めの川口村において、辻堂演習地への横須賀海兵団の移動のために、架橋・道路整備の必要性が同村委会で検討されていた事実については触れたが、当時、横須賀の海兵団が辻堂海岸を演習地として用地の買収を進めていたことが次の「委任状」から明らかである。

### 委任状

拙者儀都合ニ依リ中村昌生ヲ以テ代人トナシ左之権限之事ヲ委任ス

一、三觜八郎右衛門所有ニ係ル現今海軍造兵廠ニ於テ御使用相成居ル神奈川県高座郡明治村辻堂字チヨン七千武百八拾五番地雜種地砂地拾壱町七反四畝七歩外六筆合計反別四拾九町弐反四畝拾八歩及ヒ是レニ接続シアル土地合セテ  
總計壹百〇壱町八反九畝余ヲ海軍省ヘ御買ヒ上ヶ若クハ夫レニ相当スル出願其他本件ニ関スル一切ノ手続ヲ結局マ  
テ處弁執行ヲ同人ヨリノ委託ニ拠リ即チ同人ト該件ニ対スル報酬額及ヒ隨伴スル条件ヲ確定シ該契約ヲ締結スル事  
右代理委任状仍而如件

明治三十四年二月五日

東京府下荏原郡大井村二九八六番地

内田多津

(羽鳥・三觜勝彦氏所蔵文書)

さらに辻堂海岸が海軍の軍用地として利用されていた状況は、先述した通り、辻堂駅の開設に当たって、大正三年一〇月二九日、各部落総代から仙石鉄道院總裁に対して提出された「鉄道停車場設置請願」からもうかがわれる。

そこでも、明治三九年に横須賀鎮守府が軍用地として辻堂海岸の一部四十余町歩を買上げて以来、海兵团、あるいは砲術学校の諸隊が、交代で演習のために往復する事実が指摘されている。

こうして、辻堂地区では、そうした動きに対応して、農家などが将校・兵卒の宿舎にあてられ、部落全体がしだいに軍事色を強めていった。

しかし、第一次世界大戦以降、鵠沼海岸地帯とならんと、辻堂海岸一帯にも、別荘が増加するに従つて軍用地の払下げが具体的な問題となつたことがある。

すなわち『時事新報』大正一二年七月二〇日号は、陸海軍の軍備縮小問題の影響で、軍事諸施設が整理され始め、その一環として、辻堂の海軍用地約十万坪が、神奈川県当局へ払下げられる交渉があつたが、横須賀鎮守府の反対で頓挫をきたしたことを報じている。軍用地の払下げは、この後も容易には実現しなかつた。

### 第三節 関東大震災前後の町村行財政

#### 一 普選運動の展開と地方制度の改革

原敬内閣の成立と普選運動 越中富山の「女房一揆」を契機に全国にひろがった米騒動は、ロシア革命とあわせて、高揚しつつあった大正デモクラシー運動に一つの時期を画した。

これ以後、独占段階に入った日本資本主義の矛盾はさらに激化し、社会運動が発展するなかで、大正デモクラシーのない手は労働者階級や農民層に移り、第二次護憲運動が展開し政党政治が確立する。

大正七年九月、米騒動で倒れた寺内正毅内閣にかわって登場した原敬内閣は、その首相が「平民」出身で、閣僚を政友会員から選考したこともあり、最初の政党内閣として歓迎された。

いわゆる「民衆の時代」を象徴する政党内閣の成立は、大正デモクラシー運動をさらに促進した。

原首相は国防充実、教育振興、産業奨励、交通機関の整備などを政策にかかげたうえ、国家権力のブルジョア的改革を意図し、貴族院制度、文官任用令、植民地総督官制、あるいは參謀本部などの機構や法令の改革を推進しようとしたが、結局、不徹底に終わつた。

さらに首相原敬は普通選挙に反対の姿勢をとつていたため、政党政治の原則は確立されず、増税・公債募集により軍国主義経済政策を積極的に進めたところから、かえつて資本主義の矛盾がふかまる結果になつ

た。

米騒動をきっかけに発展した社会運動は、ロシア革命の影響のもとに急激にひろがった。とくに労働運動は、官営・民間工場、鉱山や炭坑などでの賃上げ要求、ストライキを通じて組織化され、友愛会などを生みだしたうえ、ゼネストまでも起こした。

当時の労働組合は、その要求貫徹のために議会へ代表を送ろうと選挙権の獲得を主張するようになつたが、これは労働運動と民本主義者による普選運動の結合を促した。

普選運動の始まりは、大正八年二月一日、東京の日比谷公園に三千名の学生が集結し、議会に対しても普選要求の示威行進をおこなつたときであった。この後、友愛会が中心となって、労働者と学生が合流、普選運動は全国的に高揚していった。大正デモクラシーは思想・言論による運動の段階から、普通選挙権獲得要求の運動の段階へと飛躍することになった。

普選運動に理論的武器を提供したのは吉野作造であったが、実際にそれを指導したのは民主主義・自由主義的知識人であり、参加した階層は労働者・学生・市民で、社会主義者はとくに参加していなかつた。

普選運動の全国的拡大をまえに、憲政会や国民党の幹部は、民衆運動の革命的発展を回避するためにも普選制定の必要性を認識し始めた。このような状況のなかで議会での絶対多数を意図していた原敬内閣は、総選挙によって過半数の議席を獲得すると、政友会の勢力を背景に議会で普選法案を否決した。この結果、多数を占めていた政友会の勢力をまえに、民衆は敗北感にとらわれ、普選運動はしだいに後退、分裂を始めた。他方、労働運動も直接行動で革命を達成しようとするサンジカリズム的傾向が強まるにともなつて、普

選運動からはなれていった。

戦後恐慌と農村支配の危機 大正デモクラシーが普選運動の展開を通じて、都市にその基盤を定着させつ  
つあつたとき、農村ではどのような動きが現われていたであろうか。

原敬内閣が成立してから約二ヵ月後、第一次世界大戦が終わり、対独講和条約が締結された。世界大戦の  
終了と同時に日本資本主義は深刻な打撃を受け、鉄鋼・船舶・染料などの価額のみならず、物価も一挙に低  
落して混乱に陥った。この後、景気は、短期間、若干の上昇傾向を示したが、ふたたび大正九年三月の東京  
株式市場の暴落を契機に恐慌状態となつた。これは世界大戦により、著しい経済的発展をとげた日本資本主  
義が過剰蓄積によって起こした生産恐慌で、その後、長期にわたって慢性化した。

商品市場も混乱したが、とくに生糸・綿糸相場の下落が激しく、神奈川県の蚕糸業地帯も打撃を受けた。  
銀行の取付や商店・会社の破産も続発、経済界は不安と動搖に陥り、大正一一年末から翌年にかけて全国的  
な銀行恐慌にまで発展した。

多数の銀行が休業、取付騒ぎをおこしたなかで、藤沢町でも、大正一三年一二月、関東銀行が休業したう  
え、駿河銀行藤沢支店（明治四四年開業）の経営悪化の風評が広まり、ついで翌年一月、関東銀行が整理さ  
れたことを『横浜貿易新報』は報道している。関東銀行は相模共栄銀行と藤沢銀行を合併して、明治四三年  
に創立（当時、資本金百五十万円、支店数八店）された地元金融機関であつたが、関東大震災の手形に関連して  
休業状態に追いこまれ、整理の結果、関東興信銀行（その後、横浜興信銀行→横浜銀行へ合併・改称）として再  
発足せざるをえなくなつた。この関東銀行の破産は、同行の幹部・出資者に、地元藤沢町の名望家・資産家

(地主・富農や商人が多かった)が含まれていたため、その影響は深刻であった。

政府と日本銀行は銀行救済の臨時措置をとり、震災手形の補償を実施して景気回復を企図したが、その効果があがつたとはいえず、以後、経済界は慢性的な不況に突入した。

日本資本主義の危機と矛盾の深化のなかで、すでにその基礎を確立していた農村の地主制も打撃を受けて動搖し始めた。

世界大戦の過程で、土地改良と品種改良の普及、農機具動力化の推進、化学肥料の採用、米麦二毛作農法の発展など農業技術の改善がすすめられたことにより、農業生産力の向上は顕著で、農業経営も一段と進展した。

しかし、このような日本農業の発展も戦後恐慌の波及で頭打ちとなつたうえ、主穀・生糸・まゆの価額は急落し、農家副業として展開していた養蚕農家と座縫製糸は、たちまち凋落した。とくに米・まゆ価の暴落は、下層農民に大打撃を与えた農民層の分解を促進する結果になつた。すなわち当時、大地主ないし中規模程度の手作地主経営は全国的に減少傾向を見せたのに対して、自作農上層、または自作中農層、自小作上層農民が増加し、全般的に中農化傾向が進行した。

独占段階に移行した日本資本主義が地主制の矛盾を激化させるにともなつて、農民組合の運動や小作争議のかたちで、地主層を軸とした農村の支配体制に抵抗する農民組織が形成されるようになつた。

第一次世界大戦後、都市での労働運動と普選運動の展開という社会情勢に照応して、農村でも小作農民の組織化が進み、一部先進地帯では、かれらが工場・鉱山労働者階級に結合する方向、すなわち労農同盟が成

立する可能性さえ現われつつあった。

藤沢地区でも、地主層を結集した政友会に対して、藤沢町の商人層にその基礎をおいていた憲政会の勢力が金子町長反対派としての動きを示し、そうした政治的党派がすでに触れたような農村構造の変化を背景に、普選運動開始の頃からその対立を激化させたといわれる。大正デモクラシーの波動は、比較的安定していたように見える農村支配体制の足元にもおし寄せつつあったといえよう。

**地方制度の改革** 農村構造の変化とそれにねざす地主制の動搖は、農民の反体制運動を回避するための緩衝機関として、また地主層の利害関係を代弁する制度として「上から」創出された郡制に、直接、その批判のほこ先を向けさせた。

本来、明治地方制度の一環として人工的に創設された郡制は、明治二三年五月、府県制とともに成立した当初から不安定な制度で、その全国的実施には、制定後、九カ年の歳月を必要としたのみならず、第一帝国議会から郡長公選制の要求が提案され、その改正が論議された。

その後、明治三九年三月、第一次西園寺公望内閣の内相原敬は、郡制廃止法案を帝国議会に提案した。これは衆議院で可決されたが、翌四〇年二月には貴族院で否決された。山県有朋を中心とした保守的な政府官僚が、郡制廃止による地方制度の崩壊に脅威を感じたからであった。

それから一五年後、大正デモクラシー運動の全国的高揚と地方への浸透のなかで、大正一〇年四月、第四帝国議会に郡制廃止法案が提出され、少數の反対を除き、両院で可決された（ただし施行は大正一二年四月一日）。この段階での郡制は、地主制をかなめとする農村支配を維持・安定させる機能を実質的に消失し、

郡長はその権威を失墜していたうえ、広域化する小作争議の激発に対しても、その防波堤としての役割をまったく果たし得ないものになっていた。

政府は郡長と郡役所の形骸化を意識しつつあつたとき、府・県をもつて、町村に対する指導監督機能の強化を意図した。

ここに明治一一年一二月、開庁された高座郡役所も、約半世紀後に廃止され、以降、郡は単なる行政区画にもどった。

## 二 関東大震災と藤沢町の復旧作業

関東大震災と東京・横浜 大正一二年九月一日、関東全域および山梨・静岡地方をおそった大震災とづいておこった大火災は、東京・横浜などを始め、各地に未曾有の被害を出した。死者・行方不明者の合計十三万二千人、家屋の損害は合計五十七万六千戸に達し、被害の総額は六十五億円（一説には百億円）と推定された。

とくに首都東京の被害は莫大で、神奈川県では横浜市などの損害が多大であった。

東京では、地震とともに、市内各所から火災が発生し、水道管の破裂により消火活動が困難をきわめたこともあるて、類焼地域は拡大、被害がさらに増加した。ことに下町一帯のなかでも江東地区では猛火が群衆をとりかこみ、本所の陸軍被服廠の空地などに避難した多数の罹災民たちは、そこで焼死するなど各所で慘害がかさなった。

このほかに神田・本郷の一部あるいは浅草・下谷・日本橋・京橋・芝などの各区も焼失し、南千住から芝金杉まで一望の焼野原となつたといわれる。

市内での罹災戸数は三十五万四千戸といわれたが、これは全戸数の七割強に相当し、また死傷者は合計二十万人に近かつた。火災は、三日間、全市をおおつて、首都としての東京は灰燼に帰し、あらゆる機能は麻痺状態におちいつた。

神奈川県では総世帯数の八割強が焼失・倒壊・流失の被害をうけ、大火災と大津波によつて、県全体で被災者百十七万五千人を出した。

なかでも横浜市では約百カ町が全・半焼、全人口の約九割五分に相当する罹災人口を数えるなど、この大震災によつて、國際貿易港の横浜は致命的打撃をこうむつた。すなわち桟橋・岸壁を始めとする港湾施設は破壊され、陸揚作業中の商品は多数焼失、京浜工業地帯を形成していた紡績・製鋼・造船などの諸工場も、

それぞれ、かなりの被害を出した。

ついで猛火は、二百カ所の地点より発生して、市内を焼土と化し、食糧も供給を絶たれ、横浜公園に開設された救護本部も、延焼のためにその連絡を絶つたほどであった。

神奈川県では、このほかに横須賀市にも火災が起り、軍港をふくめて多くの被害を出し、鎌倉町や小田原町でも多数の被災者、死傷者を数えるに至つた。

第53表 関東大震災における藤沢地区の被害状況

地 域 别		世帯 総数	総人口	倒 壊 家屋数	出火 件数	人 命 の 損 傷				計
						死 亡	重 傷	軽 傷		
藤 沢 町	藤 鵠 辻	3,438	18,876	2,413	2	104	75	141	320	
川 口 村	片瀬江の島村	642	3,690	285		41	1	97	139	
片 村	岡 岡	220	1,714	78		6	重 輕 25	傷	31	
六 会 村	六 会	661	4,800	223	1	1	40	60	101	
渋 谷 村	長 後	786	5,609	136	1	1	20	30	51	
小 出 村	遠 藤	588	3,832	400		2	40	50	92	
御 所 見 村	御 所 見	673	4,254	400	2	5	40	50	95	
計		7,008	42,775	3,935	6	160	669		829	

(『大震火災消防対策』藤沢市消防本部)

藤沢地区の被害状況 藤沢地区では東京・横浜などに比較して出火件数は少なく、火災による被害額こそ僅少であったが、激震による家屋倒壊、大津波の襲来その他により人命の損傷を多数出したうえ、交通の途絶、商工業・漁業への直接的打撃は相当額に達した。

その概括を『大正震災誌』(上)および、藤沢市消防本部『大震火災消防対策』、加藤徳右衛門『現在の藤沢』などから要約しよう。

第53表によれば、藤沢地区の全体で倒壊家屋数は約四千戸(世帯総数の約五割強)に近かったが、そのなかでも、市街地として住宅密集地域であった藤沢町の被害戸数は約二千四百戸で世帯総数の約七割に達した。とくに、白旗横丁、仲の町、川岸通りに集中していた家屋は惨状を呈したといわれ、人命の死傷者も藤沢町が高率を占め、藤沢地区全域の死傷者の約四割弱の数値を示している。

火災は六件を数えた程度で、その中には、藤沢中学校や持田製糸第二工場が含まれていたが、類焼はほとんどなか

第54表

関東大震災による  
藤沢町の主要被害状況

銀行・会社・病院その他	官 公 庁 学 校										施設名	被 壊 の 程 度
	湘南実科女学校	藤沼中学校	明治治小学校	藤沼小学								
高 藤 藤 辻 藤 藤 藤 藤 藤 藤 藤 藤 藤 藤 藤 藤 藤	登 神 奈 川 県 蚕 業 試 驗 场	明 治 治 小 学 校	治 小 学 校	中 学 校	中 学 校	中 学 校	中 学 校	中 学 校	中 学 校	中 学 校	中 学 校	中 学 校
座 駅 郡 郵 戰 停 警 車 察 役 務 所 局 場 場 場 場 場	藤 沢 沢 沢 沢 沢 沢 沢 沢 沢 沢 沢 沢 沢	藤 沢 沢 沢 沢 沢 沢 沢 沢 沢 沢 沢 沢 沢	藤 沢 沢 沢 沢 沢 沢 沢 沢 沢 沢 沢 沢 沢	藤 沢 沢 沢 沢 沢 沢 沢 沢 沢 沢 沢 沢 沢	藤 沢 沢 沢 沢 沢 沢 沢 沢 沢 沢 沢 沢 沢	藤 沢 沢 沢 沢 沢 沢 沢 沢 沢 沢 沢 沢 沢	藤 沢 沢 沢 沢 沢 沢 沢 沢 沢 沢 沢 沢 沢	藤 沢 沢 沢 沢 沢 沢 沢 沢 沢 沢 沢 沢 沢	藤 沢 沢 沢 沢 沢 沢 沢 沢 沢 沢 沢 沢 沢	藤 沢 沢 沢 沢 沢 沢 沢 沢 沢 沢 沢 沢 沢	藤 沢 沢 沢 沢 沢 沢 沢 沢 沢 沢 沢 沢 沢	藤 沢 沢 沢 沢 沢 沢 沢 沢 沢 沢 沢 沢 沢
精 麦 倉 庫 株 式 会 社	保 養 所	立 避 病 院	立 避 病 院	立 避 病 院	立 避 病 院	立 避 病 院	立 避 病 院	立 避 病 院	立 避 病 院	立 避 病 院	立 避 病 院	立 避 病 院
藤 沢 町 立 避 病 院	立 避 病 院	立 避 病 院	立 避 病 院	立 避 病 院	立 避 病 院	立 避 病 院	立 避 病 院	立 避 病 院	立 避 病 院	立 避 病 院	立 避 病 院	立 避 病 院
関 東 下 駄 製 造 株 式 会 社	立 避 病 院	立 避 病 院	立 避 病 院	立 避 病 院	立 避 病 院	立 避 病 院	立 避 病 院	立 避 病 院	立 避 病 院	立 避 病 院	立 避 病 院	立 避 病 院
藤 沢 製 水 会 社	立 避 病 院	立 避 病 院	立 避 病 院	立 避 病 院	立 避 病 院	立 避 病 院	立 避 病 院	立 避 病 院	立 避 病 院	立 避 病 院	立 避 病 院	立 避 病 院
大 日 本 酒 造 株 式 会 社	立 避 病 院	立 避 病 院	立 避 病 院	立 避 病 院	立 避 病 院	立 避 病 院	立 避 病 院	立 避 病 院	立 避 病 院	立 避 病 院	立 避 病 院	立 避 病 院
徳 増 製 糸 株 式 会 社	立 避 病 院	立 避 病 院	立 避 病 院	立 避 病 院	立 避 病 院	立 避 病 院	立 避 病 院	立 避 病 院	立 避 病 院	立 避 病 院	立 避 病 院	立 避 病 院
東 海 醬 油 株 式 会 社	立 避 病 院	立 避 病 院	立 避 病 院	立 避 病 院	立 避 病 院	立 避 病 院	立 避 病 院	立 避 病 院	立 避 病 院	立 避 病 院	立 避 病 院	立 避 病 院
相 模 製 粉 株 式 会 社	立 避 病 院	立 避 病 院	立 避 病 院	立 避 病 院	立 避 病 院	立 避 病 院	立 避 病 院	立 避 病 院	立 避 病 院	立 避 病 院	立 避 病 院	立 避 病 院
株 式 会 社 関 東 銀 行	立 避 病 院	立 避 病 院	立 避 病 院	立 避 病 院	立 避 病 院	立 避 病 院	立 避 病 院	立 避 病 院	立 避 病 院	立 避 病 院	立 避 病 院	立 避 病 院
株 式 会 社 関 東 銀 行 藤 沢 支 店	立 避 病 院	立 避 病 院	立 避 病 院	立 避 病 院	立 避 病 院	立 避 病 院	立 避 病 院	立 避 病 院	立 避 病 院	立 避 病 院	立 避 病 院	立 避 病 院

つたのに対して、地震による大津浪が発生し、そのため片瀬・鵠沼・辻堂海岸地帯の家屋のなかには流失・浸水したものがあった。また藤沢町の公共諸施設の被害状況も、第54表に示した通り、官庁・停車場・小学校で、その主要なものが全・半壊、その他銀行・会社までに被害は及んでいる。またここには挙げられていないが、藤沢地区の古刹遊行寺を始め、多くの神社仏閣、鵠沼海岸の東家旅館、町長金子角之助の私邸その他旧家など、その損害は列挙し得ないほどであった。

鉄道の被害も多大で、列車の転覆、建物の倒壊、線路の破損、駅員の死傷があり、東海道線の藤沢停車場も、ホームの一部などを除いて、ほとんど全壊し、鉄道官舎二戸も倒れた。また停車場から西方向に当たる方面で貨車が転覆し、品川駅から藤沢駅までの区間が、一応、開通したのは九月一〇日以後のことであった。

大震災が藤沢地区の産業の発展に及ぼした影響も深刻で、ほとんどの商業取引は中絶し、酒・醤油醸造業の灾害も甚大で、小売業者が、受けた損害からたちなおるのは容易でなかつた。

第55表 関東大震災による養蚕被害状況（高座郡）

	夏秋蚕収繭額	販 売 額	同上代金受領額	同上未受領額
藤沢町	1,489貫	2,208円	9,245円	3,479円
茅ヶ崎町	4,500	4,050	32,400	8,100
寒川村	13,980	125,820	41,940	83,880
小出村	4,800	38,400	28,400	10,000
御所見村	4,765	38,120	32,620	5,500
有馬村	6,736	6,737	34,372	23,649
海老名村	5,049	33,843	29,718	3,125
座間村	4,160	20,800	16,800	4,000
新磯村	2,800	19,600	19,600	—
麻溝村	7,267	—	—	—
田名村	7,500	3,500	3,000	500
溝村	6,305	47,295	—	—
大沢村	10,200	7,500	7,500	—
相原村	6,549	23,100	23,100	—
大野村	9,922	30,800	26,280	675
大和村	1,970	17,885	14,307	3,577
綾瀬村	6,708	60,372	40,372	22,000
渋谷村	5,400	34,000	13,500	27,000
六会村	3,243	32,652	13,844	18,808
合 計	113,343	836,682	387,000	212,293

(『神奈川県震災誌』単位 貫、円未満は四捨五入)

第56表 関東大震災による製糸工場の被害（藤沢地区）

工場名	所在町村	全壊工場棟数	半壊工場棟数	機 械 損害額	繭 の 損害額	被 害 総 額	業務再開月日
徳増製糸	藤沢町	11棟(449坪)	6棟(223坪)	40,000 円	30,000円	165,500 円	12月 2 日再開
糸山製糸	渋谷村	—	—	2,000	4,000	38,201	10月 6 日再開
保田製糸	"	—	—	350	480	25,210	10月 5 日再開
鈴木製糸	"	—	—	5,000	500	54,595	10月25日再開
関口製糸	"	—	—	1,000	3,000	63,495	10月20日再開
持田第二	"	12(930)	3 (94)	50,000	2,000	250,900	11月20日再開
山本製糸	小出村	7(103)	—	4,600	8,800	51,420	廃業

(『神奈川県震災誌』より作成)

第57表 関東大震災による甘藷の減収被害状況（高座郡）

	甘藷の作付反別	収穫見込額	収穫反別	実収見込額
藤沢町	712.40丁	178,100円	35.74丁	11,435円
茅ヶ崎町	125.00	62,500	123.00	60,000
寒川村	152.70	9,164	50.90	439
小出村	220.00	66,000	50.00	44,000
御所見村	123.40	24,680	4.95	9,900
有馬村	47.10	23,550	9.20	1,564
海老名村	53.00	16,960	10.00	3,600
座間村	160.00	64,000	53.00	16,800
新磯村	7.83	494	7.83	564
麻溝村	43.50	1,305	13.00	322
田名村	5.20	1,136	1.40	3
大溝村	43.70	8,748	17.40	3,480
相沢村	45.00	8,910	45.00	8,460
大原村	52.60	9,565	36.80	5,888
大野村	75.40	11,301	9.40	1,508
和瀬村	11.66	3,498	11.10	349
綾瀬村	210.00	63,000	21.00	4,200
渋谷村	88.50	17,700	25.50	4,080
六会村	110.00	22,000	2.00	4,600
合計	1,286.99	592,611	527.22	181,439

(『神奈川県震災誌』円未満は四捨五入)

またすでに第二章第一節四「藤沢地区における蚕糸業の発展」の項でみたように、県内でもっとも蚕糸業が集中していた高座郡での養蚕農家と製糸工場も相当な痛手をこうむった。第55表によれば、郡内各町村とも多額な収織販売代金の未受領額をかかえたうえ、藤沢地区の各製糸工場も、程度の多少はあつたが、いずれもその被害を免れることはできなかつた(第56表参照)。とにかく、渋谷村の持田第二製糸工場は、その規模も大きかつたが、受けた損害も多額で、小出村の山本製糸工場は、その結果、廃業に至つている。各工場とも、一一二ヵ月後には、一応、操業を再開したが、関東大震災を契機に高座郡の蚕糸業は、しだいに後退の傾向を示し始めるようである。

農業部門での損害は、目久尻川・小出川

などの崩壊によって耕地に浸水があり、一部の田畠が荒廃化したため、米・麦作の減収をきたしたのみならず、大震災当時の主要農作の一つであった甘藷に及ぼした影響は深刻であった（第57表参照）。甘藷は、一〇月中その大部分を出荷する予定にあったが、京浜地方の需要が激減したため、実収見込額が大幅に減収のうえ、さらに流通過程も打撃を受けた。そのうえ東海道線の復旧をまつて出荷すると、供給過剰で売価が暴落するという状況であった。

**流言と戒厳令** 関東大震災は、以上のように測り知れない大被害をもたらしたが、また、人心の不安につけてこんで事実無根の流言がひろがった。

朝鮮人や社会主義者が火災の放火犯で、爆弾を所持して暴動を計画しているというデマが伝わった。事実、それを裏づけるかのように、二日には、違法であるという批判をよそにして戒厳令が布告され、多数の軍隊が東京に出動して警戒体制を施いた。

「不逞の朝鮮人」を取締れという命令のもとに、多数の朝鮮人が、軍隊によつて、つぎつぎに殺された。こうして全国でその犠牲になつたものは、三千人にも達したといわれる。

当時の『読売新聞』（『現代史資料』6・関東大震災と朝鮮人・所収）によれば、ある将校は「敵は朝鮮人だ」と命令し、群馬・埼玉・千葉各県と横浜での犠牲者の総数は三九五名を数え、とくに横浜では、一五〇名の犠牲者の中に日本人が三十余名も含まれていたと報道している。

高座郡では、寒川村の某自動車運転手が中国人一一名を保護したのに、朝鮮人を収容して後で焼打ちをかけるのであろうと誤解されて、殺されるという事件までおこった（前掲『現代史資料』6参照）。

こうした動きのなかで、各地の民衆は、自衛組織として自警団を結成し、救護活動とともに、朝鮮人暴動のうわさに備えた。その組織は各町村の青年団・在郷軍人団・消防組・夜警会などから成っていた。

藤沢地区でも、藤沢町の内出自警団や羽鳥青年団の活動はめざましく、死傷者への措置、避難者の保護、食糧の供給に当たり、在郷軍人分会や坂戸親交會も救援活動をすすめた。

藤沢地区へも、当時、朝鮮人の暴動と米襲のうわさが伝えられた。加藤徳右衛門『現在の藤沢』によれば、「鮮人があばれ出した」「爆弾を投げて火をつけて歩いている」「横浜の火事はあらまし鮮人の放火だ」「横浜を追われて地方へはいり込んだ」「井戸へ毒を投げ込むということだ」とのデマが伝わり、徹夜で警戒を続けたが、まったく、事件はおこらなかつたと記されている。

**藤沢町の復旧作業** 藤沢町における罹災民への救援活動と復旧対策は被服・寝具などの特別配給と食糧の廉売から開始された。

すなわち町内の委員と青年支部を通じて、罹災者と避難者の員数が確認されたうえ、全国各地より送付された救援物資が配布され、また相模製粉合名株式会社、精麦倉庫株式会社、東海醤油株式会社その他から提供された食糧・調味料などの廉売がおこなわれた。

他方町会では善後策委員会を組織し、町会議員をそれに加え、教育・衛生・勧業など各分担を決定して活動を始めた。

各自警団や在郷軍人会の活動は先に触れたが、警察とともに復旧作業を担当したのは藤沢町に進駐してきた軍隊であった。

朝鮮人の暴動発生というデマのなかで、三日の夕方、横須賀海兵団の水兵一五名が到着し、ついで第一五連隊の騎兵十数名が来着した。

その後、六日には甲府歩兵第四九連隊の約三百名、それに軍医、看護婦が派遣されて來たうえ、電信第一連隊・工兵、一大五隊が来着・駐屯した。これらの軍隊の要員は電話の架設、馬入橋の復旧その他を担当した。

また戒厳令の布告のもとに、憲兵隊の警戒網が施されると同時に本町では藤沢憲兵隊本部が設置、四十余名が配置されるに至った。なお分遣隊として茅ヶ崎と下鶴間に若干名が配置されたが、政府は、大震災の勃発による民心の動搖を軍事力で阻止しようとしたことが、ここから明らかである。

憲兵の駐屯は、その後、六十余名に増員されたのみならず、御所見村方面における「暴徒討伐」を想定して演習までおこなっている（加藤徳右衛門『現在の藤沢』参照）。

その後、藤沢町に駐留していた軍隊と憲兵隊は、一一月初旬に原隊に復帰した。

こうした藤沢町における大震災の状況とその復旧作業については、大正末期、復興が落着してから、金子町長が、當時、救援活動に当たった糧食委員、青年団長、その他、町内有志者六十余名に贈った「感謝状」の内容が、それを要約しているので次に掲げよう。

大正癸亥（一二年—筆者注）九月朔日時針ノ午ヲ報セサル前二分俄然トシテ激震関東ノ野ニ襲来シ、大地折ケ河水漲リ山岳レ家屋倒ル、海底ハ為メニ隆陥シ陸岸亦タ起没ス加フルニ劫火ヲ前驅ニ海嘯ヲ後馳ニ其禍害ノ劇烈ナル曠古未曾有ニシテ死者実ニ十万ヲ超ヘ財耗百億円ト称ス、我藤沢町ハ幸ニ火災ヲ免レタルモ、而モ其震源地ニ近キヲ以テ

震害ノ程度殊ニ甚シク死傷者二百四十五名ヲ數へ倒潰家屋三千二百四十棟資財ノ損失蓋シ千五百万円ヲ下ラザル可ク恰モ巨人ノ蹂躪ニ委セルカ如シ其慘憺タル光景筆舌ノ能ク尽ストコロニアラス、此際ニアリテ、貴下ハ自己ノ利害ヲ顧慮セズ救護ノ方法ヲ策シ、善後ノ措置ヲ講シ東西奔走公共的精神ハ不撓ノ努力ト相俟テ以テ災民者ノ窮乏ヲ充タシ災害ノ回復ニ尽瘁セラル本町カ復旧事業ノ進捗ハ貴下ノ功劳ニ負フトコロ歎カラス依テ爰ニ本町ヲ代表シ感謝ノ意ヲ

表ス

大正十五年五月

藤沢町長 金子 角之助

### 三 大正後期における金子町政と各村委会

金子町政と政党 第一次世界大戦後の反動恐慌と慢性的不況のなかで、藤沢町政を中心に、政治的対抗関係が激化した状況については、すでに指摘したが、ここでは後期の金子町政（第33表に示された通り、四期一六年間の金子町長の任期を、大正九年六月の町長三選の時期をもって、ほぼ前・後期に二区分する）をめぐって、政党間の対立を背景に町会の問題点を要約する。

本来、藤沢町会における政党間の対立を、政治綱領と党派の対抗関係をもって、明確に区分することは、必ずしも可能でないのみならず、党派的対立よりも、町政の直接担当者であった金子町長とその与党である多数派の金子派と反金子派との対立を軸として、それに政党間の政争が関連しあいながら、金子町政が展開していくとみるのが適切であろう。

そうした動きをこの段階での藤沢町会にみれば、すでに第二章第一節二「藤沢町会の政争と渋谷村委会」の項で触れたように、旧大庭村出身の町会議員であつた山崎元之助が、大正一二年三月から五月にかけて招集・開会された町会で、また激しい町政への批判・攻撃をおこなつたことが注目される。

まず、大正一二年三月三〇日の町会で、山崎議員は、議案の一つであつた大正一一年度藤沢町歳入出追加予算の提出に当たつて、「会議細則」に規定された事前における議案の未配布その他を探りあげ、金子議長を追求し、「之ノ怠慢ノ甚シキハ何タル事ゾ、失態条項ヲ繰返ヘスコト数言喧嘩ヲ極ム」（『町会々議録』藤沢町、以下同じ）という状態に陥れた。また同年五月一五日の町会では、当時の植田伊左衛門議長（代理）と、議事進行に関して意見が対立、退席したうえ、さらに同年五月一八日の町会で、山崎議員は、植田伊左衛門議長のもとで提出された大正一〇年度決算認定の件をめぐり、その認定の時期が遅延されたこと、また決算表、その他役場帳簿の「吐撰疎洩」などなどを挙げ、高松良夫を始めとする町会議員と激論を展開した。この論戦は、山崎議員からの「建議案」提出（案文欠如のため内容不明であるが、町政担当者の弾劾文であろう）で、一応、終息した。

『町会々議録』（藤沢町）以外の材料から、この両派対決の争点と山崎議員（あるいは反金子派と表現してもよい）の眞の意図が、どこにあつたかという問題に関して、現在、論証を進めることは史料の点で不可能である。ただすでに指摘したように、政党色が鮮明でない藤沢町会でも、地主層にその階級的基盤をおいていた政友会員が多数を占める金子派（しかし、このなかには憲政会員も含まれていた）に対して、米穀問屋・肥料販売商など、藤沢町の商人層を、その階級的基盤にしていた憲政会員は、その相当数が反金子派に結集して

いたといわれる。前記の山崎議員の町政批判が、このような党派の対立に関連していたことは否定できない。

大正後期の藤沢町会 大正九年六月一七日をもつて任期満了の金子町長の後任者選挙が、同年五月二十五日の藤沢町会でおこなわれた。三名の開票立会人のもとに町會議員二〇名が投票、その結果、満票で金子角之助が町長に三選された。この時期以降の藤沢町政を、われわれは、当面、大正後期の金子町政とよんでおこう。

この時期の藤沢町会では、どのような問題が、いかなるかたちで論議されていたか、『町会々議録』を始め、その他の関係史料から要約する。

予算審議、委員選挙、諸規程の改正、地方税の賦課法その他、通例、町会に上程される案件を除けば、この時期に町会で問題になり、また町会がまきこまれた一つの問題は県立湘南中学校（現在の県立湘南高校）の新設の件であった。

その出発点は、大正八年後半（月日不明）、県当局が以前から設立を予定していた県立中学校を藤沢町に新設と内定したことにあった。

市街地の拡大と人口増加から、かねて県当局は新設の候補地を検討していたが、それが藤沢町に内定したため、翌九年一月一日の町会で、金子町長、町會議員有志が敷地寄付の件に関して協議した。ところが同年二月始めから、新設中学校をめぐって、藤沢地区の各町村が激烈な「招致運動」を開始したことから問題が紛糾し始めた。

『時事新報』大正九年二月五日の記事は、内定といつても、当時の段階では候補地として藤沢町に三ヵ所、辻堂に二ヵ所、渋谷村長後に一ヵ所挙げられていたかたちで、それに付近住民の誘致運動があるため、中学校敷地の選定は一切の情実をはなれて、本県のため公平に選定するとの県部長の談話を紹介している。しかし、それらのなかでも渋谷村長後の誘致運動はとくに激しく、村民大会まで開かれ、村ぐるみの動きを示していた。

それに対抗して、藤沢町会では、しばしば町会を招集、「二十有余年間ノ宿題」で「本町ノ死活問題」（大正九年六月四日の町会における石井弥三郎議員の発言）といわれた本件に対して、「金子町長ハ殆ド寝食ヲ忘レテ尽力サレマシタ」状態で、町長以下、町會議員有志は、またこの問題で、知事に陳情のため県庁に出頭し、敷地の寄付金三万円を町内で集めたほどであった。

ところが、中学校の新設予定地が藤沢町に内定との報が伝わると、地元の私立藤沢中学校（現在の藤嶺学園藤沢高等学校）の生徒が反対運動にたちあがつた。藤沢中学校は遊行寺経営のかたちで発足し、大正四年五月、私立（仏教系）藤嶺中学校の名称で財団法人に認可され、翌年四月、藤沢町に正式開校、同七年六月に藤沢中学校と改称された中学校であつたが、同校生徒は、県立中学校新設が実現すれば、同校は「自滅のほかなし」と、大正九年二月一六日、生徒大会を開き、藤沢町内を「示威行進」、同時に「趣意書」を各方面へ配布した。

『時事新報』大正九年二月一八日号に掲載の「趣意書」（一部省略）は、当時の状況と生徒の危機感を一応伝えているので、以下それを摘記する。

：吾等母校の歴史を顧るに明治廿七年時宗（遊行寺一筆者注）宗門徒弟教育の目的を以て創設せられ、爾來廿有余年宗門徒弟と地方子弟の教育に貢献し来れり、然るに時勢の進轉は、大正四年文部大臣の許可を経て遂に中学校として開校せしむるに至り、時既に県立中学の設置の議あり：吾等は県立中学増設を以て決して云々するものにあらず：然れども…人口一万五千に満たざる一町村に二校両立の必要を了解するに苦しむものなり：前者は豊富なる県庫を背景として後者は微々たる宗門の補助を以て經營するものなる故に：吾等母校をして自滅の裏運に導くこと暁々火を見るよりも明かなり…

このよだな足元からの誘致反対運動は町會議員に衝撃を与えたであろうが、以上のような動向のもとで、県当局は、大正九年五月、校地を藤沢町字鵠沼の原蚕種製造所の敷地の一部一万二千坪に決定、同年八月に設立認可をとつて開校した。当時の『時事新報』は、それについて「敷地は稀に見る理想郷」と報じている。

ついでこの時期の藤沢町会で緊急かつ重要な問題となつたのは、大正一二年九月の関東大震災による被害の復旧と罹災民への対策であつた。大震災による藤沢地区の具体的な被害状況と復旧対策の概略については本節二「関東大震災と藤沢町の復旧作業」の項で触れたので、ここでは主として、藤沢町会内部の復旧対策に関する討議に焦点をおいてその経緯をみよう。

関東大震災によつて藤沢地区の各町村に多数の倒壊家屋と死傷者が出て、多くの公共諸施設が損傷したことはすでに触れた。

藤沢町会は、九月四日、半壊状態の町役場に招集され、緊急に次の案件が提出された。

一、震災ニ対シ食糧問題ニ関スル件

一、小学校・隔離病舎並ニ町営住宅倒壊ニ関シ善後策ノ件

一、現任町會議員桜本喜兵衛氏逝去ニ依リ弔意ヲ表スルノ件

まず金子町長が、町の基本財産から二千円を拠出して、当面、救濟費に充当することを第一の案件に関連して提案、それについて、罹災町民の食糧供給が焦眉の急であることから米穀廉売の実施が可決された。ついで全壊した小学校、その他隔離病舎、住宅の早急な復旧作業を委員会に付託することを決議して、委員一〇名の選任を町会理事者に一任した。

また桜本町會議員に対しては香典・弔詞がおくられた。

かつてない多大な被害のなかで、藤沢町会は、その後、九月二一日、次の議題で招集された。

一、小学校・隔離病舎並ニ町営住宅倒壊ニ関シ善後策ノ件

一、寄付金円受領ノ件

一、在郷軍人分会並ニ青年団労力寄付申出ニ関スル件

前回に継続のかたちで、町長から町民への食糧配給と県当局からの主穀六百俵の支給経過、隔離病舎への応急措置などが報告され、時価約五十万円相当の小学校復旧問題が討議の素材になつたが、結論は持ちこされた。なお今回の町会で注目すべき点は、藤沢町の復旧が具体化するに応じて、道路の拡幅、別荘地の拡張などが市街地の再建・改造の一環として論議され、金井慎一町會議員から「大藤沢町」としての再建計画が提案され、それに、ある程度の支持と賛成意見が集中したことであつた。

しかし本節四「町村財政の危機と両税移譲問題」の項で述べるように、小学校の建築費まで起債に依存せざるを得なかつた藤沢地区の各町村の財政的危機が、そうした「大藤沢町」としての復興・再建構想の実現を阻止する一つの桎梏になつてゐたことは否定できない。

**渋谷村委会と小出村委会** 大正後期の藤沢町会が、前述のような問題を、当面、解決すべき課題としてかかえていた段階で、藤沢地区の北部農村地帯の諸村委会では、どのような問題が論議の対象になつてゐたかを次に検討したい。

第58表 渋谷村委会の歴代役職一覧表（第10表の続き）

	年 役職										T 2	M 45	
	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3
井上応助													
村長													
関水正信													
助役													
保田喜助													
収入役													
富田真一													
柴田松太郎													
山下俊喜一													
(不明)													
(再選)													
関水欣平													
富田喜一													
(再選)													
(再選)													
(再選)													

第43表に示された通り、ここでも史料的制約から、渋谷村委会と小出村委会に限定して、簡単に要約する程度で、われわれは満足しなければならない。

藤沢町会で金子角之助が町長に三選された大正九年六月に、渋谷村委会では、井上応助にかわつて富田真一が村長に選出され、村政を担当することになった（第58表参照）。

当時、どのような案件が村委会で議事の対象となつてゐたかを始めに検討する（すべて原案可決）。

#### 一、渋谷村吏員及村委会議員給与額並ニ支給規程

一、物価騰貴ノ為メ本村役場吏員及使丁ニ對シ臨時増給手当支給ノ

第三節 関東大震災前後の町村行財政

一九四

- 一、物価騰貴ノ為メ小学校職員及使丁ニ対シ臨時増給手当ノ件

- 二、大正六年度歳入出予算ノ中、小学校費雜給手当不足ニ付同款内教員給料ヨリ流用ノ件

- 一、渋谷小学校南分教場敷地内西南隅柵外ニ電柱建設ヲ承認スルノ件

史料の制約から、井上（応助）村長時代の大正七年一月一七日における同村會議案と議決の結果の一例を  
第59表 小出村の歴代役職一覧表

年	役職	村長	助役	収入役
15 14 13 12 11 10 9 8 7 6 5 4 3 T 2 45 44 43 42 41	M	布川元治郎	岡本吉五郎	吉田政司
大竹斎三郎	（再選）	窪島廣瀬善治	（再選）	西ヶ谷茂司
伊沢新満	（再選）	岡本吉五郎	（再選）	（再選）
鎮野藤正	（再選）	川口久吉	古池谷小三郎	（再選）

ここに列挙した。

第一次世界大戦は一時的好景気を経済界にもたらしたが、他方、物価上昇によつて物価指数と賃金指数の隔差を顕著にさせ、そのうえ大正六年以降、米価が急騰し始めた。この米価騰貴は農業構造の変化に基づく消費と生産の不均衡によるものであつたが、とくに大正五・六年度の氣候不順による減収と、都市への農村人口流出のため、農業労働力が不足したこととにそのおもな要因があつた。さらに地主と投機的商人による米穀の買占めが、それに拍車を加えた。

大正七年七月以後、発生した米騒動の直接の原因が、その点にあつたことは、改めて指摘するまでもないが、そうした米価騰貴による物価の上昇は、例外なく渋谷村にも波及した。われわれは同村會議案にもそれを伺うことができよう。

以後、渋谷村委会で検討された議案と議事内容について、毎回、それらを要約することは、史料の不備から不可能であるが、大正後期の同村にとつて最も重要な問題は、藤沢町の場合と同様に、関東大震災による被災村民への対策と復旧事業であった。

同村の小学校を始めとする公共施設、あるいは製糸工場、また農作物などの被害状況については、本節二「関東大震災と藤沢町の復旧作業」で詳述したが、渋谷村委会は大正一二年一二月二六日、以下の議案を原案のままで可決している。

- 一、村債償還期限変更ノ件
  - 一、大正十二年度起債ノ件
  - 一、御真影奉安所新築繰延ノ件
  - 一、大正十二年度渋谷村歳入出更正予算並ニ大字歳入出更正予算ノ件
  - 一、門柱建築寄付受領ノ件
- 大震災による村税の減収から村債の償還を延期したうえ、県当局から災害復旧の目的で、無利子千円の起債認可を受け、村財政窮乏化の理由で御真影奉安所の新築を延期せざるをえなかつた。
- こうした大震災による被害が渋谷村を始め、藤沢地区の北部諸村の財政を、さらに危機へ追いこんだ状況は、次の大正一三年二月一六日の窪島村政（第59表参照）のもとでの小出村委会にも明らかである（すべて原案可決）。

一、小学校々舎全潰シタルニ依リ応急建築ヲ為スノ件

第二章 藤沢町の成立と大正デモクラシー

第60表 大正14年度藤沢町歳入出予算額

(歳 入)			(歳 出)			第三節 関東大震災前後の町村行財政
費 目	予算額(円)	比率(%)	費 目	予算額(円)	比率(%)	
財産ヨリ生ズル収入	3,914,000	2.2	役 場 費	21,612,000	12.0	
使用料占用料及手数料	2,579,000	1.4	会 議 費	557,000	0.3	
国 庫 下 渡 金	12,310,000	6.8	土 木 費	3,954,000	2.2	
交 付 金	2,994,000	1.7	尋常高等小学校費	63,935,000	35.4	
県 補 助 金	8,136,000	4.5	実業補習学校費	2,258,000	1.3	
寄 付 金	174,000	0.1	伝染病予防費	145,000	0.1	
繰 越 金	9,950,000	5.5	トラホーム予防費	425,000	0.2	
雜 収 入	364,000	0.2	隔離病舎費	1,155,000	0.6	
町 債 稅	42,000,000	23.3	勧業諸費用	93,000	0.1	
	98,146,000	54.5	救助費	5,000	0.0	
			警備費	2,154,000	1.2	
			基本財産造成費	392,000	0.2	
			諸税及負担費	907,000	0.5	
			押徴社費	150,000	0.1	
			公金取扱費	180,000	0.1	
			時報費	192,000	0.1	
			地方改良費	150,000	0.1	
			海水浴場費	370,000	0.2	
			雜支費	310,000	0.2	
			予備費	950,000	0.5	
			合計	99,904,000	55.3	
(臨時部)						
			役場費	1,350,000	0.7	
			土木費	20,103,000	11.1	
			震災復旧施設費本年度支出額	42,000,000	23.3	
			勧業諸費用	769,000	0.4	
			警備費	250,000	0.1	
			財産費	1,564,000	0.9	
			地方改良費	25,000	0.0	
			雜支費	779,000	0.4	
			公債費	10,523,000	5.8	
			補助費	3,310,000	1.8	
			合計	80,673,000	44.7	
合 計	180,577,000	100.0	歳 出 総 計	180,577,000	100.0	

(『議案及決議書』藤沢町)

一、小学校応急施設費ニ充当スル為メ起債ノ件

一、大正十二年度歳入出追加予算ヲ定ム

財政規模の点で、零細な諸村が教育費支出の過重な圧力を受けるなかで、さらに起債をもつて震災復旧費を調達する必要に迫られた状況については、本節四「町村財政の危機と両税委譲問題」の項にゆずろう。

#### 四 町村財政の危機と両税委譲問題

一 大正後期藤沢町の財政 第一次世界大戦以後、経済界は戦後の反動恐慌それにつづく銀行恐慌・震災恐慌から、再度、景気を回復することができず、そうした恐慌と慢性的不況のなかで大資本の独占と資本の集中が進行した。農村でもまた、おしよせた不景気の波のなかで、打撃をうけた地主制が動搖し始めたうえ、全般的に小作争議や農民組合運動が激発した。

すでに早くから進行していた町村財政の危機は膨張する教育費（小学校費）の過重な圧力と、住民の社会生活施設の関係費（住宅・水道・電気・衛生費など）の増大によって、大正期後半には、さらにその矛盾をふかめた。住民に対する戸数割や家屋税の増徴にもかかわらず、町村の財政的危機は解決せず、各町村では起債が累積していくた。

大正一四年度における藤沢町の歳出入予算額の構成（第60表参照）を

第61表 大正後期における藤沢町債一覧

	借入年月日	償還定期日	借入先
町 営 住 宅 債	T. 10. 4. 18	S. 15. 3. 15	神奈川県
" "	11. 6. 28	15. 3. 15	簡易保険局
小学校応急施設費債	13. 3. 20	29. 2. 28	神奈川県
小学校以外復旧施設費債	14. 3. 20	34. 3. 31	神奈川県
" "	14. 3. 30	34. 3. 31	神奈川県
住 宅 建 築 費 債	14. 3. 31	15. 2. 25	神奈川県
土木及隔離病舎建築費債	14. 10. 5	33. 3. 31	神奈川県
合 計			

注 (1)昭和7年当時の借入未償還分に限る

(2)加藤徳右衛門『現在の藤沢』による

(3)Tは大正、Sは昭和を示す

分析すると、大正八年度（第49表参照）のそれと比較して、若干の相違点を見出すことができよう（前者が予算額であるのに對して、後者が決算額であるという史料の差異は、一応捨象する）。

まず大正一四年度における歳出予算額の費目のなかで、尋常高等小学校費の割合が第一位の高率を占めたが、大正八年度の教育費支出のそれより、若干、減少している。これは新たに増加した他の費目の影響によるが、とくに臨時予算として、震災復旧施設費が、教育費ついで約二割強の比率に当たる四万二千円計上されたことは注目を要する。すでに本節三「大正後期における金子町政と各村会」の項で指摘したように、この災害の復旧作業が窮迫していた各町村の財政に、どうほど過重な負担を課したかを理解すべきであろう。

大正八年度と比較して、その歳出総計で約二・五倍に膨張した大正一四年度の歳出にみあう財源は、歳入合計の約五割を越える町税であり、また四万二千円の町債（二三・三%）がその主要な部分を占めた。

とくに藤沢町では、大一〇正年四月以後、町営住宅・隔離病舎の建設、関東大震災による小学校の復旧事業について、その費用調達を県

第62表 大正8年度澋谷村歳入出予算額

(歳 入)			(歳 出)		
費 用 目	予算額(円)	比率(%)	費 用 目	予算額(円)	比率(%)
財産ヨリ生ズル収入	636,780	4.6	役 場 費	2,449,430	17.5
使用料及手数料	277,000	2.0	会 議 費	84,000	0.6
国 庫 下 渡 金	887,090	6.4	土 木 費	814,730	5.8
交 付 金	570,160	4.1	小 学 校 費	6,400,230	45.8
県 補 助 金	438,200	3.1	実 業 学 校 補 助 費	211,000	1.5
寄 付 金	452,430	3.2	伝 染 病 防 費	38,000	0.3
緑 越 金	200,000	1.4	ト ラ ホ ー ム 防 費	53,500	0.4
雜 収 入	148,920	1.1	隔 離 病 舍 費	118,000	0.8
村 税	10,355,330	74.0	勧 業 諸 費	38,400	0.3
			救 助 費	6,000	0.1
			基 本 財 產 造 成 費	605,980	4.3
			財 產 費	10,000	0.1
			諸 稅 及 負 担	1,113,140	8.0
			地 方 改 良 費	45,000	0.3
			雜 支 費	75,000	0.5
			予 備 費	250,000	1.8
			合 計	12,312,410	88.2
			(臨 時 部)		
			小 学 校 費	408,000	2.9
			積 立 金 穀	1,175,500	8.4
			補 助 費	70,000	0.5
			合 計	1,653,500	11.8
合 計	13,965,910	100.0	歳 出 総 計	13,965,910	100.0

(『村會議案及決議書』 渋谷村)

当局その他に依存しなければならず、そのため次々に発行された起債の総額は、大正末期で合計五三万円に達した。これは大正一四年度の歳入合計十八万円の約三倍に近い数値を示していた（第61表参照。ただし大正一〇年度以前の町債については明らかでない）。

## 渋谷村と小出村の財政 町債

による借入金の過重な累積が健全な藤沢町財政の運用をゆがめつつあつたこの時期に、藤沢地区各村の財政が、いかなる状態にあつたかを、史料が求められる渋谷村と小出村についてみよう（第62表から第65表まで参照）。

第63表 大正13年度渋谷村歳入出予算額

(歳 入)			(歳 出)		
費 用 目	予算額(円)	比率(%)	費 用 目	予算額(円)	比率(%)
財産ヨリ生ズル収入	77,000	0.3	役 場 費	5,405,000	19.8
使用料及手数料	402,000	1.5	会 議 費	209,000	0.7
国 庫 下 渡 金	3,500,000	12.8	尋常高等小学校費	16,553,000	60.7
交 付 金	880,000	3.2	実業補習学校費	776,000	2.8
県 補 助 金	104,000	0.4	伝 染 病 予 防 費	53,000	0.2
寄 繰 付 金	55,000	0.2	ト ラ ホ ー ム 予 防 費	29,000	0.1
越 金	86,000	0.3	隔 離 病 舎 費	113,000	0.4
雜 収 入	118,000	0.4	勸 業 諸 費	19,000	0.1
村 税	22,046,000	80.8	救 助 費	3,000	0.0
			警 備 費	70,000	0.3
			基 本 財 產 造 成 費	104,000	0.4
			財 產 損 失 費	150,000	0.6
			諸 税 及 取 得 費	7,000	0.0
			公 金 方 改 变 費	1,000	0.0
			地 村 支 費	145,000	0.5
			雜 予 合 費	102,000	0.4
			(臨 時 部) 計	600,000	2.2
				24,339,000	89.3
合 計	27,268,000	100.0	歲 出 總 計	27,268,000	100.0

(『村会議録及議決書』渋谷村)

第一次世界大戦が終結したにもかかわらず、なお戦後好況が持続していた大正八年度と、すでに震災恐慌のなかで資本主義の危機が露呈、さらに激化しつつあった大正一三年度の時点をとりあげ、渋谷村と小出村の歳出入予・決算額の構成を、まず比較、検討しよう（小出村に関しては、史料の関係で大正一二年度のそれをもって代用する）。

大正八年度における渋谷・小出両村の歳出入額において注意を要する特徴は、大正前期のそれとの比較で、歳出額に占める教育費の割合（経常・臨時部あわせて、両村とも歳出合計のなか

第64表 大正8年度小出村歳入出決算額

(歳 入)			(歳 出)		
費 用 目	決算額(円)	比率(%)	費 用 目	決算額(円)	比率(%)
財産ヨリ生ズル収入	488.200	3.2	役 場 費	2,003.150	14.4
使用料及手数料	239.150	1.6	会 議 費	39.000	0.3
国 庫 下 渡 金	702.830	4.6	木 土 費	196.700	1.4
交 付 金	533.700	3.5	学 校 費	5,588.490	40.3
寄 繰 金	34.600	0.2	実 業 補 習 学 校 費	258.730	1.9
繰 入 金	20.000	0.1	伝 染 病 防 費	25.210	0.2
越 収 金	703.424	4.6	隔 留 病 舍 費	65.750	0.5
雜 村	219.490	1.4	勧 业 諸 費	31.700	0.2
	12,415.160	80.5	基 本 財 產 造 成 費	951.550	6.9
			諸 稅 及 負 担 費	1,189.750	8.6
			神 方 改 良 費	6.000	0.0
			合 (臨 時 部) 費	4.500	0.0
			役 会 土 小 積 補 合 費	10,370.530	74.7
			場 議 木 学 立 助 費	468.870	3.4
			費 費 費 費 穀 費 計	24.400	0.2
			費 費 費 費 穀 費 計	62.200	0.4
合 計	15,423.604	100.0	歳 出 総 計	1,506.490	10.9
			歳 出 総 計	1,184.700	8.5
			歳 出 総 計	254.840	1.8
			歳 出 総 計	3,509.720	25.3
合 計	15,423.604	100.0	歳 出 総 計	13,880.250	100.0

(『村会会議録及決議書』小出村)

（この比率は五割強）が、引きつづき高率を示していること、また歳入額に占める村税の収入が七／八割という圧倒的数値を示している事実である。

これが大正一二、一三年度の段階になると、小出村では、歳出額に占める教育費の比率が多少、減少したにもかかわらず、渋谷村のそれは六三・五%の高率で、すでに前節三「大正前期における各町村の財政」で、町村費の歳出総額に占める教育費が七割にも達する町村があったことを指摘したが、それらの事例からみれば、渋谷村の教育費の負担は、全国でも最も過重なそれに近かったといわなければ

第65表 大正12年度小出村歳入出決算額

(歳 入)			(歳 出)		
費 用 目	決算額(円)	比率(%)	費 用 目	決算額(円)	比率(%)
財産ヨリ生ズル収入	30,820	0.0	役 場 費	4,237,900	11.7
使用料及手数料	342,060	0.5	会 議 費	104,200	0.3
国 庫 下 渡 金	3,363,320	5.4	土 木 費	322,550	0.9
交 付 金	585,420	0.9	小 学 校 費	12,802,500	35.5
県 補 助 金	204,040	0.3	実 業 術 習 学 校 費	456,020	1.3
寄 付 金	818,700	1.3	伝 染 病 防 費	14,700	0.0
繰 越 金	6,051,964	9.7	隔 離 病 舍 費	15,000	0.0
雜 収 入	421,420	0.7	勧 業 諸 費	25,700	0.0
村 村 税 債	17,475,870	28.1	基 本 財 產 造 成 費	109,020	0.3
	33,000,000	53.0	諸 税 及 社 改 良 費	400,000	1.1
			神 地 方 支 出 計	79,000	0.2
			(臨 時 部)	24,000	0.0
			役 場 費	136,900	0.4
			小 学 校 費	18,727,490	51.9
			小 学 校 繕 費	652,410	1.8
			隔 病 舎 費	2,380,150	6.6
			離 助 支 費	2,584,800	7.2
			教 病 舎 費	225,420	0.6
			救 助 支 費	456,000	1.3
			難 公 債 費	209,150	0.6
			公 補 土 費	2,025,000	5.6
			補 土 費	802,800	2.2
			合 計	8,045,000	22.3
				17,380,730	48.1
合 計	62,293,614	100.0	歳 出 総 計	36,108,220	100.0

(『村会会議録及決議書』小出村)

ればならない。  
渋谷村では、このた  
め、村税の徴収額を大  
正八年度に比較して、  
一挙に二倍強に増額し  
た。しかし、こうした  
方法によつても村財政  
の窮乏を解消すること  
は出来ず、危機の一時  
的打開の途を村債によ  
る借入金に頼らざるを得  
なかつた。この事情  
は小出村でも同様で、  
それは大正一二年度の  
同村歳入額(第65表参  
照)にも明らかであ  
る。

第66表 大正後期渋谷村債償還年次表

	借入先	借入額	元利合計
大正10年度	銀行借入金	3,400円	4,669.230円
" 11年度	銀行借入金	3,000	
" "	大字有財産	800	
" 12年度	教育資金	1,500	
" "	大字有財産	2,500	
" 13年度	教育資金	1,500	
" "	大字有財産	2,800	
" 14年度	教育資金	1,500	
" "	大字有財産	3,000	
合 計		20,000	23,110.730

(『村会議録及決議書』渋谷村)

第67表 大正13~15年度渋谷村震災復旧施設費

科 目	金 額	備 考
取 入	県補助金	31,846円
	寄付金	1,681
	村 債	20,000
	合 計	53,527
支 出	道路橋梁費	12,147
	治水堤防費	26,711
	用悪水路費	14,669
	合 計	53,527

(『村会議録及議決書』渋谷村)

大正後期の渋谷村で各年度に借り入れた金額の累計は第66表に集計されているが、これ以外に、震災復旧施設費として二万円の村債も加算されなければならない。それは第67表に示した通り、県当局を通じて国庫から転貸された貸付金であった。そこには、次の「起債理由書」にも明らかのように、苦境に追いこまれた村財政の窮状を、われわれは理解する必要がある。

## 起債理由書

大正十二年九月一日並ニ本年一月十五日、再度ノ震災ニ因リ、本村内道路、橋梁及治水

堤防、用悪水路等ノ被害夥シク之ガ復旧ニハ莫大ノ経費ヲ要スルモ各自ノ被害亦甚大故、村財政ハ頗ル窮乏セル次第ニ付此際増税ノ余地ナキハ勿論、一般歳入モ欠陥ヲ生シツツアリ、尚基本財産ノ運用額モ無ク而シテ他ニ適當ナル財源更ニ無キヲ以テ其ノ財源ヲ村公債ニ拠ランツルモノナリ（『村会々議録及議決書』渋谷村役場文書所収）

**両税委譲問題** 地方団体の財政的危機は、明治期の町村合併のように、行政区画の再編や行政制度の改革では、すでに打開出来ないほど深刻な状況にあり、すでに、その矛盾を暴露しつつあった町村財政の内容は破綻の一歩手前にあつたといつてよい。

この窮状に直面して、動搖しつつあつた地主制を軸に農村を再建し、あわせて町村財政の危機を救済するため、各種の改革案が、大正中期以後、提示されたが、それらのなかで最も注目すべき提案が、両税（地租ならびに營業税）の地方委譲問題であった。

この両税委譲論が、始めて税制上の問題として論議されたのは、大正九年五月の原敬内閣のときであったが、強硬な反対で実現しなかった。この論点は、要するに国税の中心に一般所得税を位置づけ、地租と營業税を国税から地方税へ委譲して地方財政を救済しようという内容であった。

この主張は普選の確立、郡制の廢止、知事公選という大正デモクラシーの地方自治運動の一環として、地方団体の理事者により支持されてひろがった。

この改革案は、後に政友会によつても採りあげられたが、しかし両税委譲論の実現は国税の減収による国家財政への圧迫という結果を招く限り、それは政府指導者にどつても回避しなければならない問題であつた。

この後、両税委議論は、何度も繰り返されて帝国議会に提案、審議されたが、昭和期になつて軍拡財政の推進と都市・農村における階級関係の対立激化などの理由から町村財政の危機解消という機能を果たさず、後退し姿を消した。



## 第三章

### 昭和初期の藤沢町政



## 第一節 政争の激化

### 一 普選の実施と藤沢の政情

普通選挙と町村制改正 大正一四年三月二九日、第五〇議会で、懸案の普通選挙法案が成立すると、それまで協調して連立政権を形成していた護憲三派の間に早くも分裂がおこった。まず四月はじめに、政友会の高橋是清総裁がやめ、陸軍大将田中義一がその後任にむかえられた。彼は、首相加藤高明（憲政会総裁）から入閣要請をことわり、もっぱら自党の党勢拡大と政権獲得とを目指した。五月一四日、政友会は革新俱楽部および少數派の中正俱楽部との合同を実現し、憲政会との対抗関係を次第に強めた。そして七月末にいたり、加藤三派内閣は、税制整理案をめぐる憲政・政友両派閣僚の主張対立を直接の契機として総辞職へ追いこまれた。この間に政友会は、ひそかに政友本党との提携を進めることによって、次期政権を獲得すべく画策していた。しかし、この陰謀は世論の批判を招き、元老西園寺公望もそれをきらつて加藤高明を再度首相に推した。こうして八月には、憲政会単独の第二次加藤内閣が誕生したが、衆議院における与党の勢力が弱かったので、政局は安定しなかった。それでもかわらず、与・野党ともに、事態を衆議院の解散・総選挙の実施へと持ちこむことは消極的であった。普選による総選挙が自派にとって有利に作用するという確信が持てなかつたからである。

大正一五年一月、第五一議会の再開直後に加藤首相が病死し、内相若槻礼次郎が首相・憲政会総裁になつた。この議会では、解散を避けつつ政権維持をはかる憲政会と、政権交代をねらう政友会との間に、田中政友会総裁の汚職暴露をめぐって、はげしいどろ試合が続いた。また、第三勢力の政友本党は、野党の立場をつらぬくことができず、時に応じて与党に組し、政権たらい回しの機会をうかがつていた。中央政界のこのような動きは、おのずから地方政治にも反映せざるをえなかつた。

第五一議会では、市制・町村制および府県制の画期的な改正案が成立し、それによつて、地方議会にも普通選挙が採用され、また地方自治権が拡張されることになつた。市町村公民の資格については、納稅要件と経済要件が撤廃され、二十五歳以上の男子で二年以上当該市町村の住民である者は、所定の欠格事由に該当しない限り、すべて市町村会および府県会の選挙権と被選挙権をもつことになつた。大正一〇年の改正では部分的に残されていた等級選挙制度は全面的に撤廃された。また、従来は町村長が当たることになつていていた町村會議長を、特別の事情がある町村の場合に限り、町村会における選挙をきめうことになつた。そして、町村長および助役・収入役の選任については府県知事の認可を要しないことになり、諸般の行財政事務に関する國の監督権も大幅に緩和された。一方、従来は市町村会で選挙していく市参与・市町村委員等の補助機関は、市町村長の推薦に基づき市町村会で決定することに改められた。

同じ第五一議会において、郡役所の廢止も決定した。それは大正一五年度予算案に付隨して提案され、町村自治の促進と監督系統の整理、行政事務の敏活化、国費および地方費の節減等がそのおもな提案理由であった。郡は大正一二年の郡制廢止によつて單なる行政区画に変わつてゐたが、郡役所廢止にともないわば

地理的名称に過ぎなくなつた。

大正一五年の藤沢町議選挙と刷新派の活動 市制・町村制および府県制の改正法のうち、公民権と議員選挙に関する規定は次の総選挙から施行し、その他の規定の施行期日は大正一五年七月一日と定められた。藤沢町の場合には、それに先立つて六月八日に、町會議員の任期満了にともなう改選が行なわれることになつていた。したがつて、選挙は旧法（大正一〇年の改正法）に依拠したわけで、普選の実現はかなり遅れることになつたのである。

六月八日の町議改選で当選したのは次の二四名であつた。

桜井耕作・植木久藏・高瀬弥一・大西秀・諫訪浅吉・高松良夫・根村保・丸屋弥太郎・端山藤次郎・長谷川熊吉・石井弥三郎・高梨吉次郎・和田文七・関野次右衛門・斎間由五郎・森谷吉五郎・浅場鶴次郎・根国松・加藤徳右衛門・平野孫七郎・榛葉友吉・雨谷繁蔵・宮沢長蔵・田中龜七

このうち前期に続いて立候補し再選されたのは、高松・端山・高梨・和田・関野・森谷・雨谷の七名だけである、あとの一七名は新人である（ただし、加藤は前期在任中に病没した先代の長男である）。新人のうち、根村・丸屋・平野・宮沢・田中らは、一五年はじめごろから、高松議員を先頭にして同志会を組織し、町政刷新運動を活発に行なつており、当選後も町会における刷新派として活動した。なかでも平野は、長く神奈川県属の職にあつた関係で自治体行政に明るく、その強みを大いに發揮した。

刷新派の活躍が表面化した最大の要因は、大正元年以来四期にもわたつて金子町政が続いていることにあつた。中央では、前述のごとく、大正一四年夏に憲政会単独内閣が成立していたが、藤沢の町政を主宰する

金子角之助は自由党を受け継いだ生糸の政友会系であり、それが町内の憲政会派を刺激したことも疑えないであろう。

改選後最初の町会は六月一九日に開かれ、全議員が出席、傍聴席も満員という有様であった。この町会において、町内三ヵ所に青年訓練所を設立することが議決されたが、これに付随して刷新派議員は、各訓練所に三〇〇円ずつの予算で青年図書館を設置すべしとの建議案を出した。また、藤沢町に名誉職としての区長制度をしくことの建議案も作成した。ところが、金子町長は議員に建議権なしとして取合わなかつたのである。町長の態度に憤慨した議員たちと町民有志五十余名は、同月二八日、藤沢駅前の料亭若松で町民大会準備会を開き、町長に反省を促す決議文を採択した（六月二一日および七月三日付『横浜貿易新報』の記事による）。この運動はその後盛りあがらぬままに中絶したが、反金子派の底流は根強く続き、次に噴出する機会を待つことになつた。

普選最初の衆議院選挙と藤沢 大正一五年の秋を迎えるころから、震災復興景気は後退し、全国的に不況が深刻化した。このため、各地に労働争議や小作争議が頻発し、また、政府の強硬な断圧にもかかわらず、無産政党運動は活発化したが、同年末には左派の労働農民党・右派の社会民衆党・中間派の日本労農党が分立し、单一無産政党の結成は望めなかつた。藤沢町では、一〇月に東京螺子の工場に解雇反対の労働争議がおこつた。同工場の職工八〇名は、川崎市にある本社工場の労働組合本部からの応援をえて、一二月なればまでストライキ戦術で戦い、その間に少なからぬ検束者を出した。また明けて昭和二年の二月一七日には、藤沢劇場で社会民衆党神奈川第三区支部の結成式が挙行された。

昭和二年三月には、議会における震災手形処理法案の審議にからんで、空前の金融恐慌がおこった。四月にはいると、台湾銀行が恐慌の渦中にまきこまれて危機に直面するにいたった。若槻内閣は同銀行救済に関する緊急勅令案を閣議決定したが、枢密院で否決され、同月一七日、総辞職に迫りこまれた。そこで、政権は田中義一を総裁とする政友会の手に帰したのである。野に下った憲政会は、政友本党へ急速に接近し、六月にはその主流と合同して新たに立憲民政党を結成し、浜口雄幸が総裁に就任した。以後、政友会・民政党は政界を両分する二大勢力として対抗することになった。

昭和三年一月二一日、田中内閣のもとで衆議院が解散され、ようやく普選による最初の総選挙が実現するにいたった。解散に先立つて、田中内閣は地方官と警察幹部の大異動を行なつて政友系の人事で固め、露骨な選挙干渉を展開し、また、民政党や小会派に対する各種の切りくずし工作も活発に進めた。民政党側では、自党系の貴族院議員や、田中内閣にやめさせられた元知事などを動員して選舉革正会をつくらせ、政府・与党を監視させた。有権者が一举四倍に激増しただけに、各党派の運動はきわめて活発で、とりわけ政友・民政両党は、豊富な選挙資金を自党の公認候補者のためにばらまいて派手に戦つた。

藤沢町をふくむ高座郡は中・愛甲・津久井・足柄上および下の五郡とともに神奈川県第三区に属した。定員四名に対し立候補者は七名（政友三、民政三、実業同志会二）であったが、高座郡地区では民政党の岡崎久次郎と政友会の胎中楠右衛門との得票争いが焦点になつた。岡崎の選挙事務長には前代議士山宮藤吉がなり、小出村出身の県議広瀬善治がこれを補佐した。藤沢町では町議の高松良夫・加藤徳右衛門、それに青年団長の加藤信一らが中心になって支援体制を整えた。一方胎中派では、金子角之助町長とこれに同調する町

議たちが活動した。町議のうちで、丸屋弥太郎と石井弥三郎は前回の選挙では反胎中側で活躍し、また丸屋は前述の如く金子町政批判派であったが、今度は胎中を支援する側に立ち、選挙民のうちにはこの事態に疑惑の眼を向けるものも少なくなかった。二月二〇日の投票の結果は、双方ともに当選したが、藤沢町では岡崎の得票数が一六五七票であつたのに対し、胎中のそれは八一四票にどどまり、民政派の意氣は大いにあがつた。第三区全体としては、ほかに政友の鈴木英雄と民政の平川松太郎が当選した。さらに全国的にみると、政友二一八名に対し民政二一六名で勢力伯仲し、無産政党以外の小党ないし無所属は三四名、無産政党は八名という状態であった。

#### 県会選挙と金子町長の辞任 衆議院総選挙に統いて、同年六月一〇日には県会議員の選挙が実施された。

高座郡の定員は從来より一名を増して四名となつた。藤沢町では、この機会に地元から県議を出そぐと計画し、町長・町議・その他有志がはかつて、鵠沼地区の大地主で町議の高瀬弥一を候補として推すことを決めたが、その準備中に高瀬は辞退するにいたつた。その結果、郡南部では、從来から藤沢に地盤をもつていた小出村の広瀬善治が出馬を決意し、民政派の町議加藤徳右衛門・平野孫七郎・根村保らがこれを支援することになった。また、鵠沼出身で藤沢町内（富士見町）で呉服業を営む葉山繁蔵が、理想選挙を目ざして自薦で立ち、ほかに茅ヶ崎町から民政派の前県議磯崎貞序が立候補した。広瀬は磯崎と地盤協定をしていたので、藤沢町に関する限りでは彼と葉山の競争が焦点になるはずであった。ところが、立候補締切日に近い五月二八日、金子町長は、にわかに横浜財界の有力者で鵠沼の別荘地に住む上郎新二を推薦候補にして、六月一日には職を辞して選挙運動の陣頭に立つにいたつた。ちなみに、上郎の兄清助は、當時貴族院多額納稅議

員になつていたが、明治四三年と大正七年の県会選挙に当選し、議長をつとめたこともある知名人で、党派的には政友系に属した。金子町長は、こうした条件を考慮し、新二を県会におくりこんで、政友派の勢力維持をはかるうとしたのである。

上郎—金子派の運動には、上記の高瀬弥一（上郎の住む別荘地は彼が開発した）をはじめとする政友系の町議や町内の有力者たちが結集して協力した。その運動は、豊富な資金にものをいわせて、きわめて強引におしえられた。一方、広瀬・葉山の運動に対しても、政友色の強い官憲の圧迫が加えられた。そして、結局、上郎は定員四名中の第四位で当選したのである。一位は郡の北部に地盤をもつ岩本信行、二位は茅ヶ崎の磯崎、三位は郡の中部を地盤とする高下才助であつて、磯崎のほかはいずれも政友派であつた。ただし、全県下を合わせると、政友の一九議席に対しても民政は一八議席で勢力伯仲し、ほかに四議席を無産系が獲得した。

## 二 湯原町政と町民運動

町長選考をめぐる紛糾 県議選挙が終わつた直後から、藤沢町では後任町長の選考をめぐる紛糾がはじまつた。金子前町長に組して上郎県議の選挙運動に奔走した一部の町議は、再び金子を町長に推そうと計画した。しかし、町民の間には、彼が一県議候補を支援するためにあえて町長の職を捨て去つたことを、町の自治を傷つけた行動として非難する声が高まつてゐた。それは、かねてから町政刷新を標ぼうしていた反金子派をふるいたたせたのである。

六月一五日、役場で後任町長問題に関する第一回協議会が開かれ、二〇名の町議が出席した。そこでは、加藤徳右衛門が、金子の長年にわたる功績を汚すのを避けるという趣旨で再選に反対の意向を表明し、一方金子派の高瀬弥一らは再選を主張したが、いずれも多数を制するにいたらず、結局、同月二一日に第二回協議会を開くことを決めるにとどまった。これに統いて、刷新派は町内各方面に働きかけ、金子町長再選反対の世論結集に全力を注いだ。一九日夜、町内有志約五〇名が主催し藤沢劇場で町政批判演説会を開いたが、聴衆は会場外にあふれる有様で、刷新派の意気は大いにあがつた。しかし、金子派も譲らず、もっぱら町会内における自派勢力を固める工作を進めた。そして、第二回協議会でも両派の妥協は成らず、二五日に町会を招集し対決することになった。そこで、刷新派は高松良夫町議を候補者に推し、一方金子派は世論の動きを考慮して、元辻堂村村長で第一期の藤沢町議もつとめた吉田ハ左衛門を身代り候補に立てた。二五日の町会には二二名の議員が出席し、投票を行なった結果、高松・吉田ともに一票で過半数に達しなかった。そこで引き続き決選投票を行なうことになったが、それに先立って刷新派の町議たちは、吉田候補が既に八〇歳を越える高齢で健康状態もすぐれない点からみて、町政を担当するには適任でないという意見を表明した。吉田（金子）派は、これ被選挙人の人格に対する不当な批評であると反撃し、直ちに投票にはいるべきことを主張した。議長（関根万蔵助役）の再三の催告で、結局、投票を行なったが、刷新派の一一名は退場し、残る一一名のうち一名が棄権したため、有効投票は一〇票でその全部が吉田に帰したのである。しかし、刷新派は、この町会が不成立であり、選挙も不当なものであることを町民に訴え、あるいは県知事に陳情するなど、あくまでも金子派に対決する姿勢をくずさなかった。

七月にはいると、紛糾の長期化と町政の停滞を憂慮して、藤沢町の長老山本松五郎（米穀肥料商・第一期町議）が中心になって調停委員会を組織し、両派間の調停斡旋にのりだした。その結果、一応の和解が成立し、吉田は町長就任を辞退した。そして、両派から交渉委員を出して協議の上、三觜舜太郎・三橋善吉・山本松五郎・川上安次郎および一木与十郎の五名を町長候補にあげてそれぞれに交渉したが、最終的には一木の内諾をえた。彼は鶴沼の別荘地に住む予備陸軍少将である。ところが、町長選考の協議会において、反金子派の町議は、一木が推薦された経過に疑問があるとして賛同せず、両派の対立が再び表面化し、一木候補は内諾を取消すにいたった。両派はそれぞれ高松・金子を候補に推し、たがいに戦略をめぐらしたが、事態は混乱する一方であった。調停委員はあらためて仲介にのりだしたが、反金子派はもはや調停の効果を期待せず、あくまでも高松の町長就任を実現しようと努めた。そのため、調停委員会としても手のほどこしようがない、ついには解散のやむなきにいたった。

たまたま、この年の一月一〇日には天皇の即位礼（御大典）が挙行されることになつており、藤沢町民の間には、新町長のもとでその日を迎えるといふ氣運が強まつていた。しかし、一〇月二六日になつて、反金子派の宮沢長蔵町議が突然藤沢署から召喚取調べを受け、ついで二八日には、高松をはじめ六名の町議も召喚された。これは、高松らが宮沢を味方に引入るために買収したという容疑によるもので、金子派が政友会の胎中代議士らとはかつて官権を動かしたのである。その結果、高松は町長候補を辞退せざるをえなかつた。反金子派はやむをえず、一度は反対した一木をあらためて候補に推して妥協をはかつたが、金子派はこれに応しなかつた。こうして、即位礼当日までに新町長を決定することは不可能になつた。

湯原町長の登場 一月なれば過ぎて、鵠沼別荘地に住む横浜の貿易商安部幸之助が、横浜選出の代議士戸井嘉作（民政党県支部長）および市議田辺徳五郎（政友）とともに斡旋に乗出し、地方官僚出身の湯原直平を町長候補に推した。局面の打開に苦しんでいた地元両派もこれを歓迎した。そして、同月二十五日の町会では「藤沢町長有給条例設定ノ件」が可決され、翌日には選挙会が開かれ、二〇名の町議が一致して湯原に投票した。こうして、町長選任をめぐる紛糾は、地元外から有給（年俸三千円）の町長を迎えることで一段落するにいたった。湯原町長は、就任早々から、町政のおくれを取り戻すために全力をあげた。滞納税金の整理や国庫および県費補助による震災復旧土木工事の推進等については、とくに力をいれた。町会も当面は新町長に対し協力的な姿勢を示した。しかし、その後、地元における政派の対立は解消するどころか、ますます激しくなる一方であった。

昭和四年四月には、高松・加藤両町議をはじめとする町内の民政系の人びとが結集して藤沢民政俱楽部を組織した。同月七日午後、藤沢劇場で開かれた発会式には、民政党の安達顧問、松田・小橋両総務、森脇院外団長、戸井県支部長、岡崎・三宅両代議士等の来賓が列席し、七〇〇名におよぶ町民が集まつた。そこで採択された「宣言」や「決議」は、田中政友会内閣の内政・外交を激しく非難し、あわせて民政党の基本的立場ないし方針を強調したが、地元の政情に触れるところはなかつた。同夜、劇場のほかに駅前の八百忠に第二会場を設けて「田中内閣打倒大演説会」が催されたが、そこでも地元の問題はほとんど取上げられなかつた。しかし、藤沢民政俱楽部の発足によつて、町政における政友・民政の対立関係が明確になつたことは否定できない。中央では、七月にいたり、对中国政策の失敗を契機に田中内閣が退陣し、浜口民政党内閣が

登場した。同内閣には、藤沢民政俱楽部の発会式に列席した党本部の安達・松田・小橋の三人がそろって入閣した。俱楽部の首脳をはじめとする藤沢町内の民政派は、こうした事態に奮起し、町政に対する野党的立場を急速に強めることになった。一方、町会に多数の議席を占める政友派は、湯原町長に同調する動きを示した。

町政批判派の動向 湯原町政批判ののろしをあげたのは、昭和二年に藤沢へ来住して以来、『江南新聞』を発行していた兼子一郎であった。彼は、四年七月末ごろの紙上に、藤沢町吏のひとりが滞納税金を督促徴収して持逃げした事件を暴露した。ところが、湯原町長はこれを否定する声明を発し、また、政友派の田中亀七町議が主宰する『法政新聞』も兼子に対する反論を掲げた。これを契機として、兼子は町長不信任と町政刷新を目指す住民運動をおこしたのである。たまたま、同年度の戸数割賦課の査定に不満をもった町民有志が、彼の企図を積極的に支援した。彼らの呼びかけによって、九月七日夜には藤沢劇場で第一回町民大会が開かれ、約一六〇〇人の町民が集まつた。そこでは、つぎの三項を町当局に要求する決議が可決された。

- 一、町財政の実情にかんがみ、昭和四年度の予算を徹底的に緊縮すべきこと
- 二、町営住宅建築資金を不当に転貸している疑いがあるから、真相を明らかにして、整理を励行すべきこと
- 三、町議に対する特別税戸数割の賦課が不適切であるから、査定をやり直すべきこと

翌九日には、実行委員八名が右の決議をたずさえて湯原町長と会見したが、その場では回答をえられなかつた。しかし、町民大会によつて町政批判の気運は著しく高まり、連日のごとく町内各所で部落会が開かれ

る有様となつた。これにともなつて、区長会も町政刷新の活動を開始し、予算緊縮や住宅資金転貸問題の究明については町会の刷新派＝民政系町議に働きかけた。そして、九月一六日開催の町会では刷新派の平野・加藤・関根の三町議がこもごも立って理事者側を追及した。湯原町長は予算緊縮についての施策は約束したが、町営住宅資金や特別税戸数割については、既に町会で所要の議決を経てることを理由として世論の要求をいれなかつた。

一六日の町会では予定の議案（藤沢町汚物掃除規程など六件）の審議を終了できなかつたので、一九日に再開することになつた。その前日の夜には、兼子らの尽力によつて第二回町民大会が開かれた。会場の藤沢劇場には約二〇〇〇名の町民が集まり、緊迫したふん囲気のうちに町長と町議の不信任を決議するにいたつた。翌一九日の町会定刻には、傍聴を希望する町民が議場に満ちあふれたが、議員はわずか八名が集まつたに過ぎず、湯原町長は定数不足を理由に流会を宣言した。町会はあらためて二四日に招集された。定刻の午後一時を過ぎても出席議員は七名にとどまつたが、「招集再回」を根拠に開会し、六件の議案の可決を実現したのである。こうした状態は世論をいつそう刺激した。二六日夜に開かれた第三回町民大会（来会者約一〇〇〇名）では、「理事者並びに町会の反省求め難く、我等町民は決心した」との強硬な決議が行なわれ、翌日には、大会の代表者として兼子をはじめとする三〇名が、町民三千余名連署の陳情書をたずさえて県庁へおもむき善処方を訴えた。その数日後に明治小学校建築工事にからまる疑獄事件が発覚し、町政の混乱は頂点に達した。

疑獄事件と町議・町長総退陣 明治（尋常高等）小学校の校舎は関東震災で全壊し、しばらく仮校舎で間

に合わせていたが、昭和二年度にいたり、國からの借入資金によつて新築することになつた。そして、同年一月一四日開催の町会に、金子町長は同校建築の指名請負を理事者に一任する件をはかつた。これに対しでは、高松良夫町議から、請負人の選定に情実がからんでいるのではないかという疑義が出されたが、結局、建築委員を定めて充分に監督することを条件として可決されたのである。ところが、翌三年七月、校舎建築の完成と前後して、請負人と理事者および一部の町議との間に贈収賄関係があることが取りざたされるにいたつた。もつとも、当時は既述のごとく町長選任をめぐる紛糾の最中であつたので、町政当事者たちはさらに醜状があらわになるのをおそれ、極力事件をもみ消した。しかし、その後一年余を経て、町民の町政刷新運動が高まつた時に、ついに事件は明るみに出るにいたつた。指名請負を得るために業者が理事者を買収した事実、また、理事者と建築委員の町議が業者から金員を受けとつて工事仕様書と異なる材料の使用を黙認した事実が発覚したのである。この事件のために起訴されたのは、請負人三名と閔根万蔵助役、石井光三主事、端山藤次郎・森谷吉五郎両町議であつた。

疑獄事件に対する町民の非難はきわめてきびしかつた。一〇月五日の第四回町民大会では、町議は連帶責任を負つて当然総辞職すべきだとの声が圧倒的であつた。それまでに宮沢・平野両町議は既に辞表を提出し、続いて斎間・閔根・加藤・高松・桜井・植木・雨谷・榛葉・浅場の九町議が辞意を表明していた。桜井・雨谷が政友系（金子派）であるほかは、すべて民政系（刷新派）に属した。一方、政友系町議の多くは、疑獄事件が問題の二議員の単独行動によるものであるから、連帶責任を負う必要はないという立場をとつた。また、湯原町長は、町民運動を一部過激分子の扇動によるものとみて、むしろこれに対抗するかまえを示

し、民政系町議が実際に辞職すれば、残る町議を味方にして直ちに補欠選挙を行なう所存であった。こうした状勢のもとで、町長は昭和四年度歳出更正予算案を審議するため、一〇月七日に町会を開催したが、出席議員五名で流会になった。そこで翌八日に再招集し、出席議員六名で開会、わずか一五分間の審議で議案を可決してしまった。

一〇月一三日夜には第五回町民大会が開かれた。そこでは、町民の世論によつて、町会が事実上総辞職の状態となり、区長連合会も総辞職を声明するにいたつたのにかんがみ、「我々町民は現理事者を信任せず、依つて再度の処決を促す」との決議が行なわれた。そして兼子をはじめとする八名の町民代表委員は、翌日湯原町長に面会し辞職を勧告した。あくまで辞職をがえんじなかつた政友系町議も、このころになると世論に抗しえないことを認めざるをえなかつた。そして、一〇月末には、ついに町議の総辞職決行となつたのである。助役・主事の検挙に続いて、町会の機能が停止したため、湯原町長は諸施策をおし進めることができず、一一月四日、県知事へ辞職を願い出た。手続としてはまず町会の承認を経るのが順序であるが、当面、町会選挙の予定が立たなかつたからである。山県治郎知事は同日付で町長の退職を認め、ついで県属の木内松次を町長職務管掌として派遣した。

なお、一〇月下旬には高座郡畜産組合の藤沢競馬会をめぐる疑獄事件が発覚し、前町長金子角之助もこれに連座して検挙された。彼が地元における政友会の大御所であつただけに、町議選挙を前にして、同派の人びとが受けたショックは深刻であつた。

### 三 普選法による町議選挙と隈川町政の発足

普選法による最初の町議選挙、町議の總辞職にともなつて、藤沢町では普選法による最初の町議選挙を迎えることになった。一月下旬になると、各派それぞれに候補者の選考をはじめた。とくに民政派は町政刷新の気運に乗つて、大いに勢力を伸ばそうとはかった。これに対し、政友派はあい次ぐ疑獄事件の打撃でやや受身にならざるをえなかつた。一二月一五日付『横浜貿易新報』は、町議選挙をめぐる当時の藤沢町の様子を次のように伝えている。

何しろ藤沢町政史上未曾有の大疑獄から決議機関迄失つて了つた町の事とて、此選挙こそ藤沢町甦生の鍵を握る重要な問題となつて居るので、様々な下馬評が師走の忙しい町を賑して居る。

今の処立候補の態度を闡名にして居る連中は、定員三十名に対し約四十八名、其内前議員は僅か六名位、跡は全部新人といふから、如何に今度の事件が町民の頭に響いて居るかを知るに足る訳。

現在の處で見ると、其四十八名中民政派は二十九名を擁し、政友派は十六名で対抗し、彼我の位置が全く転倒してしまつてゐるのも矢張り疑獄事件に悩んだ事の現はれとも見られよう。

選挙期日は、一二月一九日の告示をもつて同月二十五日と定められた。当日は町村制の規定による選挙人名簿の確定日であった。商業関係者を中心とする一部には、歳末の繁忙期の選挙では棄権者が多く出るおそれがあるから新春に延ばすべきとの意見もあった。これに対し、町政刷新派の人びとは、年末年始の礼にからんで違反行為がふえるのを防ぐ立場から年内執行を主張した。木内町長職務管掌は、結局、後者を町の世

論と認めたのである。人口増加に対応して町議の定員は三〇名にふえ、また、投票は町内三ヵ所に分会場を設けて行なうことになった。選挙の結果、つぎの人びとが当選した。

高橋龜八・斎藤秀吉・加藤徳太郎・石井光行・斎藤清右衛門・三觜武雄・加藤徳右衛門・有田金八・尾島喜一・青木覚太郎・丸屋弥太郎・小山正光・三橋喜太郎・浅見延太郎・前田愛郷・関根守太・平野孫七郎・山崎元之助・金子小一郎・関根国松・佐野薰司・本荘林平・榛葉友吉・雨谷繁蔵・兼子一郎・落合留吉・山道梅太郎・広瀬久・森地喜兵衛・葉山繁蔵

右のうち前町議は六名、元町議は三名で、この時点ではいずれも民政党系ないし中立であつた。また、新人も大半は民政系が占め、純然たる政友派は五名（金子・落合・小山・丸屋・森地）に過ぎなかつた。民政派の新人のうちには、町民運動を主導した兼子や『横浜貿易新報』の地方通信員で、その運動に好意を示していた佐野がふくまれてゐる。一方、政友派では、元町長金子角之助の長男小一郎が新しく登場したのが目立つてゐる。なお、新町議のうち斎藤秀吉は、六年四月にいたり何らかの事情で辞職し、選挙の際次点であった水谷鴻輔が無投票補欠として町議になつた。

**不正投票事件** 右の選挙の際、第一投票分会場（明治小学校）における投票のうちに無資格者の一票がふくまれてゐることが明らかになつた。これに関連して、一二月三〇日に宮沢長蔵（民政派落選候補、前町議）から当選一部無効の申立があり、ついで翌日には高木一郎ほか一名と西館由吉ほか六名から、それぞれ選挙のやり直しを要求する異議申立があつた。高木らの異議申立の理由はつぎのことくであつた。

(一) 町村制ニ依レハ選挙人名簿ハ十二月二十五日ヲ以テ確定スト規定セリ。即チ確定日ノ翌日以後ニ於テ之ヲ使用スル

ハ何等疑義ナキモ、確定ノ当日之ヲ使用シ選挙ヲ行ヒタルハ法ノ解釈上疑義アリ。

(二) 選挙立会人選定妥当ナラサリシ事、例へハ右立会人選定ニ當リ町理事者ハ何人カノ指示ヲ受ケタルヤノ疑アリ。其選定ハ殊更一党一派ニ偏シタルタメ無効投票ニ就キ再調査ノ要アリ。殊ニ斎藤某ノ如キ関根候補ノ隠然タル參謀トサレ同時ニ高松某ヲ町長ニ擁立スヘク策動セリト喧伝サルモノヲ特ニ本会場ノ立会人トシタル為、選挙人ノ意思ノ帰向ヲ過タラシタル疑アリ。

(三) 無資格者吉田清吉ナルモノノ違法投票ハ、其ノ何人ニ投シタルカラ考査シ得タル時初メテ当該被選挙人ノ得票ニ影響ヲ及ホスヘキモノニシテ、之レカ考査ヲ為シ難キ場合、直チニ最下位当選者ノミニ異動ヲ生セシムルカ如キハ町村制第三十三条ノ精神ヲ無視スルモノナリ。故ニ上記無資格者ノ投票カ果シテ選挙ノ結果ニ異動ヲ生スル虞アリトセハ宜シク全部無効トシ、總改選ヲ行ヒ以テ選挙ノ公正ヲ期スヘキモノナリ。

西館らの異議申立理由は、右のうち(一)には触れず、(二)および(三)についてほぼ同じ意見を述べたものであつた。いすれにせよ、選挙のやり直しを要求した背景には、この選挙に惨敗した政友派の動きがあつたことを推察できよう。

木内町長管掌は、五年一月六日に開かれた町会に、議案のひとつとして、三件の異議申立に対する決定の件を提出し、町会では全員参加の委員会で慎重審議することになった。結論は同月一八日に下った。当日の委員会では、まず宮沢が異議申立を撤回したとの報告があり、他の二件については、丸屋・加藤（徳右衛門）・金子・兼子・山道の五町議が作成した決定書案が承認された。決定書の詳細は省くが、要するに二件いづれも申立の理由が成り立たないから否決するという趣旨のものであった。委員会案は統いて開かれた本会議においても問題なく可決された。もつとも、こうした結論が出るまでには、裏面工作も行なわれていた。す

なわち、宮沢の申立撤回は民政俱楽部派が斡旋した結果であり、また、決定書案の起草者たちと高木・西館らとの間には、町会で申立を否決しても訴願はしないという了解が成立していたのである。

### 隈川町長登場

一月六日の町会におけるもつとも重要な議事は、いうまでもなく「町長選挙ノ件」であった。しかし、当日はこの議題にはいらず、上述の異議申立問題に統いて、加藤徳右衛門ほか五名の町議が提案した「町長有給条例廃止ノ件」をとりあげ、可決した。同条例は、湯原町長を迎える際に定めたのであるが、その廃止によって、地元から名誉職の町長を選ぶという原則を復活したわけである。町長選挙に関する審議は同月九日の町会で開始された。選挙方法については、まず、斎藤（清）議員が全員委員会への付託を主張したのに対し、兼子議員から、委員会にまかせると「稍々モスルト一党一派ニ偏スルノ虞ガ」あるから、公開の議場で各議員の意向にそった即決選挙をすべきだとの提言があった。また、葉山議員は町民の一般投票＝公選による方法を要請した。いずれについても賛否両論があつたが、採決の結果、委員会付託の方式をとることに落ち着いた。引続いて全員委員会を開き、そこで町長選考委員一名（藤沢地区五名、明治地区および鵠沼地区各三名）を連記投票によって選んだ。藤沢地区からは平野・兼子・丸屋・佐野・青木、明治地区からは三觜・高橋・金子、鵠沼地区からは小山・関根（国）・山道の諸議員が当選した。選考委員が、それぞれの選んだ町長候補者三名ずつを無記名投票したところ、川上安次郎一、三觜舜太郎七、高松良夫五、一木与十郎四、天野六郎三、隈川基二、山本松五郎一という結果をえた。一月一日開会の委員会では、この報告にもとづき、町の元老格である川上は推薦されることになり、選考委員のほかに五町議を加えて交渉に当たった。しかし、川上は、健康がすぐれない上に「現下ノ町理事者タル器ニ非ス」との理由であ

くまでも辞退した。そして、一六日の全員委員会では、前記の選考委員によつてあらためて候補者を選ぶことを定めた。

選考委員は、全員一致で一人の候補者を推薦する方針を決めたが、その実現はきわめて困難になった。委員それぞれの属する政派や地区の間の抗争が表面化したからである。鵠沼地区的民政派議員はこの機会に地元の高松良夫を町長に推す方針を固め、藤沢民政俱楽部の幹部たちもこれに賛同した。しかし、民政派のうちには、前回の町長選出をめぐる紛争の一方における中心人物であった高松を推すことに反対する一派もあつた。彼らは、「権謀術策を忌避し、公明なる正道を歩む」ことを標榜して、民政同志会を組織した。政友会派はこの同志会や中立系の議員と提携し、民政主流（俱楽部派）に対抗した。政友派は、はじめ明治地区羽鳥の素封家で、政治的には金子元町長の系統をひく三觜舜太郎を立てようとしていたが、提携組の賛意をえられなかつた。そこで、あらためて協議した結果、鵠沼に住む予備海軍軍医少将隈川基を推すことを決定した。隈川は前述の町民大会で演説したこともあり、中立的な立場から町政に関心を抱いていたようである。

一方、民政俱楽部派は、相手方が隈川を立てた直後に高松を断念し、やはり鵠沼居住の予備陸軍少将一本与十郎を推すこととした。町会における隈川・一本の支持勢力は伯仲し、議員のうちには両派の運動の板ばさみになつて、いずれに組するかを決しかねるものもあつた。

木内町長管掌は一月二〇日に全員協議会を招集したが、出席者は一六名、うち九名が選考委員であつた。後者のうちでは青木・平野両議員だけが一本支持派であつたが、ともに途中で退席したので、協議会は結局

隈川派のみの会合になつた。翌二一日午前には選考委員会が開かれたが、意見の開きがあり過ぎて、結論はまとまらなかつた。そして、同日午後に開かれた全員委員会では、兼子議員の提案に基づき、両派から各三名、それに葉山議員を委員長として加えた協調委員会を設け、妥協の方法を協議することにした。同委員会は、全員委員会で仮投票を行なつて最終的に候補者を定めるほかはないとの結論に達した。なお、隈川・一木の得票が同数になった場合には抽選によつて決めることを勧めた。引続いて再開した全員委員会では、この案を受け入れることになり、ただちに投票を実施した。出席者は二九名、開票の結果は、隈川・一木がそれぞれ一三票、横溝文淵二票、無効一票で、期せずして抽選という窮余の方策に頼ることになつた。当選したのは隈川である。全員委員会が終わつたのは午後六時過ぎであつたが、直ちに本会議が開かれ、結局、満場一致の指名推薦によつて隈川が町長候補に決定した。彼は二六日に正式に受諾した。こうして、約三ヵ月にわたつた町政の停滞は一応打開されるにいたつたのである。

民政俱楽部派にとって、隈川町長決定にいたる経過は不本意なものであつた。このことを反映するかのように、一月二八日、同派の三橋町議が隈川批判の声明書を町内に散布するという事件がおこつた。町会が満場一致で決定した直後であるだけに、三橋はかえつて一斉攻撃的目的になり、二月五日の町会全員委員会において陳謝せざるをえなかつた。同月一三日には、隈川町長の就任後最初の町会が招集されたが、その本会議に先立ち、三橋問題の善後措置を検討する全員協議会が開かれた。そこでは、町議全員の名で、三橋声明に根拠が無く、かつ隈川町長が満場一致で推薦された事実を町民に知らせる声明書を発表すること、さらに町会に隈川町長信任決議案を提出することを決定した。信任決議案は、本会議のはじめに、葉山議員ほか六名

から緊急動議として提出し、可決された。

「本町会は、町長隈川基君を信任す。即ち町政の円満発達に善処せらるべし」

というのが、その決議文である。本会議では統いて学務委員の推薦、助役の費用弁償額および報酬の件などを審議し、ほとんど波乱なくいずれも原案を可決した。助役に決まったのは江口喜八であつた。

衆議院選挙をめぐる動き、三橋問題が新しい紛糾の種にならず、隈川町政が一応順調に発足できたのは、ひとつには町会側に信用をとり戻そうとする気運が強かつたためであろう。また一方では、衆議院総選挙を目前にひかえて、町議がそれぞれの政派の候補を応援するのに忙しかったという事情も作用したであろう。ちなみに、浜口民政党内閣が第五七議会の解散を断行したのは一月二一日で、総選挙は二月二〇日に行なわれることになっていた。神奈川県第三区においては、民政党は岡崎久次郎と平川松太郎、政友会は胎中楠右衛門と鈴木英雄を公認候補に立てた。いずれも前代議士である。ほかに鶴沼在住の室伏高信と平塚在住の古屋達三とが立候補したが、ともに上記四者に対抗できるほどの地盤を持たなかつた。六候補のうち、高座郡をおもな地盤とするのは岡崎と胎中であつたが、藤沢町に関する限りでは平川も得票争いに加わつた。藤沢民政俱楽部が岡崎を支援したのに対し、同俱楽部から分かれた民政同志会は平川を支持したからである。民政同志会としては、隈川町長選出の過程では敢て政友派と提携したが、衆議院選挙ともなれば、さすがにそうした関係を続けるわけにはいかなかつた。政友派はもちろん胎中のために運動し、金子小一郎が父角之助にかわつてその陣頭に立つた。

選挙の結果、藤沢町では岡崎が圧倒的に強く一七三二票を獲得し、平川が六三三票、胎中は四九六票であった。平川の進出は岡崎に響かず、胎中にとつてマイナスとなつたわけで、そこに当時の藤沢町の政情が反映していた。なお、郡下の他町村では、御所見村の場合を除き、胎中が平川よりはるかに多く得票した。また、神奈川第三区としては、民政・政友の前代議士各二名がいずれも当選し、全国的には民政党が圧勝したにもかかわらず現状維持の結果に終わった。

**隈川町政の発足** 浜口内閣は、議会解散に先立つて昭和五年一月一一日に、かねてから準備を進めていた金輸出解禁を実施した。それは、日本経済を世界経済との結びつきを調整することによって建て直そうとする施策であった。しかし、前年秋にニューヨーク株式市場の暴落からはじまつた世界的な大恐慌の波が、五年前春には日本へも押寄せるにいたつた。そのため、金解禁が所期の効果を挙げえぬうちに、従来にもまして深刻な「昭和恐慌」期をむかえることになった。藤沢町において隈川町政が発足したのは、まさにこのような時期であった。そして、まず二月二六日の町会には、隈川町政の基本的方向をものがたる昭和五年度予算案が提出された。それによると、予算総額は二六万一六九七円で、前年度当初予算に比し実に六万四八六二円も節減しているが、その内容には、時勢に即応しつつ町の振興をはかるうとする意図が示されていた。すなわち、歳出面では、第一に各款にわたる需用費を思いきって削減する一方で、教員賞与や汚物掃除費を増額した。第二に従来若干の補助金を支出していた海水浴場を町営に改めるための費用を計上した。第三には勧業の部で商工会設置奨励費三〇〇円を新たに計上するとともに、効果が比較的少ない自治行政事務観察費を六割方減じた。第四には庁舎増築計画の一時放棄を決めるとともに、土木事業費も必要最少限度に抑え

た。そして第五には年来の懸案になっていた塵芥焼却場の建設費を計上した。一方、歳入面では、幽霊縛越金二万七千円を切捨てて税収入に充て、町税について国税負担者の賦課率を増すとともに、特別税戸数割の負担の軽減をはかった。要するに、観光（海水浴）と商工業とによって開発を進めること、町民の生活安定をはかることに重点を置いた予算案であるといえよう。町会としてもこの方針には全面的に賛成し、原案通りに議決したのである。なお、この町会では、葉山繁蔵ほか一六名の議員提案により、町会の各種委員会を住民に公開することが議決された。紛争によって失われた町政に対する町民の信用を回復することを目指したものであろう。もっとも、このことを定めた藤沢町会会議細則第三十九条には、「但町長ノ要求若クハ委員会ノ決議ニ依リ傍聴ヲ禁止スルコトヲ得」という但書がついていた。

#### 四 町営火葬場移転問題と隈川町政

ゴルフ場建設計画と火葬場移転の決定 隈川町政下における最初の町会が開かれたのとほぼ同じ時期に、藤沢町字本入の台地に広大なゴルフ場を設置する計画が決定されるにいたった。横浜財界のゴルフ愛好者たちの組織する不老会が、かねてから湘南地方に適当なゴルフ場をもとめていたのに対し、関東興信銀行の藤永文発支配人が斡旋して藤沢町にそれを設けることにしたのである。ちなみに、同銀行は、大正一三年末に破綻した地元の関東銀行の業務を継承・整理するために横浜興信銀行によつて設立され、藤永支配人はその整理業務の推進役であった。そして、彼は、旧関東銀行重役たちが負債整理のために提供した本入地区の土地二十余万坪をゴルフ場用地として斡旋したのである。三月にはいり、不老会は総会を開き、同会会員を中心

心にして資本金五〇万円の藤沢ゴルフ株式会社を創立することを決定した。同社は四月に発足し、ただちに建設工事にとりかかった。

ゴルフ場の建設について、藤沢町では、歓迎する気運が強かった。その敷地のうち白旗坂上には町営火葬場があつたが、三月二九日の町会においてそれを移転することが議決された。藤永支配人がゴルフ場代表として予めこのことを町側に申し入れ、かつ代替地の斡旋と移転費の負担を約束していたからである。もつとも、この火葬場はすでに老朽化していた上に、町営のたてまえをとりながら実際には業者に委任していたため町の収入は皆無に等しい有様で、かねてから問題になっていた。したがって、ゴルフ場の進出を機会に移転して施設と経営の改善をはかるとの意向が町の当事者の間にも広まったのである。藤永支配人は地元側の青木覚太郎町議に交渉して、西富字矢の根と大鋸字谷にわたる場所に三二四坪を取得し、火葬場敷地として町へその一部を寄付し、残りを永久無償貸与することにした。もちろん、そのかわりに本入の火葬場敷地はゴルフ場側が無償で譲り受けるのである。一方、この計画の決定と相前後して、候補地の付近一帯が緑ヶ丘住宅地という呼称のもとに開発される状勢になつた。そこで、関係地主や隣接の大正村の有志たちは、火葬場の建設によって住宅地としての発展が阻まれることをおそれ、その敷地を他へ変更するよう町の理事者や議員に陳情したが、すでに決定した方針を動かすことはきわめて困難であった。六月二二日開催の町会には、火葬場の位置を決定する議案が提出されたことになつたが、西富地区の住民は地元側で他に適地を斡旋することを条件に、議決の保留をはかると努めた。結局、町会では、火葬場の位置を定める件について原案通り可決し、それに「昭和五年六月中ニ於テ他ニ更ニ適當ノ地ヲ發見シタル場合ハ之ニ変更スルコトヲ得

ルモノトス」との付帯決議を加えたのである。当日はこれに関連して、「火葬場敷地交換ノ件」「火葬場敷地無償借地ノ件」「藤永文発氏ヨリノ火葬場建築費一円寄付受領ノ件」および「特別会計規定」をそれぞれ原案通り議決した。なお、藤永支配人からの寄付には、つぎのような条件がつけられていた。

- 一、町は其筋より火葬場移転改築の許可あり次第工事を施行せられたきこと。
- 二、町は火葬場改築後、実際の經營に就ては、現に町の被委託經營者たる仁成社又は其他の者に対し新に適當なる条件を付し之を請負わしめ若しくは委託せられたきこと。

一の条件が火葬場移転の早急な実現を期したものであることは明らかであろう。二の条件が付された理由は明確でないが、あるいは經營にからんで紛議が起ころのを事前に防ぐことを考慮したのかも知れない。

六月末までに、西富・大鋸の予定地以外に二、三の場所が候補にあがつたが、いずれも代替地とするには難点があつた。一方、町理事者は、上述の六月町会における議決の直後に、火葬場新築工事の許可申請手続をとつたが、七月一日には、早くも神奈川県知事の許可指令がおりるにいたつた。当時の町議のひとり加藤徳右衛門の著書『現在の藤沢』によると、これはゴルフ場関係者が火葬場移転のすみやかな実現を期し、町理事者および一部の町議と連絡をとるとともに、「潜行的運動により県当局を動かし」たためであるという。こうして、地元住民の意向は事实上無視された格好になり、そのことがいつそう反対の気運を強めた。それでも、八月下旬によく着工の運びにこぎつけたことは、同月一九日付『横浜貿易新報』の次のような記事によつて明らかである。

行き惱んだ藤沢火葬場移転問題については、其の後予定地西富地元町民に於ても理事者の意見を諒とし大正村有志も

數度理事者並に寄附者と懇談の末、進んで移転する迄に立至つたので、町理事者側も大に喜び円満遂行を期して居る。火葬用釜並に設備品一切も出来上つたので、町議丸屋、尾島、平野、金子、関根（国）五氏を設立委員に嘱託し、十九日第一回委員会を開催する事となつた。

火葬場移築先をめぐる紛争の激化と町会内の対立 九月二八日にいたり、あくまでも火葬場建設に反対する大正村の一部村民が藤沢町役場に乱入して居合わせた町議たちをなぐり、また工事現場を妨害するという事件が発生した。一〇月二日、町会本会議の合間に開かれた協議会において、隈川町長はこうした暴力行為に対しては断固戦う方針で臨み、かつこの事態に直面しても工事は絶対に中止しないとの考えを明らかにした。同時に、町議のうちに、この事件で警察へ連行された人々の貴い下げにおもむいた者があつたことに遺憾の意を表明し、「罪は罪として追求すべき」であると主張した。貴い下げに尽力したのは平野孫七郎・加藤徳右衛門の二人で、地元有志からの依頼に応じて、これを行なつたのだが、右のような直接行動に賛同したわけではない。反対派は、その後も連日のよう集団を組んで役場首脳のもとを訪れ、示威運動を続けた。このため、藤沢警察署は徹夜警戒に当たらねばならなかつた。一〇月九日にも二十余名が町長宅に押しかけたが、当日、警察はその全員を検束し厳訓を与えた。そして同夜おそらく、県当局は、藤沢町に対し何分の指令を発するまで火葬場建築工事を中止すべきことを通達した。翌朝、町長は細谷主事を県庁へ出張させ、工事中止の根拠を確かめさせたが、要領をえなかつた。細谷主事は町長の依頼で、さらに警察部長に面会した。その結果、「工事ヲコノ儘続行スルトキハ不穏ノ情勢アルノミナラズ、町營造物損傷ノ虞」があるので、工事を一時中止し、その間に妥協その他の方針によつて反対派を静めれば、工事を再開できるであろう、と

いうのが県側の見解であることを知りえた。この場合、妥協的具体案として考えられていたのは、大正村側に若干の補償金を与えるか、あるいは火葬場の位置を変更することであった。

県の工事中止命令に対する藤沢町の基本態度を相談するため、同夜八時から役場内で緊急協議会が開かれた。そこでは、隈川町長・細谷主事が上述の事情を説明したが、これに対しては、町会の正式議決に基づいて着手した工事に県が中止命令を出したのは、自治権の侵害である、とする意見が大勢を占めた。とくに、兼子議員は、県の命令が大正村側と結んだ県会議長の圧力で出されたものであること、しかも大正村住民が実は西富地区の反対派と通じていていることを暴露し、もしこのようにな「有力者ノ力ニ依リ自治体ガ左右セラルコト」が慣例になれば、議員としては「不安ニシテ總テノ事ヲ行フ事ハ出来ヌ」と論じた。この協議会では、結局、理事者・町議が一丸となり、職を賭して、県当局に工事中止命令の撤回を要求する方針を固めた。そして、議員代表七名が翌一一日午前中に県庁へおもむき陳情した上、午後町会本会議を開くことにした。代表委員には葉山・丸屋・山道・金子・兼子・関根（国）・尾島の諸議員が選ばれた。七人は翌朝県庁へ行き、関係者に陳情したが知事には面会できなかつた。

同日午後の本会議では、隈川町長から「火葬場ニ関シ本県知事ニ申請並ニ内務大臣ニ請願ヲ為スノ件」が提案された。その内容は次のとくである。

昭和五年七月一日付神奈川県指令衛第一〇七七九号ヲ以テ本県知事ノ許可ヲ得タル火葬場新築工事進行中、本月九日突如トシテ工事中止ヲ命セラレタル為、本町ノ蒙ルヘキ損害ハ莫大ナルノミナラズ、既ニ旧火葬場廃止ノ今日、火葬ヲ當ム能ハサルニ至リタルハ、行政官庁ノ不当処分ニシテ公益ヲ害シ町政ヲ紊スモノニ付、該中止命令ヲ即時撤回セラル

## 第一節 政争の激化

一一三六

ル様、本県知事ニ申請並ニ内務大臣ニ対シ該中止命令ヲ直ニ撤回方神奈川県知事ニ指令相成様請願スルモノトス。

右申請書並ニ請願書ハ七名ノ委員ヲ設ケ之ヲ作成（且実行）スルモノトス。

この議案は、終わりの部分にカッコ内のような修正を加えて可決された。委員は、あらためて選舉した結果、前記七名のうち葉山議員を除く六名と本荘議員が選ばれた。申請書・請願書の起草と県や内務省への折衝は、これら実行委員に無条件で付託することになったのである。彼らはまず一三日に起草委員会を開き、ついで一五日にはそろつて県庁を訪れた。その際、県当局は、工事中止命令を発した理由のひとつに、天皇の行・還幸途上における保安の関係があることを明らかにし、還幸に当たつての警衛が済む二八日以後に命令を解除する意向であることを漏らした。その後も委員たちは交代あるいは全員で折衝を繰返し、できるだけ早く命令の解除を実現しようと努めた。しかし、一方では、それを阻止しようとする動きも活発になつた。二三日夜、藤沢劇場で開かれた町政批判演説会は、火葬場問題に焦点を据え、途中から町民大会に切りかえて移転反対を決議した。県当局に対し、町民の世論が分裂しているかのごとき印象を与えば、工事再開の時期は延引するであろうと考えたのである。このような動きに対し、実行委員は命令の解除が全町民の要望であるという実を示すためにやはり町民大会を開いて県当局との折衝経過を報告、さらに三觜・森地・斎藤・佐野の四議員の協力のもとに、三〇日夜、隈川町長に緊急町会を招集するよう請求した。町会は翌三一日午後に開かれ、実行委員をふくむ一議員の共同提案による「火葬場建築速成ニ関シ意見書提出ノ件」を審議することになった。まず、実行委員を代表して兼子議員が、同日午前、町長および本荘議員とともに

県庁へおもむき、警察部長等と会見した経過を次のとく報告した。

「……部長ノ御言葉ニ依レバ、別ニ妥協点モ見出シ得ナカッタシ、尚議員中ヨリ別運動ニ出県セラレタ為、今日迄延引シタノデアリマスガ、自分トシテハ如何ニシテモ取消スコトニ決定シタトノコトデアリマシタ。尚明日中ニハ取消ノ指令ヲ出ストノコトデアリマシタ。取消後ニ就テハ宣敷善処セラレンコトヲ希望スル旨ヲ述べラレマシタ。之ニ就テ、目的ヲ達成シタカラトテ他人ノ感情ヲ害スル様ナ事ノ無キ様特ト御注意ガアリマシタ。」

この報告に関連して、前田・葉山両議員は、実行委員たちが町民大会を開いたことを非難した。前田議員によれば、町民大会を開くことよりは反対者との妥協に努力するのが本筋であり、必要があれば火葬場の場所は何度でも変更するのが「君子ノ取ルベキ途」である、それにもかかわらず、町民大会の方式を強行したため、町民のうちには実行委員および理事者の横暴、町民に対する弾圧を叫ぶものがあり、「若シ斯ノ如キコトヲ度々行フトキハ町民ニ反感ヲ抱カシムル」というのである。葉山議員の場合には、県当局が工事中止命令を取消すのは当然のなり行きであるとしながらも、実行委員たちが、その経過報告を町会に先立つて町民大会で行ない、「町民ニ呼カケテ抗争セヨト煽動」したのは甚だ不見識だという意見であった。これに対して兼子議員は、現に町会内的一部にも中止命令の取消に反対する動きがある以上、取消の実現方を全面的に託された実行委員としては、全町挙げての意向結集をはかるのが当然であると反撃した。彼が町会内に反対の動きがあると指摘したのは、民政党的戸井嘉作代議士が調停準備のために藤沢を訪れた際に主として同党系の町議から事情を聴取したこと、また、県警察部長からの呼出に応じて実行委員以外の議員若干名が出

県し地元の実情について委員たちとは異なる意見を述べたことを念頭においていたからである。それらの関係議員たちは、いずれも中止命令の解除に反対したわけではないと弁明したが、政派や地区間の感情的対立は清算できぬままに議題の審議にはいった。実行委員たちが提出した町長あての「意見書」案は次のとくであった。

本町営火葬場建築、中途ニシテ工事中止ヲ命セラレタル為、遂ニ其ノ工程ニ差シ違ヲ生シ多大ノ影響ヲ受クルニ至リタルハ寃ニ遺憾ニ堪ヘス。然レトモ該工事タルヤ季節・請負等ノ関係ト衛生上ノ見地ヨリ最モ焦眉ノ急ヲ要スルモノト云ハサルヘカラス。コレヲ一日ヲ緩フセハ其ノ損害ノ益々大ナルヲ惧ル。幸ヒ県当局カ本町ノ申請ヲ納レ工事中止ノ命令ヲ解除セラレタル暁ニ於テハ、町理事者ハ直ニ工事関係者ニ着工ヲ命シ、且ツ最善ノ方法ヲ講シテ可及的速カニ之ヲ竣成セシムヘク努力セラレンコトヲ切望ス。

右町村制第四十三条ニ依リ意見書提出候也。

この案に対しても、葉山・平野議員から無用論が出されたが、採決の結果、出席議員二四名中一八名の賛成を得て原案通り可決されたのである。そして県当局は一月二日にいたり中止命令の解除を正式に指令し、工事は翌日再開された。

隈川町長の戦略的辞職と再選 しかし、大正村側の反対運動は一向に静まらず、一〇日ごろには同村内で藤沢町の商人をボイコットする企図もあらわれるにいたつた。そこで戸井代議士があらためて調停に乗り出すことになり、これに対応して隈川町長は自発的に一五日から一週間工事を中止する措置をとった。戸井代議士は石川県会議長および火葬場の敷地・施設費の寄付者である関東興信銀行の藤永支配人と協議を重ね、

また一八日夜には藤永支配人が隈川町長・江口助役と懇談した。そして翌一九日には、町長・助役がにわかに辞表を提出したのである。戸井・石川・藤永三者の協議内容は知りえないが、おそらく藤永支配人は調停に不満で、既定計画通り工事を続行させるための方策として、町長・助役に辞任を勧めたのであろう。県当局は後任町長が決まるまでの町長職務管掌として県属重田巖を派遣した。このため反対派は抗争の相手を失つて氣勢をそがれ、その機に乗じて重田町長管掌は一気に火葬場建設工事を推し進めた。工事は五年末に完成し、同時に県当局は六年一月からそれを使用することを許可した。

火葬場問題が隈川町長の方針通りに帰着したので、町会内の隈川派は彼を再び町長に選ぶことを企図した。これに対しても民政俱楽部派の議員たちは、隈川再選が町政の混乱を招く要因となるおそれがあるとして強く反対した。もともと、民政俱楽部派のうちには、関根(國)・榛葉両議員のように、火葬場問題をきっかけに隈川派に転じたものもあり、それだけ前者の勢力は弱まらざるをえなかつた。こうした状勢のもとで、鶴沼在住の民族学の大家松岡静雄が、隈川前町長を町の最高顧問とし、長老高松良夫を町長に選ぶことによって町政の安定をはかるという妥協案を提起したが、その実現の可能性は乏しかつた。反隈川の民政俱楽部派は、結局、一木与十郎を町長候補に立て、隈川支持派の議員を切崩そうと活発に運動した。重田町長管掌は町長選挙町会の開催日を昭和六年一月一〇日と定めたが、その前日、隈川派の議員は相手側の切崩しを避けるため湯河原温泉に集まつて結束を固め、当日はそこから議場へ直行することにした。ところが、選挙当日、湯河原駅前で隈川派議員が、反対派のさしまわした暴力団に襲われるという事態が起つた。このため、議員の議場到着が遅れ、所定の時間を二時間も過ぎた午後三時になつてようやく開会する有様となつ

た。出席議員は二一名、反隈川派議員の多くは形勢不利とみて欠席し、わずかに葉山・三橋・平野・石井の四議員だけが出席した。開会冒頭、葉山議員が町長選考委員会設置の動議を提出したが、賛成者が同志四名だけであつたため、あっさり否決された。四名は動議の否決を不満とし、町長推薦投票に加わらず退場した。残る一七名で投票したが、無効の一票を除く一六票のすべてが隈川に投ぜられた。閉会後ただちに重田町長管掌は関係議員を同行、隈川邸を訪れて町長就任を懇請した。隈川は、再選運動が本人の意向に関わりなく行なわれた事実や変則的な選舉経過にかんがみ容易に応じなかつたが、二週間余を経て遂に腰をあげる決意を固めた。この間に、重田町長管掌は引揚げを急いだ関係で、役場の首席主事細谷力藏を臨時の助役代理に任じたが、反隈川派議員はこれを政治的な性格を帯びた不当な措置であるとして県知事に反対陳情した。こうした抗争気運のもとで発足した第二次隈川町政の前途はきわめて多難であった。

第二次隈川町政の歩み 二月二五日に開かれた町会は、まず助役推薦の件をめぐつて紛糾した。隈川町長は、さきに同町長とともに辞任した江口喜八を復帰させようとしたが、すでに隈川町長再選に反感をもつていた民政俱楽部派議員は、当然これに反対した。とくに、前年末以来、鵠沼地区では、町政の混乱が続く藤沢町から分離しようとの運動がおこつており、しかも江口前助役はその中心人物とみられていただけに反対派の攻撃ははげしかつた。しかし、隈川町長は多数を占める支持派を頼みにして採決を強行、一四対七の投票差で江口助役の就任を可決した。これについて紛糾的となつたのは、昭和四年度藤沢町歳出入決算の認定と六年度予算案とであつた。これらの審議は三月二日の継続本会議に持越され、いずれも委員会付託となつた。予算案については、野党側委員が原案の少なくとも二割削減を要求し、原案を固執する与党側委員と対

立した。最終的に予算規模を原案より一万円程度減額して二五万二七三二円とすることに落着いたのは午後一〇時であった。隈川町長はただちに本会議の再開を宣したが、委員以外の議員は既に姿を消し、傍聴者も皆無になっていた。野党側はこうした状態のもとで議決することは不当であるとして流会を要求したが、与党側は開会を主張して譲らず、採決の結果、後者が勝利をえた。野党側委員がこれを多数派の横暴と非難し一斉に退席したので、残った与党派委員一五名だけで委員会修正案を可決し、同時に決算についても委員会報告にもとづき承認議決したのである。本会議が終わるのは夜半過ぎであった。野党側議員は、翌日、予算審議の実情を明らかにし理事者および与党議員を非難する声明書を発表して町民に訴えた。

隈川町長・江口助役の再選にからんで激化した政争のために町会の正常な運営はしばしば妨げられたが、六年夏、東京鉄道局の「海の家」を鵠沼海岸へ誘致することに成功したのは、隈川町政の大きな功績であった。東京鉄道局は乗客吸收の一方策として、前年逗子海岸に「海の家」を開設してかなりの成果を収めたのにかんがみ、六年夏には湘南海岸にもそれを新設する計画をたてた。沿岸諸町村はいずれもその誘致のために活発な運動を展開した。隈川町長は、藤沢字西横須賀にある町有の建物六二三坪を鉄道局へ寄付することによって「海の家」を地元に開設させようとの構想で、鉄道当局と交渉をかさねた。町有の建物というのは、もとの県立原蚕種試験場のことで、昭和三年同試験場の移転に際し、八〇〇〇円で藤沢町が払下げを受けたのである。当時の金子町長は、これを利用して町営病院を設立することを計画していたが実現の運びにいたらず、第一次隈川町政の時期には共済病院とする計画をたてたがこれも具体化せず、地代等に年間約六〇〇円を無駄に支出していた。鉄道局側との交渉で構想の実現に確信をえた隈川町長は、五月二一日の町会

に、上記の建物を「藤沢地内ニ於テ之ヲ海ノ家其他ノ施設トシテ使用セラレタキコト」という条件で東京鉄道局へ寄付するという議案を提出した。これに対しては、建物の寄付以外に資金を提供する必要があるとすれば、町財政の現情から応じえないのでないかとの質疑が出されたが、町長はそうした負担は不要であると答え、結局この議案は全会一致で可決されたのである。しかし、その後鉄道局側は「海の家」設置のために、地元から五〇〇〇円程度の資金寄付をもとめる意向を示すにいたった。隈川町長はこの問題を町会にはることを避け、もっぱら町内有志の寄付金によって右の資金を調達する方針を探った。そして、各方面に奔走した結果、藤沢商工連合会・交通業者・諸会社団体からそれぞれ一〇〇〇円、他の篤志家から二〇〇〇円の寄付を得ることに成功した。東京鉄道局は地元側の熱意にこたえ、寄付金をふくめて二万五〇〇〇円の経費で「海の家」を建設することを決定した。その工事は七月一〇日に着手、二七日に完成し、三一日には盛大な披露会が開かれた。脱衣室・浴室・休憩室(食堂)等の施設を整えたこの「海の家」は、鉄道当局の宣伝とあいまって、海水浴場としての鵠沼海岸の名を大いに広めた。

「海の家」開設に続いて、八月二七日には鵠沼海岸・片瀬から茅ヶ崎・平塚を経て大磯にいたる湘南遊歩道路の起工式が挙行された。この道路は神奈川県が湘南海岸一帯の観光開発を目指して計画したもので、その敷設工事は失業者救済土木事業として行なわれることになっていた。藤沢町においても、六年二月、同道路の早期着工を促進するために期成同盟が結成されていた。その工事がいよいよ開始されることになると、同道路と町を東西に貫通する国道一号線との連絡路の整備が重要な課題になった。町の東部と同道路を結ぶ県道(江の島線)の改修および町の西部と同道路を結ぶ県道(辻堂停車場線)の新設は既に決定していたが、

隈川町長はさらに町の中央部から鵠沼西部海岸にいたる新線を町道として敷設する計画をたて、鵠沼地区選出町議七名、藤沢地区選出町議八名を委員に任じ準備を進めようとした。ところが、理事者の一存で委員を選任することについては町会内に強い反対があり、問題は町会の全員協議会へ持ち込まれるにいたった。しかも、協議会では町費をもつて新道路を敷設することは町財政の現状から困難であるとの意見が多数を占め、これを県道として新設するよう知事に請願するという結論に到達した。こうして町長原案は事实上否決されたが、その後の九月二三日、隈川町長は病気を理由として辞表を提出したのである。協議会案は同月二十五日に開かれた町会に町長代理助役が提出し、可決された。

## 五 一木町政と高等学校特設問題

### 一木町政の発足

隈川町長辞任とともになう町長選挙の町会は昭和六年一〇月三日に開かれた。まず互選によって選考委員一三名（藤沢地区六名、鵠沼地区四名、旧明治村地区三名）を決めた。委員会には江口助役・高松良夫・一木与十郎の名が出されたが、推薦候補を一名にしほることはできず、全員委員会にかけて妥協をはかったがなお決まらなかつた。結局本会議で投票を実施した結果、二五票のうち二三票が一木与十郎に集まつた。前回の町長選挙の際には民政俱楽部派議員の一部が隈川支持に転じたが、今回は一木支持にまとまつた。そのうえ、政友会系を中心とする従来の隈川支持派が敢えて対抗候補を立てることを避けたので、右のような結果が出たのである。一木候補は五日に町長就任を正式受諾した。

一木町長就任とともに江口助役が辞任したが、民政俱楽部派は自派勢力をあまり前面に押し出すのを嫌つ

て後任候補を推さなかつた。一木町長は行政についていわば素人であり、したがつてできるだけ早く補佐役を得る必要にせまられたが、適當な人物をもとめることができぬままに、さしあたり助役を空席とし、もと高座郡役所の首席書記久保田譲を主事として起用した。久保田主事は事实上助役の役割を果たすことになった。一木町長は、さらに幹部吏員の一部を更迭し政派色を一掃した。このような措置によつて、理事者側は町会内における政派間あるいは地域間の対抗関係にとらわれない中立の立場を固めようとしたのである。

**中央政局の変動** 藤沢町で一木町長が登場した前後から、中央の政局は激しく変動していた。昭和五年四月、浜口内閣はロンドン海軍軍縮条約に調印したが、これに対するは海軍部内に強い不満があり、また右翼団体などは条約調印を天皇の統帥権干犯であると主張した。野党の政友会はこれらの動きに同調し、条約調印直後に開かれた第五八特別議会では、ロンドン条約を政府攻撃の絶好の材料にした。しかし、浜口内閣はこの議会を乗りきつたうえ、七月の軍事参議官会議、それに続く枢密院の条約審査もきりぬけて、一〇月二日、ようやく条約の正式批准を実現するにいたつた。このころには、陸軍部内でも浜口内閣の軍縮方針に対する反感が著しく高まつてゐた。一方、あいつぐ疑獄事件の発覚にともなつて、政党政治に対する国民の不信も次第に広まつた。そうした気運のなかで、一一月一四日、浜口首相が統帥権問題に絡んで扇動された右翼青年に狙撃されて重傷を負うという事件がおこつた。これを契機として、与党（民政党）内では、江木鉄相・安達内相をそれぞれの中心とする派閥の争いが激しくなつた。そこで党の長老は、党機関にはかることなく、党外の幣原外相を臨時首相代理に立て、第五九議会を迎えることにした。六年一月に再開された議会は野党側の攻勢によつて波乱を重ねたが、三月にはいり浜口首相が病軀をおして登院し、六年度予算案や減

税法案を成立させた。もつとも、懸案の両税移譲問題は見送られ、また同内閣が重視していた労働組合法案や小作法案は審議未了にもちこまれてしまつた。議会後の四月、首相の病状悪化（八月にいたり死去）のため浜口内閣は退陣した。後継の第二次若槻内閣は、内政面では深刻化する不況、外交面では満蒙における排日気運の高揚という困難な事態に直面したが、いずれについても有効な施策を講じえぬうちに、九月一八日、満州事変がおこつた。これを境にして、前内閣以来の軍縮方針は事実上無視されるにいたつた。安達内相（留任）は、この機会に挙国一致確立内閣運動を推し進めたが、それは政府・与党内の不統一をいつそうかき立てるばかりで、結局、若槻内閣は一二月に総辞職せざるをえなかつた。かわつて政権を担当したのは犬養毅総裁を首班とする政友会内閣であつた。同内閣は発足と同時に金輸出再禁止を断行、浜口内閣以来の緊縮政策を全面的に修正し、軍事費支出の増大に対応する積極財政の方針を打ちだした。また、地方長官および警察官の大異動を行ない、地方行政における民政党色を一掃した。そして七年一月二一日、休会明けの議会において、首相・藏相（高橋是清）の施政方針を発表した直後、衆議院解散を決行したのである。総選挙は二月二〇日に行なわれることになつた。選挙戦にはいると政府は盛んに選挙干渉を强行し民政系の運動を妨害した。一方、一月二八日には上海事変がおこり、軍部を中心にして「非常時」の声が各方面にあがるにいたつた。そうした風潮の中で、二月九日、民政党の選挙委員長の任にあつた井上準之助元藏相が右翼の血盟団員によつて射殺される事件がおこつた。さらに、選挙後の三月五日には、三井合名の理事長団琢磨が、やはり血盟団員のテロに遭つて没した。

選挙戦は政友会が三〇一議席を獲得して圧勝した。民政党は安達一派の脱党、井上の遭難、政府の選挙干

涉等にわざわいされて一四六名が当選したに過ぎず、また無産諸派は五議席をえただけであった。このような全国的趨勢は、藤沢町の属する神奈川第三区についても例外ではなかった。政友会から胎中・鈴木両前議員と新人河野一郎とが当選したのに対し、民政党で当選したのは平川前議員ひとりで、前回最高得票をえた岡崎久次郎は次点にとどまつた。もつとも藤沢町に限つてみると、得票数が最も多かつたのは岡崎で、胎中・平川がこれについだ。岡崎派は藤沢民政俱楽部の支援を受け、同俱楽部から分かれた兼子一郎らは湘南青年民政党に加わつて平川派を推した。胎中はいうまでもなく政友会系で、元町長金子角之助とその嗣子小一郎が地元における支持勢力の代表であつた。ちなみに、角之助は、既述のごとく、昭和四年秋、競馬疑獄問題に関与して検挙されたが、翌五年一〇月無罪が確定した。また、彼は同問題をめぐつてかねてから高梨・和田・閔野らの元町議と反目していたが、選挙直前にいたり、胎中代議士らの斡旋で和解にこぎつけたのである。

衆議院選挙の勝利によつて犬養政友会内閣の基礎は確立したかにみえたが、その後僅かに三ヵ月を経て五一事件がおこつた。現役軍人と農民決死隊による集団的な騒擾で、犬養首相は官邸で射殺され、内大臣邸・政友会本部・警視庁なども襲撃された。これをきつかけにして、軍部の政治的攻勢はいよいよ強まるにいたつた。政友会は内相の任にあつた鈴木喜三郎を後継総裁に選び、引続き政友会単独内閣を組織しようとしたが、軍部に政党内閣排撃の声が強いために、実現しえなかつた。民政党内には政友会と協力して举国一致内閣をつくりあげようとする動きがあつたが、これも具体化しなかつた。結局、五月二六日、元老西園寺公望によつて推薦された海軍の斎藤実<sup>さち</sup>大将（もと朝鮮総督）を首班として、政友・民政両党、官僚および軍

部のバランスをとった挙国一致内閣が誕生し、政党政治は大きく後退した。

昭和七年の県議選挙　五・一五事件がおこつて間もない五月二〇日、神奈川県では県会議員の選挙戦がはじまつた。藤沢町の民政派は一木町長を候補に推そうと画策したが、同町長はこれを承諾しなかつた。一方、政友派は金子小一郎町議を説いて立候補せしめた。なお、民政系につながりをもつ葉山繁蔵町議も非公認で立候補した。高座郡においては、ほかに民政派の磯崎貞序・小林与次右衛門と政友派の岩本信行・久保田順作が立候補した。上述のような中央政界の動向に影響されて、既成政党に対する不満ないし失望の色が濃くなつたために、選挙戦は盛りあがらなかつたが、六月一〇日の投票の結果は、磯崎・金子・岩本および小林が当選した。ところが、小林と僅か六票の差で次点となつた久保田が、無効投票の処置に関連して、小林の当選の効力に異議を申し立てた。そして、県参事会はこれを採りあげて審議した結果、右の申立の趣旨を認め、小林のかわりに久保田を当選者と認めるべきだとの結論を出した。しかし、民政派は問題を行政訴訟に持ちこみ、結局小林が当選ということに落ちついた。こうして、高座郡選出の県議は政友・民政両派各二名と決定したが、県会全体としては、政友二六、民政一四、中立三、無産政党系一の構成となり、政友会勢力が優位を占めるにいたつた。なお、四四名の当選者のうち二八名までが新人で、この面では一応県政刷新の傾向が現われていた。

町財政の節減　ここで、あらためて藤沢町における一木町政の動きに眼を向けよう。一木町政にとつての最初の課題は昭和七年度予算の決定であつた。それを主要議題とする町会は、七年二月二九日から五日間にわたつて開かれた。一木町長は、ますます深刻化する不況に対応して、徹底的な緊縮予算案を編成した。財

源が乏しいため、歳出面ではほとんど全費目を前年度より削減せねばならず、新規事業を計画する余地は全く無かった。理事者側が提出した原案は審議過程で若干修正されたが、最終的には歳出総額二〇万三〇二八円と決定した。この額は前年度当初予算より四万九七〇円（一六%強）も少ないのである。審議は、久しぶりに政争からはなれ、きわめて真剣かつ慎重に進められた。満州事変以来とみに強まつた「非常時」の緊張が反映したのである。なお、この町会には、一八名の議員が共同して、出征軍人遺家族の救済に関する建議案を提出、可決された。その内容はつぎの如くである。

一、満州及上海事変ニ際シ当藤沢町ヨリ召集セラレタル軍人ノ家族及遺族ニ対シ、町トシテ適當ナル救済ヲ為スコト。  
理由

今回ノ満州及上海事変ニ際シ、既ニ当藤沢町ヨリ召集セラレタル者陸軍十名・海軍一名・計十一名有之、尚今後モ召集セラル者有之哉モ難計、既ニ召集セラレタル軍人ノ家族中ニハ夫レガ為メ家業ノ継続ハ困難ナル者及其ノ甚タシキハ日々ノ生計ニサヘ困窮シ居ル者モ有之ヤニ聞及候ニ就テハ、応召軍人ヲシテ後顧ノ憂ヲ少カラシムル趣旨ニ於テ、適當ナル調査機関ヲ設ケ、適當ナル救護方法ヲ講セラレムコトヲ望ム

この議決に基づいて、理事者側は慰問金品の募集を行ない、これを該当する家族に配布した。

町勢調査委員の創設 三月一五日の町会に提出された議案のうちには、町道路線の改廃に関するもの三件がふくまれていたが、これに関連して、加藤徳右衛門ほか一四名の町議から道路の整備計画についての常設委員を設置すべしとする次のような建議案が出された。

土地の発展は道路網の完成にあることと信ず。然るに本町現在の財政は理想的施設を急速に遂行するを許さず、常に消極主義、所謂弥縫的工事に終始するの已むなきは、町前途の為め寒心に堪えざるものたり。依りて道路施設の根本定義を確立し、逐年完成の方針と同時に緊急を要する工事の実も揚げんが為め、其機關として土木常設委員設置の必要を感じ、右委員設置を及建議候也。

この建議案の審議過程で、一木町長は、道路関係のみについての常設委員は必要ないとしながら、他方では「財政整理・区画整理又ハ道路ニ関シ、其他学校問題等ニ関シ、相等知識階級等ノ智慧ヲ借りテ計画シテ行キタイ」との考え方を明らかにした。そこで提案者側から、原案の「道路施設」の個所を「土木・財政・教育・勧業其の他施設」と改め、「土木常設委員」の「土木」を削るという修正案を出した結果、全会一致で議決されたのである。その趣旨を汲んで、三月二九日の町会に、町長は「藤沢町町勢調査員条例」案を提出、議決をみた。同条例はつぎのような五カ条から成るものである。

第一条 町勢調査ノ為左ノ常設委員ヲ置ク。

- |        |     |
|--------|-----|
| 一、財政委員 | 七名  |
| 二、土木委員 | 十五名 |
| 三、教育委員 | 五名  |
| 四、産業委員 | 七名  |
| 五、衛生委員 | 五名  |
- 第二条 委員ノ任期ハ一ヶ年トス。但再任ヲ妨げズ。

## 第一節 政争の激化

一五〇

補欠ニ依リ就任シタル委員ノ任期ハ前任者ノ残任期間トス。

第三条 委員ノ担任スル事務左ノ如シ。

一、財政委員 町財政計画ノ樹立ニ関スル事項

二、土木委員 都市建設ニ必要ナル調査及計画樹立ニ関スル事項

三、教育委員 町教育事業ノ施設計画樹立ニ関スル事項

四、産業委員 産業方針ノ樹立ニ関スル事項

五、衛生委員 保健・防疫・体力増進ニ関スル必要ナル施設方針樹立ニ関スル事項

第四条 本調査ニ関シ必要ナル学識経験アルモノヲ嘱託シテ委員ノ事務ヲ補佐セシムルコトヲ得。

第五条 委員会ハ必要ニ応ジ町長之ヲ招集スルモノトス。

なお、五月一二日の町会において、右の「条例」は「規程」と改めることを決定した。この日、町長は財政および産業委員としてそれぞれ七名の町議を推薦した。推された人びとの中には、町議以外の学識経験者を委員に選ぶべきだとして辞退するものもあつたが、結局は原案どおりに落ち着いた。ついで同月二七日の町会で、町長は一五名の町議を土木委員として推薦し承認をえた。こうして、町勢振興の基本対策を講ずるうえで、理事者と町会との協力体制が一応固まるにいたつた。もっとも教育および衛生に関する常設委員はその後も未定のままであった。

陳情・請願の重視 きりつめた財政のもとで町勢の振興をはからうとすれば、国や県の事業に依存する傾向が強まるのが当然であった。たとえば、三月二九日の町会では、「町發展ニ伴ヒ人口ノ増加著シク、藤沢

駅ノ乗降客モ亦益々増加ノ趨勢」にある事態にかんがみ、東京鉄道局長に対し、藤沢駅前の舗装・駅東側の江ノ島県道踏切における徒步者専用地下道の設置および藤沢駅までの鉄道の電化実現を請願することを議決した。また、四月二日の町会では、県営水道の敷設・経営に関する県警察部長の諮問に対し答申案を可決したが、それは、湘南地方開発のために県営水道の実現を切望すると述べながら、一方で給水区域たる藤沢町の資力は水道敷設に堪えないとしている。さらに、六月二九日の町会で可決された「引地川改修方本県知事ニ陳情ヲ為スノ件」は、次のような内容のものであった。

本町地内引地川流域ハ一・五方里、流路二里半ニシテ、年々多額ノ町費ヲ投ジ之ガ修繕ヲ為シツ、アリト雖モ、町財政ノ關係上根本的ナル能ハズ、為ニ年々修繕ヲ反復スルノ有様ニテ、将来到底完璧ヲ期スルノ望ナク、毎年降雨ノ際ハ堤防ハ欠潰シ河川ハ氾濫シ其ノ被害百余町歩ニ涉リ農作物ノ被害極メテ甚大ナリ。状況斯クノ如クナルヲ以テ、本河川ノ改修ハ実ニ緊急ノ事業ナリトス。而モ之ガ改修ニハ相等多額ノ経費ヲ要スルヲ以テ、農村救済事業トシテ大ナル価値アルモノト認ム。依テ農村救済土木事業トシテ改修方本県知事ニ陳情スルモノトス。右陳情書ハ五名ノ委員ヲ設ケ作製且ツ実行スルモノトス。

町政においてこうした陳情や請願が重視されている限り、政派や地区間の対抗関係は表面に出ず、したがつて、町会の運営も円滑かつ順調に進行した。

高等小学校特設計画をめぐる対立 しかし、一木町政は発足早々からひとつの難問をかかえこんでいた。それは、当時、藤沢・鵠沼および明治の三小学校に併置されていた高等科を統合して、新たに高等小学校を特設するという計画にかかる問題である。高等小学校新設の必要性については、すでに六年一二月の町会

に、青木覚太郎ほか四名の議員が建議案を提出し承認をえていた。これに基づいて、一木町長は、七年一月二〇日の町会に「高等小学校ノ改善ヲ図リ、教育ノ内容充実完備ヲ期スル為、高等小学校ヲ新設スル」との議案を提出した。そこでは賛否両論が出たが、結局、葉山繁蔵議員の提唱により、議長指名の委員一五名に調査を託すことになった。委員たちは一月末再度にわたって会合し審議を進めたが、その結論が出ないうちに、理事者側は右の議案を再考の要ありとの理由で撤回する方針を決定、二月一五日に再開された町会でその旨を明らかにした。したがつて、委員会は自然消滅のかたちとなつたわけである。ところが、同日引続いて開かれた本会議に、青木議員らはあらためて「特設高等小学校設置ノ件」を提案した。提案者のひとり葉山議員の説明によると、関係校長等の意見を徴した結果、特設校が是非必要であることを認めたのだという。しかし、金子小一郎・森地喜兵衛両議員は、理事者側が撤回したばかりの案件を少数の議員が提案したことに対し反論を加えた。そして、問題がこじれるおそれがあると察した提案者たちは、いちはやく議案を撤回することにしたのである。

三月二九日開会の町会には、再び「高等小学校設置ニ關スル件」の議案が提出された。提案者は関根国松ほか一八名の議員で、その中には前回の提案者五名もふくんでいた。一九名となれば町会議員の過半数におよぶわけであるから、今度は議決されることが確実であった。議案は「町發展ニ伴ヒ学齢児童ノ増加著シク、校舎ノ狭隘ヲ告クルヲ以テ、別紙要領ニ依リ高等小学校ヲ新設シ、以テ校舎ノ狭隘ヲ緩和スルト共ニ、教育設備ノ完備及教育ノ統制・改善ヲ期スルモノトス」という内容で、「別紙要領」は次の六項目から成つていた。

一、昭和七年度内に特設高等小学校用校舎を新築し、八年四月一日開校すること

二、校舎は一四学級収容を目指し、普通教室一四のほか、所要の特別教室および農商工業教育に関する特殊設備をそなえること

三、校舎・付属設備および机・腰掛その他の需用品等をふくめて経費は八万円限度とすること

四、右の八万円は起債によつて調達すること

五、学校の位置選定、校舎および付属設備の設計に関しては町議その他から委員を定めて調査すること

六、学校敷地は借地とするが、低廉な適地があれば買収する場合もあること

この議案の審議は、四月二日に開かれた継続町会で行なわれた。理事者側から提案しなかつた理由を問われた一木町長は、経費についての見とおしが未だついていないためだと答えた。理事者側で具体案をつくりあげてから提案すべきだという意見も出たが、提案者側は、就学児童が増加しているため来年度には建設せねばならない事態になつていていることを考慮して提案したのだと主張した。そのほかに、現在の尋常高等小学校を増築すべきだとする意見、さらには、高等小学校を別に切離すと尋常科生徒の向上心が失われるおそれがあるという極論も出された。また、高等小学校を建設する場所について懸念する意見も少なくなかった。しかし、最終的には採決によつて原案が可決されたのである。そこで、上記の「要領」第五項にしたがつて、調査委員を定めることとし、議長が一五名の議員と四名の学務委員を指名した。その際、三小学校の通学区域に準じて委員の配分を考慮したことはもちろんである。次に、地区別に委員の名を掲げておこう。

明治（大庭・辻堂・羽鳥・稻荷）地区——金子小一郎・落合留吉・石井光行・三觜武雄の四議員と、桜井兵四郎学務委

員。

鵠沼地区——加藤徳太郎・関根国松・関根守太・加藤徳右衛門・小山正光の五議員と、斎藤保学務委員。

藤沢（藤沢・大鋸・西富）地区——葉山繁蔵・青木覚太郎・平野孫七郎・斎藤清右衛門・本荘林平・森地喜兵衛の六議員と、鎌田善藏・諏訪浅吉両学務委員。

これらの委員のうち、藤沢地区では斎藤議員以外の五議員、鵠沼地区では小山議員以外の四議員がいずれも議案提案者であったが、明治地区の四議員は全部提案者に加わっていなかつた。つまり、高等小学校特設の推進役は藤沢・鵠沼地区の議員たちで、明治地区を地盤とする議員はこれに消極的ないし反対の意向をいたいていたのである。

五月一二日の町会では、高等小学校新設費に充てるために起債する案が可決された。五万円および三万円の二口に分け、前者は年利五分、昭和七年度中据置八年度より一九年賦で元利均等償還するという条件であり、後者は年利七分五厘、七年度中据置八年度より二〇年賦で償還することになつてゐる。借入先はいすれも神奈川県農工銀行である。この時にはまだ調査委員会は開かれておらず、したがつて建設敷地等も決まつていなかつたが、起債の許可を得るまでにかなりの時日を要することを見込んでこうした措置をとつたのである。ところが、その後、明治地区において、高等小学校の特設およびそのための起債に反対する空氣はますます強まるにいたつた。そして、同地区的調査委員たちは委員会が開かれても出席せず、さらに九月なればごろには、金子委員が全員の辞表をまとめて町長のもとへ提出した。しかし、一木町長はその処理を保留したまま、藤沢・鵠沼の委員たちの多数意見に基づいて、一〇月一日の町会に「高等小学校位置ヲ定ムル

件」を提案した。建設敷地として、藤沢地区の西横須賀で一町八反余の畠地を買入れることを予定したのである。明治地区の委員が一人も参加しないで藤沢地区に敷地を選定したことに対しても、同地区出身議員はもとより、他地区議員のうちからもはげしい抗議が出され、審議は一向に進まず、休憩を繰返して舞台裏の交渉を行なつたが妥協は成らなかつた。結局、兼子一郎議員の仲介により、町会を一三日まで継続し一二日には全員をもつて妥協のための委員会を開くことに決定した。しかし、一二日の委員会は結論をまとめるにいたらず、さらに一三日の本会議に先立つて再開した委員会も無為に終わつた。したがつて、議案については本会議において決を採るほかはない有様となつた。

本会議はけわしい対立氣運のなかで開かれた。傍聴席は一一日に統いてこの日も満員であつた。会議のはじめに、葉山・金子・高橋・小山の四議員から、高等学校設置に関する四月二日の議決を取消す件を提案した。双方が傷つかぬようにして、町の紛糾を避けるためというのが提案の理由である。ちなみに葉山議員は高等学校特設の提案者のひとりであり、また前述のごとく金子・小山議員とともに調査委員に加わつていた。右の提案についても賛否両論が対立したが、採決の結果、出席議員二六名のうち賛成者が一一名にとどまつたので成立しなかつた。ついで一本町長は原案について第一次会採決を強行、一五名の賛同をえて可決に持ちこんだのである。第二次会にはいってからも、明治地区的委員を抜きにした調査委員会は機能を欠くとする反論が出たが、町長は「高等学校設置ニ関スル委員ハ町村制第六九条ニ依ル委員ニシテ町長ノ補助機関ナレバ決シテ機能ヲ欠クモノデナイ」との見解で押しきり、再び決を採つて一五名の賛成をえた。葉山議員がこの採決に異議をとなえるとともに、議場は騒然として混乱状態におちつた。そして議（町）長

が傍聴者の退場を命じると、反対派議員一名も退席してしまった。それでも議長は第二次会で原案が可決されたとし、引き続き確定議として第三次会の採決を断行した。残った一五名はもちろん原案に賛成した。なお、この議案に関連して、先に議決した起債の変更の件も可決された。二口に分けていた起債を八万円の一口に改め、その条件を当初の五万円口の条件（年利五分・一九年賦償還）に統一したのである。

一方、途中退場した一一名の議員たちは、ただちに県庁へおもむき、特設校のための起債を許可しないよう陳情した。金子議員が県議を兼ねており、かつ彼の属する政友会が県会における多数派であるという事情にかんがみ、陳情が有効であると見込んだのであろう。こうして、反対派は特設校推進派およびこれに同調する一木町長と決定的に対立した。一二月なればにいたり、県当局は次のような条件に基づいて双方が歩みよることを勧めた。

- 一、昭和八年度特別税戸数割の一戸当たり平均額を七年度よりふやきないこと。
- 二、特設校の総工費を八万円から六万円以内に節減すること。

### 三、特設校の敷地を変更すること。

そこで、藤沢町側では、両派から各三名の委員を選定し、右の条件に即し折衝することになった。しかし、一木町長は正式に折衝委員会を招集せず、もっぱら促進派の委員に三条件を納得させることに努めた。というのは、県内務部長から、金子議員が既に三条件に同意したと知られていたからである。促進派も結局三条件を基本的に容認したが、それと同時に折衝委員としての職務は消滅したと判断した。町長もこれを了解し、ただちに昭和八年度予算案を編成した。それに高等小学校新設に関する費目を盛りこんだことはい

うまでもない。しかし、反対派は県が提示した条件はあくまでも協議の材料であり、具体的な結論は折衝委員会で出すべきだというたてまえを崩さなかつた。そして、八年一月下旬に予算案が内示されると、教育関係費に焦点を合わせてそれを批判し、さらに一木町政およびそれに同調する特設校促進派を激しく攻撃した。

**議員殴打事件と善後策** 以上のような状勢のもとで、二月二十五日に開かれた町会は最初から険悪な雲行きを示した。最も重要な議案である昭和八年度予算案については、投票によつて決めた一五名の委員に調査を付託することになった。委員のうち特設校反対派は金子・雨谷・三觜・広瀬・丸屋の五議員であつた。委員会の審議は、これら少数派の意見をめぐつてかなり紛糾したらしい。二八日午後一時に再開の予定であった本会議は、委員会の審議が当日午後までかかったので約三時間も遅れた。委員長（青木議員）は、審議の結果原案に加えられた若干の修正点について説明するにとどまつたが、金子議員をはじめとする反対派は、特設校問題に関する理事者側の一方的な処理に対し、あらためて疑問を投げかけた。このため当日は夜一〇時になつても議事がはからず、会期をさらに一日延長せねばならなかつた。

三月一日、開会に先立つて町長は兼子一郎議員の辞表提出を報告した。もつともこれは特設校問題とは無関係であつた。兼子議員は、すでに前年七月、「大和政治劇団」を組織し、大衆のための政治教育を目指す活動を開始していた。「婦選への前途」とか「選挙戦線異状なし」といった自作の脚本を、自ら舞台に立て演じたのである。地方の政治や選挙の実情に飽きたらず、自身の理想をこうした特異な方法で大衆に訴えようとしたわけである。

町会においては引続き八年度予算案の審議が行なわれ、やはり特設校問題が議論の焦点になつた。三時間余を経過した後、山崎元之助議員が、あらためて両派から折衝委員を出して妥協をはかるべきだと提言した。一木町長はこれを容れ、両派の交渉を期待して午後六時二五分休憩を宣した。その後におこった事態を町会『会議録』はつぎのように記録している。

議長休憩ヲ宣スルヤ間モ無ク、二十四番議員（関根守太）議席ニ着席ノママ「反対ニ誠意ガ無イカラ妥協ノ余地ハ無イ」ト發言ス。

十七番議員（小山正光）「誠意ガ無イトハナンダ」ト疾呼シツツ二十四番議員ニ迫ル。

二十四番議員（関根守太）起立シテ之ニ対ス。

之レニ統イテ十六番議員（三脛武雄）起立シテ二十四番議員ニ迫ル。

殆ド之レト同時ニ傍聴者ハ總立トナリ、其ノ一部ハ二十四番議員ヲ多人数ニテ乱打セリ。

議長（一木町長）起立シ、傍聴者ニ退場ヲ命ズ。

干時午後六時三十分

議長（一木町長）議場ニ臨席セル警察官ニ傍聴者ヲ退場セシムルコトヲ要求セリ。

傍聴者退場ス。干時午後六時五十分。

この事件で、妥協交渉は捨て去られ、五分後に審議再開となつた。その時、まず金子議員が緊急動議を提出した。前回の町会で特設校のための起債額を八万円と議決したのに、予算案では六万円に修正したことを見出し、理事者側が起債額の変更に関する議案を提出すべきだというのである。これに対し一木町長は、

六万円が県の内示にとどまり、まだ公文に接していないことを理由にして議案提出の意向がない旨を明らかにした後、議長として動議の採決を行なった。結果は「起立少数」で否決となつた。金子議員は理事者および特設校促進派議員が、反対派との妥協に努力せず一方的に押し通したことを遺憾とし、同じ明治地区選出の三觜・高橋・落合三議員と連名で辞表を提出して議場から去つた。これに統いて、反対派を支持していた小山・山崎・葉山・丸屋・広瀬・雨谷・山道の七議員も退席した。しかし、一木町長は残る一六議員のみで会議を続行し、問題の八年度予算案をはじめとして上程した一五議案全部を可決に持ちこんだのである。

右の町会が終わって間もなく、県当局は大蔵省に藤沢町の特設高等小学校に関する起債の認可を申請した。藤沢町の理事者が、前年一〇月の町会議決に基づき県へ申請していた起債額は八万円であったが、上述のような事情から、大蔵省への申請額は六万円に切り下げられた。大蔵省が遠からず認可することは確実であつた。しかし、明治地区の議員が辞職した後の町会内にも、なお、特設校に反対する議員は残つていた。一木町長は三月二十五日に促進派・反対派議員の協議会を開き、両派の妥協を実現するためには、さきに県が提示した条件にしたがい、敷地を変更することも止むをえないとの意向を表明した。変更先として候補にあがつたのは、鶴沼地区の字内田および長塚にわたる場所で、そこに田畠・山林計一町七反六畝余を借りることを予定した。関係地主は一六名、そのうちには促進派の関根守太議員もふくまれていた。もつとも、この敷地変更の方針によつて紛糾がおさまったわけではなかつた。一方、起債の認可は遅れて、五月はじめになつてもなお見当がつかなかつた。その間に、特設校促進派のひとり佐野薰司議員が一身上の都合で辞意を表明するという事態がおこつた。もし同議員が辞職すると町議の欠員が六名となるので、三ヵ月以内に補欠選

挙を行なわねばならないのである。このため、促進派の議員たちは佐野議員を極力慰留した。當時、反対派は任期の終わる一二月を待たずに辞職して町議選挙に持ちこむことも考慮していた。

**特設高等小学校着工** 五月一三日にいたり、ようやく内務・大蔵・文部三大臣の名をもって、高等小学校の特設とそのための起債に関する許可が下つた。許可期日は三月三一日（つまり七年度末）である。起債額は五万七〇〇〇円に更正減額され、これにともない、町側で計画していた一四教室のうち、特別教室の一部や雨天体操場を削つて一一教室とし、かつ単価を切下げことになった。また物理化学や手工用の器具類および博物標本の費用三〇〇〇円は、町の基本財産の運用によつてまかなうよう指示された。

一木町長は五月一九日に町会を招集し、特設校に関する諸議案を提出した。審議の過程では、反対派議員の質問をめぐつて若干の混乱があつたが、最終的にはいずれも原案通り可決された。起債にともなう八年度歳入出追加予算は、形式的には七年度予算の繰越になつた。起債額のうち三万一一〇〇円は七年度大蔵省預金部地方貸付資金の供給承認をえた。この分の利率は年三分二厘である。あとの二万五九〇〇円は神奈川県農工銀行からの借入で年利は七分五厘である。償還は二口とも八年度から二〇年間、九月・三月の二度に分けて行なうことになった。敷地は上述した鵠沼地区内に正式決定した。また町村制第六九条に基づき臨時高等小学校建築委員を置くこととなり、町長推薦で一五名の議員がこれに選ばれたが、その中には反対派議員ははいっていないなかつた。なお、六月一三日の町会で、委員の定数を二〇名にふやすことが決まり、議員二名と学務委員三名が新たに推薦された。同日、高等小学校建築工事請負に関する件も議決した。それに基づき一七日には指名業者の競争入札を行ない請負人を決定した。

町議改選と選挙違反事件 高等小学校特設問題は、以上に述べたような経過で一応落着した。九月一六日には校舎の上棟式が行なわれ、一木町長・町内各学校長・学務委員・町議等百余名が参列したが、特設校反対派の町議は結束して一名も出席せず、政治的にはなおしこりが残つていていた。あかもこの年の一二月二五日には町会議員の任期が満了することになつて、特設校問題のほとぼりがさめないうちに、それを材料にして町会における自派の勢力を伸ばそうとする動きが強まつた。たとえば、一〇月下旬、金子県議は地元明治地区の泉秋寺住職斎藤祐真師の質問に対し、「自分は学校反対のため先般町議を辞したが、今回の改選には奮闘して多数を獲得し、特設校の如きは廃止することに努力するつもりだ。」と声明した(『東京朝日新聞』昭8・10・28湘南版)。

これに先立つて一〇月一八日には葉山繁蔵議員が、町会を刷新するために町議改選を一一月中に繰りあげて行なうべきだと主張して辞職した。少数派の政友会系議員は、これに呼応して一齊に辞表を提出する構えを示した。一方、一木町長は、一年余にわたつて力を注いできた特設校が完成するのを待つて勇退する意向を固め、民政派議員もこれに同調する気配を示した。しかし、一般町民は特設校問題が政党抗争の種になっている実情を嫌い、次の町会にはそうした政争とは無縁の新人が出馬することを要望するようになつた。これらは、中央政界において政党が次第に自主性を失い、いわゆる「举国一致」の体制が強まつていたことの反映でもあつた。このため、藤沢でも従来政党色を明らかにしていながら、にわかに中立を標榜する議員があらわれる有様となつた。高等小学校の開校式は一月十四日に挙行された。その後、一木町長はなおその任に留まつたが、民政系議員は同月二八日に、選挙期日を早めるため一齊に辞職した。ところが政友派議員は

結局辞職に踏みきれず、任期一杯その職に留まることになった。したがつて町議改選の期日は早まらず、一月二十五日に施行されることに決定した。立候補者は新旧合わせて四六名で、選挙の結果次の人びとが当選した。

柳川精三・本荘林平・寺田忠義・鈴木政次・高山仙一郎・曾根田重治・斎藤喜十郎・白石鉄五郎・小川桂助・葉山繁蔵・丸屋弥太郎・斎藤清右衛門・小林彦・雨谷繁蔵（以上藤沢地区）、大沼誠三郎・竹内一良・高松貞夫・斎藤正夫・三觜武雄・小山正光・山上八造・加藤徳太郎・寺門正（以上鶴沼地区）、高橋藤次郎金子小一郎・山崎良一・高橋一雄・森谷龜吉・落合留吉・石井庄蔵（以上明治地区）。

右の三〇名のうち前議員は一〇名にとどまり、町会の構成は大きく変化した。しかし、このことは必ずしも町政刷新の方向に連なったわけではない。というのは、選挙終了とともに統々と違反者の検挙がはじまつたからである。検挙者数は実に四百余名におよび、新議員の中からも五名が罪に問われる状態となつた。そして、まず九年二月には大沼議員、三月には落合・本荘両議員、五月には山崎議員の罰金刑が確定し、それぞれ「一身上の都合により」辞職した。また、高山議員は第一審に不服をとなえて東京控訴院へ上告したが翌一〇年七月に有罪の判決が下り、さらに大審院へ上告したが一一月にいたり棄却と決定、同時に辞職せざるをえなかつた。なお、九年七月三〇日には、選挙違反で罰金に処せられた四百余名の罰金分納協議会が町役場で開かれた。当日の『横浜貿易新報』は、これを「世間には一寸珍らしい協議会」として扱つた。同紙によると、「（協議会に）集まる者、各部落罰金納付者の代表者數十名、年賦納付の案が決定されたらば、これを検事局に具申し、改めてこれが許可を乞ふ事になる」という。この結論がどうなつたかは明らかでない

が、当事者たちの選挙違反に対する意識の一端を示す動きといえよう。

一木町長の辞任 ところで、町議改選の結果政友派の勢力が伸びたため、町会における政・民両派の抗争は従来にもまして激しくなる状勢となつた。そして、一木町長が特設校問題についておもに民政派議員と手を結んできただけに、政友派の一木町政に対する反感は根強かつた。このため、町会の運営はとかく円滑を欠く傾きがあつた。また、一木町長就任以来空席のままになっていた助役の人選も、両派の思惑がからんで一向に進まなかつた。こうした事態に直面して、一木町長はいよいよ辞意を固めるにいたつた。その直接のきっかけになったのは昭和九年度予算案であった。同案は九年二月二十四日に開かれた町会に提出され、二〇名から成る予算委員会に付託して審議することになった。委員会は、役場費を原案の三万七一〇四円より三〇〇円減らすことについて、一木町長に予め内諾をもとめたうえで審議にはいった。ところが、三月一日、審議の最終段階で、政友派委員のうちからさらに一五〇円の減額要求が出された。一木町長はこれを町長不信の表明と受けとり、憤然と辞任の言葉を残して役場を去つたのである。同日午後二時過ぎに本会議が再開されたが、その時の出席議員は政友派の一五名、二時間余を経て中立派四名がこれに加わつたが、民政派は一齊に欠席した。そこで葉山議員を仮議長とし、九年度予算案ほか七議案を原案通り可決した。予算案については、委員会の審議が未了であったので、一、二の希望条件を付し原案通り執行することになった。一方、七年度決算については理事者に対する質疑の機会が失われたので、決算委員会が認定することはできなかつた。なお、審議終了後、三名の委員を定めて一応一木町長の慰留をはかることになったが、町長の居所が不明のため、中止するほかはなかつた。三月八日にいたり、一木前町長は藤沢町民に挨拶文を配布した。それ

は、町民が「愛町の心を以て町政に当たる人を町長に迎へねばならぬ」ことを強調していた。

## 第二節 政争の緩和・都市化の進行

### 一 第一次大野町政

**大野町長就任** 一木町長を辞任に迫りこんだ原因が、町会内における政派対立にあつただけに、早急に後任を決めるることは容易でなかつた。このため、またも町長職務管掌として神奈川県属斎藤道金を迎えることになつた。三月二三日、斎藤町長管掌のもとで招集された町会では、前回九年度予算決定の際に付された希望条件のひとつ—藤沢町農業技術員設置の件を決定し、これにともなう九年度追加更正予算も可決した。本会議散会後ただちに後任町長選考協議会にはいつたが、政友・民政・中立いずれも候補者難で結局は丸屋議員を委員長として全員委員会に付託、さらに地区別選考委員一五名（委員長葉山議員）を定めて候補者の人選を進めることにした。選考委員会は回を重ねたが、政友系委員は平塚第一小学校長三觜三郎を、民政および中立系委員は辻堂在住の元外交官大野守衛をそれぞれ推して相讓らなかつた。そこで、四月一一日の委員会では、双方ともに推薦候補者を捨てて新たに投票を試みた結果、金子角之助元町長に多数票が集まつた。しかし、中立派および民政派議員は、政友会の長老を今さら町長に推すことには強く反対した。そして、中立

派は、政党色のない円満な人物として、元藤沢税務署長横溝文淵を推す方針を立て、民政派議員もこれに同調することになった。政友派はあくまで抗争する構えで、もし金子候補を推すことが不利になつた場合は、さらに自派の新候補者を立てて局面を開闢しようと考へていた。こうした事態のために、四月一八日に開かれた全員委員会においても結論が出ず、あらためて一二名の選考委員を定めて問題を振出しに戻すことになつた。新委員は、政党色を持たぬ人物を選ぶことを主眼として協議をかさね、結局は大野守衛に候補をしぼることに落ちついた。同月二五日に全員委員会にかけて了承をえたうえ、選考委員が大野の意向を打診したところ、町会が全員一致で選ぶならばただちに応諾するし、また大多数の場合でも考慮するとの回答をえた。

大野候補は明治三九年外務省にはいり、第一次大戦後はハンブルグ總領事・ベルリン大使館参事官・スイス代理公使・オーストリア兼ハンガリア公使等を歴任、昭和八年五月に退官した。辻堂に桜花園岳遙荘と名づける邸宅を建てて来住したのは昭和七年七月一五日、したがつて、町長候補に挙げられた時には未だ公民権の取得に必要な期間（二年）を経過していなかつた。そこで、五月七日に開かれた町長選挙の町会では、まず町村制第七条第二項により、同氏に対する「公民権ノ制限特免ノ件」を審議し、全会一致をもつて可決した。ついで選挙を行なつた結果、有効投票二四票のうち一八票を獲得して大野候補の当選が確定した。残る六票のうち三票は山本松五郎、あとは金子角之助・雨谷繁蔵・高松良夫が各一票であつた。大野はこの選挙結果に基づき、翌八日、正式に町長就任を承諾したのである。

大野町長就任後最初の町会は五月二一日に開かれた。町長就任の挨拶に統いて、八年度歳入不足に対処す

るための予算措置を中心<sup>1</sup>に七議案を審議し、わずか一時間足らずで全部を可決した。さして問題になる議案が無かつたため、議長の提案説明に対する質疑は全く出なかつた。この間に、一方では上述した選挙違反の摘発が進行しており、そのことは町会の空気に微妙な影響をおよぼしたにちがいない。ついで六月二七日に開かれた町会においても、審議はきわめて順調に進行した。

**都市計画法の適用と県道整備計画** この町会に理事者が提出した議案のうちには、県道藤沢停車場—江ノ島線の改修および県道辻堂停車場—海岸線の新設方について、それぞれ県知事に陳情する件がふくまれており、ともに可決された。この時点における藤沢町の発展動向と課題をものがたる議案であるから、以下に引用しておこう。

〔議案第三五号〕 県道藤沢停車場・江ノ島線改修方本県知事ニ陳情ヲ為スノ件

本県道ハ藤沢停車場ヨリ江ノ島・腰越・鎌倉等著名遊覧地ニ通ズル重要路線ナルノミナラズ、近ク完成ヲ見ムトスル湘南道路ノ支線トシテ枢要ノ県道ナルニ拘ラズ、其ノ幅員僅ニ二間内外ニシテ從来既ニ甚シク狹隘ヲ感ジツツアリ。然ルニ最近当地方ニ於ケル人口ハ著シク激増シ、或ハ名士ノ居住スル者漸次其ノ數ヲ増シ、加フルニ多數ノ觀光團ハ四季ヲ通シテ來往シ、夏季ニ於ケル海水浴客及避暑客ハ是亦逐年增加著シク、交通ノ頻繁・各種自動車ノ輻湊益々繁激ニシテ、地元住民ハ勿論、外來者ノ被ル不便ト危険トハ甚大ナルモノアリ。本県道ノ拡張ハ地元民一同ノ熱望スル所ナルノミナラズ、當地方發展ト湘南道路ノ効果ニ影響スル所頗ル大ナルニ付、至急改修方本県知事ニ陳情スルモノトス。

〔議案第三六号〕 県道辻堂停車場・海岸線新設方本県知事ニ陳情ヲ為スノ件

昭和五年通常県会ニ於テ満場一致通過セル片瀬・大磯間四里ノ海岸道路ハ、世男に冠絶セル觀光道路トシテ既ニ完成ニ近ク、沿道市町村ハ市街地建築物法及都市計画法ヲ適用セラレ、更ニ県営水道ノ実現ニ伴ヒ、將ニ遊覧別荘商工都市ト

シテ発展ノ途上ニアリ。特ニ当町地内辻堂方面ハ最近著シク人口ノ増加ト別荘住宅ノ激増トニ伴ヒ名士ノ来往尠カラズ。且海軍演習地ヲ控ウル関係上大部隊兵員ノ往復少カラザルノミナラズ、高貴ノ御方ノ御往復及御宿泊等ヲ悉フスルコトモ稀ナラズ。然ルニ省線辻堂駅ヨリ湘南道路ニ通ズル路線ハ幅員僅ニ二間内外ノ町村道ニシテ、甚シク狭隘ナルノミナラズ、迂余曲折シテ一般交通ノ不便尠カラザルニ依リ、県当局ニ於テハ地方産業開拓ト湘南道路ノ支線トシテノ使命ヲ完フセシメンガ為、既ニ認定セラレシ府県道辻堂停車場・海岸線ヲ昭和九年度予算ニ之ガ新設費トシテ議決ヲ経ラレシト雖モ、工事未着手ノ儘、其ノ後該予算ハ削除セラレシト聞キ及ニ付テハ、至急之ガ予算復活ノ上、工事着手並ニ完成促進方本県知事ニ陳情セムトス。

両議案で触れている片瀬一大磯間の湘南（海岸）道路は、昭和五年に神奈川県が「時局匡救」土木事業のひとつとして計画し、同年の通常県会で可決されたもので、翌六年九月に着工、一〇年三月には完成する予定になつていた。県当局は、八年秋ごろにいたり、この道路を根幹にして湘南地方一帯に理想的観光地を造成する構想を固め、当時既に都市計画法を施行していた平塚市をはじめ、大磯・茅ヶ崎・藤沢・片瀬・腰越・鎌倉・逗子・葉山および三崎の各町を打つて一丸とする都市計画の推進をはかることにした。そこで、県都市計画課は各町に係員を派遣し、早急に都市計画法の適用を申請するよう勧説した。鎌倉・茅ヶ崎・大磯等の諸町にはいちはやくこれに応じる気運があつたが、藤沢町では事態がやや異なつていた。というのは、当時はまだ一木町長の在職中で、既述の高等小学校特設問題を契機とする政争が収まつていなかつたからである。八年一〇月二七日の『東京朝日新聞』（神奈川版）によると、藤沢町が「県係員の半ば強制的なしよう、ように対しても容易に動かない」のは、つきのような理由からだといふ。

一、藤沢町は健康住宅地として大發展を期している以上、将来のために都計法の実施は是非とも必要であ

るが、いまだ大部分が耕作地として現存している実情であり、何等都市的準備工作もすすめられていない際の急施は考慮を要する。

二、右大部分の耕作地は、種々複雑な事情のため境界等も混乱し、不分明の個所も少からず、現状のままで路線・建築線等の設定は苦情続出ほとんど実施不可能である。

三、都計法によれば、補助金の交付なく又低利資金借入の途も断たれるので多額の町費を要する。

四、故に耕地整理により部分的に区画を整頓し、適当の時期を見て実施するも遅くはない。

このような時期尚早論は、特設校問題にからんで一木町政との対立を深めていた議員たちの間から出たのである。しかし、藤沢町の中心部はもとより、鵠沼や辻堂方面も住宅地あるいは遊覧地として急速に都市化の方向をたどっていただけに、都市計画法の適用に積極的に賛同する空気の方がむしろ強かった。そして、一月一七日にいたり、一木町長は町会に次のような諮問を発した。

「本町ハ交通・衛生・保安・経済等ニ関シ永久ニ公共ノ安寧ヲ維持シ、又福利ヲ増進スル為、都市計画法ノ適用方ヲ内務大臣ニ申請セムトス。

右即日意見答申セラルベシ。」

この日、反一木派議員が一斉に欠席したため、尚早論は議場に出ず、出席した一五名の議員は一致して内務大臣への申請に異議ないむねを答申したのである。都市計画法の適用が正式決定した時には、町議改選が済み、また一木町長は辞任していた。九年五月七日、斎藤町長管掌のもとで開かれた町会において、町長選挙に続き都市計画神奈川地方委員の選挙を行なった結果、高橋一雄・金子小一郎・斎藤正夫・斎藤清右衛門・

小山正光の五議員が当選した。こうして、大野町政にとっては、都市計画を具体的に推進するための軌道が敷かれていたわけである。したがって、上述した県道二路線の改修および新設に関する陳情の件に対しても異論の余地がなかった。県側がこれらの道路工事に着手するまでには、なおかなりの月日を待たねばならなかつたが、その経過については後にあらためて述べることにしよう。

助役・収入役の決定 大野町長の就任後二カ月余を経た七月なればには助役候補者の選考がはじまつた。町会内に設置された委員会で検討した結果、まず元藤沢税務署長横山文淵と現収入役佐藤峰太郎とを候補に選んだが、最終的には横溝候補を推薦することになった。これにもとづいて、大野町長は同月三一日の町会に「助役推薦の件」を提案した。町長が推薦の理由を説明したのに対し、小川議員が「横溝氏ニ就テハソノ選衡ニ付何等ノ策動モナク、然モ最モ公平ナ立場デ推薦致サレマシタ事故、町民一般モ誠意ヲ以テ認メテ居ルコトグラウシ、我々町會議員全員ニトツテモ御異議モナイモノデアリマス故全員ノ御賛同ヲ切ニ希望致ス次第デス」と述べた。ほかの議員もこの発言の趣旨に異存はなく、採決の結果、全員一致で横溝助役の就任を可決した。一本町長の時代には政争の影響で候補者の推薦すら行なわれなかつた助役の人事が、新町長のもとで円満に解決したのは、町会が挙げて大野町政に協力する姿勢をとつたからである。そこには、政派問の泥試合に飽きた一般町民の意向も反映していた。つきの課題である収入役の人選は、民政・政友両派の首脳がそれぞれ候補を立てたためにやや難航したが、九月なればにいたり、佐藤峰太郎前収入役を「代理」としてその任に充てるということで妥協が成立した。佐藤「代理」は一年を経て正式の収入役になつた。

県道辻堂線の開通 昭和一〇年一月、辻堂停車場—辻堂間の県道新設がようやく具体化される見おどしと

なつた。この件については、前年六月に町会の議決にもとづき県知事に陳情して以来、地元の高橋町議らが極力奔走していたのである。ところが、いざ実現という段になると、そのための町費負担の程度が問題にならざるをえなかつた。一月一六日、町会の道路委員会において、同路線新設のために要する用地買収費約二万円と物件費五千円のうち、町費による補助金を八八〇〇円とする案を検討したが、町財政の実情からみてこの補助率は過大であるとの意見が強く、翌日の町会に提出する議案としてまとまるところまでいかなかつた。その後、さらに委員会で協議した結果、町費支出額を六〇〇〇円におさえ、残額は県からの補助と地元（辻堂）の寄付によるという案に落ちついた。そこで、大野町長は同月二十四日開催の町会にこの件を提案し、全会一致で議決されたのである。その際、六〇〇〇円の調達方法については、小川桂助議員が、これを「起債トナシ年賦トルナラバ、一年約六、七百円ノ少額」でこと足りるから、予算的に何ら支障はなかろうとの意見を述べたが、理事者側も基本的に同じ考えであつた。大野町長は、ただちに県当局と折衝して起債の許可をえようとしたが、県側は、藤沢町の財政事情にかんがみ、これを認めなかつた。昭和三年度に町営住宅建設のために起債した資金の一部や、二年度に塵芥焼却場設置のために起債した資金の全部を、目的外の一般町費に充当してしまつた事実があり、また、当時から町財政が連年赤字を示しているという事情もあるので、財政をたて直す見透しがつかない限り、新規の起債は許可できないというのである。なお、藤沢の町税賦課率が県下各町村の平均より低いことも、県当局としては不満であった。理事者側は、やむをえず、上記県道のための町費支出額を四〇〇〇円に削減し、これを一般町費から捻出する方針を定めた。そして、二月二六日開催の町会に、一月二十四日の議決事項（町費支出額を六〇〇〇円と決定した）更正に関する議案

を提出し、同時に提出した昭和九年度追加更正予算案および一〇年度予算案の中にそれぞれ二〇〇〇円の町費支出を計上したのである。二〇〇〇円を節減するためには、道路の幅員を当初案より狭めることによって用地買収費を八二二円浮かし、一方、県の道路費による補助の五〇〇円追加と一般寄付六七八円の増額を予定した。起債から一般町費の支出へ切替えたいきさつや、そうした措置の是非については、予算案の審議にからんで激しく論議されたが、最終的には理事者側の方針が認められるにいたった。用地買収が済んで県の工事がはじまつたのは四月、開通のはこびとなつたのは八月下旬である。有効幅員七・五メートル、延長一〇二〇メートルの新しい県道が、辻堂駅前をはしる第一号国道と湘南海岸道路との間を結んだわけである。

昭和一〇年度予算案をめぐつて 昭和一〇年度予算案には、町財政の再建をはかるうとする大野町政の志向があらわれていた。従来、やや安易に起債に頼っていた点をあらためて増税を断行することにしたのである。原案によると、一〇年度予算総額は二七万二四〇八円で、九年度当初予算に比し四万六〇六五円の増加であるが、九年度の最終的な更正予算額二八万一一七一円とくらべれば却つて八七六三円の減少となつている。歳入面においては九年度の町税が一三万二八七五円であったのに對し、一〇年度は一五万六八三四円を計上している。二月二〇日現在、過年度の町税滞納額が四万五七五〇円に達している事實をあわせ考えると、一〇年度の増税が町民にとつてかなりの負担になることは明らかであつた。理事者側の原案説明に対しでは、

「本案ヲ検討シテ見マスルニ、増税ヲ計画セラレシハ単ナル薄弱ナ理由カラデハナイ、又新規事業ニ充當スル為デハナク、此處ニ提出サレタ予算案以上ニ緊縮スルコトヲ私ハ認メルモノデアリマス。故ニ町民モ町当局モ手鍋下ゲテモト

云フ心持デ行カナクテハナラナイト思ヒマス。……」（小川議員）

というような好意的意見も出たが、一方では、増税のかわりに町有地を売却すべきではないか（金子議員）とか、藤沢高等女学校を県へ移管し町費の節減をはかるべきである（小山・曾根田議員）とか、あるいは、学校教員中の高齢者を入れかえて給料の減額をはかつてはどうか（葉山議員）といった。増税を回避しようとする意見も少なくなかつた。前述した県道辻堂線の敷地買収費予算もおもに増税案との関連で問題になつたのである。二日間にわたる論議の末、原案は全員参加の予算委員会に付託されることになり、委員長には丸屋弥太郎議員が選ばれた。ちなみに、三月一日の『横浜貿易新報』は、こうした町会の動向を伝えるとともに、「藤沢二万の町民が刮目す可きは町会に潮流する一部の悪傾向で、理事者苛めがその本能かと思はせ、今期の予算会に当つても恰も増税案に姿を借りて単なる町長苛めに貴き町政参与の時間を費して居る感さへあり」と評している。

予算委員会は三月一～三日にわたつて開かれ、最終的には増税額を原案の約二分の一に削減する修正案を決定した。この線については、丸屋委員長があらかじめ大野町長の了解をえておいたのである。町税收入の削減に対応するため、歳出面においても、役場費・土木費・尋常および高等小学校費・高等女学校費・汚物掃除費・勧業諸費等についての節減が行なわれたが、県道辻堂線に関する予算は原案のままで残された。ここで、町税予算の原案および修正案を前年度予算と対比してみると次表のごとくである。地租付加税以下五税目については原案に予定されていた制限外課税を中止することとし、特別税戸数割は原案で一戸平均一五円六九銭強であったのを修正案では一五円一六銭四厘にまで切下げた。その結果、町税收入は原案より七〇

昭和10年度町税予算の原案・修正案

税 目	A 原 案	B 修正案	C (A-B)	D 前年 度 予 算	E (A-D)	F (B-D)
1. 地租付加税	15,876	14,433	1,443	13,402	2,074	1,031
2. 特別地租付加税	786	714	72	673	113	41
3. 営業収益税付加税	6,534	5,940	594	4,040	2,494	1,900
4. 県税家屋税付加税	10,230	9,300	930	8,544	1,686	756
5. 県税営業税付加税	5,197	4,950	247	4,833	364	117
6. 県税種々付加税	36,007	35,018	989	31,033	4,974	3,985
7. 特別税戸数割	81,604	78,855	2,749	69,750	11,854	9,105
8. 特別税屠畜税	600	600	0	600	0	0
計	156,834	149,810	7,024	132,875	23,959	16,935

二四円の減少となるわけだが、それでも前年度にくらべれば一割三分弱の増加である。このようない修正をえたので歳入予算高は二六万五三八四円、歳出面では経常部一七万八〇二七円（原案より二三九三円減）、臨時部八万七二五七円（四六三一円減）となつた。修正予算案は三月五日に再開された本会議において多数をもつて議決された。

四件の重要な建議 この日、斎藤清右衛門議員は葉山繁蔵ほか一議員の賛成をえて次のようない四件の建議案を提出、全会一致で可決された。

一、引地川ニ河川法準用方陳情ヲ為スノ件

本町地内引地川ノ流域ハ一・五方里、流路二里半ニシテ年々多額ノ町費ヲ投ジ之ガ改修ヲ為シツツアリ。然ルニ町財政ノ関係上、下流ハ改修セラレシト雖モ未だ根本的ナル能ハサル状況ナルニ併リ、河川法ヲ準用シ農費河川トセラレムコト神奈川県知事ニ陳情ノ為、陳情委員ヲ設置セラレタキコト。

一、藤沢高等女学校移管ニ關スル件

本町立藤沢高等女学校ハ昭和三年四月実科高等女学校ヨリ昇格セラレタルモノニシテ、爾来内容ノ充実ニ伴ヒ隆盛ニ向ヒツツアリ。現在

生徒数ハ三百二十人ノ多數ニ達シタリト雖モ、時代ノ趨勢ニ鑑ミ之ヲ県ニ移管スルノ急務ナルヲ認ムルヲ以テ、県移管方神奈川県知事ニ陳情ノ為、陳情委員ヲ設置セラレタキコト。

#### 一、消防組織改革ニ関スル件

県営水道工事ハ近ク完成ノ上、本年七月頃ヨリ通水セラルトノ趣ナルニ依リ、各地方共相当多數ノ消火栓設置セラルモノト認ムルニ付、從来ノ本町消防組織ハ之ヲ改革スルノ要アルモノト認ムルヲ以テ、之ガ調査研究ノ為、調査委員設置セラレタキコト。

#### 一、区長及区長代理者設置ノ件

昭和三月七月、区長及区長代理者設置規程設定セラレシト雖モ目下欠員中ナリ。然ルニ其ノ性質ニ鑑ミ、町政事務処理上、其ノ必要ノ有無ニ関シ調査研究ノ為、調査委員ヲ設置セラレタキコト。

これら四件のそれぞれに関する陳情委員または調査委員は、三月一五日の町会において選出された。第一の建議で問題になっている引地川の改修工事は、昭和九年度に県費補助による災害復旧土木事業として、東海道線ガード下から鶴沼下の沢耕地整理地区内の堀川堰までの間の延長七五〇メートルを施工する計画が決定していたのだが、町費支出の見込がつかなかつたため、この時期になつてもなお未着工という有様であつた。そこで、理事者側は、県当局の了解をえて、工事を翌一〇年度に繰延べることとし、これに必要な予算措置を、やはり三月一五日の町会にはかつた。その審議は少なからず難航したが、同月一八日の再開本会議でようやく原案どおり承認された。建議は、こうした実情にかんがみ、引地川改修のためさらに町費負担を重ねることを避けたいとの趣旨から提出されたのである。しかし、その後、県に対して陳情し、県参事会から内務省へもこれを通じたが、引地川に対する河川法準用は認められなかつた。なお、前記の工事は一一年

一月にいたって開始され、四月下旬に竣工のはこびとなつた。

第二の町立藤沢高女の県移管促進に関する建議もまた町財政の窮状に関連していた。昭和八年度決算によると、同校の経費支出総額二万三三五〇円余に対し、収入は授業料一万四九五六円、その他三〇九円で、これに県費補助金五五〇円を加えても、差引七二三六円余の赤字であった。苦しい町財政のもとでこのような負担を重ねていくことを避けるための方策として県への移管が問題になつたのである。ところが、同校は、昭和三年四月、旧実科女学校から昇格する際、特別教室（物理教室・博物教室および準備室）を増設するという条件で認可を受けたにもかかわらず、まだそれを実現していなかつた。そこで大野町長は、移管を促進するためにはまず特別教室を建てるという方針を決定し、一〇～一年度の継続事業でこれを実施することにした。建築費は五五〇〇円とし、一〇年度予算案には三五〇〇円を計上した。これに対し町会の予算委員会は、総額を五〇〇円、一〇年度支出を二五〇円だけ削減したうえ、「目下同校県移管問題ノ起リツツアル折柄、来ル本年七月末日迄工事着手ヲ延期スルコト。但シ本年七月末日迄ニ県移管ノ具体化セザル場合ハ直チニ工事ニ着手セラルルコト」という希望条件をつけた。つまり、特別教室を建設しないうちに移管が実現することを期待したわけであり、前掲の建議も明らかにこれと結びついていた。しかし、移管は七月末までに決まらなかつたばかりでなく、その後も実現の見とおしがつかなかつた。

**町財政の再建整理** 昭和一〇年度予算が成立した後になつて、九年度歳入不足が一万八〇一五円余に達することが明らかになつた。そこで、理事者はこの不足分を一〇年度歳入からの繰上充用によつて補うとともに、一〇年度に辻堂の町有地および石名坂隧道敷を一万五二四円で売却し、かつ過年度町税の徴収目標額を

当初予算より七六〇〇円引上げて一万九六〇〇円とするにし、五月二八日開催の町会にはかゝて承認された。この町会では、町営住宅および旧公設市場の建物を売却する件も議決された。『現在の藤沢』(加藤徳右衛門著)によれば、町営住宅は、関東震災の直後、簡易保険局からの融資によって南仲通に一棟(延一七八・五坪)、辻堂に七棟(八七・五坪)、馬久保に七棟(一〇二坪)、また県からの融資で御殿辺に一棟(三〇坪弱)を建てた。馬久保の分は昭和六年に売却処分したが、残る一九棟については、数年来家賃の滞納が累増し、また、借入資金の償還が町財政にとってかなりの重荷になっていた。大野町長は、このような状態を打破するため、一〇年度に町営住宅をすべて売却し、その代金を借入金の繰上償還にあてるにしたのである。

七月はじめには、市制町村制の改正が行なわれ、租税滞納処分中の者は、市町村の名誉職に就くことができず、また府県会議員の被選挙権を認められないことになった。これにともなつて施行令も改正され、市町村税等の滞納処分を厳重に実施するため、市町村で関係条例を定めることになった。藤沢町では、県が定めた準則にのつとり次のような条例案を作成し、九月二七日の町会に提出した。

藤沢町々税其ノ他諸収入金督促及滞納処分ニ関スル条例

第一条 町税ヲ定期内ニ完納セザル者(市制町村制施行令第五十三条ニ依ル徵收義務者ヲ含ム、以下同ジ)又ハ町税右諸収入金ヲ定期内ニ完納セザル者アルトキハ、町長ハ遅クトモ納期限後三十日目迄ニ督促状ヲ発スベシ

第二条 督促状ニ指定スル納期日ハ七日以内トス

第三条 督促状ノ指定期限迄ニ滞納金及督促手数料ヲ完納セザルトキハ、町長ハ四十日以内ニ滞納処分ニ着手スベシ

第四条 督促状ヲ発シタルトキハ一通ニ付手数料金二十銭ヲ徵収ス

第五条 町外ニ在ル滯納者ニ対シテハ前条ニ依ル外、脚夫ヲ以テスル場合ハ其ノ里程に応ジ一里毎ニ金三十錢ヲ、郵便ヲ以テスル場合ハ其ノ実費ヲ増手数料トシテ徵収ス

第六条 督促手数料・滯納金ト同時ニ之ヲ徵収ス

附 則

本条例ハ公布ノ日ヨリ之を施行ス  
本条例施行ノ際現ニ滯納セルモノニシテ未ダ督促状ヲ発セザル者ニ対シテハ、本条例施行ノ日ヨリ遅クトモ四十日迄ニ之ヲ発シ、其ノ指定期限迄ニ滯納金及督促手数料ヲ完納セザルトキハ昭和十一年三月三十一日迄ニ滯納処分ニ着手スベシ  
本条例施行ノ際既ニ督促状ヲ発シタル者ニシテ未ダ滯納金及督促手数料ヲ完納セザル者ニ対シテハ、昭和十一年三月三十一日迄ニ滯納処分ニ着手スベシ

藤沢町における租税滞納の実情からみて、この条例の規定がきびし過ぎることは、議員だけではなく、提案した理事者側でも認めていた。しかし、国の法令に準拠した議案であるため、反対や修正の余地は無く、結局は原案どおり可決せざるをえなかつた。同時に、町税等の滞納整理事務に当たるべき吏員として、書記二名・書記補五名を増員する件も議決された。

右の条例の施行にともなつて、町税の徵収と滞納整理がかなり強硬に行なわれるにいたつたことはいうまでもない。そこで、大野町長は、これを契機として町財政の建て直しをはかる方針を固めた。それを具体化した藤沢町財政整理計画は一一月二〇日の町会で正式に決定した。当日の議事録によると、理事者側は予め議員に配布した『計画書』にもとづいて詳細に説明したことになつてゐるが、遺憾ながら『計画書』は残つていなないし、それに関する説明も記録されていない。したがつて計画の全貌は明らかではないが、要する

に、財政整理資金として新たに五万七〇〇〇円を起債し、それによって償還が延滞している旧債を整理し、また、さきに過年度町税の徴収予定額を大幅に引上げたのを当初予算のそれに戻すことを目ざしたのである。起債については、あらかじめ県当局の了解をえていたらしい。起債方法は公債の発行募集により、利率は年六分以内、発行の月から一年三月まで据置き、一一年度以後一九カ年に毎年二回（九月・三月）の抽籤により償還することとし、償還財源は町税その他一般歳入をもって支弁することを予定した。理事者は、こうした条件による起債と、それにともなう一〇年度追加更正予算とに関する議案を町会に提出し、可決をみたのである。

県を通じて内務・大蔵両省へ申請した起債に対する認可がおりたのは一一年七月三〇日で、起債額は結局四万八四〇〇円に削減された。したがって、公債発行日は同年九月一日、据置期間は一二年三月末まで、また償還期間は一八カ年にそれぞれ改められた。なお、一〇年度および一一年度予算に所要の修正を加えたことはいうまでもない。このように当初の計画は若干変更されたが、町財政整理の基本方針には変わりがなく、一一年度中に町財政の赤字は一挙に克服されるにいたった。

町議の補欠選舉 昭和八年一二月に行なわれた町会議員選舉の際におこった選舉違反事件は、関係被検舉者が四〇〇名を越え、また警察における拷問が問題になつたこともあって、地元だけにとどまらず全県的に注目を浴びた。当選者のうち事件に連座した大沼・本荘・山崎の三議員は九年二し五月にあいついで辞任し、一〇年二月には落合議員も退いたが、高山議員は訴訟をおこし、最終的には大審院にまで問題を持ちこんだ。しかし、一〇年一月九日、大審院で上告棄却を言渡され二〇〇円の罰金刑を受けることに決定した

ため、議員資格を失うにいたつた。この間、一〇年七月には、町内の感應院寺有地売却問題に絡んで同院住職とともに藤沢署へ召喚、取調を受けていた白石議員が、「健康勝レザル」ことを理由にして辞任していた。こうして任期の三分の一を経過しないうちに、町会に六名の欠員を生じたため補欠選挙を行なうことになったのである。

選挙は一月十八日に告示、同月二六日に実施された。立候補者は一〇名を数えたが、つぎの人びとが当選した。

端山平司（大庭）・諏訪浅吉（西富）・広瀬久（藤沢）・石井茂（辻堂）・石井光三（藤沢）・中田吉堯（藤沢）

諏訪は元議員、広瀬は前議員であるが、あとの四名はいずれも新顔である。また政派別にみると、端山・

石井（光）両議員が政友系、石井（茂）・中田両議員が民政系、諏訪・広瀬両議員は中立である。

県道江の島線の改修 湘南遊歩道路と藤沢町とを結ぶ道路として県道辻堂停車場—辻堂線が一〇年八月に開通するにいたつたことは前述したが、これとならんで地元民が強く要望していた県道藤沢停車場—江の島線の改修については、実現の見透しが容易につかなかつた。そのため、とりわけ大きな問題になつたのは、同路線が東海道線と交差する藤沢駅東の踏切（江の島道大踏切）における交通渋滞である。この問題について、一〇年五月二八日の藤沢町会では、大野町長から提出したつぎのような議案を可決した。

#### 江ノ島大踏切ニ関シ陳情ヲ為スノ件

省線藤沢駅管理江ノ島道大踏切ハ本町市街地ト海岸別荘住宅地及江ノ島・鎌倉方面ニ通ズル主要県道ノ横断個所ニシテ人車馬ノ交通極メテ頻繁ナルノミナラズ、列車ノ通過ニ伴フ踏切閉鎖モ亦極メテ頻繁ニシテ、一般交通上ノ不便ト危険

ハ甚大ナルモノアルニ因リ、交通上ノ便宜ト危険防止ノ為適切ナル施設ヲ講ゼラレムコトヲ其ノ筋ヘ陳情スルモノトス。

本件陳情ハ五名ノ委員ヲ設ケ、陳情書ヲ作製シ且ツ実行スルモノトス。

一方、神奈川県土木部においても、湘南遊歩道路を沿線町村の振興に役立たせるというたてまえで、藤沢停車場—江の島線（以下、江の島線と略称）とこれに接続する片瀬—鎌倉線との二路線の改修を昭和一一年度に実現することを目指し、一〇年五月ごろから設計の検討にはいっていた。六月二〇日、県の目黒道路課長・田畠技師らの一行が藤沢土木出張所を訪れ、江の島線の現地視察をとげたが、その時、県当局は既に改修について二つの設計案を準備していた。両案ともに本町通りの寿町地区を起点とし、既設路線の東側を南へ向って竜口寺前付近へ出ることになっているが、第一案は東海道線を横ぎつてから旧路線と境川のほぼ中間をつらぬくのに対し、第二案は途中から境川の東岸沿いにはることになっていた。なお、予定路線が東海道線を横ぎるのは、前述の江の島道大踏切からやや東寄りに位置する「若尾踏切」の個所であったが、県土木部の設計案によると、そこは地下道に改めることになっていた。

県側のこうした動きにともなって、江の島線の改修実現に対する関係地元民の期待は一段と強まり、七月はじめには、藤沢・片瀬両町の町民有志の間に、江の島線改修期成同盟を結成しようという動きも現われるにいたった。これと前後して、片瀬—鎌倉線の改修についても、鎌倉町をはじめとする地元住民の熱意が急速に盛りあがった。そして九月下旬、これら地元民の要望を背景に、県土木部は両路線の改修に関する一年度要求予算の審議にはいった。一〇月三日付の『横浜貿易新報』によると、県土木部は「面目にかけても

明年度に於いて（両路線改修を）実現せしむべく対策中」であり、「一方地元に於いてもこれを以て絶好の機会となし、期成同盟会を結成す可く、昨二日鎌倉町長は関係町長を歴訪し結成を急ぐことになった」。また、「此の空氣を察知した藤沢土木出張所長は鎌倉町長を訪ひ、折柄居合せし数名の有力町議と共に今後の運動方法を講じた」が、その結果、鎌倉町側から片瀬—鎌倉線の改修工事費の寄付や土地買収その他「工事施行上絶大なる援助をすべしとする言質を得た」という。同じ記事は、さらに、清川（鎌倉）町長が、「藤沢・片瀬間（江の島線）の工費五十万円に対する地元の熱意を確める可く」一両日中に具体案を携えて大野藤沢町長を訪れて諸般の打合わせを行ない、その後は「当局に向って猛運動をする外、同方面に居住する内務省土木局主腦者をも歴訪、側面運動をすることになり、湘南一帯が一丸となつて目的達成に邁進することになつた」と報じている。県土木部と地元とのこのような協力が効を奏して、一一年度の県予算案には両路線の改修費（一部起債による）が計上され、一月一八日から開かれた県会において可決をみたのである。ただし江の島線の改修は二年繼續事業となつた。

これに先立つて一〇月二九日に開かれた藤沢町会では、江の島線改修に関しつぎのような意見書を県知事に提出することが決まった。それは、道路委員の丸屋弥太郎議員が金子小一郎ほか七議員の賛成をえて町会に提出し可決された建議案にもとづくものであった。

#### 意見書

府県道藤沢停車場・江ノ島線ハ東海道国道及省線藤沢駅ヨリ江ノ島、鎌倉等著名觀光遊覽地ニ通ズル重要路線ナルノミナラズ、湘南道路ニ通ズル幹線路トシテ極メテ枢要ナル府県道ナルニ拘ラズ、幅員僅ニ二間内外ニシテ迂余曲折甚シク

一般交通上ノ危険ト不便トハ甚大ナルモノアルニ願ミ、今般本府県道改修方御考量中ノ趣ニ聞及ビ寔ニ時宜ヲ得タル御計画ト被存、当町トシテハ極力其ノ実施ニ協力致スニ各ナラザルモノナリ。然ルトコロ県当局ニ於テ御選定ニ係ル第一案路線（都市計画路線）ハ本町鶴沼地内別荘地帯ヲ貫通スルモノナルヲ以テ敷地ノ買取上極メテ至難ナル事情アルモノト認メラレ、第二案路線ハ低湿ナル水田地帯ヲ貫通スルモノニシテ改修後ニ於ケル沿道ノ發展ハ甚ダ覚束ナキモノト思考セラレ、彼是ノ事情ヲ綜合シテ按スレバ乍遺憾右第一案路線及第二案路線ハ共ニ地元住民ニ於テ多ク期待セザル所ナリ。反之本町鶴沼地内砥上裏附近ヨリ江ノ島電車線路ニ沿ヒ境橋附近ヨリ片瀬町ニ通ズル様路線ノ変更ヲ見ルニ於テハ地元住民ハ右道路敷地ノ一部無償提供ノ熱意ヲ以テ新道路ノ實現ヲ渴望セル所ナルニ付、所要経費ハ著シク低減セラルベク、且改修後ニ於ケル治道ノ發展モ亦期シテ待ツベキモノアルコト多言ヲ要セザル次第ナリ。

上述ノ理由ニ依リ当局ノ計画路線ヲ特別ノ御誼議ヲ以テ地元ノ熱望御酌取ノ上、別紙図面第三案路線ノ通変更セラレム

コトヲ切望ス。

右町村制第四十三条ニ依リ意見書提出候也。

県当局は右の意見書の趣旨を一応考慮し、一月下旬には関係技師等を出張せしめ、あらためて実地測量を行なった。その結果、藤沢町から出された路線案には県側の意向にそわぬ点があるとの理由で、最終的には第一案の鶴沼別荘地帯を貫く路線が最も妥当有利であるとの結論が下されたのである。同路線は當時すでに都市計画法によつて議定されていたのだが、遺憾ながらその期日は明らかでない。なお、同路線の敷地は別荘ないし住宅にかかるおそれがないことが実測によつて確認されたため、上掲意見書にいうような敷地買収の困難は避けられることになった。もつとも、その後、一一年度の県土木費に対する国庫補助の増額が決定したのを契機として、当初の設計は若干変更されたらしい。敷地買収が終わったのは七月末、買収費は約

八万円であったが、そのうち地元側がどれだけ負担したかは明らかでない。工事は九月下旬に片瀬町側から開始され、一二年秋にいたって竣工した。なお、県当局は一二年度にも同路線改修費の一部を起債によつてまかなつた。

**鵠沼県営プールの設置** 昭和一〇年七月、湘南海岸観光道路が完成した時点で開かれた都市計画神奈川地方委員会では、内務大臣の諮問に応じ、同道路沿いの藤沢・茅ヶ崎・平塚および大磯の都市計画公園地域を決定・答申した。その結果、藤沢地区では、観光道路の南側で、藤沢町の鵠沼・辻堂と片瀬町片瀬にわたる五四・四五ヘクタールが公園地域として指定された。そこで、県都市計画課では、次年度予算編成期をむかえた九月なればに、同課太田技師の設計にもどづき、鵠沼海岸県立公園化のための予算二万五〇〇〇円を要求した。九月二十五日の『横浜貿易新報』によると、設計の大要はつきのごとくである。

先ず引地川の河口変動なきやう設備すると共に、海岸には波浪を防止する砂丘をつくり、海の家附近にあるコイの池を改築して二千平方米の立派な池となしボート・魚釣りの遊びに供し(これは引地川の淡水を引く)、更に海水プールは此の池の東側に長さ五十米・幅二十五米の本格的な設計に依り設置し、海辺に井戸を設けポンプに依り海水を注ぎ、排水設備は工費一万円を計上して極最新式のものとする筈で、更に此の池・プール・海岸の間を緑化して一大楽園とする…。

このような計画を実現するためには、地元側に工費の三分の一程度を負担する用意と熱意が必要である、といいうのが県当局の意向であった。藤沢町としても、この公園計画を歓迎し、とくに海水プールの設置については、町会内の海水浴場委員会を中心になって、県に協力する気運を盛りたてた。しかし、一一年度県予算には湘南地方をおもな対象とした「風景地開発助成費」が僅か二五〇〇円計上されただけで、上述した公園

の計画を具体化することはできなかつた。

鵠沼海岸に海水プールを設置する計画が、あらためてとりあげられるにいたつたのは昭和一一年夏であつた。同年八月一日からベルリンで第一回オリンピック大会が開かれるに際し、国際オリンピック委員会が次回（一九四〇年）の大会開催地を東京と決定したことが大きな刺激になつたのである。湘南地方では、八月にはいると早くも四年後の東京オリンピックを目指して、ホテル建設の企図などが噂される有様になつた。そうした気運に乗つて、県当局は、鵠沼海岸公園建設の第一歩として、海水プール設置の計画を積極的に推進することになったのである。藤沢・片瀬両町においてもこれに対する関心がにわかに強まつたことはいうまでもない。藤沢町では、八月二六日の町会に、鈴木政次議員が寺田忠義ほか六議員の賛同をえて、次のような意見書を議長の名で県知事のもとへ提出することを建議し、全会一致で可決した。

### 意 見 書

藤沢町鵠沼海岸ニ県営プールヲ設置セラレムコトヲ望ム。

### 理 由

当藤沢町鵠沼海岸ハ風光明媚、海浜広々、海水ハ殊ニ清澄ニシテ水浴ニ適シ、交通機関ハ四通八達、東京駅ヲ距ルコト八十二粙一時間ニシテ達ス。鉄道省海の家開設ニ伴ヒ浴客ハ日々万を越ヘ殷賑ヲ極メツツアリ、実ニ湘南地帶ニ於ケル代表的景勝地ニシテ且ツ隨一ノ海水浴場ニ有之候。

加フルニ湘南遊歩道路モ開設セラレ、尚昭和十五年ニハ万國オリンピック大会ヲ吾ガ東京ニ開催被致候ニ就テハ之ガ練習場ヲ兼ネ是非共県営プールヲ設置セラレムコトヲ要望スルモノナルニ因ル。

右町村制第四十三条ニ依リ意見書提出候也。

一月はじめには、昭和一二年度県予算案に鵠沼ブール築造費が計上されたことが確実になつたため、藤沢町では同月九日の町会に大野町長から、「鵠沼海岸地内ニ県営ブール新設セラルル場合、該工事費トシテ昭和十二年度ニ於テ本町費ヲ以テ神奈川県ニ」五〇〇〇円を寄付するという議案を提出し、可決された。一二年度県予算案には、結局、「風景地開発費」（前年度は助成費）として二万六〇〇円、また「湘南観光道路舗装費」として一六万円が計上された。一一月二一日から開かれた通常県会における予算案説明の中で、

半井清知事はこれら二費目について、「湘南観光道路ノ舗装ヲナシ、尚同方面ニ海水プールヲ築造シテ湘南開発ノ一助」とするものだと簡単に述べただけであるが、これに対してもとくに異議をとなえるものはなかった。予算案は一二月一九日に県会を通過、また「神奈川県営水泳場使用条例」案も同日可決された。こうして、鵠沼海岸の県営ブール設置はようやく本ぎまりになつたのである。同ブールは一二年六月上旬に着工、八月中旬に竣工した。もっとも、同年七月七日の蘆溝橋事件にはじまつた日中戦争の本格化にともない、一年後の七月十五日、日本オリンピック組織委員会は東京オリンピックの返上を決定せねばならなかつた。なお、ブルはのちに藤沢町（市）へ移管されるにいたつた。

人口増加と小学校の増設 昭和一〇年一〇月一日に実施された国勢調査の結果によると、藤沢町の人口は五八八二世帯、三万一八四人で、昭和五年の国勢調査人口にくらべ九五七世帯、四九九五人の急増であった。交通の便がよくなるとともに住宅地開発が進行したからである。このような人口増加にともなつて就学児童数も当然急増傾向をたどつた。そこで、町理事者は一年秋ごろから小学校増築計画を準備しはじめた。ところが、一月九日の町会において、小山正光・鈴木政次・高橋一雄・石井茂の四議員が、曾根田重

治ほか一五議員の賛成をえて提出した建議案にもとづき、次のような「尋常小学校ノ件ニ関スル意見書」を大野町長あてに提出することを可決した。

意見書

一、鶴沼小学校改築ヲ機トシテ花沢町橋通り方面ヨリノ通学ニ便利ナル位置ニ移転シ、藤沢小学校入学児童ノ緩和ヲ計ルコト。

一、辻堂海岸ニ一校ヲ新設シ、明治校入学児童ヲ緩和シ、之レガ増築ヲ見合ワスコト。

理由

藤沢町ニハ現在藤沢・鶴沼・明治ノ三尋常小学校ヲ有スト雖モ逐年町勢ノ發展ト共ニ各校ノ入学児童増加シテ何レモ狭隘ヲ告ゲ、殊ニ藤沢小学校ノ如キハ現在四十三学級二千五百九十一名ノ児童ヲ収容シ、一部児童ハ使用ニ堪ヘ難キバラックニ於テ授業シツツアリ。仮ヘ右バラックク本校舍ニ改造シ尚相当ノ児童ヲ収容シ得ルトスルモ、一校ニ余リニモ多數ノ学級ヲ設クル事ハ其ノ統一監督ニ欠陥ヲ生ジ教育本来ノ目的達成上遺憾ナキヲ期シ難ク、文部省令ニ於テ学級制限ノ制ヲ設ケタルモ亦此ノ趣旨ニ外ナラズト信ズ。然カモ今日応急的ニ校舍増築ノ弥縫策ヲ講ジ一時ヲ糊塗シ得タリトスルモ一、二年ニシテ又忽チ校舍不足ノ事実ニ直面スベキハ火ヲ視ルヨリモ明カナリト言フモ過言ニアラズ。結局近キ将来ニ於テ一校新設ヲ要スルハ何人モ之ヲ否定シ得ザル可シ。聞ク処ニ依レバ町当局ハ目下各校ノ校舍増改築ノ立案中ナリト言フ。右計画ノ内ニハ緊急止ムヲ得ザルモノアル可シト雖モ、既ニ近キ将来ニ於テ一校新設ノ外ナキ事態ニ当面シ居ル折柄、増改築ノ実施ニ就イテハ慎重ニ考慮ヲ要スルモノアリ。寧ロ此際計画ヲ新タニシテ、一校新設ノ機運ヲ早メ根本的ノ対策ヲ樹立シ、以テ應急的施設ト近キ将来ニ於テ直面スベキ事態トヲ同時ニ解決スル一石二鳥ノ方策ヲ講ズルコソ町将来ノ為メ最有利ナリト確信ス。而シテ其ノ具体案トシテハ意見書ニ示ス如クナルモ、由來現在ノ三小学校ハ

町ノ現状ニ鑑ミ其ノ位置何レモ適當ナリト言ヒ難ク、従シテ町将来ノ發展性ヲ考慮シテ之レガ是正ヲ計ル事最モ肝要ニシテ今日ニ於テモ決シテ遲キニアラズト言フベシ。町当局ガ目下立案中ノ内ニハ鵠沼小学校ノ一部改築アリト聞クモ、鵠沼方面ノ現状ト将来トニ鑑ミ此機会ニ同校ヲヨリ中心ニ移転ヲ敢行シ、一層其ノ内容ヲ充実シテ将来ノ為ニ備フルノ急務ナルヲ信ズルト共ニ、更ニ辻堂方面ノ将来ヲ考慮シ此方面ニ一校ヲ新設シテ在住民ノ利便ヲ計ルハ同地方發展ノ為メニモ最モ有効適切ナル施設<sup>(マサ)</sup>ナリト信ズ。然ラバ藤沢小学校ノ極端ナル児童増加ヲ緩和シ得ルト共ニ全町児童ニ教育上ノ機会均等ヲ得セシメ、町将来ノ發展ニ対応スルニ足ルモノト言フベク、此ノ意味ニ於テ町当局ニ対シ慎重ナル考慮ト英断トヲ要望スルモノナリ。

以上ノ如ク将来ノ児童増加ノ趨勢ト町ノ發展性トニ鑑ミ、此際根本的対策ノ必要ヲ痛感スルモノナルニ因ル。

右町村制第四十三条ニ依リ意見書提出候也。

辻堂地区および鵠沼海岸地区の住民は、この意見書の趣旨を全面的に支持し、その早急な実現を促進するため、それぞれ地区住民連署の陳情書を町會議長あるいは議員一同にあてて提出した。辻堂地区住民からの陳情書によると、同地区の学童のうち五百余名は明治小学校へ通っているが、その途上には鉄道踏切や交通頻繁な国道があり、通学児童が事故にあう例が少なくないので、「之ヲ毎日往復スル児童ノ家庭ニ於テハ常ニ事故無カラン事ヲ祈願シ、帰宅シテ無事ナル児童ノ顔ヲ見ザレバ真ニ安心ナリ難キ有様」である。また、同地区から列車で藤沢小学校へ通っている児童は約一四〇名に達するが、この場合にもやはり交通事故等の心配がつきまとっているという。一方、鵠沼海岸地区住民の陳情書によれば、海岸方面あるいは橋通り、花沢町方面の発展にともなって学童も急増しているのに、鵠沼小学校が不必要な場所にあるため同校に入學する児童数はさしてふえず、藤沢小学校へ通学するものが急増して約二八〇名におよんでいるという。要する

に、辻堂や鵠沼における新興住宅街の発展によつて、旧来の地域区分に立脚した小学校の配置が適当でなくなつたわけである。

このことに関連して、やはり一月九日の町会に、曾根田議員が中田吉堯ほか五議員の賛成をえて提出した建議案が可決されたことも注目されよう。それは藤沢町内の尋常小学校の名称変更について、つぎのような意見書を町長あてに提出することを決定したのである。

#### 意見書

藤沢尋常小学校・鵠沼尋常小学校・明治尋常小学校ノ各冠称ヲ廃止シ、藤沢第一尋常小学校・藤沢第二尋常小学校・藤沢第三尋常小学校ト改称セラレム事ヲ望ム。

#### 理由

現在ノ各小学校名称ハ鵠沼・明治両村ノ合併以前ニ於テ命名セラレタルモノナルモ、既ニ合併後二十数年ヲ経過シ居ル今日、各部落每ノ名称ヲ附シツツアル事ハ児童ノ部落的觀念ヲ助長シテ教育上面白カラザルモノアルノミナラズ、将来小学校新設ノ都度其ノ名称ニ就イテ問題惹起ノ恐レナシトセズ、町将来ノ發展性ニ鑑ミ此際改称ノ急務ナルヲ信ズルニ因ル。

この意見書はただちに採択され、新学年つまり一二年四月一日から三尋常小学校の名称を改めることになつた。ところが、小学校の新設および移築を勧めた前掲意見書の趣旨を実現することは、町財政の実情からみて困難であつた。そこで、理事者側は町会内に設置された小学校々舎調査委員会と折衝して、何らかの妥協案をまとめようと努めた。一二年二月二三日に開かれた町会には一二年度予算案が提出されたが、その中には小学校新設に関する経費は計上されず、それまでに最終的結論が出なかつたことをものがたつてゐる。

そして、三月二五日開催の町会に、理事者はようやく「昭和十二年度尋常小学校新設費及高等小学校々舎増築費起債ノ件」を提案するにいたったが、その審議に先立つて、議（町）長は調査委員のひとり鈴木政次議員から出された建議案をとりあげ、それを可決に持ちこんだのである。建議は、前年一月九日の町会で議決した意見書を次のように改めるという趣旨のものであった。

一、藤沢尋常小学校ノ校舎増築ハ之ヲ中止シ、昭和十二年度ニ於テ藤沢地内ニ尋常小学校一校ヲ新設スルコト。

二、鵠沼尋常小学校ハ現状ノママ修繕補強ヲ為スコト。

三、県都市計画課発表ノ趣旨ニ依り辻堂・鵠沼ニ各一小新設計画ノ実現ヲ促進シ、遷延スル場合ニ於テハ町ニ於イテ其ノ実現ニ直チニ邁進スルコト（傍線部分は審議の結果削除することになった）。

鈴木議員の建議案が調査委員会と理事者側との妥協の所産であつたことはいうまでもなかろう。この妥協案を事前に知つた鵠沼海岸地区では、全住民の名でそれが「鵠沼海岸地域ノ發展ヲ阻止シ、藤沢町ノ發達ヲ阻礙スルモノナルヲ以テ絶対反対スルモノナリ」と決議し、総代三名が町會議長に陳情した。また、樋通り・花沢町方面町民も連署して「大局に立脚し万難を排して（鵠沼小学校の）移転断行に勇往邁進せられん事を」陳情した。これらの陳情は町會議場で報告されたが、議決を左右するほどの効果をあげることはできなかつた。そして、上記意見書の可決を前提にした「起債ノ件」も原案通り議決されたのである。起債額は一八万円、利率年四分五厘以内、借入先は大蔵省預金部その他、借入日から一三年三月まで据置き、一三年度以降一九ヵ年賦で償還するという条件であった。起債の内訳は一月はじめにいたり、大蔵省預金部一二万四〇〇〇円（年利三分二厘）、その他五万六〇〇〇円（四分五厘）と決定し、前者については据置期間が一三年

二月一日までに改められた。

新設の藤沢第四小学校の敷地は大字藤沢の中横須賀地区の畠約一町二反と宅地二一八坪余を買収、九月はじめて着工し一三年四月はじめに完成した。

日中開戦と藤沢町会 昭和七年の五・一五事件以来、中央政治における軍部の支配力は急速に強まつていいたが、一一年の二・二六事件は、その傾向にさらに拍車をかけるにいたつた。事件がおこる一週間前に行なわれた衆議院総選挙では、軍部追随の傾向を深めていた政友会が一七一議席を獲得するにとどまつたのに對し、民政党は二〇五名、社会大衆党を中心とする無産政党が二一名の当選者を出し、残る議席は昭和会二二、国民同盟一五、中立その他三二という構成であつた。しかし、事件後の三月九日、岡田内閣の後を継いで成立した広田内閣は、軍部と協調して、いわゆる「準戦時体制」を着々と固めていった。軍部大臣・次官の現役制（五月）、中国大陸・南方への進出と軍備充実に主眼をおいた「国策の基準」決定（八月）、日独防共協定（一月）、重要産業の統制強化、軍事費の大幅増額と大増税を中心とする一二年度予算案の編成（一月）等はその具体的な現われであつた。こうした状勢のもとで、軍部は九月に政党内閣の否定や議会権限の縮小を目指す行政機構改革の構想を提起するにいたつたが、これに対し、斎藤隆夫をはじめとする民政党代議士有志や社会大衆党は軍人の政治干与を排撃する立場から抵抗した。その対立は、一年末から開かれた第七〇議会において激化し、広田内閣は翌一二年一月二三日に總辞職に追いこまれた。後継内閣の組閣を命ぜられた宇垣一成は、陸軍の協力をえられなかつたために流產し、二月はじめに林銑十郎内閣が成立したが、政友・民政両党からの入閣者は無かつた。同内閣は三月末に「議会刷新」を目的として衆議院解散を断

行、四月三〇日に総選挙を実施した。当選者は民政一七九、政友一七五、社会大衆三七、昭和会一九、国民党一一、東方会一一、日本無産一、中立その他三三であった。これらのうち、積極的な政府支持派は昭和会のみであったため林内閣も安定せず五月末に総辞職し、六月はじめに第一次近衛内閣が誕生した。新内閣のもとで軍部と政党との対立を調整する動きがあつたが、発足後一ヶ月を経た七月七日におこった蘆溝橋事件を契機として、軍部は完全に主導的勢力となつた。そして、近衛首相が掲げた不拡大方針にもかかわらず、事態は日中両国間の全面戦争へと展開するにいたつた。それとともに、国内の準戦時体制は急速に戦時体制へと編成替えされることになつた。

右のような状勢は、もちろん地方政治にも反映した。昭和一一年六月一〇日に行なわれた神奈川県会議員の定期改選の結果、政友派県議は前回（昭和七年）の二五名から一五名に減少したのに對し、民政派は一五名から二一名に、また、社会大衆党は一名から五名に増加した。そのほかでは中立派が二名で前回と変わらず、諸派は一名が四名になつた。傾向としては二月に行なわれた衆議院議員選挙の場合と共通した結果が出たのである。ただし、藤沢町をふくむ高座郡においては、政友派の金子小一郎・岩本信行、民政派の磯崎貞序・小林与次右衛門がいずれも前回に続いて当選し、それぞれの地盤の強さをものがたつていた。

藤沢町の場合には、町議の任期が一二年末までとなつていた。したがつて、二・二六事件や日中開戦とともに、国会や県会におけるように、議員の構成が変動するというようなことはなかつた。昭和一〇年一月の補欠選挙以後の変動といえば、一一年五月に小林彦議員、一二年六月に高橋藤次郎議員が病死し、二議席があつたことぐらいである。しかし、日中開戦の衝撃は町会における議題に反映した。たとえば、開戦

直後の七月一六日に開かれた町会には、曾根田議員がつぎのような動議を提出した。

一、本町会の議決に依り政府に対し時局克服の激励文を提出なすこと。

二、出征将兵の見送りに当り統制ある見送りをなすこと。

三、本町出身在満兵に慰問状の出状をなすこと。

この動議に対しても、まず石井（茂）・中田両議員が賛意を表明し、中田議員は、さらに出征将兵に対する武運長久の祈願祭を執行することを要望した。葉山議員は二と三には賛成だが一については不賛成であるとした。こうした動議について大野町長はやや慎重で、政府への激励文の提出を見合わせるとの考えを明らかにするとともに、「今後事件の拡大により出征兵多数となる場合は別に考慮なすとし、今回の応召兵の見送りは従来通りの方法とし、本町出身在満兵に対する慰問状の出状及出征将兵の武運長久祈願祭に関しては、事件の推移を見、必要に応じ町會議員全員協議会を開催し詳細決定したい」と答えている。町会全体としても町長のこの方針に異議はなかつたらしい。

ついで、八月一二日の町会に町長が提出した一二年度追加予算案には、雑支出として応召軍人家族慰問金一〇〇〇円と防空演習費一〇〇〇円がふくまれており、とくに前者に関しては「北支に出動中なる事判明せらる者に対しては」応召兵だけではなく現役兵の場合にもその家庭を慰問するという方針が確認されている。

昭和一二年一二月の町議改選 昭和一二年一二月一四日をもって任期満了になる藤沢町會議員の改選につ

いては、八月下旬、歳末のあわただしい時期を避けるため一〇月五日に繰上げて実施することを町会・理事者の間でとりきめていた。そこで、上述した九月八日の町会を最後にして全議員が一斉に辞職することにな

つた。同日、議事を終わった後、大野町長は「町会議員各位が過去四年間、終始熱心町政の為め尽瘁せられたる努力を多とし、三万町民に代りて感謝の意を表し」井上金貞主事に四年間の事業概要を朗読させた。ついで、町長は「理事者を推薦せられたる町会議員各位が辞任せらるれば直に（町長職を）辞任すべき存念なりしも、時局重大の折柄、関東防空演習終了後辞任の存念なる旨」を述べた。議員の間からは、町理事者に対する謝意の表明と、大野町長が任期満了まで踏みとどまることの要望が出された。

町会議員の辞職は九月一〇日付で正式に実現した。しかし、一〇月五日の選挙については県の地方課から異議が出され、結局、町長が一旦告示した選挙期日を取消さねばならぬ有様となつた。この問題は、たまたま、広島県吳市の議員選挙に関連して、任期満了前の選挙は補欠選挙として扱うという内務省の行政裁判例が出たためにおこつたのである。県当局は、この判例に準拠して、正式改選は任期満了後にはじめて可能であるとの解釈を下したわけである。したがつて、藤沢町の場合には、議員改選期日は一二月二五日以後でなければならず、既に議員が辞職してしまったからには、改選が実現するまで、町政はもっぱら町長の専決をもつて運営せざるをえなかつた。

選挙を年内に実施するか翌年に持越しについては容易に結論がまとまらなかつたが、一二月はじめにいたり、理事者は同月二五日を投票日と定めた。選挙気運は一向に盛りあがらず、立候補者数は定員を一名だけ越えることどつた。そして、投票の結果、つぎの三〇名が当選した。

葉山又三郎（中立）・金子小一郎（政友）・葉山繁蔵（民政）・高松貞夫（民政）・丸屋弥太郎（政友）・鈴木政次（民政）・斎藤正夫（政友）・金川龜太郎（民政）・寺門正（民政）・石井光三（政友）・曾根田重治

(民政)・石井光行(民政)・有田金八(民政)・山上八造(政友)・加藤徳太郎(民政)・柳川精三(政友)  
・諏訪浅吉(政友)・斎藤清右衛門(民政)・高橋一雄(民政)・中田吉堯(民政)・竹内一良(民政)・小  
川桂助(中立)・渡辺寅吉(不詳)・田口幸藏(民政)・中野一郎(民政)・青木覚太郎(民政)・石井茂  
(民政)・仲手川重次郎(民政)・三枝仁七(中立)・山田信三(民政)

右のうち、葉山(又)・金川・石井(光行)・渡辺・田口・中野・仲手川・三枝・山田の九名は新顔、青木  
・有田は元議員、残る一九名が前議員である。政派別にみると、新人の進出が著しい民政派が政友派を圧  
し、前回の選挙結果から逆転したことが目立っている。前述した衆議院議員選挙および神奈川県会議員選挙  
の場合とほぼ共通した傾向ということができよう。なお、改選後約一ヵ月を経た一三年二月一日、三枝議員  
は「家事の都合に依り」辞職、また四月一日には石井光行議員、同二八日には曾根田議員があいついで死去  
した。

## 二 第二次大野町政——市制実現運動の展開——

昭和一三年度予算 昭和一三年一月一〇日、議員改選後最初の町会で、大野町長は任期(五月八日まで)  
いっぽい在職する決意を明らかにした。したがって、一三年度の町予算も同町長のもとで編成されることに  
なったわけである。なお、この日には都市計画神奈川地方委員の選挙が行なわれ、寺門・高橋・曾根田の三  
議員が当選した。

一三年度予算案は二月二十四日に開かれた町会に提出された。予算編成方針に関する町長の説明は記録され

ていなが、その輪郭は、翌日、中田議員と町長との間でかわされた次のような質疑応答を通じてある程度察することができよう。

二十五番（中田吉堯）町税中特別戸数割ニ関シ免稅点ノ設定・不均一課稅等ノ研究ヲナス為ノ財政調査会ノ設置、都市計画実施ニ先ダチテ耕地整理等ヲ実施ナス為ニ役場内ニ都市計画係ノ新設、市制施行ノ準備、区長制度ノ復活実施、藤沢高等女学校ノ県移管運動ノ継続、町立各学校敷地中借地ノ買収、農業ニ比シ商工業ニ対スル諸費ハ少額ナルモ之ヲ増額シ商工業ノ發展ニ資ス、各学校・役場等ノ需用費中紙類・薪炭等ノ購入ヲ統制シ経費ノ軽減ヲ計ル、副業ノ奨励ニヨリ町民ノ財力ヲ養ヒ要救護者ヲ減少セシメ救護費ノ軽減ヲ計ル等ニ付キ理事者ノ意思ヲ質ス。

町長 町税ノ研究ハ年々ノ予算会ニ於テ研究セラレ度、都市計画係ノ設置ハ吏員ヲ要スベク町財政ノ上ヨリシテ難事ナリ、市制施行準備ハ今研究中ニシテ未ダ成案ヲ得ズ、区長制度ノ復活ハ希望ナルモ慎重ヲ要ス、女学校移管問題ハ所要経費ノ点ニ於テ中絶セルモ運動継続ノ意思アリ、且定員ヲ六百名ニナシ経費ノ軽減ヲ計ル用意アリ、学校敷地ノ買収ハ早急ノ実現ハ困難ナルモ研究ノ上実現致シタキ考ナリ、商工業ノ發展ニ関シテハ依頼心ヲ除去セシメ自力更生ヲナサシムル様各位ノ尽力ヲ望ム、消耗品ノ購入ニ就キテハ充分研究ヲナス、副業奨励ハ必要ナレドモ事ノ實際ニ当リ実施極メテ困難ナルニ苦ミ居ル旨ヲ答フ。

尚理事者ノ将来ニ対スル希望ハ、小学校ヲ辻堂・鵠沼等ニ増設、女学校ノ県移管或ハ自給自足、社会教育ノ振興ノ為ノ図書館の設置、青年団ノ統一強化、史蹟ノ調査研究、府県道ノ開設促進、町村道ノ増設、国道ノ全幅舗装、主要町村道ノ舗装、塵芥焼却場ノ設置、警備施設ノ整備、引地川未改修部分ノ改修工促進、工場ノ招致、副業ノ指導及奨励、耕地整理及区画整理ノ指導及奨励、農業ノ改善、庁舎ノ改築、区長制度ノ復活等ナル旨ヲ述ブ。

「」には、要するに、健全財政のたてまえを崩さない範囲で、諸懸案をできるかぎり解決しようとの意向

が示されているわけだが、同時に、近い将来への展望ないし課題をかなり具体的にとらえていることが注目されよう。予算額は、全員委員会において検討した結果、原案より約六〇〇円少ない二八万九八二三円と決定し、三月二日の本会議で可決した。一二年度の当初予算額にくらべると三万七千余円だけ増加したが、一二年度の最終的な更正予算額にくらべると一八万二二三一円の減少であった。新規の起債を避けたことがその主要原因である。なお、支出面で金額は少ないが、防空費・在満支那兵慰問品代、国防婦人会費補助といった費目が登場し時局を反映している。

自治功労者等の表彰 昭和一三年は自治制発布五〇周年に当たり、また藤沢町にとっては旧三町合併三〇周年の年でもあった。そこで、町理事者は四月一〇日に記念式典を挙げ、その席上で町政の各方面にわたる功労者たちを表彰することを計画し、実行委員会を設けて被表彰候補者を選んだうえで、四月二日の町会でこの件を決定した。表彰されることになったのは名誉職員一二名と、そのほかの二六一名であった。前者については名誉職員表彰規程にもどづき表彰状と記念品を贈ることにしたが、その対象になったのは次の人がびとで、いずれも藤沢町政における長老である。

斎藤清右衛門（町議・消防組小頭）・丸屋弥太郎（町議）・諏訪浅吉（町議・学務委員）・桜井兵四郎（学務委員・元町議）・鎌田善蔵（学務委員）・三觜舜太郎（元町議・元学務委員）・臼井武（元町議・元学務委員）・藤井亦吉（元町議・元常設委員）・鈴木勝太郎（元町議・元学務委員）・川島元次郎（元常設委員）・松本富蔵（同上）・杉山長蔵（同上）

あとの二六一名は、消防組小頭・産業統計調査員・納税組合長・方面委員・青年団役員・在郷軍人会分會

役員・青年学校指導員・農会役員・町立高等女学校および小学校の教職員・役場吏員等で永年勤続者であり、これらの人びとには表彰状だけを贈ることにしたのである。

#### 大野町長再選

五月五日の町会においては、後任町長の選挙問題が主要議案のひとつにとりあげられた。

当時、候補者として噂されていたのは、大野現町長と、一木与十郎前町長、高松良夫元町長および地元選出の作田高太郎代議士であった。五日の町会では、葉山議員から全議員による選考委員会を設けるべきだとの動議が出され、起立多数でこれを決定した。委員長には葉山議員が選ばれた。委員会は五月七日、一二日、一九日、二六日、さらに六月一日、三日、四日の七回にわたって開かれ、最終的には作田代議士を除く三人を候補者に推すこととした。この間、五月一五日の『横浜貿易新報』は、選考委員会が「終始腹のさぐり合いで混迷状態にあることを伝えている。なかなか結論が出なかつたのはこのためであろう。六月四日午後三時過ぎに本会議が再開され、葉山委員長の報告にしたがい、議長の横山助役が投票による後任町長の選挙を行なう旨を宣した。出席議員は二六名であったが、そのうち小川議員は投票に先立ち棄権の意向を表明して退席した。

投票の結果、有効投票は一七票でその全部が大野候補に集まつた。無効投票が八票もあつたこと、そして一本・高松両候補に対する有効投票が皆無であったことなどは、選考委員会における事態を反映したのであろう。つまり、大野候補を積極的には支持しないが、それかといって、ほかの二候補のいずれかが後任町長に就任することを期待していたわけでもないのである。こうした経過でとにかく町会の推薦を受けた大野候補は、ただちに就任を受諾、同時に今後の町政についての抱負を語った。町勢のいっそうの振興をはかり、

藤沢市制の実現を期する決意を固めたのである。

鎌倉市制実現運動と藤沢町 鎌倉町は昭和八年一一月に都市計画法の適用を受けたが、この前後から、神奈川県当局は同町周辺の大船・腰越・片瀬三町および深沢・村岡両村をも鎌倉町都市計画区域内にふくめる方針を定めていた。九年一月なればにいたり、内務省は県の方針に即して、上記の四町二村を一括して都市計画区域とするものの可否を関係町村に諮問した。鎌倉町の場合にはただちに賛成の意見を答申したが、他町村では容易に答申がまとまらなかつた。とくに片瀬・腰越両町の場合には以前から両町の合併についての折衝を繰返していたので、鎌倉町との関係を考える前に、まず二町の合併問題について結論を出そうとした。このことに関連して、九年一二月二一日付『横浜貿易新報』は次のような記事を掲げている。

片瀬・腰越両町では、鎌倉町を中心とした都市計画案の区域編入問題を契機に、多年懸案となつて居た両町合併問題が具体化して、片瀬町では去る七日の都計案諮詢問町会でこの合併案が町議間から起り、協議の結果、林町長に一任されたが、腰越町でも、八日の町会で同様合併論が出で、明春迄の研究案として留保されたが、其後林片瀬、梅沢腰越の両町長が数回に涉り合併論を中心に懇談し、両者の意見が一致したので、新年早々合併問題が具体化する模様である。現在腰越町は一一〇三戸・五五三六名、片瀬町は一〇五〇戸・五二八八名の人口を有し、両者を合併すれば一万を突破するので、これにより単独都計案申請をするのではないかと見られて居る。片瀬町では合併を見越し、早くも新町名の考慮迄して居り『江の島町』とする案迄出来て居る。

ところが、実際には、両町の合併は実現にいたらなかつた。その原因はおもに政派の対立にあつたらしいが、具体的な事情は明らかでない。そして一〇年二月には片瀬町、ついで三月には腰越町がそれぞれ鎌倉都市計画区域への編入に異議ない旨を答申したのである。それまでに他の三町村も同様の答申をしており、そ

の後さらに本郷村も加え、八月には四町三カ村にわたる都市計画区域が決定した。このことは、かねてから市制実現を期していた鎌倉町にとって強いはげましになつた。翌一一年一一月七日、同町の町会は、従来の市制町制研究委員会のかわりに、「大鎌倉建設に関する事項」を調査研究する臨時町勢振興委員会を設置することを決定した。このころ、町長支持派と反対派との政争が激しくなつていて、委員会の歩調も当初はそろわなかつたが、一二年九月、日中戦争がおこつて以後、中央政界における举国一致体制が強化されるとともなつて、鎌倉町の政争も緩和され協調の気運が高まつた。そして一三年一〇月にいたり、振興委員会は「大鎌倉建設の急速実現を期する趣旨の下に」鎌倉都市計画区域内の町村を合併し市制を施行する方針をまとめ、ついで一一月には、隣接町村に対する合併交渉を活発に開始したのである。

ところで、藤沢町は昭和九年八月に都市計画法の適用を受け、三名の都市計画神奈川地方委員も選んでいたが、第二次大野町政の発足当時まで、市制実現の気運はさして盛りあがつていなかつた。したがつて、上述のような鎌倉町の動向は、藤沢の町政関係者たちに少なからぬ衝撃を与えた。もし片瀬・腰越・村岡等の隣接町村が鎌倉町へ合併されれば、藤沢町の町域を拡げることは不可能となり、市制を実現しても発展の余地が乏しくならざるをえない。それだけに、鎌倉町に対抗して、町村合併・市制実現の対策を講ずることが、藤沢町にとつて緊急の課題となつたのである。その対策は、一二月一三日に開かれた町会において決定した。そこでは、まず、鈴木・金子・葉山三議員が柳川精三ほか一七議員の賛成のもとに提出した建議案が可決され、つきのような意見書を町長のもとへ提出した。

### 意見書

## 第二節 政争の緩和・都市化の進行

三〇〇

大藤沢町建設ニ関スル事項調査研究ノ為、本町会ニ町勢振興委員設置規程並同委員推薦ノ儀提案セラレムコトヲ切望ス  
理由

本町ハ昭和七年四月藤沢町々勢調査規程ヲ設定セラレシガ、時代ノ趨勢ニ顧ミ本規程ヲ廃止シ、町勢振興規程ヲ設定シ、大藤沢町建設に資セムトスルモノナルニ因ル。

建議案の可決に続き、理事者は予め用意しておいた「藤沢町勢振興委員設置規程」案を提案、これも異議なく可決された。その全文は次のとくである。

第一条 本町ハ大藤沢建設ニ関スル事項調査研究ノ為、町勢振興委員ヲ置ク

第二条 前条目的達成ノ為、町長ニ於テ必要アリト認メタルトキハ、部門ニ分チ小委員ヲ設クルコトヲ得

第三条 委員ノ数ハ十五名トシ、議員中ヨリ十名、公民中ヨリ五名トス

第四条 委員ノ任期ハ二年トス

第五条 委員中欠員ヲ生ジタルトキハ補欠推薦ヲ行フ

補欠ニ依ル委員ノ任期ハ前任者ノ残任期間トス

附則 本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和七年四月藤沢町勢調査規程第三七号藤沢町町勢調査規程ハ之ヲ廢ス

この規程にしたがい、大野町長はただちに次の人びとを町勢振興委員に推薦し賛同をえた。

町會議員一有田金八・斎藤正夫・鈴木政次・金川龜太郎・葉山又三郎・金子小一郎・竹内一良・斎藤清右衛門・寺門正・中田吉堯・柳川精三

公民一今本佐次郎・寺田忠義・川浪半助・桜井兵四郎・一木与十郎

公民側委員のうち今本・寺田・川浪三委員は藤沢地区、桜井委員は辻堂地区、一木委員（元町長）は鶴沼地区の居住者である。

第一回の町勢委員会は一二月二二日に開かれた。出席した委員は九名（町議七、公民二）にとどまつたが、これは歳末の繁忙期に当たつたためであろう。席上、まず大野町長は、大藤沢を建設する方途として、「差当り地勢及交通経済上ノ見地ヨリ附近町村ノ当町ヘノ合併ガ第一デアル様ニ考ヘ」られるとして述べ、とくに、鎌倉町が腰越・片瀬両町等の合併を企図している実情も考慮して、対策を検討してほしいと要望した。なお、審議の参考資料として、藤沢・片瀬・腰越・村岡・深沢および鎌倉の六ヶ町村の戸口の推移・職業構成・予算等に関する統計表が配布された。この日の委員会では、結局、次のような事項を決定した。

- 一、片瀬町および村岡村に対し藤沢町への合併を交渉する。
- 二、先ず、一二月二十四日午前に片瀬町、それに引続いて村岡村に第一回交渉を行なう。
- 三、右の交渉には、一木・斎藤（清）・有田・柳川・金川・中田の六委員が当たる。
- 四、片瀬町に交渉する際、先方が腰越町をどうするかを問題にしたら、同町と片瀬町との合併が決定した上で考慮したい旨を伝える。
- 五、県庁への具情に関する委員は他日別に定める。

片瀬町・村岡村の合併を予定したのは、いずれも藤沢町の東側に隣接しているからであるが、とくに片瀬町については、既に一本町長時代に非公式ながら合併交渉を行なつたことがあった。斎藤委員の説明によるところ、当時は、「町会全体トシテデナク、私達少数ノ者ガ先ニ内交渉シマシテ、話ガ進ム様デシタラ後デ全町

「話ス予定デ」あつた。しかし、一木町長の退職にともない、交渉は一時中絶せざるをえなかつたのである。また、中田委員によると、片瀬町では藤沢町への合併を希望する気運が強まつてゐるが、合併の際には「結納金ヲ沢山貰ヒ度イト云フ様ナ」意見もあるといふ。四の方針は、一三年春以来、片瀬・腰越両町の間で再び合併交渉が行なわれてゐることを考慮して決めたのである。こうして、藤沢町では、鎌倉町の町村合併運動に対抗する体制を固めるにいたつた。

**片瀬町・村岡村に対する合併交渉** 一二月二四日、六名の交渉委員は片瀬の林町長、村岡の石井村長と会見し、それぞれに対し藤沢町との合併を申しいれた。いづれも町会または村会の際に協議会を開いて意見をもとめた上で何分の返事をする旨を約した。年が明けて一四年一月二〇日、柳川・斎藤・中田の三委員（あと三名は欠席）は、再び林町長・石井村長を訪れ、その後の経過を尋ねた。片瀬町では、同月一二日の町会で協議した結果、合併問題に関する委員として飯森春吉・赤羽根万吉・二見林太郎・鈴木七郎（以上四名町議）および秋元大太郎（公民代表）の五名を決定し、同町の具体策を調査することにした。そして、林町長はこれらの委員による調査が完了する一月下旬ないし二月初旬に、藤沢側の委員と懇談することを要望し藤沢側の了承をえた。一方、村岡村の場合には、石井村長が一二年末の村會議員協議会に藤沢町との合併について諮詢したが具体的な結論をえられなかつた。しかし、同村長は、藤沢・片瀬両町委員が懇談するころまでに、村岡村でも委員を決めて協議することを藤沢側委員に約束した。

一月二八日に開かれた藤沢町勢振興委員会には、片瀬町から水野助役と上述した五名の委員が来会した。しかし、大野町長が合併の目的等について説明したのに対し、片瀬側からはこれといった積極的意見は出な

かった。飯森委員の発言によると、片瀬町としては、もし合併するとすれば、「地勢上、交通上又各種取引関係ノ上カラ見テ」鎌倉町より藤沢町についた方が良いと考えているという程度であった。また、藤沢側でも、合併が実現した場合の構想は固まっていなかつた。結局、この日は「両町ニ於テ夫々各自ノ資料ヲ調査シ、不日会合スルコト」を申し合わせるにとどまつたのである。

三月以降一〇月までの間に、藤沢町では振興委員会を二回開いたが、そこでは平塚市および茅ヶ崎町に对抗して県立工業学校の招致策をおもに協議したようである。片瀬町との合併問題については、両町委員が、上述の正式会見後、片瀬側の飯森議員宅で私的に会談しただけで、ほとんど進捗をみなかつた。大野町長が二月中旬から二ヶ月にわたり病氣で引籠つたことも、こうした事態に影響した。その間に、鎌倉・腰越両町の合併による市制実現の準備が急速に進行し、五月一〇日には両町長名で合併稟請書が神奈川県へ正式に提出されるにいたつた。腰越町は一三年春ごろから再び片瀬町との合併交渉を重ねていたのだが不調に終わり、同年末には鎌倉町との単独合併の方針を固めていたのである。もつとも、県への稟請後、とくに鎌倉側で合併条件があらためて問題になつたため、両町合併による市制施行は当初の予定よりやや遅れ、一一月三日に実現した。これを契機として、藤沢町は片瀬町および村岡村に対する合併交渉を再開した。

一一月一〇日、大野町長は町勢振興委員とともに片瀬町役場を訪れ、林町長および合併問題研究委員と会談した。そこでは、両町合併の条件についてかなり具体的な話し合いが行なわれた。その成果にもとづいて、振興委員は同月一五日に合併条件の草案をまとめ、ついで一八日午後委員会を開催し、次のような事項を決定した。

- 一、藤沢町・片瀬町および村岡村を廃し、其の区域を以て（合体し）新に町又は市を置くこと。但し都合により其の区域を変更し得ること。
  - 二、前項廃置の時期は昭和一五年四月一日とすること。
  - 三、藤沢町有財産は町又は市に全部引継ぐこと。
  - 四、片瀬町および村岡村有の基本財産は自由処分せらるるも差支なきこと。
  - 五、片瀬町および村岡村の区域には監督官庁の許す範囲内に於て事務取扱の為役場または役所出張所を置くこと。
  - 六、関係町村有給吏員は全部町又は市に引継ぐこと。
  - 七、以上条件を村岡村へ来る二一日午後一時往訪、提示すること。
  - 八、町勢振興委員中より小委員五名を選任し、今後の交渉に当らしむること。
- 右の委員会を終わった後、片瀬側委員の一部を迎えて懇談が行なわれた。また、七の決定にしたがい、二一日には振興委員会全員が村岡村役場を訪れ、石井村長その他有志と会談を遂げ、合併問題に関する藤沢側の熱意を伝えた。なお、八の小委員については町長に選出を一任した結果、二四日にいたり金子小一郎・鈴木竹次郎（旧名政次、一四年八月改名）・葉山又三郎・柳川精三・有田金八の五人が選ばれ、合併交渉に関する全権を一任された。
- 市名をめぐる藤沢・片瀬の対立**
- 藤沢町からの合併交渉に対して片瀬町側が第一に要望したのは、合併によって成立すべき新しい市の名称を「江之島市」と定めることで、藤沢側がこれをいれれば、その他の条件

については適宜に妥協するという意向であった。一月二七日付『横浜貿易新報』は、藤沢側の合併促進小委員会が「片瀬合併が此の一点に集注されているものの如き解釈で眞面目に研究を続けている」と報じ、これに関連して片瀬側小委員の一人がつきのように述べたことを明らかにしている。

藤沢との合併談は片瀬からの言出しではない。合併を余儀なくされる財政上の欠陥もなければ合併を必要とする他の理由もない。併し自分達も時勢の推移、町村自治の担ふべき道を知らぬでもない。早晚何とか処置をつけねばなるまいが、差当り藤沢からの勧説に対して愈々真剣に考へて掛るとなれば、自分達は郷土の誇りである江之島の名を新市の称呼したい。全国的に名の通つた江之島市とすることは合併新市の利益であつても障害にはならぬ。第一歩の我々の主張が通らぬようでは細目の談議は無用である云々。

片瀬側のこのような主張に対し、藤沢側では意見が分かれた。片瀬側が市名問題を第一条件としている限り多少の妥協は止むをえないという意見がある一方、藤沢町民の自尊心を傷つけてまで屈服的な態度をとらず次善策として単独市制の実現に邁進すべきだと主張もあつたのである。昭和一五年一月一〇日に開かれた町勢振興委員会では、合併によつて生まれるべき新しい町または市の名称について協議した結果、第一案を「藤沢」、第二案を「藤沢江の島」または「湘南」とし、もし第二案まで譲歩しても問題が解決しない場合には合併交渉を見合わせるという方針を決定した。これにもとづき、同月一八日、藤沢側委員は片瀬側委員と会談したが、これといった成果は無かつたらしい。

一月一九日には、紀元二千六百年記念事業に関し藤沢町会議員全員協議会が開かれ、記念事業のひとつとして「市制を実施すること」を決定した。これに関連して、大野町長は町勢振興委員設置後の経過を、金子

議員は前日の藤沢・片瀬両町委員の会談の概況をそれぞれ報告し、また、市制施行については町会の議決に先立つて町内各方面の意向を聴取することを決定した。越えて三月七日に開かれた町勢振興委員会では、三町村の合併条件をあらためて協議し決定した。それによると、三町村が合併すると同時に市制を実現する」ととし、その時期は「一五年一一月一日とすることになった。町村有財産の処分方法、市役所出張所の設置、吏員の引継等については前年一一月の委員会における決定に準じた。新市の名称は「藤沢市」一本にしほることになった。このような条件にもとづき、藤沢の小委員は四月末までに片瀬町・村岡村の意見をとりまとめるよう交渉する方針を決め、かつ「合併交渉進捗せざる場合は藤沢町単独にても市制を施行すること」にした。さらに「市制施行祝賀式予定日は一一月一〇日とすること」、「市制施行準備事務調査は直に着手すること」も決定した。紀元二千六百年を市制実現をもって飾ろうとの方針が定まつたために、それまで合併の実施から市制施行へという順序を立てていた藤沢町は、合併の成否いかんにかかわらず、市制施行を促進することになったわけである。しかも、市名を「藤沢市」に限つたことによつて、片瀬町との合併交渉の余地は乏しくならざるをえなかつた。

たまたまこの時期に、鎌倉市では市長および市会正副議長の選出をめぐり政友・民政両派の抗争が激しくなつていた。民政派は臨時市長代理をつとめている清川来吉前町長を初代市長に推したが、政友派が真向からこれに反対したため、市会は分裂し、容易に收拾できないような混乱を招いたのである（詳しくは『鎌倉議会史』一三一ページ以下参照）。かねてから鎌倉市政の動向に注目していた隣接の片瀬・村岡・深沢・大船の四町村長（いずれも政友系）は、こうした事態を黙視できず、三月上旬鎌倉の青年団長・町議などをつとめた有

力者村田久吉に、市長出馬なし紛糾調停を進言した。これによつて、四町村長の清川不信任の意向が間接的に表明されたわけだが、村田は進言をいれなかつた。そして、市政の混亂は四月末まで続いたが、結局清川市長が実現した。同市長はかねてから上記四町村を対象に第二次合併の計画を立てていたが、政派対立の溝が深まつたためそれを推進することは困難であつた。こうした状勢にもとづいて、四月下旬、片瀬町の合併委員は次のような事項を申し合わせ、藤沢側へ回示した。

- 一、片瀬町は如何なる場合と雖も必ず村岡村と提携し、藤沢町・片瀬町・村岡村を廢し新に市を設くること。
- 二、前項の時期は紀元二千六百年記念として本年中に施行すること。
- 三、藤沢町有財産は全部市に引継ぐこと。
- 四、片瀬町・村岡村の基本財産は各町村に於て自由に処分をなすこと。
- 五、片瀬町・村岡村の区域には事務取扱いの為め市役所出張所を設くること。
- 六、関係町村有給吏員は全部市に引継ぐこと。
- 七、市の名称は片瀬市となすこと。

右に依り片瀬町並に村岡村合併委員は共同して六月頃迄に藤沢町と交渉すること。

片瀬・村岡の委員は、既に二月一〇日に会談し、対藤沢合併問題について共同の歩調をとることを約してゐた。したがつて、右の申合わせ事項についても、村岡村委員は当然同意していたわけである。これを検討するため、藤沢町では五月二日に町勢振興委員会を開いた。一・六に関しては藤沢側の方針とほぼ一致しているので問題はなかつた。ただし片瀬・村岡の町村有財産のうち基本財産以外は全部新しい市に引継ぐとい

う条件を加えることにした。しかし、新市の名称については、あくまでも「藤沢市」で押し通すことを決定した。

単独市制の実現へ 藤沢・片瀬両町の合併条件について双方の委員があらためて会談したのは六月二八日、その場所は藤沢町の料亭「都」であった。時期がやや遅れたのは、同月一〇日に県会議員選挙が行なわれたためである。片瀬側からは五名の委員がそろって出席したが、藤沢側から出席したのは鈴木・葉山両委員だけであった。この会談でも、市名問題についての結論は出なかつた。そして、片瀬側はこの上さらに折衝を重ねても無駄であると判断するにいたつた。翌二九日、町長が招致した長老議員の会議では、合併委員会解体論の主張が強まり、理事者・委員とともに藤沢町との交渉を打ちきるという意向をかためた。片瀬町と歩調をそろえることを約束していた村岡村も、もちろんこれに従つた。こうした事態に対応し、藤沢側も七月五日に町勢振興委員会を開き、片瀬町との合併交渉を機の熟するまで一時打ち切り、単独で市制を施行すること、町勢振興委員を増員することを決定した。ついで七月九日には町会議員全員協議会を開き、単独市制施行の実現を一月一日に期すること、町勢振興委員として町議一五名、公民一〇名を増員し合計四〇名とするなどを内定した。当日欠席した議員九名のうち八名は協議会の決定に全面的に賛成、残る一名（丸屋議員）は、「町勢一般の上よりと時局下なるが故に時機尚早の感なき能はず、希くは千載一遇の皇紀二千六百年を記念して其の計画を樹立し、少なくとも向後三年若しくは五か年間市制施行の準備期間を設けて然る後実施するの尤も堅実にしてより有効なる方法と信ずる」としながらも、これは個人としての理想的意見であるから大勢に順応するとの意向を表明した。

町勢振興委員の増員については、七月一七日に開かれた町会において同委員設置規程第三条の改正を可決、既定の二五名のほかに次の二五名が町長の推薦にもとづき即日決定した。町議側の委員は合計二五名になつたわけだが、それは当時の議員の全部であった。死亡（曾根田・石井光行・諫訪の三議員）や辞職（三枝・山田両議員）により五名の欠員を生じていたからである。

町会議員——石井茂・石井光三・仲手川重次郎・高松貞夫・竹内一良・加藤徳太郎・小川桂助・青木覚太郎

・山上八造・渡辺寅吉・丸屋弥太郎・葉山繁蔵・田口幸蔵・中野一郎・高橋一雄

公民——寺田三郎兵衛・三枝仁七・山本悦三・坂本波三・臼井武（藤沢）・滝沢小太郎（羽鳥）・桜井泰藏・三

賛進（辻堂）・長谷川欽一・江口喜八・轟貞藏（鶴沼）

こうして藤沢町の単独市制実施の体制は急速に固まつた。このころ『横浜貿易新報』の藤沢通信部は、町内各階層の人びとに単独市制計画についての意見をもとめ、それに対する回答を七月二九日以降十数日にわたりて同紙上に掲載した。回答のうちには、隣接町村の合併を実現しえないままに市制を施行することに対する反対論や時期尚早論も若干あつたが、大多数は市制実施を是認した上で各種の注文や期待を表明していた。こうした状勢のもとで、大野町長は、八月一〇日に「市制施行ニ関スル件」を議するための緊急町会を招集した。この町会には全議員が出席、町長の提案理由説明に統いて金子・中田・小川・寺門・鈴木の五議員がそれぞれ賛成意見を述べた後、満場一致で原案を可決した。大野町長は「本決議に依り茲に町の意思は決定を見たる次第にして、町及三万三千の町民の福祉の為御同慶に堪へざる所」として、関係者の努力と監督官庁の指導に対する謝意を表明し、統いて次のとく所信を述べた。

本日の此の記念すべき決議に依り、吾々は既に彼の羅馬のシーザーがルビコン河を渡りたる如く一路前進あるのみ、不退転<sup>(マニ)</sup>を許さざる立場に起つものにして、今後若しありとせば如何なる障害をも之を克服して目的の貫徹を期せんとする。

同時に吾々は一方に於て重大なる責任を負ふものにして、市制の下に町民の福利増進・繁栄の為、幾多の計画を建て工夫を凝らさざるべからず。勿論市政が施かるれば一切の機構は一新する次第なるも、吾人の任期は未だ約三箇月を余すを以て、此間に於ても為すべきは實に多々ありと認むるに付、市制施行の基礎の方策に關し各位の今後の一層の御努力を願ひ度、町当局としては既に本件上申上必要な書類の調製略ば完了し居るに付、監督官庁当局の御都合を聞き合せ至急上申の手続を執ることと致す心算なり。

**市制施行上申当時の町勢概観** 大野町長は、町会の議決にもとづき、昭和一五年八月一六日神奈川県知事松村光磨にあてて、「藤沢町ヲ廢シ其ノ区域ニ藤沢市ヲ置キ、昭和十五年十一月一日ヨリ実施相成候様、特別ノ御詮議相願度」との上申書を提出した。これには、「市制施行ヲ必要トスル理由書」（資料編一〇〇六ページ参照）をはじめとして部厚い関係書類を添えたが、ここでは当時の「町勢ノ概略」に関する説明書の要点を紹介しておこう。

一、戸数と人口——昭和一四年末における藤沢町の戸数は六三五七戸、人口は三万二四七九人。これを昭和一〇年国勢調査の結果とくらべると、四七五戸、二二九五人の増加である。また町の面積は二七平方キロメートルであるから、一四年末の人口密度は一平方キロメートル当たり二〇三人となる。

藤沢町は気候温和、風光明媚であるうえに東海道線藤沢駅から東京駅まで約一時間、横浜駅まで約二〇

分、また小田原急行電鉄藤沢駅から新宿駅まで約一時間一五分という交通の便があるので、従来は別荘住宅地として発展してきたが、最近は大小の工場があいついで建設されるにいたった。このため一四年度には新築家屋が三二八棟、二七四戸におよび、戸口はますます急増する傾向にある。

二、財政——一四年度における藤沢町民の諸税負担額は、国税八三万四〇二四円五一銭（一戸当たり平均一三一円一九銭）、県税一九万九八七八円二五銭（三一円四四銭）、町税二一万六〇一五円一〇銭（三三円九八銭）、納稅成績はいずれも九九%以上できわめて良好であった。

基本財産のうち現金は一万三〇三円三銭、有価証券（農工債券および四分利公債）二二五〇円と比較的少ないが、これは関東大震災の節、小学校その他の応急復旧施設費に基本財産を運用・充当し、未だ積戻時期に達していないからである。基本財産としての土地は宅地七〇・六坪、その他二反二畝一六歩で見積価格合計は二九一〇円。積立金は役場新庁舎營繕資金、火葬場建築資金および高等小学校奉安殿建築資金を合計して二万五四九七円八銭である。また其他（基本財産以外の）財産としての土地・家屋の見積価格を合計すると九四万三四八八円に達する。

一方負債は総額八一万八〇七二円三九銭で、震災応急・復旧のための国庫資金や預金部資金をもって過半を占め、土木費・小学校建築費等の普通事業資金、さらに水害復旧費・転貸資金などのための町債がふくまれる。

つぎに一四年度普通会計の決算をみると、歳入四四万五一四円三五銭、歳出三六万五四円一一銭で、差引八万五〇六〇円二〇銭となり、これから事業繰越分および過誤納金を差引いても六万一一九円余の黒字

となつた。既述した一二年度の財政整理を境にして町財政が健全化したわけだが、それには「大工場ノ設立其他町ノ發展ニ伴フ町税調定額ノ増加ト納稅組合ノ普及ト納稅思想ノ向上」が寄与したと「説明書」は述べている。なお、特別会計として火葬場・公益質屋および転貸資金の三会計があるが、これらも概して順調な成果を示している。

三、交通運輸——まず道路についてみると、町の中央部を東西に横断する国道一号線（町内の延長五・七キロメートル）と、藤沢—町田・厚木・岡田・江の島・大船・鎌倉の各線、片瀬—大磯線（湘南海岸道路）、辻堂停車場—羽鳥線および辻堂停車場—辻堂線の府県道九路線（町内の延長一八・六キロメートル）が基幹的な道路網を形成している。これらのうち、湘南海岸道路の開通が藤沢町の都市的發展にとりわけ重要な役割を担つたことは既に述べた。なお町村道で幅員二・七三メートル以上のものは一二五路線、総延長八〇・七キロメートルにわたる。

鉄道は、第一に省線の東海道線が国道一号線の南側を並行して走り、町内に藤沢・辻堂の二駅が設けられている。一四年中に両駅で合計七三九万六五九七人の乗降客と一四万六〇七五キログラムの貨物を取扱つた。第二に小田原急行電鉄江の島線は、同電鉄本線の原町田から分岐して藤沢町の中央部を縦断し片瀬町へ通じている。その間、町内には藤沢本町・藤沢・本鵠沼および鵠沼海岸の四駅が設置されており、藤沢駅では東海道線と連絡する。運転間隔は三〇分ないし一時間、一四年中の乗降客数は四駅を合計し延二二二万二四二七人に達した。第三に藤沢・江の島・鎌倉を結ぶ江の島電鉄（軌道）は、約二〇分間隔の運転で、町内の藤沢・鵠沼両駅で一四年中に扱つた乗降客は一三三万三四八五人を数えた。これらの鉄道が、とりわけ京

浜方面への通勤・通学者、観光客ないし海水浴客等に交通の便を供することによって藤沢町の発展を促進していることはいうまでもない。

近距離輸送の面では、藤沢駅を中心に一路線のバスの開通をみている。藤沢自動車が経営する藤沢—厚木・大船・用田・桜株・長後・茅ヶ崎・四谷・辻堂・引地橋の九路線、東海道乗合自動車が経営する戸塚—藤沢線、江の島電鉄が経営する江の島—藤沢線がそれである。戸塚—藤沢線には四台が配車されているが、ほかはすべて一台の配車である。また往復運転回数をみると、藤沢—茅ヶ崎線の四六回、戸塚—藤沢線の四〇回が際立って多く、これにつぐ藤沢—大船線は二〇回にとどまる。当時、バスの果たす役割は未ださほど大きくなつていなかつたといえよう。

四、産業——上記「町勢ノ概略」は「交通運輸ノ至便ナルニ因り近時各種産業ノ発達顯著」であると述べ、藤沢町における大工場を代表するものとして関東特殊製鋼と日本精工藤沢工場の名を挙げている。前者は昭和一年秋、資本金六〇〇万円をもつて創立され、本社を藤沢に置き、工場を辻堂地区に建設した。一四年末の職工数は四五五人であった。後者は一二年一月鵠沼地区に進出したボールベアリング工場で、職工八八六人を使用した。両者のほかに職工一〇〇人以上を使用する工場としては、辻堂地区に片倉製糸紡績の王子製糸所湘南分工場（二六九人）、藤沢地区に日本鍊鋼（一〇七人）があり、職工五〇人以上を使用する工場としては鵠沼の日本硝子綿藤沢工場（八五人）、大庭地区の大和醸造藤沢工場（六六人）、および藤沢地区の昭和産業藤沢工場（六一人）があつた。大和醸造の工場は大正八年に発足しているが、片倉製糸の分工場は昭和六年に東京の資本家が設立したもの引き継いだ（時期不詳）のであり、あとの三工場はいずれも昭和一

○年代にはいってからの新設である。以上に挙げた諸工場のほかに、職工数三四人の合資会社町田工場をはじめ、職工二〇〜二六人および一一〜一七人の各五工場、三〜九人の一五工場がある。これら中小工場のうち創立年次が大正期に属するものはおもに農産加工関係（酒・醤油醸造、製粉、精穀等）であるが、昭和七〜八年以降設立のものには鉄工所が多く、日本精工や関東特殊製鋼などの大工場の進出にともなった影響を推察できる。そして、こうした傾向は、満州事変以後における重工業拡充の動きが藤沢町にも現われはじめたことをもの語っている。役場の統計では、一四年の藤沢町における工業生産額は一六九九万六三三二円、農・畜・水産業のそれは一八九万六一五〇円と推計されている。なお商業部門では、一四年秋ごろから各種卸・小売商の同業組合があい次いで結成されているが、それは戦時の商業・配給統制の進行に対応した動きであろう。

五、金融——藤沢町には横浜興信・神奈川県農工・鎌倉・駿河の四銀行支店があり、一四年末の四行合計預金額は一二三万三九二三円、貸付金は一四万九九四四円であった。預金額はとりわけ日中戦争勃発以後急増傾向をたどったが、貸付はむしろ減少した。町内に在る三つの信用組合の場合も同様で、預貯金一二万九一八六円に対し貸付金は二万六七七三円である。また、町内の郵便局は藤沢（二等局）・鵠沼・辻堂・藤沢本町の既設四局のほかに一三年七月には藤沢南仲通局が新設されたが、そのいずれにおいても、貯金の増加が著しくなっている（なお、一五年七月には鵠沼橋通郵便局が開設された）。

一方、庶民金融機関である質屋は、公益質屋一、當利質屋四を合わせ一四年中の貸出件数五三二七件、貸付金額は二万三二〇一円という業績を示した。

六、教育——町立小学校五校（うち一校は高等小学校）、私立小学校一校、その就学児童数は合計五六二一人。

青年学校は町立四校（うち一校は女子青年学校）、私立三校で生徒数一六一〇人。中等学校は町立高等女学校、県立中学校、私立の中学校および商業学校がそれぞれ一校で生徒総数は二七六六人である。青年団は男・女各三団体あり「孰レモ良ク其ノ使命ヲ理解シ健全ナル国民、善良ナル公民タルノ素質向上ニ努メツツアリ」という。

七、衛生——医療関係では県立健康相談所一、病院四、医院三三があり、医師四二人、薬剤師一七人、看護婦三二人、産婆一七人が活動している。

塵芥掃除については、現在のところ請負をもつて収集せしめ、焼却あるいは埋立による処理を行なつてゐるが、近く施設の整つた塵芥焼却場を建設する計画である。

水道は県営で引込戸数一一二三戸、町の総戸数に比してやや少ないが、これは藤沢町域の地下水位が高いために井水の水質がきわめて良好なので、安い経費で井戸の設備を利用できるからである。

下水道は国道一号線に沿つて約一三〇〇メートル、他の地区で延べ一万一三〇〇メートルが設けられている。前者は国道改修の際に、人道と民有地との境に暗渠溝を設けたものであつて、沿道の住宅から排水する汚水と国道の雨水を集めることで、下水道は口径一・二・五尺のコンクリート管を埋設しただけのもので、商店街や住宅街の汚水を処理する。

町営火葬場は施設が完備しているため、藤沢町民だけではなく、隣接町村民も利用している。三基の火葬炉で一四年中に七五三体を火葬したが、その約五八%は他町村民の使用であった。

八、社会事業——二人の方面委員がそれぞれの担当区域においてカード階級者の扶助、施療および身上相

談指導に従い、年間二千余件を処理している。

一四年中の救護法適用世帯四七、人員六九人、救護費二五八二円。母子保護法適用世帯は一一、人員四八人、保護費額一五三七円。軍事扶助法適用世帯は一一九、人員四一三人、扶助金額二万九一三五円であった。なお四千余人の会員をもつ藤沢町銃後奉公会は、一万二〇〇〇円の予算をもって、応召軍人・現役軍人および戦歿軍人の遺族慰問、生活扶助・助産扶助・軍事援護相談等に活動している。日本赤十字社の社員・正会員計七四人、愛国婦人会員八九四人も、それぞれの任務に活躍している。

九、警防——藤沢町警防団は九分団・一三一七人で、自動車ポンプ五台、手挽ガソリンポンプ五台、腕用ポンプ二台、付属自動車四台、火の見櫓一三基を各分団に配置、防空用資材も漸次整備して、「拳町一致警防ノ万全ヲ期シ」ている。一五年度当初予算には警防費二万三三三八円を計上してある。ほぼ以上のような町勢のもとで、藤沢町は市制施行を上申したのである。

## 第四章

### 藤沢市の誕生と戦時下の市政



## 第一節 市制の実現と市域拡充

### 一 市制施行と市会の発足

藤沢市の誕生 藤沢町からの市制施行に関する上申書を受理した神奈川県当局は、ただちに総務部長らを藤沢町へ派遣して諸般の実地検分を行なわせた。その結果、県は、上申にいたる前後事情も考慮して、市制施行期日を地元側で予定したよりも一ヵ月早めて一〇月一日にしてはどうかとの意見を藤沢町側へ伝えた。これに対応して、藤沢町では八月二十四日に町勢振興委員会を開き、市制施行期日を一〇月一日とすること、市制施行記念式を一一月三日に挙行すること、また最初の市会議員選挙を同月二十五日に実施することを決定した。その後、所定の手続を経て、九月二十五日には次のような内務省告示が発せられた。

(内務省告示第五二五号)

市制第三条及町村制第三条ニ依リ、昭和十五年十月一日ヨリ神奈川県高座郡藤沢町ヲ廢シ其ノ区域ヲ以テ藤沢市ヲ置ク。

昭和十五年九月二十五日

内務大臣 安井英二

この告示当日、最後の藤沢町会が開かれた。そこでは一五年度追加予算一万五三九一円の支出が議決されたが、それは市制施行決定に際し、名誉職・有給吏員・学校職員等に対し若干額の慰労金を支給するための

措置であった。

「翼賛」政治体制の成立 藤沢市が誕生した前後から、戦時下日本の政治体制は著しい変貌をとげつづけた。昭和一五年七月二二日に成立した第二次近衛内閣は、「八紘一字」一大東亜新秩序の実現、高度国防国家の建設を推進するため、举国一致の新政治体制を確立するという「基本国策」を掲げた。近衛は同年六月二十四日、枢密院議長を辞任し、いわゆる「新体制運動」に乗り出す決意を表明していたが、首相就任とともにその運動は具体化されることになったのである。当時は、戦争の長期化とそれに対応する経済統制の強化にともなって、軍部・官僚の政治支配が急速に強まる一方、政党の無力化、議会政治の形骸化が甚しくなっていた。新体制運動の目ざすところは、そうした事態に対し、あらためて国民の政治力を結集するため、強力な国民組織を結成することにあった。八月二八日に開かれた最初の新体制準備会で、近衛首相は「国民組織」の確立と「上意下達・下意上通」の緊要であることを説くとともに、「万民翼賛」「承認必謹」へ向けて国民の精神的統一をはかることの必要性を強調した。この時までに諸政党はすべて解党し、政党人の大部分は、聖戦貫徹議員連盟を中心として新体制に協力する姿勢を示していた。新体制は、一〇月一二日、大政翼賛会の名のもとに発足した。「大政翼賛・臣道実践」を綱領とするその組織は、首相を総裁とし、府県知事を支部長とする官製色の濃いものであった。そのうえ、統帥権の独立を主張する軍部は、一般軍人の翼賛会参加を許さなかった。したがって、翼賛会は軍部・官僚の專制を阻止する力とはなりえなかつたが、それでもなお地方政治にある程度の革新的空気を送りこんだことは否定できない。

第一回藤沢市会議員選挙と愛市同盟 大政翼賛会が発足した直後、藤沢市では、山本松五郎・高松良夫・

臼井武・一本与十郎・三觜舜太郎および桜井兵四郎の六長老が世話役になつて愛市同盟を結成、会長には高松、副会長には六月の県議選挙で再選された金子小一郎が就任した。この愛市同盟は、県当局の示唆にもとづき大野市長代理が具体化をはかった組織で、その目的は、選挙肅正運動の推進を通じ、従来の町会の殻を破つた新しい市会の体制をつくりあげることにあつた。そして、目的達成のための効果的な方法として、市会議員候補の推薦を行なう方針を定めたのである。つまり、愛市同盟はいわば翼賛会的な役割を果たそうとしたわけである。ところが、大野市長代理が、愛市同盟の結成について前町議たちにあらかじめ了解をもとめなかつたため、意外な波紋を生じた。同盟発足後間もない一〇月二六日、前町議の葉山繁蔵・葉山又三郎・有田金八・加藤徳太郎・中田吉堯・青木覚太郎らが市役所に集まり、「藤沢愛市同盟の発足に先だち大野市長代理から前町議に一言のあいさつもなかつたことは、前町会に対する不信任の壯裡表白であり、また最大の侮辱である」との抗議を提出した(『横浜貿易新報』昭15・10・27)。愛市同盟としては、前町議は、本人の意向にしたがつて自由に立候補するであろうと考え、もっぱらそれ以外の候補を推薦する予定であった。しかし、出馬の意向をもつ前町議の立場からすれば、「愛市」の名を掲げた組織による推薦候補が出ることは明らかに不利であった。こうした事情を考慮して、愛市同盟は前町議のうち当選確実とみられるものも推薦の対象に加えることを決定した。同時に、選挙肅正の指導を目的とする組織が直接候補者の推薦を行なうことには法規上の疑義があり、また市民の誤解を招くおそれも生じたので、愛市同盟とは一応別に推薦同盟を結成し、後者の名で推薦することにした。これに対し、前町議の一部有志は、たとえ同盟に推薦されてもこれに応ぜず、独自の立場から立候補を宣言することを申し合わせた。

市会議員選挙の告示は一月五日に行なわれ、推薦同盟は当日早朝に、前町議七名をふくむ推薦候補二八名の供託を一括して済ませた。しかし、推薦された前町議のうち葉山繁蔵・金川龜太郎・高橋一雄らはいちはやく推薦を辞退したうえで、あらためて立候補を届け出た。そのほかにも推薦辞退者があいつぎ、結局届出締切日には推薦候補者数は一四名に半減してしまった。一方、非推薦の立候補者は二三名に落ちついた。そして、一月二五日の投票の結果、つぎの人びとが当選した。なお投票率は八一%に達した。

推薦候補——榎本市右衛門・三鷹進・金子小一郎・鎌田善蔵・端山八重蔵・寺田忠義・山上八造・斎藤正夫・落合喜代一・山上元三郎・高松貞夫・高橋龜八・鈴木勇・広瀬久

非推薦候補——鈴木竹次郎・池田進・葉山又三郎・葉山繁蔵・竹内一良・金川龜太郎・中田吉堯・山内泉・高橋一雄・石井光三・加藤徳太郎・江口喜八・加藤清作・石井茂・兼子一郎・有田金八(当選者の得票数・年齢・職業・住所等については『資料編』六六六—七ページ参照)

推薦候補は一四名全員が当選したわけだが、非推薦の候補はそれを上まわる一六議席を獲得した。したがつて、愛市同盟は所期の目標を達成できなかつたことになる。そして結果的には、從来の政派の対抗関係が推薦組——旧政友派対非推薦組——旧民政派というかたちで再現するにいたつた。ただし推薦組のうちでは榎本・鎌田・寺田・鈴木(勇)の四議員、非推薦組では江口・加藤(清)・山内の三議員が中立の立場をとり、また非推薦組の石井(光)議員は旧政友派に加わつた。

市会正副議長と参事会員の選出 最初の市会は一二月一一日から三日間の会期をもつて招集された。第一日には、大野市長臨時代理の開会宣告および理事者としてのあいさつに統いて、最年長の加藤(徳)議員を仮

議長に選び、まず市会正副議長選挙の件を審議した。議員選挙が終わって以来、旧政友・民政両派はそれぞれの立場から議長候補の人選を進めていた。その間、江口・葉山(繁)あるいは金子などの名が挙がったが、最終的には、両派の妥協によって中立の鈴木(勇)議員が推されるにいたった。一一日の市会では議長の選挙方法は投票によることを決定、ただちに投票した結果、三〇票中二九票を鈴木が獲得して当選した。鈴木は海軍兵学校出身、大佐で予備役に編入された後、一時は平塚の海軍火薬廠の嘱託教官になったこともあるが、市議選出馬当時は数えの六〇歳で既に鶴沼で悠々自適の生活にはいっていた。一六年二月六日付の『神奈川県新聞』(一五年一二月一三日『横浜貿易新報』を改称)に載った人物評によると、「豪放磊落、括淡潤達、感情に支配されず理屈張らず、偏せず、洒々落々、規矩準繩の末に捉はれず極めて融通性に富む」人物で、「新体制下の翼賛市会には申分なき適役である」という。

鈴木議長は即刻議長席に就き、就任のあいさつに統いて副議長選挙の件をはかった。兼子議員が議長指名によるべきことを提案、全員の賛成をえた議長は鈴木(竹)議員を指名決定した。ついで、藤沢市会会議規則および市会傍聴人取締規則を原案通り可決・確定した(会議規則は『資料編』四四七一五〇ページに収録)。ここまで進行は順調であったが、つぎの「名誉職参事会員選挙ノ件」については議員の間に意見の対立を生じた。金子議員を中心とする推薦(旧政友)派は、名誉職参事会員定数一〇名のうち六名を自派に割当ることを主張した。これに対し旧民政派は円満和平を期して、推薦派と非推薦(旧民政および中立)派のそれぞれら五人ずつ選出すべきことを主張して譲らなかつた。こうした対立に関連して、非推薦派はあらためて愛市同盟および推薦同盟の結成を促進した大野市長代理の責任を追及した。そこでは、両同盟の結成を前町議に

はかることなく決定したこと、市議選挙において、法的には自由立候補を認められているにもかかわらず、勝手に多数の候補推薦を行なつて自由立候補を牽制したこと、愛市同盟が選挙肅正運動を目的に掲げながら実際には推薦同盟の名で特定候補を推す運動に終始したことなどが問題になつた。これらに対する市長代理の答弁が明確でないため、一日夕刻には議長の散会宣告を待たずに旧民政派議員の一部が憤然退席すると、いう場面を生じた。

翌一二日午後の本会議においても同じ問題が論議の中心になつた。大野市長代理が両同盟を別個のものとする考えを主張したことに対して批判が集中した。中立派の山内議員は、「愛市同盟ト推薦同盟トハ全然別個ノモノニ非ズシテ互ニ連繫有リ」とし、参会会員割当問題にも触れながら「中央・地方ヲ通ジ旧政党政派ノ解消セラレタル今日ニ於テ議員間ニ派ノ生ジ居ルハ最モ憂フベキ事態ナリ」と主張し、「議員一同ノ充分ナル省察ヲ希望」した。さらに、前日の議員退席についてもきわめて遺憾であると述べ、「我ガ市会ガ将来尚依然トシテ以上ノ如キ醜態ヲ改メ得サルニ於テハ市民ヘノ申証ノ為全議員此ノ時ニ於テ辞職セラレンコトヲ勧告スル」と論じた。また、兼子議員は、「匡スベキハ匡シ改ムベキハ改メ、然ル後協力シテ大藤沢市建設ニ邁進スベキナリ」との立前から、「愛市同盟ト推薦同盟トノ関係モ之ヲ有耶無耶ニスルトキハ禍根ヲ将来ニ残ス虞レアルヲ以テ両者ノ関係ノ有無ニ付明快ナル御答弁ヲ乞フ」と迫り、葉山繁蔵・葉山又三郎両議員も、それぞれ市長代理が愛市同盟に関する措置において不明のそしりを免がれないであろうとの趣旨を述べた。これらの意見や質疑に対し、大野市長代理は結局両同盟の関係を一応認め、かつ「自分トシテハ折角町ノ為市ノ為ニ尽セシ誠意モ事志ト全ク一致ニ到ラズ、昨日來紛糾ヲ招キタルコトハ身ノ不明ニ基クモノニ

テ、此ノ苦衷御諒察願ヒ度シ」と答えた。そして、批判の立場にあつた議員も、この答弁ないし陳謝の誠意を認め、ようやく事態は落着するにいたつた。既に午後五時をまわつてゐたが、引続いて一五年四〇九月の藤沢町歳出入決算認定に関する議案四件の全員委員会付託を決定してこの日の日程を終わつた。

翌一三日には、右の決算を委員長報告に基づいて認定した後、名誉職参事会員の選挙に移つた。選挙は議長の指名推薦によることに決定したが、これは予め話し合いが成立していたからであろう。鈴木議長は、江口・有田・高松・山内・葉山(又)・葉山(繁)・広瀬・中田・三觜・高橋(一)の一〇議員を指名、全会一致でその当選を可決した。

参事会員の確定に統いて、市参事会委任事項の件に関する議案を原案通り可決した。参事会の役割を明らかにするためその全文を紹介しておこう。

#### 市参事会委任事項

藤沢市会ハ市制第四十三条ニ依リ左記事項ヲ市参事会ニ委任ス

- 一、年度繰越工事ニ関シ歳入歳出追加予算ヲ定ムル事
- 二、法律、命令又ハ指示ノ結果ニ依ル歳入歳出追加更正予算ヲ定ムル事
- 三、負担条件ノ伴ハザル物件、労力並ニ金員寄付收受及之ニ伴フ歳入歳出追加予算ヲ定ムル事
- 四、財源ヲ課税又ハ公債ニ求メザル金三千円未満ノ歳入歳出追加更正予算ヲ定ムル事
- 五、予算各項ノ金額流用ノ事
- 六、歳入歳出予算ヲ以テ定ムルモノヲ除ク外、新ニ金五百円未満ノ義務ヲ負担シ及同上権利ノ抛棄ヲ為ス事
- 七、予定価格五百円未満ノ動産及不動産処分ニ関スル事

## 第一節 市制の実現と市域拡充

三三六

八、基本財産及積立金穀及不動産ノ管理ニ関スル事

九、官序ノ命令又ハ指示ニ依リ要旨ニ变更ヲ及ボサザル範囲内ニ於テ市会議決事項ノ更正ニ関スル事

一〇、市債ノ償還年限ノ短縮、繰上償還、低利債借替ヲ為ス事、並ニ之ニ要スル歳入歳出追加更正予算ヲ定メ、若クハ

償還年次表更正ニ関スル事

一一、市制第百四十二条ニ依リ価格二千円以下ノ競争入札ヲ為サザル場合ニ於ケル同意ニ関スル事

一二、市ニ係ル訴訟又ハ和解ニ関スル事

一三、市吏員身元保証ニ関スル事

**大野市長当選**  
一二月二一日招集の市会においては、追加予算案四件の審議に統いて都市計画委員および初代市長の選挙が行なわれる予定になつてゐた。追加予算案は原案通り可決され、また、都市計画委員については、中田議員の提案に基づき、正副議長と金子・江口両議員の四名に選考方を託し、その結果を議長指名推薦の方法により決定した。当選したのは高橋(龜)・金川・寺田・斎藤・兼子の五議員であった。ところが、都市計画委員決定の後いつたん休憩にはいつたまま会議は再開されなかつた。市長選挙について、選考委員会(全員)の結論が出なかつたからである。

市長選考委員会が難航したのは、上述した愛市同盟をめぐる対立が完全には清算されていなかつたためであつた。金子議員を中心とする愛市同盟派は、推薦候補として当選した後いちおう中立の立場をとつていた寺田・榎本・鎌田三議員を味方に数え、また純中立の立場にある江口・鈴木(勇)・山内議員等の賛意もそられるであろうと予想して、大野市長臨時代理を正式に初代市長に就かせようとはかつた。これに対し旧民政派中の兩葉山・中田・兼子・竹内の五議員は、いわば純理的な立場から、愛市同盟による情実選挙を排撃す

る意向を固め、具体策として一時は鈴木議長を擁立することも企図した。こうした対抗関係は昭和一六年を迎えてからもなお解けず、一月二〇日の再開市会においても市長選挙を実施する運びにいたらなかつた。しかし、非常時局の進行はおのずから市会に緊張した雰囲気を与えた。当日開会劈頭に大野市長代理は次のような趣旨のあいさつをしたが、そこには時局にかんがみ、藤沢市政を早急に軌道に乗せたいという切望をうかがうことができよう。

輝ク紀元二千六百年ノ佳歲ヲ送リ茲ニ二千六百第一年ヲ迎フルニ当リ、愈々皇室ノ弥栄ヲ寿ギ奉ルト共ニ國際關係ハ愈々緊迫ヲ加ヘ來レリ。我等国民ハ太平洋ノ怒濤ヲ睨ミ真ニ協力一致、重大ナル決意ト緊張トヲ為サザルベカラザルハ申ス迄モナキコトナガラ、一方、地方民トシテモ亦自治ノ重責ヲ果シ以テ國家總力ニ貢獻セザルヘカラズ。我藤沢市ハ天惠ノ地ノ利ヲ得タル土地ナリ。之レニ加フルニ人ノ和ヲ以テセバ必ズヤ發展疑ヲ挾マザル所ナリ。名譽職・市民ノ別ナク真ニ國難ヲ思ヒ、本市ノ健全ナル発達ニ寄与セラレムコトヲ要請シテ止マザル次第ナリ。

この日の会議は、優良納稅組合および組合長の表彰に関する件を議決しただけで休憩にはいり、またも再開せぬままに終わつたが、その後から両派の間によく歩み寄りの氣運が生まれるにいたつた。そこで、正副議長が中心になつて構成した小委員会の斡旋によつて、一月二十四日夜両派委員が懇談した結果、ようやく妥協点に達した。金子議員らが愛市同盟による政略的な活動を控え、これに対応して葉山議員らも排撃論を引込め、双方一致して大野市長代理を正式の市長に推すという相談がまとまつたのである。この結論は翌二五日に開かれた市長選考委員会であらためて確認された。

ところで、大野市長代理は、外交官時代の履歴に基づき鋪雞間祇候（勤任官待遇）の資格を与えられていた

ので、市長就任については宮内省当局に了解をもとめる必要があつた。そのためには有給市長よりも名誉職市長であることが望ましかつた。また、勲二等・元オーストリア公使という肩書からしても、有給市長になることを遠慮する気持が強かつた。そこで、鈴木(勇)・榎本・三觜の三市議は、本人の希望に沿つて、名誉職市長条例案を市会に提出する準備を整えた。一月二九日、市会本会議の再開に先立つて全員協議会が開かれ、小委員を代表して鈴木議員が選考委員会の経過報告を行ない、ついで名誉職市長条例制定の可否を検討した結果、上記三市議の用意した原案を本会議にかけることになった。続いて開かれた本会議において、条例案は異議なく可決された。その全文は次の通りである。

## 第一条 本市長ハ市制第七十三条第一項但書ノ規定ニ依リ之ヲ名譽職トス

## 附 則

本条例ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本条例ハ公布後初メテ選挙シタル市長ノ在任期間中之ヲ施行ス

右の条例が内務省の認可をえたのは二月一二日、そして一八日開催の市会において、議長の指名推薦に基づき大野市長代理が正式の市長として当選した。その連絡を受けた市長代理は、ただちに受諾の意を表明した。なお、この日の市会では、「隣接町村トノ親交ヲ図リ、市ノ計画樹立ニ関スル調査ノ為」に臨時委員を設置することが決定した。市長代理の推薦によつて、石井(茂)・鈴木(勇)・石井(光)・鎌田・鈴木(竹)・寺田・金子・有田・山内・三觜・榎本・兼子・葉山(繁)・葉山(又)・江口の一五議員が委員に選ばれた。

大野市政の方針 大野市長就任後の最初の市会は二月二十四日から四日間の会期をもつて開かれた。その第

一日に、助役・収入役および収入役代理の人選が決まった。助役は、昭和一三年に大野町長が再選された時から空席のままであったが、市制施行にともなつて理事者側の体制を整えるためには放置するわけにいかなかつた。大野市長は、県当局の推挙にしたがい、もと藤沢町の主事で当時小田原市の産業課長の職にあつた細谷力藏を指名推薦した。市議のうちからは不満の意見も出たが、市長は、共に理事者として仕事をする自分が最適任者として推薦しているのだから賛成願いたいとして押しきつた。収入役には町制時代に引続いて平野秀樹、同代理には市主事の尾沢寅次が推薦された。

理事者側の首脳が決定したところで、大野市長は一般市政に対する方針を演説した。その要旨は次のとくである。

昨年市制施行セラレタルハ慶祝ニ堪エザル次第ナルモ、新市ニ相応シキ万般ノ施設ヲ為スハ今后ニアリ。其ノ責務ノ重大ナルハ想像ニ余リアリ。加フルニ時局ハ緊迫ノ度ヲ増シ一日モ偷安ヲ許サズ。我等ハ協力一致以テ皇運ヲ扶翼シ奉リ國家ヲ磐石ノ重キニ置キ延イテハ世界新秩序確立ニ貢献セザルベカラズ。自分ハ不敏短才ヲ顧ミズ市長ノ職ヲオ受ケセシモ一個ノ公僕トシテ有ル限りノ力ヲ傾ケテ勤キ度シ。何卒意氣沮喪セシメザル様一層ノ御指導御鞭撻ヲ賜リ度シ。

本市ノ為スベキ懸案ハ山積シ居ルモ、國家ノ重點ガ高度国防国家ノ樹立ニアル如ク、本市ニモ亦當面ノ重要事件アリ。之レニ関シテ概括的ニ述ブレバ、都市計画街路幹線ノ整備及主要下水道ノ完成ハ市ノ發展上最モ必要ナル事項ニシテ、目下鋭意立案中ナレバ可及的速ニ成案ヲ得テ御審議ヲ願フ心算ナリ。次ニ本市ニハ精神的質実剛健ナル文化ヲ樹テ、真ニ住ミ佳キ市ヲ建設シ度シ。而シテ本市ハ商業・農業・工業及住宅地トシテ發展スベキニシテ、就中工業ノ發展ハ近時長足ノ進歩ヲ遂ゲタルモ未ダ工場誘致ノ余地多分ニアルヲ以テ大イニ努力ノ要アリト認ム。又本市ハ交通

ノ至便ト氣候・風土ニ恵マレ居ルヲ以テ、将来教育都市ト致シ度シ。其ノ他衛生、警防、町内会整備、各種營造物ノ建築等ニ関シテハ追テ財源ヲ見付ケテ御相談致シ度シ。食糧ノ配給円滑化ニ付テハ既ニ七名ノ委員ヲ設ケテ研究中ナリ。昭和一六年度予算ニ関シテハ県ヨリ細目ニ亘ル編成方針ノ指示アリ、之ノ趣旨ニ従ヒ編成セリ。

この市長演説に開連した質問は、米の配給問題に集中した。米の配給統制は既に前年九月、臨時米穀配給統制規則（農林省令）の施行によつて開始されていたが、藤沢市においては配給がとかく不円滑になりがちで、市民生活上輕視できない状態になつていていた。このことを取りあげて、まず中田議員が市当局の対策いかんを問い合わせ、池田・兼子・山内・榎本等の諸議員も、こもごも立つて意見を述べ、あるいは市長のこの問題に取組む姿勢等を質した。これらに答えて、大野市長は早急に具体策を講じることを約し、かつ「不肖在職中ハ責任ヲ以テ市民ノ一人タリト雖モ餓エサセザル決心」をしてゐると述べた。また質疑応答を総括して、鈴木議長は「理事者ハ固ヨリ我々市政ニ携ハル者ハ市民ニ要求ヲ体シテ熱意ト的確ナル数字ヲ以テ其ノ筋ニ陳情スベキナリ。節米、代用食ノ利用等ニ関シテモ市民ニ對シ一層指導・奨励ノ余地アリ」と述べている。なお、中田議員が、山内・葉山（又）・葉山（繁）・兼子議員の賛同をえて提案した「食糧ノ円滑配給ニ関スル決議案」は全会一致で可決採択された。「本市会ハ現下食糧品ノ配給ヲ更ニ円滑ニスルタメ市当局ガ即刻応急ノ手段ヲ講ゼラレン事ヲ望ム」というのが決議の内容であつた。

この市会に上程された議案は、一六年度市予算案四件（一般会計および火葬場・転貸資金・公益質屋の各特別会計）をはじめとして合計三三件の多数にのぼつた。予算案以外は、おもに市税徵収・基本財産蓄積・各種積立金・使用料および手数料・報酬給与・その他の役所事務についての条例または規程案で（『資料編』五〇七

(ページ参照)、いすれも原案通り可決された。一六年度一般会計の予算案は全員委員会に付託、若干の修正を加えて議決された。決定額は三七万七九〇二円であった。

## 二 町村合併の動向

**村岡村合併** 藤沢市の誕生後、既述の町勢振興委員会は事実上自然消滅したが、それによって隣接町村合併の方針が放棄されたわけではない。一六年二月一八日の市会議決に基づいて設置された臨時委員会は、まさに旧振興委員会の役割を受け継いだのである。そして、同委員会設置のきっかけとなつたのは、村岡村における情勢の変化であった。というのは、合併問題についてきわめて慎重であった石井政治郎村長が二月はじめに病没したからである。石井村長は政友会の党人で、鎌倉郡内の政友系有力者たちとの交情も厚かったので、民政党勢力が比較的強く、しかも郡を異にする藤沢町との合併に簡単に踏みきれなかつた。同じ鎌倉郡に属し、かつ町長をはじめとして政友系勢力の強い片瀬町と共同歩調をとつたのもこのためである。ところが、既に政党が解体して翼賛政治体制が強まつていたところへ、石井村長の死という事態がおこると、村岡村民の間には、藤沢市へ接近する気運がにわかに強まつた。もともと村民の生活面では、経済的にも人事の上でも藤沢との結びつきは圧倒的に強かつたし、とりわけ藤沢との境界を流れる境川の改修問題については、かねてから双方提携して内務省に折衝していたのである。

村岡村側のこうした事情を察した藤沢市議中の有志数人は、石井村長没後間もない二月九日夜、村岡村の小倉助役を招いて意見の交換をとげた結果、同村が藤沢市への合併に同意する可能性があるとの見通

しをえた。そこで、藤沢市として正式に村岡村との合併交渉を開始することとなり、隣接町村との親交・市の計画樹立に関する調査のための臨時委員（以下、親交委員と略称）を設置したわけである。

藤沢市側の親交委員が決定したのに統いて村岡村でも合併問題に関する公式の委員を選任した。双方の委員は数次にわたり談合を重ね、三月一三、四両日の会談において基本的な合併交渉が成立した。その後諸般の事務的折衝を経て、四月三〇日、藤沢市会および村岡村委会において、それぞれ合併上申に関する件を原案通り全会一致で可決した。県知事あて上申書の原文が見当たらないので、ここでは藤沢側の議案全文を掲げておこう。

#### 市境界変更上申ニ関スル件

鎌倉郡村岡村ヲ廃シ其ノ区域ヲ昭和十六年六月一日ヨリ藤沢市ノ区域ニ編入ノ件、市制第四条及町村制第三条ニ依リ  
諮詢相成様神奈川県知事ニ上申スルモノトス。

#### 理 由

村岡村ノ区域ヲ藤沢市ノ区域ニ編入スルハ相互ノ福利ヲ増進シ以テ藤沢市将来ノ發展繁栄ヲ促進スル所以ニシテ、現下ノ国内情勢ニ鑑ミ國力増進上極メテ必要ナリト信ズルニ因ル。

なお、合併の前後処置として村岡側から次のような条件を提出、藤沢市側はこれを受けいれた。

- 一、市會議員ヲ（監督官庁ノ許容スル範囲ニ於テ）増員シ村岡ノ区域ヨリ選出セシムルコト
- 二、合併後元村岡ノ区域ニ市役所出張所ヲ設ケ当分ノ間存置スルコト
- 出張所取扱事務 イ、戸籍 ロ、徵収 ハ、配給

- 三、有給吏員、雇員ハ市ニ任用シ将来勤続年数ノ計算ニハ村吏員在職年数ヲ通算スルコト

四、農会技術員ハ当分ノ間駐在セシムルコト

五、国民学校及青年学校ハ現在ノママトスルコト

六、警防團、在郷軍人分会、青少年団、婦人会等各種団体ハ元鶴沼、明治村ノ例ニ依ルコト

七、国民健康保険組合、産業組合ハ其ノママ存置スルコト

八、目下払下申請中ノ旧柏尾川敷ハ払下許可後無償ヲ以テ前村長石井政治郎氏相続人ニ払下グルコト

九、坂田武雄氏所有地内ニ在ル道路ハ整理変更ノ上廃道敷トナル部分ハ同氏ニ払下グルコト

合併上申書提出後、五月一二日には市域変更にともなう村岡村有財産の藤沢市への帰属に關し、松村光磨県知事から市・村委会へ諮詢があり、それぞれ異議ない旨を答申した。そして同月二七日、神奈川県告示第四三三号をもって、村岡村は六月一日に正式に藤沢市域へ編入されることになった。

村岡村の編入による市議定数の増加は二人とし、これを旧村域に当たる第二選挙区で選出することを定めた条例が六月一七日の市会で議決された。大野市長は七月三一日、市役所村岡出張所において八月二〇日に選挙を行なうことを告示したが、地元側では丸山与吉・砂川安太郎を候補に推し、ほかに立候補者が無かつたので投票は行なわれないことになり、八月二〇日、市役所で選挙会を開き二人の當選を確定した。

合併当時の村岡村概況 藤沢市域へ編入される直前の村岡村の戸口は三〇〇戸・二一四八人。戸数を業態別にみると農業一九二戸、工業九戸、商業一一戸、其他八八戸となっている。ちなみに昭和一二年には総戸数二五〇戸、その内訳は農業二一五戸、工業七戸、商業八戸、其他二〇戸で、この間ににおける「其他」戸数の急増が目立ち、ほぼこのころから藤沢町や片瀬町の都市的発展が村岡村へも波及はじめていたことを推

察できる。それ以前は戸口も停滞的で、まず純農村といつてよい状態であった。合併時においても、村域内土地面積四〇七〇反のうち二〇二〇反余が田畠、一三六五反余が山林であって、農業の占める比重がなおきわめて大きかったことを示している。藤沢市との境界を南流する境川とその支流柏尾川（村域南部を東西に横切る）とに沿った平坦地一帯が主要農業地域であった。

昭和一五年度の村財政（一般会計）の決算をみると、歳入一万九六〇四円五六錢、歳出一万六六八七円九二錢、差引二九一六円六四錢を次年度へ繰越している。また同年度の諸税負担額は国税三五一五円、県税二一六一円、村税六〇七四円で、すべて完納している。ちなみに、村岡村は一四年二月、既往五年間継続して県税を完納したことで県知事から表彰され、さらに一五年八月、既往三〇年間にわたり国税を完納したことについて東京税務監督局長から表彰された。こうした事蹟は同村産業組合の活動と無関係ではなかろう。組合は大正一三年五月石井村長の提唱で設立されたのだが、昭和八年、おりから深刻な農村恐慌のもとで同村が経済更生計画を樹立した際、村当局と一体になって農家経済の建てなおしを推し進める役割を担った。農産物の共同販売、農家用品の共同購買、農業倉庫の利用等によって農業経営の合理化をはかるとともに、信用事業部門では五年間に二〇万円の貯蓄を確保してその半額を農業振興資金として組合員農家に貸付けることとしたのである。当事者たちの努力によって、この計画は予期以上の効果を收め、とくに貯蓄額は一五年度末に四五万円に達するにいたった。

**六会村合併の促進** 昭和一五年一月三日、藤沢における市制施行祝賀会に出席した六会村の小倉久武村長は、祝辞の中で、同村が歴史的に、また経済・文化の上でも藤沢と密接不離の関係にあることを強調し、

大藤沢建設のために合併を推進する意向があることを明らかにした。そこで藤沢市側では、村岡村の合併が決定するとともに六会村との合併交渉を開始した。まず一六年五月二二日、鈴木市会議長を委員長とする親交委員は市内の料亭角若松に六会村の村議を招いて懇談会を開いた。藤沢側からは鈴木委員長をはじめ、鈴木(竹)・葉山(繁)・寺田ほか九人の委員と細谷助役および井上総務課長が、六会側からは五人の村議が出席して意見を交換し、以後も会談を重ねることを申し合わせた。ところが、その後、横浜市が渋谷村の合併工作に乗り出し、さらに同村の南に接する六会村も併合しようとする動きを示すにいたつた。同月一五日、鈴木委員長は緊急親交委員会を招集して対策を協議し、さらに翌日は全委員と理事者が第一国民学校に集まつて今後の運動についての具体策を検討した。その結論にしたがつて、一八日には大野市長・細谷助役・市会正副議長および県議を兼ねる金子議員が、六会・渋谷両村の理事者を歴訪し、公式に合併交渉を行なつた。渋谷村も交渉の対象に加えたのは、横浜市との対抗上、この際一举に藤沢市域を拡げようとした企図したからである。同村は既に横浜市会の田辺徳五郎議長を介して、横浜市との合併交渉を進めていたが、村の中心部長後地区に区役所を設置するという条件について横浜側が難色を示していたらしい。

六会村の場合も横浜市からの合併勧誘には大いに魅力を感じていた。大野藤沢市長らが同村に合併を正式に申し入れた時、小倉村長は、既に議員協議会で横浜市への合併の方向を決めていたので藤沢市への合併を考慮することは困難である旨を語り、藤沢側を驚かせた。しかし、結果からみると、これには藤沢側を牽制する意味もあったようである。同村では、昭和一五年に日本大学校舎を地元へ誘致することを決定したが、その過程で理事者と村議ないし一般村民の間に微妙な対立を生じており、合併問題はそうした対立を一掃す

るために有効であるうと考えられていた。また、同村では老朽化した国民学校校舎の改築がさしせまつた課題になっていたが、二五万円余の費用を要するためには着工の見通しが立たなかつた。これを実現する方途を合併にもとめようとする気運も強かつたのである。六会村のこうした事情を考慮しつゝ、藤沢市の関係者は積極的に交渉を重ねたため、六会村の当事者たちも急速に藤沢市へ合併する方針を固めるにいたつた。八月一三日、細谷藤沢市助役と小倉六会村長は打ちつれて県地方課を訪れ、松本庶務課長と会見して県当局の方針・意向を聴取した。このころから、双方の理事者、藤沢市親交委員と六会村議員および有志者は互いに緊密な連絡をとりながら、合併の効果や条件に関する具体的事項の検討を進めた。そして、一二月一一日、藤沢市議と六会村議の懇談打合せが開かれるに当たり、小倉村長は次のような合併条件を大野市長に提示し善処方を要請した。

- 一、現六会村役場ヲ出張所トシ永久ニ存置シ、本村地区ノ行政ニ旧慣ヲ尊重シ急激ニ大ナル変革ヲ加ヘザルコト
- 二、本村地区内ノ金庫事務ヲ六会産業組合ニ指定取扱ハシムルコト
- 三、本村区域ノ国民学校高等科ヲ現在同様将来モ存置スルコト
- 四、現六会村農会ヲ出張所トシテ存置シ、生産物ノ販売、肥料ノ配給等總テ法令・規則等ノ許ス範囲内ニ於テ出張所ヲ単位トスルコト
- 五、昭和十七年度中ニ六会国民学校校舎ノ全部改築ヲ実施スルコト（別紙計画案ノ概要参照）
- 六、本村土木計画ノ引継実施及希望路線ノ改修実施（別紙土木計画参照）
- 七、現六会村有給吏員ノ全員引継
- 八、合併後施行セラルベキ市会議員ノ補欠選挙ニ定数ヲ四人トスル為適切ノ処置ヲ為スコト

九、本村地域内ニ将来左記ノ如キ施設ヲ設ケザルコト

(一)火葬場

(二)伝染病隔離病舎

(三)

塵芥処理場

(四)其ノ他発展ヲ阻害スルガ如キ各種ノ設備

一〇、小田急電鉄株式会社ニ貨物輸送ヲ実施セシメ省線藤沢駅貨物ホーム乗入実現ニ努ムルコト、現時ガソリン不足ノ状況ガ生産物其ノ他ノ貨物輸送ヲ著シク阻害シ食糧等ノ円満ナル配給ニ支障ヲ来シ居ル現状ニ鑑ミ、小田急ニ貨物輸送ヲ実施セシメ更ニ省線藤沢駅貨物ホームニ之ガ乗入ヲ計ルコトハ沿線生産地帯ノ経済活動ヲ促進シ、延テハ藤沢市發展ノ一助トモ相成ルヲ以テ之ガ実現ニ努力セラレ度シ

#### 希望事項

一、調査委員会ノ設置 藤沢市ガ合併決議ヲ行ヒタル直後ニ於テ左記委員会ヲ設置シ六会区域ヨリ市會議員選出セラルルニ至ル迄存置スルコト

1. 委員会ノ名称 適当ニ定ムルコト

2. 委員会ノ数

正副会長 各一名

委員会ノ数

三十名内外

藤沢十五名位（市議其ノ他）

六会十五名位（村議其ノ他）

3. 委員会ノ目的

両村市合併ニヨリ新ニ起ルベキ大藤沢躍進ノ機運ニ拍車ヲ加ヘ、一面現実的ニアラユル角度ヨ

リ藤沢市ガ新市域タル六会ノ地区ヲ抱合シタル上ニ行フ必要アルベキ各種ノ施設ヲ検討究明シ

以テ之ヲ市政ノ上ニ顕現セシムル為ノ万般ノ方策ヲ講ズ

二、小田急六会駅前ヘ青果物集荷場ヲ設置スルコト

合併条件の第五項についての別紙は「六会国民学校改築問題ノ沿革及改築費見積額」という標題の文書であるが、その「沿革」の部分は当時の村情の一端を示しているのでここに収録しておこう。

本村国民学校校舎ハ明治三十七年ノ建築ニシテ爾來三十八年ヲ経過シ全面的ニ腐朽シテ改築ハ遷延ヲ許サザル状態ナリ。之ヨリ先昭和十四年三月全村ニ改築即行ノ輿論勃然トシテ起リシヨリ時ノ村理事者ハ財源ヲ得ル途ヲ講ジ、然ル上ニ於テ実現ヲ計ラン為改築基金蓄積ノ方策ヲ樹テタリ。即チ各村民ヨリ戸数割ノ税額ニ比例シ年額六千円ヲ寄付ノ形式ヲ以テ徵収スルコトヲ定メ直ニ実施、昭和十四・十五ノ両年之ガ寄付金ヲ徵収シ壹万余円ヲ得、之ヲ以テ先づ校舎敷地四千四百九拾八坪（現学校敷地ノ地積）ヲ金壹万五百拾円ニテ買収セリ。時タマタマ支那事變ノ長期化ノ為各種負担ノ激増ニヨリ既定ノ寄付ノ統行ヲ妨げタルヲ以テ一時之ガ徵収ヲ中止シ現在ニ至リタリ。然レ共校舎ノ腐朽ハ年ト共ニ甚ダシク教育上ノ悪影響著シキ為、昭和十六年七月五日本村学務委員会ハ之ガ改築速進ヲ決議、村當局ノ善処ヲ要望シタリ。

本村委会モ亦之ガ改築即行ノ必要ヲ認メ、數回ノ協議会ヲ開キ理事者ニ之が実現ニ關スル万般ノ準備ヲナスベキヲ求メタルヲ以テ現ニ之ニ關スル計画調査ヲ進行中ナリ。

以上のような説明書に、改築費総額概算二五万五三一〇円の見積書を添えて藤沢側へ提示したのである。一方、合併条件第六項については、引地川の改修工事、府県道戸塚（横浜市）—菖蒲沢（御所見村）線の六会村内における未改修部分の工事や村道三路線の改修工事等の現況ないし計画を説明し、それらの促進方を要望している。

両市村会議員の懇談打合会に統いて、藤沢側では市議全員協議会を開き、六会村から提示された合併条件を最終的に検討した結果、これを全面的に承認した。

六会村合併の正式決定 一二月一三日、藤沢市側では「市境界変更上申ニ関スル件」を議題とする市会を開き、ともに全員一致で原案を可決した。これに基づいて同月一八日には、大野藤沢市長と小倉六会村長との連名をもつて、松村県知事あてに次のような上申書を提出した。

藤沢市境界変更ニ関シ上申

高座郡六会村ハ藤沢市ニ接続シ、藤沢市ノ境界ヲ距ル凡ソ六糠八分以内ノ地ニシテ、地勢・交通・産業・経済等ノ関係ニ於テ其ノ利害ヲ同フシ民情相通ズルノ状態ニ有之、此ノ両(市)村ヲ合併セラルハ将来相互ノ發展繁榮ヲ促進シ住民ノ福利ヲ増進スル所以ニシテ公益上極メテ必要ナリト確信致候間、昭和十七年二月一日ヲ期シ合併、御詮議相仰度、両市村会ノ議決ヲ經此段及上申候也。

右の上申書に添付された合併理由書や合併に関する経過の報告は『資料編』に収めたが(一〇一三~五ページ参照)、経過報告の中に記してある六会村の合併条件および希望事項は、実際に六会村から藤沢市側へ提示したもの(前掲)よりやや簡単になっている。すなわち、合併条件においては、地区内の金庫事務、国民学校校舎の改築、土木計画、設置を避けるべき諸施設、小田急電鉄の貨物輸送に関する事項が省かれ、希望事項では青果物集荷場の件が抜けているのである。これらの省略した事項については当事者間に何らかの了解があつたと思われるが、具体的な事情は知りえない。ただ、六会村において、藤沢市への合併を議決し、県知事へ上申書を提出した後で、一部村民が合併に反対の運動をおこすという事態を生じたのは、おそらくこの問題と無関係ではなかろう。同村の渋谷保之助議員は、後日、その反対論が「或ハ誤解ニ出デ或ハ杞憂

ニトラハレタル意見ニシテ、本質的ナル合併反対デハ無カッタ」と述べているが、県当局は、こうした合併反対の動きに對して慎重を期し、合併にともなう財産処分についての知事諮詢を暫時延期したのである。このため、予定の一七年二月一日に合併を実現することは事實上不可能となつた。

藤沢市の理事者および市会は、地方議会でいったん議決された事項が、反対工作によつて実施できないようなことになれば、議会の威信が失われるおそれがあるとの見地から、県当局に決断を要請することにした。鈴木(竹)・山内・加藤(清)・兼子・金子および中田の六議員を市会代表とし、二月二〇日ごろ、県当局に合併実現のための諮詢を早急に発するよう陳情することを決定したのである。しかし、同じころ六会村における反対論もようやく解消するはこびとなつたらしい。同月二一日には近藤壱太郎知事(一七年一月就任)の名で、六会村の区域を藤沢市へ編入し、村有財産を藤沢市に帰属せしめる件について、双方の市・村委会に対する諮詢が出された。そして、二四日には市会・村委会においてそれぞれ異議がない旨の答申を議決し、たちに県当局へ伝えた。三月九日、近藤知事は神奈川県告示第一一二号をもつて、六会村の藤沢市への編入を正式に決定した。告示の全文は次のとくである。

市制第四条及町村制第三条ニ依り昭和十七年三月十日ヨリ高座郡六会村ヲ廢シ其ノ区域ヲ藤沢市ニ編入ス。  
前項ニ依リ廃スル六会村ノ財産(権利義務一切)ハ總テ之ヲ藤沢市ニ歸屬セシム。

こうして、六会村の合併は予定より四〇日近くも遅れて実現した。四月一日には双方の関係者が集まつて合併実現の祝賀会を催した。合併にともなう市会議員定数の増加と選挙区の新設については、三月二六日の市会で関係条例の改正を議決した。定数増加は四名、これを旧六会村域に当たる第三選挙区で選出すること

になつた。合併にともなう一七年度追加更正予算、六会国民学校校舎改築費の起債（二五万五〇〇〇円、利率年四分五厘以内、借入先大蔵省預金部ほか、借入の月より一八年三月末迄据置、同年四月一日以降一九年賦償還の予定）、六会村吏員の引継任用にともなう諸給与関係条例の改正等もこの日の市会で決まつた。

増員市議の選挙は、五月二六日の告示により、六月一五日市役所六会出張所において行なうことになつたが、実際には定数を越える立候補者はなく、金子知治・中田中・小倉久武・杉山寛吉の四人が無投票で当選した。このうち小倉は龜井野出身で輸出向け捺染業を經營し、また合併前の六会村長であり、金子は下土棚地区、中田は石川地区、杉山は今田地区でそれぞれ農業を営み、杉山は前村議でもあつた。

旧六会村の概況 旧六会村は合併前の藤沢市の北に隣接し、東側は境川を隔てて横浜市戸塚区（旧中和田・大正村）に、西側は小出・御所見両村に、また北側は渋谷村および綾瀬村の一部にそれぞれ接し、東西四キロ、南北六キロ、面積は二三・九七平方キロである。村の中央部を引地川が南北に貫流し、その東側にほぼ並行して小田原急行鉄道の江の島支線が通じ、村域内に「新長後」「六会」の二駅が設置されている。また府県道藤沢—町田線および藤沢—厚木線によって藤沢中心部への交通は至極便利である。

村内の土地一万二八七一反のうち四六六反が官有地（道路堤塘、海軍用地、用悪水路等）、一万一四八三反が民有有租地、九二三反が民有免租地で、有租地は田約一六一四反、畑約六七四二反、山林約二六六〇反、原野その他一二三反および宅地一〇万七二三四坪余から成つてゐる。一六年未における戸口は七九九戸・四九六人。これを業態別に分けると農業五七〇戸・四〇九一人、工業二戸・三五人、商業一四〇戸・二四五人、公務自由業二四戸・一五八人、其の他六三戸・四六七人となる。まず畑作中心の純農村といつてよい地

域であつて、年間の農産物生産額は約一四六万二千余円に達するという。

昭和一五年度の諸税負担額は国税八六二七円、県税八二八九円、村税一万八八一二円。一六年一二月一日現在における基本財産は現金一万六一五六円余、積立金穀一〇六二円弱、公益財産は宅地五四〇二坪、その他の土地一八反七畝（評価額合計四万七七六〇円）と建物二一棟（四万七九三二円）である。一方、負債は三万円で、すべて関東震災復旧費（過半は小学校応急施設費）である。

ほぼ以上のような状態にあつた六会村にとって、藤沢市への合併時における最大の課題は、既に指摘したごとく国民学校校舎の改築問題であり、これに日本大学の進出にともなう諸施設や物資供給の必要性が加わって、合併を促進する要因となつたのである（詳細は『資料編』所収の「合併ヲ必要トスル理由」参照）。

片瀬町の合併をめぐる藤沢・鎌倉両市の競争 藤沢市が村岡村を市域へ編入した前後から、鎌倉市も隣接町村の合併工作を活発に展開するにいたつた。一六年四月、鈴木鎌倉市長は大鎌倉建設を目指して大船・深沢および片瀬の三町村に合併を申し入れ、六月一日には鎌倉郡市懇談会を開催して、これらの町村に対し防空・食糧等の問題からみて鎌倉市と一体化することの必要性を強調した。ついで同月二〇日には、市議一九名、公民七名からなる大鎌倉市建設委員会を設置、委員が手分けをして上記三町村および三浦郡逗子町との合併交渉に乗りだした。鎌倉市のこうした動きに対抗して、藤沢市でも七月なかばごろ、六会・渋谷両村のほかに片瀬町に対しても合併を勧誘する方針を固め、大野市長らが同町を訪れて林町長と会見し説得に当たつた。林町長は藤沢市側の熱意を認め、以後町議もふくめて藤沢市への合併問題を真剣に検討することを約したという（『神奈川県新聞』昭16・7・22）。

一月末にいたり、鎌倉市では「隣接町村トノ親睦ヲ図リ、市ノ計画樹立ニ関スル調査ノ為」臨時市政計画委員を設置し、三〇人の市議全部を同委員に委嘱した。そして、大船・深沢および片瀬の三町村を一〇人ずつの委員が分担し、いよいよ積極的に合併運動を推し進めることになった。そして、翌昭和一七年にはいると、大船町と深沢村は急速に鎌倉市へ接近したが、片瀬町の場合には一方で鎌倉市との交渉を進めながら、同時に藤沢市との接触も保ち続けた。また、藤沢市としては、もっぱら片瀬町との交渉に力を注ぎ、鎌倉市と対抗した。一月一六日に開かれた藤沢市親交委員会では、鈴木(勇)・鈴木(竹)・寺田・榎本・金子・葉山(又)の六議員を片瀬合併交渉委員に決定した。交渉委員たちは二月一〇日に片瀬町を訪れ林町長と会見、ついで翌一一日には片瀬町の元交渉委員（昭和一五年当時の）と会見し種々懇談した。一三日には全員協議会が開かれ、そこでは合併交渉の全権を交渉委員に委任することを決議、丸山・砂川両議員を委員に加えることを決定、さらに市議のうちで縁故関係のあるものが片瀬町議を戸別訪問することを申し合わせた。

一方、片瀬町では藤沢・鎌倉両市からの合併交渉に關し、二月二七日に町議全員協議会を開き、八人の交渉委員を選出、五島金太郎議員を委員長に決定した。交渉委員は三月四日に藤沢市役所を訪れ、藤沢側委員と意見を交換した。同月一二日には鎌倉市と大船・深沢・片瀬三町村の合併に関する合同委員会が開かれ、合併の具体的条件等が話し合われた。さらに一七日には鈴木鎌倉市長が市議六人とともに片瀬町役場を訪れ、片瀬側委員に「大鎌倉建設要綱」について詳細に説明し合併の促進方を要請し、五島委員長らは充分に検討の上返答することを約した。同日、藤沢市側の交渉委員は片瀬町へおもむき片瀬側委員と懇談した。その際、片瀬側から藤沢市と合併した場合に市名を「藤沢江島市」と変更することを提案した。藤沢側では二

四日に全員協議会を開いてこの提案を検討した結果、全員異議なく受け入れることを承認し、ただちに鈴木（勇）委員代表から片瀬側の五島委員長へ文書でこの旨を通告した。林片瀬町長は三〇日午前に町議全員協議会を招集、そこで、五島交渉委員長が藤沢市および鎌倉市との交渉経過を詳細に説明した後、委員としては新市名を「藤沢江島市」とすることを条件に藤沢市と合併することに意見が一致した旨を述べた。町長が全員の意見を尋ねたところ、いずれも一致して藤沢市との合併に賛成した。協議会に引続いて町議・部落会長合同懇談会が開かれたが、部落会長もまた藤沢市への合併を全面的に支持した。そこで交渉委員は四月四日に会合し、合併に際して藤沢市に対し、市名変更のほかに次のような希望事項を提示することを決定した。

一、両市町合併セバ片瀬町ノ理事機関・議決・諮問機関ハ当然消滅セラルベキニ付、市会議員増員選舉終了迄ノ期間、現片瀬町長ヲ両市町ノ連絡機関トシテ市ノ事務ヲ嘱託セラレタキコト、但シ手当等ハ無給ノコト

二、片瀬町海水浴場ハ從来ヨリ其ノ敷地ヲ神奈川県ヨリ片瀬町ニ於テ借入、海水浴場営業組合ニ転貸シ居リタルニ依リ、今後右方針ニ依り執行セラルルコトノ市会ノ決議ヲ為スコトノ市理事者並藤沢市側合併委員連名ノ覚書ヲ提出セラレタキ事

三、片瀬町役場付属建物（旧職業紹介所廈）ノ無賃貸与ニ就イテ、町役場構内所在旧職業紹介所廈ヲ片瀬町内各種団体ノ事務所用、会合用ニ無期限ニテ無賃貸与ヲセラレタキコトノ覚書ヲ提出セラレタキコト（原文のまま）

藤沢側では四月六日に市会全員協議会を開き、右の三件の希望を受け入れることを認めた。当日片瀬側から林町長、五島委員長以下六人が藤沢市役所へ來訪し、鈴木（勇）委員長から協議会の模様を聞いた後、藤沢側委員となごやかに会談した。こうして、片瀬町の藤沢市への合併はほぼ確定したかのことであった。市理事者はただちに県ないし内務省の内意を伺うため、関係書類を県当局へ提出した（そのうち、「藤沢市ノ名

称変更ヲ必要トスル理由」 「藤沢市ニ鎌倉郡片瀬町ノ合併ヲ必要トスル理由」 「合併ニ関スル経過」 等は『資料編』一〇一六ページ以下に収録)。

鎌倉市が片瀬町から藤沢市への合併方針の決定について正式に通告されたのは四月四日であった。鎌倉市では六日に急挾全員協議会を開いて対策を協議し、ついで八日には三町村との合同委員会を開催した。その席では、片瀬町の動きを背信行為として非難する声が盛んにあがつた。そして翌九日、鎌倉・大船・深沢の三市町村委員は鎌倉市郡合同委員の名で、片瀬町全戸に『大鎌倉建設要綱(抄録)』というパンフレットと鎌倉への合併を呼びかける手紙とを郵送した(『鎌倉議会史』一四八ページ以下参照)。この措置に憤激した片瀬側の合併交渉委員たちは、一一日夜、各町内・部落会長を役場に招集、林町長ら理事者や藤沢市委員も参加して経過を説明し了解をもとめた。その結果、町内・部落会長は理事者および交渉委員を信頼し、三月三〇日の懇談会で決定した通り、藤沢市との合併方針を貫くことを申し合わせた。そこで片瀬町交渉委員は一三日に鈴木鎌倉市長を訪問し、文書をもって片瀬側の意向を伝えた。しかし、鎌倉側は三ヵ町村の合併による大鎌倉建設の方針をあくまでまげず、文化団体の鎌倉文化連盟もこれを積極的に支持した。そして、同連盟の大仏次郎理事長や文士の久米正雄市議ら七名が委員になって、県および内務省を訪れ、鎌倉と片瀬ないし江の島との歴史的・文化的関係からみて、片瀬町は当然鎌倉市へ合併すべきであると陳情した。

四月下旬にいたり、県当局は藤沢市・片瀬町の合併内申に対し、新市名を「藤沢江ノ島市」とすることに難色を示した。市名としては長過ぎるというのである。片瀬町ではこの問題について町会協議会を開いたが、新市名に「江ノ島」をいれることは合併の絶対的条件であるとの意見が圧倒的に強く、それがいれられ

なければ合併を断念するのもやむをえないという主張さえあつた。もつとも、県が新市名を問題にしたのは、鎌倉側の動きも考慮して最終的な結論を引きのばすための作戦であつたらしい。そして、五月七日、県当局は大野藤沢市長を呼びだし、合併問題についてはひとまず現状維持のたてまえで静観するようとの内意を示達した。同じ趣旨の示達は鎌倉市に対してもなされたのである。これは、戦時下において、単なる都市膨張や財政的理由による町村合併は差控えるべきだという内務省の意向を反映していた。

**片瀬合併運動の再興と挫折** 昭和一七年六月、勅令第五七三号により、地方官官制が改正され、戦時の要請に即応して行政の能率化を図るため、各府県に郡単位で地方事務所を開設することが決定した。そして七月一日、内務省は全国の地方事務所の名称、位置および管轄区域を告示し、これに基づいて神奈川県には七カ所の地方事務所が設置された。既に大船・深沢・片瀬の三町村を残すだけになつていた鎌倉郡は、高座郡と一括して、鎌倉高座地方事務所の管轄下に属することになった。同地方事務所は、藤沢市にある旧高座郡役所跡に置かれたのである。こうした事態のもとで、八月はじめには、鎌倉市があらためて隣接三町村の合併工作に乗りだす動きを示し、それに対抗して藤沢市と片瀬町との間にも合併問題が再燃した。とくに片瀬町においては、市名変更の問題に必ずしもこだわらずに、藤沢市への合併を促進しようとする気運が生まれた。八月九日付の『神奈川県新聞』には、これに関する林片瀬町長の次のような談話が載っている。

「新市名は藤沢市でも良いのです。藤沢市になつたところで江の島片瀬は無くなる訳ではなく現存するのですが、この名を捨てて実をとる片瀬町に対する具体的な研究委員を両市町が擧げることになるでしょう。鎌倉市は感情問題でどうも縁が遠いのです。藤沢市との合併は結局時期の問題です。」

片瀬町としては、郡内の他町村とともに地方事務所の管轄下におかれるよりも、地理的・経済的に縁故の深い藤沢市と行政的にも一体化することを望んだのであろう。

ところで、鎌倉高座地方事務所は、管轄区域が二郡にわたるため、諸般の事務を遂行する上に少なからず支障があった。郡制廃止以来かなりの年月を経ていたにもかかわらず、地域単位としての郡は生き続け、町長会、国民学校長会、農会等の各種団体の多くが郡単位で組織されていたからである。八月末に内務省で開かれた全国（府県）総務部長会議においても、こうした事態が問題になり、一郡一地方事務所のたてまえを徹底する方針が打ち出された。そして、九月はじめ、神奈川県当局は鎌倉高座地方事務所の管轄区域を高座郡の地域だけに限るため、鎌倉郡を解体することを考慮するにいたった。当時、片瀬町は既に藤沢市への合併の意向を強めており、また、大船町は横浜市への合併を希望し、深沢村は鎌倉市への合併あるいは高座郡への編入のいずれでもよいという態度を示していた。

大野藤沢市長は九月三日に地方事務所を訪れて石塚総務課長から上述のような県当局の内意を聴取したうえ、同日午後、市会全員協議会を招集、片瀬町との合併問題について協議懇談をとげた。そこでは、四団の情勢とにらみ合わせて片瀬町の合併実現を積極的に促進することを申し合せた。ところが、その後、事態は全く進展しなかった。鎌倉郡の解体は結局具体化せず、郡下の三町村はいずれも現状維持のままに残された。その理由は明らかでないが、合併問題をめぐって鎌倉市と片瀬町・藤沢市との間の紛糾が再び表面化するのを避けようとの意向が県ないし内務省当局側にあったことは否定できないであろう。

## 第二節 戦時下的藤沢市政

### 一 大野市政の歩み

都市計画事業の発足 大野市長が正式に就任した後の藤沢市政において、隣接町村の合併促進とならんで重視されたのは都市計画事業、なかんづく街路網の整備事業を推進することであった。市制施行に先立つて作成された「将来ニ於ケル事業計画」(『資料編』100ページ以下参照)によると、国道一号線の藤沢橋を起点にして辻堂海岸にいたり府県道茅ヶ崎ー鶴沼線に連絡する藤沢ー辻堂海岸線、その途中の第三小学校前から湘南海岸道路にいたる藤沢ー鶴沼海岸線、県立湘南中学前から羽鳥の住宅地を経て省線辻堂駅にいたる路線(藤沢ー羽鳥線および四ツ谷ー辻堂停車場線)は、街路網中の幹線道路として、まず計画の対象に予定されていた。そして、昭和一六年三月七日開催の市会全員協議会に、理事者側は一六年度以降二〇カ年間継続事業として、上記四路線の開さくを進める具体的な計画を提示した。総工費九四万七四〇〇円で、その大部分は起債により、償還財源は都市計画事業にともなう目的税および受益者負担金の徵収にもとめるという構想であった。協議会では幹線道路の必要性は認めつつも、街路計画だけが先行して総合的な都市計画を欠くことに対し疑念が出された。そこで理事者側は、総合的な都市計画を樹立し、併せて都市計画事業について調査審議するために都市計画委員および顧問を設置することとし、四月四日開催の市会にその関係条例制定に

関する議案を提出、可決された。ところが、同条例について県当局へ上申したところ、「都市計画委員」の名称に問題があつたため、これを「都市計画調査委員」と改称し、同時に条例を「規程」に変更することにして、六月一七日の市会にあらためて提案し、議決をみたのである。

#### 藤沢市都市計画調査委員並顧問設置規程

第一条 本市ハ綜合的都市計画ノ樹立並都市計画事業ニ付調査ヲ為ヌタメ、市制第八十三条ニ依リ都市計画調査委員

十六名ヲ置ク

第二条 委員ハ市会議員中ヨリ選任ス

第三条 委員ノ任期ハ二ヶ年トス

補欠ニ依ル委員ノ任期ハ前任者ノ残任期間トス

第四条 市長ハ本市都市計画ニ関シ必要アルトキハ特ニ学識経験アル者ヲ顧問ニ委嘱スルコトヲ得

#### 附 則

本規程ハ議決ノ日ヨリ之を施行ス

右の規程による都市計画調査委員は、市会に先立つて開かれた全員協議会における相談の結果にしたがつて市長が推薦した通りに決定した。推薦されたのは、石井(茂)・鈴木(勇)・高橋(亀)・鎌田・金川・寺田・斎藤・高松・加藤(徳)・三觜・兼子・中田・葉山(繁)・加藤(清)・江口の一五議員であつた。

同日の市会には、十万余円にのぼる追加予算案も提出された。それは、おもに村岡村合併にともなう歳入出の追加ないし更正に関するものであつたが、ほかに臨時部歳出に都市計画事業費として、市役所に新設された都市計画課に採用すべき技師その他八名の人件費八三一〇円が追加計上されていた。この点に関連し

て、金子議員が、現下の情勢下で技術関係の職員を整えるだけでも相当の日時を要するし、「況ヤ綜合的ノ都市計画案ヲ樹立シタ上テ着工ト云フコトニナレバ尚更ニ歳月ヲ要スルコトハ必然」であるから、「先ヅ以テ都市計画ノ実施ニ当ツテハ、先ニ殆ド決定ヲ見ンバカリニナツテ居ル所ノ市ノ幹線道路ニ付テ、委員ヲ集メテ如何ナル点ヲ先ニスルカラ決定シテ、コノ工事ニ早ク着手シテ頂キタイト思フ」と述べ、上記予算案の議決に際し次のような付帯決議をすることを提案した。

本予算案ニ於テ都市計画関係吏員整備ノ為其ノ費用ノ計上ヲ見タルハ多トスペキモ、計画樹立マデニハ相当ノ歳月ヲ要スルヤ必然ナリ。依ツテ速ニ事業遂行上急ブ要スル幹線道路ノ工事ニ着手シ以テ飛躍的發展途上ニアル本市ノ現状ニ即応スベシ。

この提案に対しても賛否両論が激しく対立した。というのは、金子議員のいう「幹線道路」が上述した四路線を意味するのかどうかが明確でなかつたからである。もしそれが四路線を指すのであれば、この決議は四路線の優先着工を決定することになる。しかし、都市計画調査委員を設置した趣旨からすれば、そうした順位はまず同委員会で検討するのが当然であろう。こうした問題点に絡んで、四路線の開発によつて利益を受ける地区とその恩恵を受けえない地区との対立が、それぞれの地区を地盤とする議員の意見に反映したのである。長時間にわたる論議の末、結局は、金子原案のうち「幹線道路ノ」の文字を削除することで妥協が成立した。

都市計画調査委員の活動については記録が残っていないが、やはり四路線の工事を優先する結論を出したことはたしかである。都市計画神奈川地方委員会の議を経た原案に対し、一六年一二月一三日、藤沢市都市

計画街路として内閣の認可が下り、同月二七日、内務省がこれを告示した。藤沢—辻堂海岸線は二等大路第二類（幅員一五メートル）とし、藤沢—鵠沼海岸線との交差点付近に約二三〇〇平方メートルの広場を設けることになった。藤沢—鵠沼海岸線ほか二路線はいずれも二等大路第三類（幅員一一メートル）で、四ツ谷—辻堂停車場線の起点付近に三九七七平方メートルの広場を設けることになっている。同時に、藤沢—辻堂海岸線のうち、藤沢橋から相生町中学通りにいたる区間を都市計画街路事業として八ヵ年計画をもつて施行することも認可された旨の告示があった。藤沢市側では事業区間がわずかであるのに施行年度が八ヵ年にもわたることを不満とし、都市計画調査委員会を招集して三ヵ年くらいの計画に改めるよう関係官庁へ陳情することを決めようとした。しかし、既に太平洋（大東亜）戦争を迎えた段階では、そうした企図は断念するほかはなかつた。

**太平洋戦争の勃発と市会の決議** 昭和一五年九月、第二次近衛内閣のもとで締結された日独伊軍事同盟によつて、日本は世界的な対立関係の中に巻込まれ、急速に危険な道を歩みはじめた。翌年六月二二日に独ソ戦がおこると、松岡洋右外相は北進論（対ソ開戦）を強く主張し、軍需資源確保を目指して東南アジアへの進出を主張する軍部や政府首脳との対立を深めた。そして七月一六日、松岡外相の更迭を契機に内閣は総辞職し、同月一八日には海軍大将豊田貞次郎を外相にむかえて第三次近衛内閣が成立した。その一〇日後に日本軍が仏印へ進駐したのを契機に、米・英・蘭諸国の対日政策は一段ときびしくなつた。とくにアメリカの対日石油禁輸は長期化した中国との戦争を続行する上に重大な支障となつた。そして南進策を强行する一方で日米交渉を続けようとする政府の方針は急速に破綻し、一〇月一六日には第三次近衛内閣が崩壊に追いこ

まれた。後継内閣の首班は現役の陸軍大将東条英機に決まつた。東条首相は陸相と内相も兼ね、軍部が完全に政治の主導権を握つた。こうなると、米・英との開戦は既に決まつたも同然であつた。一二月八日、日本は米・英両国に宣戦を布告し、国民に対する「大詔」がくだつた。政府は、この戦争を「大東亜戦争」と称することを定めた。

米・英両国との開戦翌日に開かれた藤沢市会では、まず大野市長があいさつに立ち、新しい事態を迎えての決意を述べ、市会の協力一致体制の必要性を強調した。ついで議案の審議にはいるに先立つて、中田（吉）議員が緊急動議を提出した。米・英両国との開戦に際し、市民の決意を表明し、かつ政府および皇軍に対する感謝・激励の決議をすることにしたいというのである。動議は成立し、全会一致で可決された。そして、議長指名により、提案者の中田議員と葉山（繁）・鈴木（竹）両議員が起草委員に選ばれて文案を作成し、議長はこれを議会にはかつて全員の賛同をえた。決意表明の決議文はつぎのようなものであつた。

藤沢市会ハ四万市民ヲ代表シテ聖旨ヲ奉戴、一致協力、聖業ノ完遂ニ邁進セムコトヲ期ス

昭和十六年十二月九日

藤沢市會議長 鈴木 勇

右のような決意表明に統けて、「總理大臣並閣僚各位ノ御健闘ニ対シ深甚ナル感謝ノ意ヲ表ス」との決議文を東條首相へ、また「陸海両軍ノ緒戦期ニ揚ケラレタル赫々タル戦果ニ対シ衷心ヨリ感謝ノ意ヲ表ス」と加えた決議文を東條陸相・島田繁太郎海相へあてて送ることにしたのである。

市民への檄 一二月一四日には、午前一〇時から藤沢第一国民学校の校庭で市主催の戦勝祈願市民大会が

開かれた。約三五〇〇人の市民が集まつたが、これはおそらく町内会・部落会等の組織を通じて動員したのであろう。宣戰の詔勅の奉読、祈願文の奏上などに統いて大野市長と鈴木市會議長のあいさつがあり、「皇謨翼賛」の決議、防諜等に関する申し合わせをした後、愛國行進曲の合唱、「聖寿万歳」の三唱で会を閉じた。それから、隊伍を整えて、藤沢駅前を経て伊勢山公園の忠魂碑前まで街頭行進を行なつた。

こうした行事と前後して、市當局は「藤沢市民に告ぐ」と題する次のような檄文を印刷し、市内全戸に配布した。

今次畏くも 大詔渙発、久しう聖業の完遂を妨害し来れる米英両国に対する宣戰の布告を挙し、東亞永遠の和平確立の為め我が民族正義の鉄槌は茲に断乎両国の頭上に加えられむとす。吾人は今こそ真乎一億一心、鉄石の決意を以て、聖旨を奉戴して興國の大業に邁進すべきの秋なり。然りと雖ども両敵国は其の富強を以て宇内に誇る雄邦なるを念へば、大業完遂の前途多難多事なるべきは寧ろ当然にして、既往聖戰五星霜の忍苦は大なりと雖ども、今後の苦渋に比すれば必ずや軽きを覺ゆるものあるべし。市民各位の決意の既に牢固なるものあるは察するに余りありと雖ども、斯の新しき決戦態勢下に於て更めて各位の心構えに就き、本職の要請を披瀝するも敢て徒爾に非ざるべし。

本職は茲に市民各位が、此際政府を絶対に信頼し、流言蜚語に惑はず、常に防諜に留意すると共に、敵の謀略を警戒し、冷静沈着、勤勉力行、職域精進、忍苦耐乏、大に生活を緊縮して貯蓄に専念し、防空特に燈火管制及防火に最善の工夫を凝すと共に常に火源に留意せられることを要請す。

凡そ斯の如きは、斯の皇國の興廢を決するの秋、國民總力結集の要諦として、之が実行を要する今日より急なるはなし。市民各位の敢然実踐躬行せられることを要望する所以なり。

緒戦に於ける海陸皇軍の大捷は其の雄渾なる作戦と共に、一億国民の感激措く克はざる所、其の今日ある素地を懷

ふとき誰か感涙なくして捷報を聽取し得むや。感謝の念の湧く所、吾人は転た銃後国民の責務の重且大なるを痛感せざるを得ず。

本職は茲に四万市民各位と共に、俱に天地神明の加護の下に和衷戮力、決死困難突破の重責を遂行して、克く銃後国民の誠忠を尽くし、以て上 聖慮を安じ奉らむことを誓はむとす、敢へて檄す。

昭和十六年十二月

藤沢市長 大野 守衛

町内会・部落会の整備と市常会 市民に対する戦意昂揚運動は町内会・部落会の組織を通じても進められた。内務省は既に一五年九月に「町内会・部落会・隣保班・市町村常会整備ニ関スル訓令」とその整備要領を発令し、町内会・部落会等を戦時国民生活の地域的統制の単位として市町村長の監督・統制下においていた。

町内会・部落会の基礎には一〇戸前後を単位に隣組が編成され、またその活動を一元的に統括するために市町村を単位とする常会が開設されることになった。常会は市町村長を会長とし、その区域内の各種公共機関・団体の長が構成員となり、町内会の会長ないし副会長が参加して開かれるのである。藤沢市においても、右の訓令に基づいて一六年二月に「町内(部落)会設置要綱」を定め、ほぼ従来の区を単位にして、四月末までに七一の町内(部落)会を設立し(もちろん、その数は市域拡充とともにあって増加した)、それらの会長または副会長を集めて毎月一回の定例常会を開いていた。

太平洋戦争勃発に即応して、一二月二一日には市役所で臨時市常会が開かれた。そこでは、まず大野会長が決戦体制下における市民の責務を説き、とくに緊縮生活による貯蓄と国債引受けに全力を注いでほしいと要請した。ついで、警察署長・警防団長・市会議長がそれぞれ防空実施時の心得等を中心にあいさつした。協

議事項としては、防空・国民貯蓄増加・国債消化の促進のほかに、一般家庭金属類特別回収に関する件がありあげられた。年が明けて一月二〇日に開かれた常会では、市当局で起案した次のような「戦時常会是」（案）を町内会長らにはかつて決定した。

### 戦時常会是

神明の加護を仰ぎ、大御稟威の下に我等は何物をも懼れず、大東亜戦争に勝たんが為めに、次の事項の実践躬行を期す。

- 一、聖旨を奉戴し必勝の信念を以て闘い抜くこと
- 二、町内・部落・家庭を戦陣と心得、協力一致、生活を挙げて奉公の誠を竭くすこと
- 三、生産に勉むると共に大に生活を緊縮し、国債消化・貯蓄増強に努めて、戦費の調達に邁進すること
- 四、防空を隣組の責務として隣保相扶の実を挙ぐること
- 五、防諜の要を銘記して常に戒慎を懈らざること
- 六、政府を絶対に信頼して流言を排し、常に平静自若たること
- 七、皇國の隆替、東亜の興廢は我等の双肩に懸るを念ひ、不撓不屈、前途如何なる苦難にも打克つこと

この「常会是」は、その後、毎回の市常会の最初に朗読されることになったのである。

翼賛政治体制の完成 太平洋戦争の段階にはいるとともに国家総動員の体制はますます強化された。政治面では、一年間延期の後、一七年四月三〇日に施行された衆議院議員選挙によって、いわゆる翼賛体制がほぼ完成した。この選挙に先立つて、政府は二月一八日に「大東亜戦争完遂翼賛選挙貫徹基本要綱」を閣議決定し、常会—町内会—隣組の系統や各種団体を動員して、同要綱の趣旨を市町村の末端部にまで浸透させ

た。そして、同月二十四日陸軍大將阿部信行（一四年八月三〇日から翌年一月一四日まで首相）を会長として結成された翼賛政治体制協議会によって、政府・軍部に協力的な候補四六六人（議員定数）を推薦し、町内会・隣組や翼賛壯年団（一六年九月結成）・在郷軍人会等を動員してその当選のための運動を展開した。選挙の結果、協議会の推薦候補は三八一人が当選し、したがつて非推薦候補の当選は八五人であった。藤沢市をふくむ神奈川第三区では推薦組の安藤覚・平川松太郎・山口左右平と非推薦の河野一郎が当選した。安藤と山口は新人でともに中立、平川は旧民政系、河野は旧政友系の前議員である。

五月二〇日には上記の協議会を母体とする政治結社として翼賛政治会が結成され、ほかの政治結社は全部禁止された。こうして、議会は事実上政府と一体化した「翼賛議会」になった。なお、この翼賛選挙の前後には、翼賛壯年団のほかに大日本婦人会や大日本青少年団等の戦争協力組織が結成され、藤沢市にもそれらの支部組織があいついで誕生した。

鈴木市会議長・大野市長の辞職　国政における翼賛体制の強化は当然地方議会の活動に影響した。藤沢市会において、大野市長や鈴木議長が機会あるごとに理事者と市会との協力関係を強調したのもその現われといえよう。そして、市会会議録を通観した限りでは、そうした協力関係は昭和一七年を迎えてから固まる気運にあつたように思われる。しかし、大野市長就任の際における既述の愛市同盟をめぐる対立は、必ずしも解消しつくしたわけではなかつたらしい。このことに関連して、一七年一月二二日に開かれた市会で、大野市長に統いてあいさつに立つた鈴木議長が、その結びの部分で次のように述べているのが注目される。

「謬ニモ『兄弟墻ニ闇ゲバ外侮ヲ受ク』ト云フコトモアリマス。市会ハ一致協力、結束シテ事ニ当ラナケレバナラヌ

ト思ヒマス。ソコニ隙ガ出テ乗ゼラレルヤウナコトガアツテハナラヌト思ヒマス。ココデハ申サレマセンガ現ニソレガ起リツツアルノデアリマシテ、私ハ甚ダ遺憾ニ思ツテ居ル次第アリマス。一致結束シテ事ニ当レバ大抵ノコトハヤレル、市トシテノ事業モ大抵ノコトハヤレルト思フ。甚ダ积迦ニ説法ノ言デアリマスガ、一言申述ベテ市会トシテ市長ノ御挨拶ニ御応ヘ致シタイト思ヒマス」（傍点筆者）。

鈴木議長が市会議場ではいえない事情とは、おそらく、愛市同盟問題が妥協に落ち着いた時の条件として、大野市長の任期を半年限りにするという暗黙の申し合わせが行なわれたにもかかわらず、その予定時期にいたり同市長擁護派（愛市同盟派）の奔走によって、引き続き在職することになった事實を指すのであろう。大野市長は細谷助役という好伴侶を得て着実に市政を運営し、鈴木議長もこれに協力するたて前をとつていたのだが、反対派の底流はなお統いており、しばしば大野市政批判の動きを示したのである。軍人出身の鈴木議長としては、中央における翼賛体制が整うにしたがって、藤沢市会のこのような状態に不満の度合を強めたようである。そして、一七年一月四日、鈴木議長は、家事上の都合を表面の理由として、突然、鈴木（竹）副議長のもとへ辞表を提出した。この事實を報道した同月六日付の『神奈川新聞』（一七年二月一日『神奈川県新聞』を改称）は、議長の辞表提出を契機に、「市会の中には、大野市長の行政に対し不平不満を包藏していたもの」が表面化する動きがあると述べている。七日午後には市会が開かれることになっていたが、同日午前中の大野市長は病氣を理由として細谷助役のもとへ辞表を提出した。また鈴木副議長、葉山（繁）ほか九名の参事会員も同日連袂、辞職する意向を明らかにした。

### 新正副議長の決定

一月七日午後の市会本会議に先立つて全員協議会が開かれ、鈴木副議長から鈴木

(勇)議長の辞職経過を報告し、副議長も併せた後任候補の選考については世話人会に一任することを決定した。世話人会はただちに協議した結果、市会最古参の葉山(繁)議員を議長、また市参事会員の高松貞夫議員を副議長の候補に推すこととした。本会議では鈴木副議長が議長席に着き、まず議長の指名推薦の方法について葉山議員の市会議長当選を確定した。葉山議長が就任のあいさつを終わると、鈴木副議長が辞表を同議長のもとへ提出し、議長はこれを報告して一同の了承をもとめ、続いて副議長の選挙に移った。やはり議長の指名推薦の方式で高松議員の当選を決定した。

つぎに細谷助役が、同日午前に大野市長から辞表が提出された旨を報告し、「自分トシテモ何レ新市長決定ノ上ハ辞表ヲ提出スル考」であると述べた。そこで一旦休憩にはいり、その間に大野市長の辞表を受理するか、あるいは慰留するかを協議した結果、受理の方針が決まり、本会議で正式にこれを決定した。なお、この日の本会議では、国民学校令による藤沢市学務委員の欠員補充が決定した。細谷助役から適任者として推薦した飛嶋繁を全会一致で承認したのである。飛嶋は辻堂地区に住む建設会社社長で、藤沢随一の富豪であるが、かねてから市に対し、警防団用の施設ないし用具、教育施設、武道館(済美館)などを寄付し、地元での人気も高かった。一六年四月、国民学校令による学務委員を決定する際、有力候補の一人になつたが、当時は藤沢住民となつてから二年に達していなかつたので、委員になるために必要な公民権を持たなかつたのである。

## 二 金子市政

### 市参事会員等の選挙

一月一六日開催の市会では市長選挙の件と名誉職市参事会員および都市計画神奈川地方委員選挙の件がとりあげられた。市長選挙については、中田(吉)議員が大野前市長の「閱歴ハ藤沢ニ過ギタルモノデアルガ町長乃至市長トシテハ退穢的消極的デアッテ、常ニ不満ヲ感ジテ來タ」として、「次の市長には「積極的実行力アル人物ヲ選ビ、……真ニ五万市民ニ対シテ大野氏以上ノ人物ヲ選ビ、以テ大野氏ヲ辞職セシメタ名分ヲ立テタイ」との意見を述べ、選挙の重大性にかんがみ議員全員を委員とする選考委員に付託するよう動議を提出した。小川桂助(一六年一〇月、江口議員が病氣で退職したため繰上げ当選)・兼子一郎両議員がこれに賛成して動議は成立、全員一致で可決した。一方、市参事会員の選挙は正副議長をふくむ五名の選考委員を設け、これに人選を付託することになった。議長指名で寺田・広瀬・高橋(一)の三議員が委員に加わることを決定した。都市計画神奈川地方委員の人選も同じ選考委員に付託した。市参事会員により次のような当選者を確定した。

名誉職市参事会員—池田進・石井茂・鎌田善藏・山上八造・榎本市右衛門・加藤清作・砂川安太郎・杉山寛吉・中田中・金子知治

都市計画神奈川地方委員—落合喜代一・加藤徳太郎・竹内一良・丸山与吉・小倉久武

金子市長就任 市長選考の全員委員会は一月二一日に開かれた。委員長には鈴木(竹)議員が選ばれた。

外部からの輸入候補を選ぶことも一応問題にしたが、結局は地元居住者から選考推薦することに決まり、委員各自の意中の人物を投票によって出し合うこととした。投票の結果、つぎの七人の名が挙がった。

金子小一郎（県・市議、市農会長）、飛嶋繁（飛島組社長、国民学校令による市学務委員、市警防団副團長）、鈴木勇（前市會議長、退役海軍大佐）、岸本肇（市翼賛壯年団長、退役海軍中将）、作田高太郎（代議士）、兼子一郎（市議）、小倉久武（前六会村長、市議）

これら七人を対象としてさらに検討するため、小委員会を設けることになり、選考委員長の鈴木（竹）議員をはじめ、山上・竹内・葉山（又）・砂川・端山・高橋（亀）・石井（茂）・小倉・池田・鎌田・兼子・中田（吉）の計一二人を小委員会のメンバーに選任した。翌二一日に開かれた小委員会では小倉・兼子両候補が辞退を申し出た。そして、岸本候補をはずして、選考範囲を四人に狭めた。次の小委員会は二六日午前に開かれ、そこでは全員一致で飛嶋候補を推すことに決定した。同候補にしぼるにいたつた具体的な経過は明らかでないが、小委員会として予め同候補に市長就任を懇請したことは新聞にも報道された（『神奈川新聞』昭17・2・26）。小委員会の結論は二九日午後にまず全員委員会で確認し、統いて本会議に付議する予定であった。つまり、これが順調に進めば、上述した市参事会員等が決定したのと同じ日に、市長の当選も決まるはずであった。

ところが、二九日の全員委員会においては、何らかの事情で飛嶋候補推薦という小委員会案が認められず、選考委員長の鈴木（竹）議員は本会議に欠席し、その上突然市議辞任の意を議長に伝えたのである。同日夜、一四名の議員が鈴木家を訪れて慰留につとめた結果、鈴木議員は辞意を撤回し、一同で「大藤沢市建設

の為め円満明朗協調で協力一致を申合せた」という(『神奈川新聞』昭17・12・1)。そして翌三〇日午後に開かれた選考委員会では、榎本市右衛門議員を委員長に選んで協議した結果、金子小一郎議員を市長候補とし、かつ市議中より五名程度の参与を設けるようにとの希望事項を付することを決定した。引続いて本会議を開き、委員長報告に基づいて、指名推薦の方法により全員一致で金子候補の当選を確定した。飛嶋候補から金子候補へ急転するにいたった事情は、当時の市会における微妙な勢力関係に絡むものと思われる。

**市勢振興委員の設置** 市長選考委員会の希望事項であった「参与」の問題は、理事者側で検討の末、「市勢振興委員」を設置するという方式で実現されることになった。一二月一〇日に招集された金子市長就任後最初の市会に、次のような規程案が提出され、即日原案通り可決されたのである。

#### 市勢振興委員設置規程

第一条 本市ハ市勢振興並時局対策ニ関スル重要ナル事項ヲ審議調査スル為、市制第八十三条ニ依リ市勢振興委員ヲ置ク

第二条 委員ハ市会議員中ヨリ選任シ、市会正副議長共七名トス

第三条 委員ノ任期ハ一箇年トス

補欠ニ依ル委員ノ任期ハ前任者ノ残任期間トス

#### 附 則

本規程ハ議決ノ日ヨリ之ヲ施行ス

同日の本会議において、右の規程による市勢振興委員として、金子市長は葉山(繁)議長・高松副議長および高橋(二)・石井(光)・中田(吉)・葉山(又)・小倉の五議員を推薦し、全議員の賛成をえた。

市勢振興委員会は二月一六日を最初として、以後月一回ずつ開かれているが、そこでどのような「重要事項」を「審議調査」したかについての記録は遺憾ながら全く残っていない。ただこの委員の設置によって、理事者と市会との協力関係が円滑になったことは推察してよからう。

**昭和一八年度予算** 金子市長が就任した時期には、太平洋戦争の戦局は重大な転機を迎えていた。一七年六月のミッドウェー海戦、八月以降のガダルカナル島をめぐる攻防戦、そして一八年二月はじめの日本軍の同島撤退を通じて、米軍の南太平洋における反撃体制が着々と強化されつつあることが明らかとなつた。また、中国における戦争もますます深刻化して、日本は和平工作を断念せざるをえなくなつた。国内では軍需中心の生産力増強策の強行にともなつて生活物資の不足はいよいよはだしくなり、配給統制・消費規制は強化される一方であつた。戦意高揚をねらつた上からの精神運動や思想統制も急速にきびしさを加えた。

こうした事態のもとで、地方行政に対する政府の監督や規制が強まるのは当然であつた。財政面についてみると、昭和一八年度の予算編成期に当たつて、政府はおよそ次のようなきびしい方針を府県・市町村の理事者に通達した。

- (一) 事業費は実行可能の範囲に留め、できるだけ中止・打切り・繰延をなすこと
- (二) 新規経費の計上は、原則として第一に防空その他戦争遂行上必要な事項、第二に生産力拡充のために必要不可欠な事項、第三に食糧政策、保健政策その他政府の主要政策に即応するために不可欠な事項に限ること
- (三) 新規経費として計上を要する継続事業については、特別の事由がない限り、三年度以内に完了し急速にその効果を挙げ得べきものに限ること

金子市政下における最初の予算編成が、この通達の趣旨に即して行なわれたのはもちろんである。一八年二月二二日開会の市会に提出された一八年度予算案は総額八四万八二八四円で、前年度当初予算額より三〇万三七八八円という急増である。歳入面でとくに増加が著しいのは国税付加税（増加額六万四四七四円）、都市計画税（三万八六一九円）、地方分与税（三万七六〇〇円）、交付金（一万七八四円）、国庫補助金（三万一一二六円、うち時局関係費補助の増額二万九三〇四円）等である。一方歳出面では、経常部の役所費（五万二三四三円）、教育費（二万二八六五円）および警防費（二万二二三六円）、臨時部の都市計画事業費（三万七四九五円）、公債費（九万三七一九円）および時局関係諸費（四万一三六二円）などが目立つて増加し、そのためにほかの費目は増額を抑え、あるいは削減せざるをえなくなっている。都市計画事業費を一応別にすれば、全体として国防と兵事と物資統制の強化にともなう地方行政事務の増大と繁忙化に対応する予算編成であり、自治体財政の自主性は極度に制約されているのである。この予算案は特別会計予算案その他と一括して全員委員会に付託審議されたうえで、二月二六日再開の本会議で委員長報告に基づき原案通り可決された。予算編成方針に関する市長の説明や委員会審議の記録が残されていないので、ここでは中田（吉）委員長の報告を引用しておこう。

委員会ハ各委員ノ熱心ナル検討ヲ得テ、結果的ニハ何等数字的ノ修正モナク原案通り決定セラレタ。然シ乍ラ何等修正ノ無カッタ云フ事ハ簡単ニ原案ヲ鵜呑ミニシタノデハナク、各款項目ニ亘ル逐条審議ニ際シテハ各委員ヨリ極メテ熱烈ナル希望意見ガ沢山出タノデアツテ、其内容ニ就テハ此処ニ繰返スノ違モナイガ、其ノ主ナルモノヲ擧グレバ、役所費ニ於テハ町村合併ノ場合理事者・町村吏員ノ待遇即チ年功加俸ニ対スル希望意見、教育費ニ於テハ国民初等教育ノ充実ト教職員ノ品位向上ニ就イテ、又男女青年団ノ指導、体育奨励ノ方法ニ就イテ、或ハ高等女学校ヲ対

象トスル女子教育ノ充実ニ就イテ、衛生諸費ニ於テハ汚物掃除ノ改善徹底ニ就イテ、警防費ニ於テハ新設サレル常設消防ノ充実ニ就イテ、地方改良費ニ於テ町内会ノ補助及納稅交付金ノ適正ニ就イテ、臨時部土木費ニ於テハ土地區画整理組合ノ補助増額、旧六会村地内引地川ノ改修並ニ道路ノ改修ニ就イテ、勸業諸費ニ於テハ水產獎勵費ノ増額、補助費ニ於テ市農会及漁業協同組合ノ補助増額ニ就イテ等々ニシテ、當局ハヨロシク此等ノ実行、施設ノ実施ニ方ツテハ之ガ實現ニ努力セラルヤウ切ニ希望致ス次第ナリ。

これによると、本来は原案に対する修正を要求する必要があるような問題でも、希望意見として出すにとどまっている傾向がうかがわれる。國の方針を前提にする限り、そうならざるをえなかつたのであろう。

市制の改正 昭和一八年一月、第八一議会に東條内閣は地方制度全般の改正に関する一連の法律案を提出した。それらは國家統制強化の一環として地方自治を大幅に制限することを目指すものであったが、翼賛議会はほとんど全面的に原案を可決した。その結果、三月には改正市制が公布され、六月一日から施行されることになった。改正の要点は次のとくであった。

(一)市および市長に対する国政事務の委任範囲が拡充され、法律をまたず各種の命令によって委任できることになった。

(二)市長に対して新たに総合的な指示権が与えられた。これによつて市長は各種施策の総合的運営を図るために市内の団体等に所要の指示ができることになった。また、市長の諮問に応じ、各種施策に関する重要な事項を審議する名譽職参与の設置を制度化し、市長が市公民中の学識経験者から選任することになった。

(三)市会の議決事項が限定され、軽易な事項については市会の議決を要しないことになった(従来の規定は、市

会が議決すべき事項の概目を例示していたが、改正法は「議決すべき事件」として九件を列記した)。また市会に会期制を採用し、通常会および臨時会の区別を設けた。

(四) 市参事会の機能を拡充し、市会の権限に属する事項の一部を市参事会に移すとともに、市会の閉会中は特に定めた重要事件以外、市参事会が市会にかわって議決できることにした。

(五) 市長の選任方法を改め、内務大臣が市会に候補者を推薦させ、勅裁を経て選任することとし、市会が指定期日までに候補者を推薦しない場合には、内務大臣が勅裁を経て選任しうることになった。また、助役は府県知事の認可を受けて市長が選任することに改められた。一方、市長の在職を不適当とする事由ありと認める時には監督官庁が解職できることになり、助役の場合には府県知事の認可をえて市長がこれを解職できることになった。

(六) 町内会・部落会およびその連合会が法認され、国家行政の最末端組織に組入れられることになった。

この改正によって、市行政の自主性とそこにおける市会の機能は全面的に後退せざるをえなかつた。改正市制施行を直前にひかえた五月二九日に開会した市会のはじめに、金子市長は改正法の要点を説明し、さらにつづいて述べた。

「世上往々コノ改正ヲ指シテ、市長ノ権限拡大シ市会ノ権限縮小セラレタルヤニ論ゼラルルモ、コレハ誤リト思フ。議決事件が列挙主義トナッタ為、市会開会ノ度数ハ或ハ減ズルカモ知レスガ、自分トシテハ之ヲ尊重スルコトハ從來ト変ラズ、本會議ニ付サヌトモ協議会等ヲ以テ御相談シテ行キタイト考ヘテ居ル。」

市制改正にともなう改革 改正市制施行後はじめての藤沢市会は、「臨時会」として七月二八日に開かれ

た。そこで的重要議案は、「市制第六十七条第二項ニ依ル重要事件ヲ定ムルノ件」であった。改正法の同条項は、市会閉会中、「重要事件ヲ除クノ外、市会ノ権限ニ属スル事件」について、市参事会が市会に代つて議決できることを定め、続く第三項で、「重要事件」(つまり市会にかわり参事会において議決できない事件)は、市会の議決を経て市長が定めるべきことを規定していた。上記議案はこれに関連して理事者側から提出したのであり、次の二九項目を「重要事件」として定めるというものであった。

- 一、市ノ廃置分合ニ閑スル答申
- 二、市ノ境界変更ニ閑スル答申
- 三、市ノ名称変更又ハ市役所ノ位置ノ決定及変更
- 四、市會議員定数ノ増減ニ閑スル市条例ノ設定・改正及之ニ閑スル議決
- 五、選挙区ニ閑スル市条例ノ設定及改正
- 六、財産ノ取得・管理及处分並ニ市費ヲ以テ支弁スベキ工事ノ執行ニ閑スル市規則ノ設定及改廃
- 七、助役ノ定数増加ニ閑スル市条例ノ設定及改正
- 八、市長ヲ名譽職ニ為スコトニ閑スル市条例ノ設定
- 九、市長候補者ノ推薦
- 一〇、副収入役ノ設置ニ閑スル市条例ノ設定及改正
- 一一、考查役職務執行者ノ選任ニ閑スル答申
- 一二、収入役及副収入役ノ選任ニ閑スル同意
- 一三、行政区ノ設置及変更

- 一四、参与ニ関スル市条例ノ設定及改廃
- 一五、費用弁償及報酬ニ関スル市条例ノ設定及改正
- 一六、退隠料・退職給与金・死亡給与金及遺族扶助料ニ関スル市条例ノ設定及改廃
- 一七、旧慣ニ依ル財産及營造物ノ使用ニ関スル旧慣ノ変更及廃止
- 一八、旧慣ニ依ル財産及營造物ノ使用方法ニ関スル旧慣ノ設定及改廃
- 一九、通常予算ヲ定ムルコト
- 二〇、決算報告ノ認定
- 二一、特別会計ヲ設ケルコト
- 二二、市税ノ新設及増徴
- 二三、分担金ノ新設及増徴
- 二四、夫役現品ノ賦課、但シ急迫ノ場合ニ賦課スル夫役ヲ除ク
- 二五、三万円以上ノ市債ヲ起スコト
- 二六、市ノ歳入歳出ニ属スル公金ノ受払ニ付郵便振替貯金ノ方法ニ依ルコト
- 二七、市金庫ノ設置
- 二八、市町村組合ノ設立並ニ市町村組合ノ共同事務ノ変更、市町村組合ヘノ加入、市町村組合ヨリノ脱退及之ニ伴フ財産処分、市町村組合ノ解散及之ニ伴フ財産処分
- 二九、区会設置ニ関スル市条例ニ関スル答申

これらの項目は、改正市制の施行に際して内務省が訓令によつて指示した「重要事件」に準じて定めたものであつた（訓令に示されたのは三二項目だが、うち三項目は六大都市のみに関するものであつた）。小塚芳太郎総務

課長の説明によると、第二五項は訓令に「一定額以上ノ市債」とあったのを、藤沢市の実情に合わせて「三万円以上」としたのである。なお同課長は、「此ノ二十九項ノ中ニモ本市トシテ該当シナイト云フ条項モアルヤウニ思ヒマシタガ、今迄ニ議決サレタ市ノ場合ヲ見マスト矢張リサウシタモノモ全部挙ゲテ居ルヤウデアリマスカラ一応全部ヲ挙ゲタヤウナ次第デアリマス」との説明も加えた。市の実情よりも他都市の場合にならって形式をととのえることが重視されたわけである。

この議案は、一括上程された「市参事会委任廃止ノ件」とともに、質疑も出ないままに可決された。後者は、既述した一五年一二月一三日議決の市参事会への委任事項を廃止することを定めたもので、上記「重要事件」の決定にともなう当然の措置であった。これらの事情は、あらかじめ開かれた全員協議会において明らかにされていたのである。

改正法に基づいて新たにおくことになった考查役職務執行者および同代理者もこの日に決定した。内務大臣の指定する市には、市営事業の管理、市の出納その他市吏員の掌理に属する事務の執行を考查する考查役をおくが、指定市以外ではその職務執行者を、市長が市会にはかつて市吏員の中から定めることになったのである。金子市長は小塚芳太郎主事を職務執行者、野渡一平主事をその代理人に定めることを市会に諮問し、異議ない旨の答申をえた。答申を決める過程で、中田(吉)・兼子両議員から市長に対し、空席のままでいる助役を早急に決定すべきだとの要請があった。大野市長時代に就任した細谷力藏助役が二月二二日に辞職して以来この日まで後任が決定していなかつたからである。ちなみに、改正法では助役の選定は事実上市長の権限に帰したのだが、金子市長は、九月下旬市会議員常会(八月はじめに設置)の要請にもとづい

て、小塚主事（総務課長）の助役昇格を決めて県知事に申請し、一月一日に認可をえた。考查役職務執行者の後任は翌月一一日の市会臨時会で伊沢十郎主事に決定した。

参事会の整備 市制改正によって市参事会の機能が拡充されたことに関連して、新たに参事会員補充員の制度が定められた。参事会員に欠員を生じた場合に隨時補充できる体制を整えることにしたわけである。補充員は参事会員と同数を市会議員中から選び、同時に参事会員に就任する順序も決めることになっていた。

七月二八日の藤沢市会臨時会ではこの補充員の選挙も行なわれた。議長指名で池田・高橋（一）・榎本・中田（吉）・金子（知）の五議員が委員になつて選考した結果に基づいて、石井（光）・小川・鈴木（勇）・鈴木（竹）・寺田・高橋（亀）・斎藤・兼子・金川・山上（元）の一〇議員がこの順位で当選者と決定した。第一順位の石井議員は、八月一七日に病死した端山議員の補欠として参事会員に就任した。なお、その後一九年一一月に参事会員および同補充員の改選が行なわれるまでの間に、参事会員のうちで鎌田・加藤（清）両議員が没し、また中田（中）議員が軍公用で召集されたため、補充員のうちからさらに小川・鈴木（勇）・鈴木（竹）の三議員が参事会員に就任した。また補充員に選ばれた寺田議員は一八年八月二十四日に病没した。

市制改正後最初の参事会は一八年八月二〇日に招集され、次のような参事会会議規則が可決になつた。

#### 藤沢市参事会会議規則

第一条 議席ハ改選後ノ第一次ノ會議ニ於テ抽籤ニ依リ之ヲ定ム

其ノ他ノ場合ニ在リテハ議長（市長一筆者注）會議ニ詰リ之ヲ定ム

第二条 議事ノ順序ハ議長ノ定ムル所ニ依ル

第四章 藤沢市の誕生と戰時下の市政

## 第二節 戰時下的藤沢市政

三七〇

第三条 市參事會員市參事會ニ議案ヲ發セントスルトキハ其ノ理由ヲ示シテ之ヲ議長ニ提出スヘシ

第四条 會議ニ於テ發言セントスル者ハ議長ノ許可ヲ受クヘシ

第五条 議案ニ對スル動議ハ二名以上ノ賛成アルニ非サレハ之ヲ議題ト為スコトヲ得ス

第六条 採決ノ方法ハ議長適宜之ヲ定ム

法令ニ別段ノ定アル場合ノ外出席者ハ可否ノ數ニ入ラサルコトヲ得ス

第七条 會議錄ノ署名者ハ二名トシ議長之ヲ指名ス

### 附 則

本規則ハ議決ノ日ヨリ施行ス

**市会の機能後退** 市制改正によつて市会の議決事項が制限されたために、市会開会の回数も付議される議案の件数も当然減少した。昭和一八年中には七回（継続市会をふくめると八回）の開会で五〇件の議案（選挙、決算認定を除く）を処理したのに対し、一九年には五回の開会で二九件の議案を扱うにとどまつた。また、予算案をはじめとして、提出される議案の多くが国策につらなる要素を強くそなえるにいたつたため、市会は議案を審議検討する場であるよりは、むしろそれらを全会一致で可決する場としての性格を強め、自主性をほとんど失つてしまつた。こうした状態を伝える資料として、一九年二月一七日付『神奈川新聞』の一隅に載つた記事「頭の切替へが出来た藤沢市会の審議振」を引用してみよう。

藤沢市会は去る十日開会、予算・決算を付議してゐるが、決算は即日委員へ付託となり、予算審議もすっかり旧体制を払拭し市民の決戦生活に即応して生鮮魚・青果物の需給対策の促進から女子挺身隊出動に拍車をかける論議などに集中され、十五日、予算は小倉久武氏を委員長とする委員付託となし、数日中に他都市に魁けて終幕を告げる運び

となつたが、市会議員の頭の切り替へも完全に出来て来て、市民の決戦生活と戦力増強へ重点を置いて来たことは注目される。

ここでは、当時のジャーナリズムの風潮を反映して、藤沢市会における能率的で国策に順応した審議ぶりが賞讃されているのだが、それを反面からみれば、事实上審議権を放棄したに等しい「全会一致」主義の気運だけが強まっていることをものがたるわけである。この記事に該当する一九年二月の市会（通常）会議録は、議事の一部を簡単に記録しただけのもので、そこには「速記者中島正治応召セラレ、何回督促ヲナシタルモ出来ズ、其ノ儘ニシテ帰郷セラル迄待ツヨリ致方ナク、未完成ノ会議録ヲ綴り置ク」と記した市会書記小島延太郎（主事補）のメモがはさんである。既に前年一月には藤沢市出陣学徒壮行会が開かれているほどだから、こうした事態は市政の各方面に現われていたであろう。なお、この市会で議決した昭和一九年度当初予算は一九二万二七三六円に達したが、そのうち八四万七八四三円は次に述べる官立無線電信講習所の新設費であり、それを差引いた上で前年度当初予算額と比較すると二三万六六〇九円の増額となる。戦局の深刻化に対応する決戦体制の強化はいやおうなしに市財政の急速な膨張を招いたわけである。

官立無線電信講習所の設立 藤沢市が通信省の要請に応じて鵠沼海岸に無線電信講習所を建設することを決定したのは昭和一七年三月のことであった。太平洋戦争の勃発によって陸海軍の行動範囲が著しく広まるとともに、無線通信士の大量養成は緊急の課題となつた。これに応じて、通信省はかねてから助成していた東京目黒の無線講習所を一七年四月一日から官立学校とすることとし同時にその移転拡充計画を決定した。移転先として鵠沼海岸を選び、所要の校舎・寄宿舎等は地元の藤沢市に依頼して建設し、それを通信省が借

上げるという方式を探ることにしたのである。市側では、三月二六日開会の市会に「官立無線電信講習所新設費起債ノ件」とこれに関する一七年度追加予算案をはかり、逓信当局者の説明を聞いた上で、これを可決した。敷地費もふくめて建設費の総額を二六〇万円と見積り、全額を起債に仰ぎその利子相当額を賃貸料として受けとることにしたのである。起債の償還は二五年賦であるが、適当な機会に国側が買収することも考慮されていた。

起債については、九月二一日にいたり内務・大蔵両大臣の許可があり、ただちに大蔵省預金部資金の借入申請の手続をとった。一八年二月二三日、一七年度分として一五六万七〇〇〇円の借入が決定、これに即応し当日の市会において起債要領および予算の更正を議決した。事業面については、三月五日の参事会で、建設敷地として鶴沼地区の字上鰯、辻堂地区の字長久保等にわたる山林・砂地・畑地等約二万七五〇〇坪を四万九〇五六円余で買収することを決定した。これに地上物件補償料その他の雑費を合わせて、一七年度中の建築費支出は四五万三〇九二円、あとの一一万三九〇七円は一八年度へ繰越すことになった。用地買収を終わって着工の運びにはいったのは三月末であった。工事は設計・工事監督一切を逓信当局に託し、間組がこれを請負った。ただし資材不足等の影響もあって工事の進行は予定よりかなり遅れたらしい。一八年度から一九年度へ八四万七八四四円の工事費を繰越しているし、そのうち二一万円はさらに二〇年度へ繰越しているからである。

国民学校の建設 辻堂および鶴沼海岸地区において、かねてから、人口の急増に対応する小学校（一六年四月、国民学校と改称）の新設を要求する声が強かつたこと、また六会村が藤沢市へ合併する際に老朽化した

六会国民学校校舎の改築が切実な課題になっていたことは前述した。

太平洋戦争を迎えた前後から、工場の進出や拡充が活発化するにともなって藤沢市人口の増加はテンポを速め、したがってまた学童数も急増し、国民学校の新設や増築の必要性はいよいよ強まつた。しかし、市の自主財源をもつてこのような事態に対処することは困難で、結局は起債を頼りにするほかはなかつた。そこで市当局は、まず一七年三月二六日の市会議決に基づいて、一七年度に六会国民学校の校舎改築費二五万五〇〇〇円の起債を申請したが認可にならなかつた。同年一一月末、金子市長の就任が決定した直後に、辻堂に住む建設会社（飛島組）社長飛嶋繁が、地元に国民学校を新設するためには、その用地として自身の所有地を提供（無償貸与）する用意があることを明らかにした。そこで金子市長は飛嶋と打合せたうえで、一八年一月二六日の市会に「国民学校設置ノ件」および「校地借入ノ件」の二議案を提出し可決をえた。前者は、辻堂地内の字チヨンおよび地蔵袋にわたる五〇三八坪の土地に「新ニ国民学校ヲ設置シ、之ニ伴フ国民学校ノ校数及位置ノ指定ヲ其筋ニ申請スルモノトス」という趣旨で、後者は右の土地（地目は雜種地砂地）を次のような契約によつて借り入れることを定めたものである。

#### 学校用地貸借契約書

藤沢市長金子小一郎（以下甲ト称ス）ト土地所有者飛嶋繁（以下乙ト称ス）トノ間ニ左ノ条項ヲ以テ貸借ヲ為スコトヲ契約ス

第一条 貸借ノ目的タル土地ハ末尾記載（省略）ノ通りトス。但シ借地料ハ無償トス

第二条 前条ノ土地ハ甲ニ於テ国民学校ノ用地トシテ使用スルモノトス

第四章 藤沢市の誕生と戰時下の市政

第三条 貸借ノ期間ハ昭和十八年二月一日ヨリ昭和三十八年一月三十日迄満二十年トス。但シ期間満了後ト雖モ尚

甲ニ於テ必要アルトキハ其ノ期間乙ハ無条件ヲ以テ使用ヲ承諾スルモノトス

右契約ノ証トシテ本証書式通ヲ作製シ当事者記名捺印ノ上各自壹通ヲ保有ス

昭和十八年一月 日

右の議決に基づいて市当局はただちに校数および位置指定を県知事へ申請するとともに、用地貸借契約を正式に締結した。そして、二月二六日開会の市会に、理事者は辻堂国民学校校舎新設費三一万六〇〇〇円の起債計画を、六会国民学校改築費四〇万円、第四国民学校増築費七万九〇〇〇円、さらに藤沢高等女学校増築費六万円のそれぞれについての起債計画とともに提案した。前年不許可になつた六会校改築費の起債を再度申請するだけではなく、三件もの新・増築費起債を加えることに対しても、議員の一部から疑問が出たが、金子市長は四件ともに軽重をつけがたいとする立場から一挙に申請する方針を強調し、市会としてもそれを承認することになった。

辻堂校新設については、三月三〇日に県知事から国民学校数および位置指定に関する諮問があり、四月二一日の市会でこれに異議ない旨の答申を議決、こうして辻堂校新設の計画は確定した。しかし、その後、女学校もふくめて四校の新・増築を実現するための資材を確保できる見通しが容易にえられず、起債が実現した場合にも実際に着工できるかどうかが危ぶまれるにいたつた。そのため一旦申請手続をとつた起債計画も取下げざるをえなかつたのである。ところが、とりわけ人口の増加が著しい鵠沼海岸方面では第三国民学校の学童収容能力が限界に達し、事態を放置しておくわけにはいかなくなつた。そこで、同地区出身の山上八

造議員らが中心になつて、藤沢市農業会（会長は金子市長）の協力のもとに一八年春ごろから新設校のための用地買収を進めた。農業会が土地を買収し、それを市へ国民学校用地として貸付けるという方式をとることにしたのである。一年余を費して農業会は鶴沼地区の字中岡に一町九反一畝四歩（五七三四坪）の買収予定地を確保した。一町八反一畝八歩が畑地、残りはこの畑地内にある道路敷予定地であった。そこで、理事者は昭和一九年四月二六日招集の市会臨時会に右の土地について次のような契約を締結する件と、市立国民学校の校数増加および新設校の位置に関する指定を県知事に申請する件とを議案として提出した。

#### 契約書

藤沢市長ヲ甲トシ藤沢市農業会長ヲ乙トシ土地売買並賃貸借契約ヲ締結シ、其ノ条項ヲ左ノ通定メ、相互ニ其ノ実行ヲ約スルモノナリ。依而此ノ証書式通ヲ作製シ甲乙各其ノ壱通ヲ保有ス

第一条 乙ハ甲ノ建設スル市立国民学校敷地ニ充ツル別紙表示（省略一筆者注）ノ土地ヲ表示ノ金額ヲ以テ其ノ所有者ヨリ買收シ、甲ニ之ヲ賃貸スルモノトス

第二条 前条ノ賃料ハ乙ガ土地買收ニ要シタル土地代金・登記料・不動産取得税ノ總額ヲ元本トシテ年三分八厘ノ割合ニヨリ算出シタル金額トシ、毎年九月及三月乙ノ請求ニヨリ支払フモノトス

第三条 乙ハ甲ガ本契約ノ目的タル土地ノ買收ヲ申出タルトキハ前条賃料ノ基準タル元本額ヲ以テ之ニ応ズルモノトス

第四条 乙ハ本契約目的タル土地ニ付甲ノ承諾ナクシテ抵当権ノ設定ヲ為シ若ヘ之ヲ第三者ニ売渡スコトヲ得ザルモノトス

第五条 本契約締結後乙が第一条ノ土地買收ヲ了シタル後ハ甲ハ其ノ計画スル国民学校ノ建設ニ付監督官庁ノ認可ヲ

得ルニ至ラザルトキト雖モ第二条ノ質貸料ハ之ヲ支払フモノトス

第六条 甲が第三条ニ定ムル買収申出ヲ昭和二十五年三月三十一日迄ニ為サザルトキハ乙ハ応諾義務ノ廢棄ヲ甲ニ申立ツルコトヲ得ルモノトス

前項ノ場合甲及乙ハ相互ニ之ニヨリ生ズル損害ニ付賠償ノ義務ナキモノトス

昭和十九年 月 日

第一条に「表示ノ金額」は、畠地一坪につき二三円、道路敷予定地坪当たり七円と定められていた。兩議案は異議なく可決された。県知事への申請はただちに行なつたが、所定の順序にしたがつて認可をえたのは八月上旬であった。位置指定の面では農地管理令の関係で、買収面積を五千坪以内にとどめるために一部が対象から除かれた。知事認可に先立つて、六月一日招集の市会臨時会に、理事者は辻堂国民学校および鵠沼国民学校（いずれも仮称）の校舎建築の件と校舎建築請負契約に関する件の議案を提出し、即日原案の可決をみた。辻堂校は木造・亜鉛びき鉄板葺の平家建て校舎一棟で建坪は二三七坪七合五匁、鵠沼校は同じ様式の二階建てで延建坪二二七坪五合、ともに普通教室六と職員室その他の付属室とから成るものである。一方、工事については、辻堂の飛嶋繁と次のような要項で随意契約を結ぶことにした。

一、請負金額 辻堂国民学校 金拾六万円以内 鵠沼国民学校 金拾四万円以内

一、請負金支払方法 工事竣工ノ月ヨリ十ヶ年以内ニ毎年総額ノ十分ノ一以上ヲ支払フモノトシ、各年度末ニ於ケル支払残額ニ對シテハ年三分八厘ノ割合ニヨリ利子ヲ付スルモノトス。但シ市ノ都合ニヨリ年限ヲ変更シ得ルモノト

ス

こうして、辻堂・鵠沼の両国民学校の新設は、起債に依存することなく、建設会社を主宰する飛嶋繁およ

び市農業会の協力をえて、実現しうることになつた。辻堂校の場合には、整地作業を地元町内会の勤労奉仕で行なつた。建築資材を確保することは著しく困難であつたが、おもに古材を手配し、さらに市域内の農村地帯で山林の立木を購入し伐採した。飛島組による建築工事は一九年年末ごろに着手の運びとなつたらしい。二〇年四月の新学年には両校とも開校した。なお、六会国民学校の改築や第四国民学校の増築は、起債の望みがなくなつたため応急的な造修にとどめざるをえなかつた。

**戦争末期の市政** 昭和一八年二月、日本軍のガダルカナル島撤退以後の戦局は日本にとつて悪化の一途をたどるばかりとなつた。四月に山本連合艦隊司令長官の戦死が発表された時、藤沢市会では「其ノ尽忠ノ大精神ト不滅ノ偉勲ヲ景仰シ悲愁哀悼極マル所ナシ」との弔辞を議決して贈つたが、五月のアツツ島玉碎をはじめとしてその後悲報があい次ぐと、そうした弔意表明さえもはばかられた。戦局の悪化に比例して、国内の総動員体制はますます強化され、国民生活の隅すみまで戦争遂行のための激務が浸みわたつた。それは、食糧をはじめとする諸物資の欠乏とあいまつて、国民をはなはだしい疲労と不安におとしいれた。そうした情勢は藤沢市においてももちろん例外ではなかつた。その一端を具体的にうかがうため、一九年一月二〇日の市会臨時会における兼子議員の生活物資需給に関する発言と金子市長の応答の一部を抄録してみよう。

**兼子議員** 「市当局ニ御願ヒ致シ勉強サセテ頂キマス。……銃後ノ勤ガ課セラレテ居ルノニ不平不満ノ声ヲ聞キマス。夫レハ何カト申シマスト物資ノ不足カラデアルト思ヒマス。配給物資デ生活ガ出来得レバト思ヒマスガ左様ニハ行カズ、国・県・市モ非常ニ努力シテ居ラルガ配給ノミデハ骨ガ折レル、従ツテ低物価政策ヲ無視シテ闇ヲヤル、働くコトニ依リ金ガ出来ルガ一定ノ金シカ入ラヌ方サヘアルニ金ガ入ル者ハ統制ヲ素スコトヲヤル、市ノ配給状況ヲ

## 第二節 戰時下の藤沢市政

三七八

一般ニ認識サセル必要ガアルト考ヘマス。又県・市ノ方針ニ協力シナケレバナラヌ。就キマシテハ薪炭ニ付申テノ見通シ、魚貝類ノ状況、其ノ他食糧品貯蓄ノ増加等ノ状況ハ如何デスカ。私共ノ協力ガ出来マスモノナラ大イニ協力モ致シマスガ篤ト御説明ヲシテ頂キ度……」

金子市長 「米ヤ衣料ハ別デ、薪炭・蔬菜・魚貝ニ付申上ゲマス。砂糖ハ戦局上（欠乏するのは一筆者注）仕方ガアリマセン。

薪炭ニ就テハ市町村ニ於テ獲得シロトノコトデ屋敷ノ木迄伐採シロトノ方針デアリマス。本市デハ各町内会ヲシテ獲得サセテ居リマス。本年ノ（炭）移入ハ昨年ノ八割位デ、之迄島根県カラ來マシタガ風水害デ来ズ、本年カラハ島根県産ノモノハ京阪地方へ出荷サレ本市ヘハ福島県・岩手県ヨリ入手セイドノコトデスガ、右県ニハ知合ヤ馴染モ無イノデ入手ハ如何ト疑ハレマス。県下産ノモノモ出荷ガ少ナイ様ニ思ハレマス。県經濟部長ノ言ノ如ク二割減程度ナラ心配ハナイト思ハレマスガ只遲延スルコトヲ心配スルノデアリマス。

薪ハ三十万束、内本市ノ平地林伐採デ五万束、山持ヨリ五万束、外ニ県外県内産ノモノデアリマスガ、何レモ遅レルコトガ心配ニナリマス。県ハ割当ノミデアリマスノデ此方デヤルコトニナリマス。概括的ニ申上ゲマスト思フ時ニ思フ様ニ来ルカガ心配デス。県内産地モ人手ガ不足ノ為思フ様ニ出荷ガ出来ヌ状況ニアリマスノデ、各町内会ハ平地林ノ伐採ヲシテ手元ニ獲得シ置カルルガ最善ノコトと思ヒマス。

蔬菜ハ夏ハ旱魃、秋ハ雨天勝デシタガ作付ハ自家用共デ三百十町歩程デス。私ハ市常会デ野菜ハ左程心配スルコトモアルマイト申上ゲテ置キマシタガ氣候等ノ関係デ減収ヲ予想セラレ、其ノ上軍隊ノ増加デ市民ニ対スル分ガ少ナクナル、工場等ヘモ廻ルコトニナリ來年二、三月頃ガ心配ト思ハレマス故ニ横須賀・鎌倉方面ヘノ出荷ハ不可能ト思ヒマス。

青物市場ノ株ヲ農業会ガ引受ケ市場ハ大体完備シテ居リマスノデ、他市ト比較シテ本市ハ優ツテ居ルト思ヒマス。

魚貝ハ生産力ノ低下ト資材ガ少ナニ為、充分ナル配給ヲスルコトヲ得ズ、本市ハ中間価格デアル故ニ出廻リ悪シク、之ヲ消費価格トナル様運動シテ居リマス。本市ハ相当数ヲ横浜ノ消費価格ノ所ヨリ来テ居リ、從ツテ価格ガ高クナツテ居リマシタ。県食料課デハ之ハ不可能ト申サレテ居リマス。今後ハ横浜ヨリ来ズ、県内産ノモノガ無ケレバ困ル状況デアリマス。骨ヲ折ツテ居ル次第アリマスガ思フ様ニハナラズ、今後皆様ノ御協力ヲ篤ト願フ次第アリマス。

先ニ蔬菜出荷ニ就キマシテハ議員諸君ニ農村方面ニ御出掛ク願ヒマシタガ一般ニ好感ヲ持ツテ居リマス。今後宜敷御願致シマス。……」

兼子議員の発言は、この日の議事が終わった後で特別に行なわれたのであって、そのことは食糧その他生活物資の欠乏が、いかに市民の重大関心事になっていたかをもの語つてゐる。

右に触れた一月二〇日の市会臨時会における主要議事は、任期満了にともなう名誉職市参事会員および同補充員の選挙であった。議長指名によつて七人の選考委員をきめた後ただちに休憩、その間に委員たちは参事会員・同補充員の候補者各一〇名を選考し、補充員については順序も定めた。会議再開とともに議長が選考委員の選んだ候補を指名し、全員異議なくその当選を確定した。当選したのは次の人がびとである。

市参事会員—落合喜代一・山内泉・小倉久武・竹内一良・加藤徳太郎・兼子一郎・有田金八・斎藤正夫。

金川龜太郎・丸山与吉

市参事会員補充員—山上元三郎・小川桂助・榎本市右衛門・鈴木竹次郎・金子知治・山上八造・鈴木勇・

池田進・中田吉堯・砂川安太郎

ところで、この時期には、本来ならば任期満了する市会議員の選挙が行なわれるはずであった。しかし、

昭和一六年二月に戦時下的非常措置として衆議院議員の任期が一年延長されて以来、地方議会議員の任期延長のための立法が数次にわたって行なわれていた。藤沢市会の場合には一九年三月二五日法律第三三号および二〇年三月二七日同三二号によって議員の任期がそれぞれ一年延長された。つまり、第一回市会議員選挙で当選した議員と村岡・六会両村の市域編入とともに選出された議員とが、太平洋戦争後の新しい事態を迎えるにいたるまで、市会をになうことになったのである。

昭和二〇年二月二三日開会の市会通常会では、二〇年度予算案の審議に関連して、さらに深刻化した物資不足の状況が明らかにされた。また、前年一一月以来本格化した米空軍B29の本土爆撃に対応して、防空態勢の徹底的強化がさし迫った課題として論じられた。総額（一般会計）一五二万六六六九円の予算案は、全員委員会の検討を経て、全会一致で可決されたが、そこには「決戦」段階を迎えた苦悩が色濃く出ていた。たとえば、緊急を要する防空費を起債に頼らねばならぬ有様であった。

右の市会が終了したのは三月二日、その後間もない三月一〇日の夜にはB29の東京大空襲があった。その後は京浜・湘南方面で空襲の警報サイレンが響かない日は全くなかつた。一九年七月一八日米軍のサイパン島制圧とともに崩壊した東条内閣の後をうけ、「必勝」を盛んに強調していた小磯内閣も、米軍が沖縄本島上陸を開始した四日後の四月五日に退陣した（この日、ソ連が対日戦に加わった）。後継の鈴木貫太郎内閣は「本土決戦」体制の推進をはかつたが、国民の戦意喪失は既に決定的になつていていた。藤沢市では六月二六日に市会臨時会を招集、防空施設・資材の整備を中心とする追加更正予算案（更正額一七八万八九八一円）等を審議可決した。これが戦時中最後の市会になつた。出席した議員は一八名に過ぎなかつた。